

# 金融資料



## 金融共通

### 6-1 「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」 (平成4年法律第87号)の概要

(平成4年6月26日公布)

#### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成4年3月17日	平成4年5月14日	平成4年6月3日	平成4年6月4日	平成4年6月16日	平成4年6月18日	平成4年6月19日	平成4年5月14日 衆本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/123/1233305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf)より作成。

#### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極めて深刻に受けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進審議会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきたところでございますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面においても改革を推進する必要があると考えております。

このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、これらの法律案を提出することとした次第でございます。

〔中略〕

次に、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、金融機関の経営の健全性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図るためのものであります。このため、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入を初めとする金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施することとし、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融機関及び証券会社が、各種の業務分野へ参入できるようにするため、銀行等の証券子会社及び信託銀行子会社並びに証券会社の銀行子会社及び信託銀行子会社に係る規定を設けるとともに、信用金庫等について、本体で信託業務を営むことができることといたしております。

第二に、証券取引制度の見直しを行い、金融の証券化の進展に対応し、有価証券の定義の整備を行うほか、公募について、人数基準の明確化、投資者の属性への配慮等の見直しを行うとともに、私募についての法整備及び情報開示制度の充実を図ることといたしております。

第三に、協同組織金融機関の業務規制の緩和等を行い、信用金庫等について、社債等の募集の受託業務を、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合等について、国債等の募集の取り扱い及び売買業務並びに外国為替業務を行うことができることとする等の改正を行うことといたしております。

第四に、金融機関の健全性の確保を図るため、銀行等が経営の健全性を判断するための基準に係る規定を設けるほか、大口信用供与規制、子会社等との間の取引の規制等の措置を講ずることといたしております。

その他、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧についての規定、金融機関の合併及び転換に関する規定等について所要の整備等を行うほか、相互銀行法を廃止することといたしております。

以上、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。]

(注) 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案」の趣旨説明は、資料6-46に掲載している。

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成4年5月14日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化等を図る必要性にかんがみ、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入等金融制度及び証券取引制度の包括的な改革を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、銀行法等金融に関する法律の一部改正等

##### 1 子会社による証券業務及び信託業務への参入

銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、信用金庫連合会等協同組織金融機関の連合会及び農林中央金庫(以下、銀行等)は、子会社によって証券業務及び信託業務に参入することができる。

ただし、大蔵大臣は、当分の間、銀行等の証券子会社の取次等の業務(ブローカー業務)の免許については、株券に係る業務を行ってはならない旨の条件を付する。

##### 2 銀行等の本体での取扱い業務

- ① 銀行等が証券化関連商品及び私募の取扱いができるよう各業法の整備を行う。
- ② 信用金庫等協同組織金融機関及びこれらの連合会は、認可を受けて信託業務を本体で兼営することができる。

##### 3 協同組織金融機関の業務規制の緩和

信用金庫及び同連合会、信用協同組合及び同連合会、労働金庫連合会、農業協同組合並びに商工組合中央金庫について、社債等の募集の受託及び担保付社債信託業務を行うことができることとするとともに、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合及びこれらの連合会について国債等の窓口販売及び売買業務(ディーリング業務)並びに外国為替業務を行うことができることとする等業務規制の緩和を行う。

##### 4 金融機関の健全性の確保等

- ① 主務大臣は、銀行等及び商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況等経営の健全性を

判断するための基準を定めることができる。

- ② 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の各連合会及び農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及びこれらの連合会並びに農林中央金庫の同一人に対する信用供与の限度額を定める。
- ③ 長期信用銀行及び外国為替銀行の普通銀行への転換及び異種の金融機関との合併の手続きを明確化するとともに、労働金庫の異種の金融機関への転換及び合併を可能とする。
- ④ 相互銀行法を廃止する。

## 二、証券取引法等の一部改正

### 1 有価証券概念の整備

法人が事業資金調達のために発行するコマース・ペーパー、海外の金融機関の貸付債権を流動化したもの（CARDs）、住宅ローン債権信託受益権等を証券取引法上の有価証券とし、これらの仲介業務を銀行等が行うことができる。

### 2 公募概念の見直し、私募についての法整備

公募概念についての人数基準を明確にするとともに適格機関投資家に対してのみ発行する場合には情報開示を免除する等の措置を講ずるとともに、私募（新たに発行される有価証券の取得の申し込みの勧誘であって有価証券の募集に該当しないもの）を証券業務とする。

### 3 子会社による銀行業務への参入

証券会社は、子会社によって銀行業務に参入することができる。

（出所）参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/123/1233305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf)。

## 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年6月3日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 個人、中小企業、農林漁業者等がその需要に応じた金融商品・サービスの提供を受けられるなど、小口利用者に対するサービスの向上が図られるよう努めるとともに、中小金融機関の業務範囲の拡大に引き続き配慮すること。
- 二 一連の証券・金融不祥事により低下した国民の信頼を回復するため、引き続き、金融機関及び証券会社の経営姿勢の是正を促すとともに、仮名取引の防止及び顧客情報の適正管理について、厳正な指導を行うこと。
- 三 金融機関及び証券会社の業務運営についての経営責任を自覚した自主的な努力を尊重するとともに、銀行法等に基づく金融機関の業務及び不良債権を含め財産の状況に関する開示について一層の充実を図ること。また、労働時間短縮についても精力的に取り組むこと。
- 四 業態別子会社の設立に当たっては、今後の経済情勢、銀行、証券会社等の営業状況等の正常化を見極め、漸進的・段階的に慎重かつ適切に対処すること。
- 五 銀行による既存の証券会社の買収及び銀行の証券子会社と既存の証券会社の合併に際しては、銀行の証券子会社の株式ブローカー業務が禁止されている趣旨が損なわれることのないよう慎重に対処すること。
- 六 金融機関及び証券会社の相互参入に伴い発生する可能性のある弊害の防止については、適正な競争促進を旨とする制度改革の意義を損なうことなく、かつ、実効性のある明確な措置を講ずるとともに、政省令の制定については、法律施行後に混乱を生ずることの

ないよう早急に具体的・的確な内容を規定すること。

- 七 金融・資本市場における適正な競争を確保するため、免許基準の明確化により新規参入の推進を図るとともに、行政裁量を極力抑制し、諸規制・諸慣行の見直しを速やかに完了すること。また、小口取引等について配慮しつつ株式等売買委託手数料の自由化を推進すること。
- 八 ノンバンクの融資業務の健全性を確保するため、業界団体に対して自主ルールの策定を要請すること。
- 九 金融機関の関連ノンバンクの管理体制の強化を図り、ノンバンクに対する金融機関の融資業務の適正化を求めるとともに、法改正後、ノンバンクの実効ある実態把握に努め、今後の事態の推移に適切に対応すること。
- 十 消費者金融に係る多重債務者の急増傾向に対応し、過剰借入れを抑制するため、業界団体に対して自主規制措置の推進を指導すること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年6月18日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 金融制度改革の主旨にかんがみ、個人、中小事業者、農林漁業者等の小口利用者の多様なニーズに応じた金融商品・サービスが提供されるよう努めるとともに、中小金融機関の業務範囲の拡充に引き続き配慮すること。
- 一 業態別子会社の設立に当たっては、一時期の過度の参入による市場の混乱を回避するため、銀行、証券会社等の営業状況等を踏まえ、慎重、かつ、適切に対処すること。
- 一 金融機関及び証券会社の経営の健全性を確保し、預金者・投資者保護に万全を期するため、金融機関及び証券会社の業務規制を緩和するに当たっては、その業務遂行能力等を十分勘案するとともに、協同組織金融機関については、優先出資制度を含め、自己資本充実のための方策を検討すること。
- 一 金融機関及び証券会社の相互参入に伴い発生するおそれのある弊害の防止については、適正な競争の促進等制度改革の意義を損なうことなく、かつ、実効性のある明確な措置を講ずること。また、政省令の制定については、法律施行後に混乱を生ずることのないよう早急に具体的・的確な内容を規定すること。
- 一 銀行による既存の証券会社の買収及び銀行の証券子会社と既存の証券会社の合併に際しては、銀行の証券子会社の株式に係るブローカー業務が禁止されている趣旨に沿って慎重に対処すること。
- 一 一連の証券・金融不祥事により損なわれた国民の信頼を回復するため、引き続き、金融機関及び証券会社の経営姿勢の是正を促すとともに、仮名取引の防止及び顧客情報の適正な管理について、厳正な指導を行うこと。また、指導、検査のための体制の充実に努めること。
- 一 金融機関及び証券会社の公共性と業務運営における自主性の調和を図るとともに、銀行法等に基づく金融機関の業務及び不良債権を含めた経営内容の開示について一層の充実を図ること。また、最近の産業界全体の動向を踏まえ、労働時間短縮についても精力的に取り組むこと。
- 一 新規参入による金融・資本市場の適正な競争の促進を図るため、免許基準を明確化することにより、行政裁量を極力抑制するとともに、金融・資本市場の諸規制・諸慣行の見直しを速やかに完了すること。また、株式等売買委託手数料については、小口取引等に配慮しつつ、その自由化を推進すること。
- 一 ノンバンクが我が国金融システムの中で重要な地位を占めつつある状況にかんがみ、融資業務の健全性を確保するため、業界団体に対して自主ルールの策定を促すこと。
- 一 金融機関の関連ノンバンクの管理体制の強化を図り、ノンバンクに対する金融機関の

融資産業務の適正化に努めるとともに、ノンバンクの実効ある実態把握に努め、今後の事態の推移に適切に対応すること。  
右決議する。]

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成4年6月3日)。参議院「大蔵委員会議録」(平成4年6月18日)。

## 6-2 「金融システム改革のプラン～改革の早期実現に向けて～」(平成9年6月13日)

金融システム改革のプラン～改革の早期実現に向けて～

平成9年6月13日  
大蔵省

### I 金融システム改革の必要性

- (1) 我が国経済が、21世紀の高齢化社会においても活力を保つていくためには、我が国の経済社会システムを構造的に変革することが必要であり、経済の動脈ともいべき金融システムについても、21世紀の我が国経済を支える優れたものへと変革することが不可欠である。
- (2) 一方、グローバリゼーション、情報・通信の技術革新が進展し、欧米金融市場においては新たな金融商品の登場、さらには、1999年には新通貨ユーロの出現といった大きな変化が見られる中、我が国金融市場の空洞化を防ぐためにも、市場機能を活性化させることが急務である。また、これにより、通貨としての円の地位の向上が図られることにもなる。
- (3) このためには、1200兆円にも上る個人金融資産が有利に運用され、次世代を担う成長産業への資金供給が円滑に行われ、また、海外との間でも活発な資金フローが実現するよう、市場の透明性・信頼性を確保しつつ、大胆な規制の撤廃・緩和を始めとする金融市場の改革を行うことにより、マーケットメカニズムが最大限活用され、資源の最適配分が実現される金融システムを構築することが喫緊の課題である。

### II プラン策定の経緯

金融システム改革は、96年11月に橋本総理のイニシアティブにより開始され、証券取引審議会、企業会計審議会、金融制度調査会、保険審議会及び外国為替等審議会は、直ちに、2001年までに改革が完了するプランの検討を開始した。また、改革を一体的なものとして円滑に推進するため、各審議会代表者による「金融システム改革連絡協議会」を設置し、各審議会相互に関連する問題等について議論を行ってきた。このうち、改革のフロントランナーとしての「外国為替及び外国貿易管理法」改正については、外国為替等審議会における本年1月の答申を受け、3月には改正案が国会に提出され、5月に可決・成立したところである。

今回取りまとめられたプランは、昨年11月の橋本総理の指示に基づき、本改革を巡る国会での議論や「金融システム改革連絡協議会」での議論等をも踏まえて、関係審議会が検討を行い、策定したものである。

### III プランの概要

- (1) プラン策定に当たったの基本的考え方
  - タイムスケジュールの明確化  
改革を一体的に進めるためのタイムスケジュールを明確にする。
  - 明確な理念の下での広範な市場改革  
本改革は、
    - ・ Free (市場原理が働く自由な市場に)

- ・ Fair（透明で信頼出来る市場に）
- ・ Global（国際的で時代を先取りする市場に）

の3原則に照らして必要と考えられる改革を全て実行する。

○ 利用者の視点に立った取組み

各審議会の報告書の主な内容は、利用者の立場に立った改革という観点から、

- 投資家・資金調達者の選択肢の拡大
- 仲介者サービスの質の向上及び競争の促進
- 利用しやすい市場の整備
- 信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備

の4つの視点を網羅しているものである。

○ 金融システムの安定

本改革の実現に当たり、金融機関の不良債権問題の速やかな処理を促進するとともに、早期是正措置の導入やディスクロージャーの拡充などを通じて金融機関等仲介者の健全性確保に努め、金融システムの安定に万全を期すことが重要である。

(2) 主な具体的事項と内容

事項	措置内容	スケジュール
(1)投資家・資金調達者の選択肢の拡大		
証券デリバティブの全面解禁	証券取引所における個別株式オプション取引を導入する。 有価証券関連の店頭デリバティブ取引の導入のための環境整備を行った上で、証券デリバティブを全面解禁する。 有価証券及び商品関連の店頭デリバティブ取引について、原資産の受渡しを伴わない範囲で、銀行等が行える業務とする。	97年7月に、東京・大阪両証券取引所において取引開始予定。 次期通常国会に法案提出予定。 次期通常国会に法案提出予定。
「証券総合口座」の導入	「証券総合口座」を導入する。	97年度中に実施予定。
銀行等の投資信託、保険の窓口販売の導入	銀行等の本体による投資信託の販売を導入する。 銀行の店舗貸しによる投資信託委託会社の直接販売を導入する。 保険については、弊害防止措置等を講じた上で、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険の販売を認める。	次期通常国会に法案提出予定。 97年度中に実施予定。 2001年を目処に実施予定。
ABS（資産担保証券）など債権等の流動化	ABSの発行体であるSPC（特別目的会社）についての法的整備を行う。 金銭債権信託受益権について、有価証券の発行根拠を法定し、流動性を改善する。	次期通常国会に法案提出予定。 次期通常国会に法案提出予定。
内外資本取引等の自由化	クロスボーダーの証券取引、海外預金等の自由化により、企業や個人の資金運用、資金調達の選択肢を拡大する。	今国会で外為法〔外国為替及外国貿易管理法〕の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
(2)仲介者サービスの質の向上及び競争の促進		
持株会社制度の活用	持株会社形態の利用を可能とするとともに、預金者、投資者、保険契約者の保護等金融上の観点から必要となる諸措置を講ずるため、所要の法整備等を行う。	改正独占禁止法の施行をにらみ、所要の法的整備を可及的速やかに行う。
証券会社の免許制の見直し	現行の免許制を改め、登録制を原則とする。その上で例えば店頭デリバティブ業務や引受業務など、業務の専門性やより高度なリスク管理が求められる特定の分野については、認可制とする。	次期通常国会に法案提出予定。



業態別子会社の業務範囲等	証券会社、信託銀行子会社に係る残余の業務制限を解禁する。	99年度下期中に解禁。
	保険会社と金融他業態との間の参入について実現を図る。 保険会社による銀行・信託・証券業務への参入、証券会社による保険業への参入等については、時期を早めて実施する。	2001年までに実現。
普通銀行における長短分離制度に係る業務上の規制の撤廃等	普通銀行による普通社債等の発行等を認める。	99年度下期実施。
証券会社の業務の多角化	外国為替銀行法を廃止する。	次期通常国会に法案提出予定。
	專業義務を廃止し、業務の多様化・差別化を可能とする。	次期通常国会に法案提出予定。
株式売買委託手数料の自由化	株式売買委託手数料を完全自由化する。	99年末には完全自由化。その前段階として、98年4月に自由化部分を現行の売買代金10億円超から5千万円超まで引下げ。
電子マネー・電子決済	電子マネー・電子決済に関し、法律関係の明確化、新規参入の促進、個人利用者の保護等に関する検討を進め、所要の措置を講ずる。	速やかに具体的な施策に関する検討を進め、所要の措置を講ずる。
ノンバンクの資金調達の様式化	貸付資金調達に係る社債・CP発行を禁止する出資法等の制約について基本的に廃止する。	法改正を要する事項については次期通常国会に法案提出予定。
算定会の改革	火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体が算定する料率の使用義務を廃止する。	関係法令の改正を経て、98年7月までに実施予定。
外国為替業務の自由化	為銀〔外国為替公認銀行〕制度、両替商制度、指定証券会社制度を廃止し、外為〔外国為替〕業務に着目した規制を撤廃することで、外為業務への自由な参入・退出を確保するとともに、外貨売買・通貨スワップ等顧客のニーズに合わせた多様な金融サービスを提供することを可能にする。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
(3) 利用しやすい市場の整備		
取引所集中義務の撤廃	取引所外における取引の公正性確保の観点から、証取法〔証券取引法〕の改正を含め所要のルール整備を図った上で、取引所集中義務を撤廃する。	次期通常国会に法案提出予定。
店頭登録市場における流通面の改善	取引所市場の補完との位置付けを見直すとともに、流通面の改善策を実施することにより、その機能を強化する。	97年度以降推進。
未上場株式、未登録株式の証券会社による取扱いの解禁	未上場株式・未登録株式の証券会社による取扱いを解禁する。	97年7月に実施予定。
金融先物取引のあり方	金融先物取引について、新商品の開発、取引手法の整備、投資者保護措置の整備に向けた検討等を進める。	日本円短期金利先物に係るスプレッド取引については98年中にも導入。
短期金融市場の整備	短期金融市場について、取引慣行の見直しや日本銀行当座預金決済の即時クロス決済（RTGS）化等の導入を図る。	RTGS化については今世紀中に導入。
内外資本取引等の自由化	対外決済や資本取引に係る事前の許可・届出制度を原則廃止する。	今国家で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。

(4)信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備		
連結財務諸表制度の見直し	連結ベース中心のディスクロージャーへの転換、連結手続の抜本的見直しを行う。	99年3月期から段階的に実施。
金融商品に関する会計基準の整備	有価証券・デリバティブ等の金融商品に関し、時価評価を導入する等、会計基準の整備を図る。	98年夏までに取りまとめる企業会計審議会の最終意見書を踏まえ、早急に実施。
会計士監査の充実	監査の事後の審査の実施等国際的に遜色のない水準の監査実務、監査体制の整備を進める。	公認会計士審査会提言に基づき早急に実施。
有価証券定義の拡大	新たな商品が出現するに伴い、公正取引ルール等の投資家保護の措置の適用範囲を適切に定める観点から有価証券の定義を拡大する。	次期通常国会に法案提出予定。 (一部政令で実施)
証券取引法のルールの拡充等	有価証券関連の店頭デリバティブ導入等の取引形態の多様化等に対応して、公正取引ルールの拡充を図る。 また、インサイダー取引等について罰則の強化を図る。	次期通常国会に法案提出予定。
検査・監視・処分体制の充実	証券取引等監視委員会の機能強化を始めとした検査・監視・処分体制の充実を図る。	97年度以降、推進。
証券取引における紛争処理制度の整備	証券取引法に定める自主規制機関のあつせん等の制度を法制化する等により、紛争処理制度の整備・充実を行う。	次期通常国会に法案提出予定。
早期是正措置の導入	経営の健全性を確保していくための透明性の高い監督手法である早期是正措置を導入する。	98年4月より導入。
決済リスクの削減策の強化	決済システムに関して、リスク削減策の強化に向けた体制整備等を図る。	一括清算ネットティングについては次期通常国会に法案提出を目指す。
金融機関等の利用者の保護	消費者信用保護の諸施策については、統一的な消費者信用保護法の法制も視野に入れ検討を進め、所要の措置を講ずる。 非預金商品に係る説明ルール作り等を行う。	97年度中結論を得、速やかに所要の措置を講ずる。 97年度中に実施。
分別管理の徹底及び寄託証券補償基金制度の拡充	顧客資産の分別管理を徹底するとともに、寄託証券補償基金を証券取引法上の法人として位置づけ、その制度を整備・拡充する。	次期通常国会に法案提出予定。
経済制裁等の国際的要請への対応	国際的な要請に応じて、経済制裁等を機動的かつ効果的に実施し得るメカニズムを確保する。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
マネーロンダリング防止等に対する国際的要請への対応	銀行等や両替業務を行う者に本人確認義務を法律上課するとともに、現金等の支払手段等の輸出入について税関に対する事前届出制度を導入する。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。
事後報告制度の整備	国際収支統計の作成、市場動向の的確な把握等のため、簡素化を図りつつ、内外資本取引等に関する効率的かつ実行性のある事後報告制度を整備する。	今国会で外為法の抜本的改正が成立し、98年4月1日より施行。

## IV 今後の課題

## (1) プランの実施、諸制度の整備

本プランの内容に沿って改革を実現すべく、所要の法令の改正等、制度の整備を早急に進める。

(2) 金融関係税制の見直し

金融関係税制については、金融市場の抜本的改革にあわせて、公的サービスの財源である税の基本的性格、公平・中立・簡素といった租税原則、さらには国際的整合性の観点をも踏まえ、その望ましいあり方について検討を進める。

(3) 金融サービス法等の検討

金融システム改革の進展に伴い、業態にとられない自由な市場参入や多種多様な金融商品・サービスの提供が予想されることから、改革の進展状況を踏まえつつ、利用者の視点に立って、市場参加者に共通に適用される横断的なルールの構築（いわゆる金融サービス法）も視野に入れて、中期的な視点で幅広く検討する。

（出所）『金融』平成9年7月号 62-66ページより作成。

### 6-3 「罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律」（平成9年法律第117号）の概要

（平成9年12月10日公布）

#### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成9年10月21日	平成9年11月6日	平成9年11月28日	平成9年11月28日	平成9年11月28日	平成9年12月2日	平成9年12月3日	平成9年11月6日 衆本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

（出所）参議院「参議院審議概要 第141回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/141/1414105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/141/1414105.pdf)より作成。

#### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

〔中略〕

次に、罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、最近における金融不祥事を踏まえ、その再発防止を図るとともに、今後の金融システム改革に向けて、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るため、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不正取引、企業内容等の開示義務違反に係る罰則その他の罰則の整備を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、銀行、保険会社、証券会社等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の強化を行うこととしております。

第二に、相場操縦行為、損失補てん、内部者取引等の不正取引に係る罰則及び重要事項に虚偽記載のある有価証券報告書の提出等の企業内容等の開示義務違反に係る罰則の強化を行うことといたしております。

第三に、いわゆる総会屋対策の観点から予定されている商法の改正に伴いまして、金融関係法律について所要の罰則の整備を行うことといたしております。

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものでございます。

以上、提案の三法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成9年11月6日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融機関等の経営の健全性と証券市場等の公正性及び透明性の確保を図るため、金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則、証券市場等における不正取引、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則その他の金融関係法律の罰則の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 金融機関等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則の整備

(1) 銀行、保険会社、証券会社等による検査忌避、虚偽報告等に係る罰則について、長期を1年とする懲役刑を加え、罰金の多額を300万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を2億円に引き上げる。

(2) (1)の罰則の強化等に伴い、金融関係法律について所要の罰則の整備を行う。

#### 2 不正取引及び企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の整備

(1) 相場操縦、不正取引行為に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げるほか、損失補てん、内部者取引等の不正取引に係る罰則の強化を行う。

(2) 重要事項に虚偽記載のある有価証券報告書の提出等に係る罰則について、懲役刑の長期を3年から5年に、罰金の多額を300万円から500万円に引き上げるとともに、法人に対する罰金の多額を3億円から5億円に引き上げる等、企業内容等の開示義務違反等に係る罰則の強化を行う。

#### 3 商法等の改正に伴う関係法律の罰則の整備

いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保する観点から行われる商法等の改正に伴い、関係法律について所要の罰則の整備を行う。

#### 4 その他

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第141回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/141/1414105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/141/1414105.pdf)。

### 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

#### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議(平成9年11月28日)

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しては、今後とも的確な行政処分の執行等厳正な対処を行っていくこと。

一 我が国の金融・証券市場への内外の信頼を高めるため、ルールの透明化等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される市場の構築に努めること。

- 一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のための監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。
- 一 金融機関の罰則の在り方については、罰金についての厳重な対応を含め、今後とも社会情勢に対応して不断の見直しを行い、透明、公正な金融・証券市場の構築に努めること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成9年12月2日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しては、今後とも的確な行政処分の執行等厳正に対処すること。
- 一 我が国の金融・証券市場に対する内外の信頼を高めるため、ルールの透明化、経営情報の開示等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される市場の構築に努めること。
- 一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の一層の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のため、証券取引等監視委員会等の監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。
- 一 公正かつ透明な金融・証券市場の構築を図る観点から、金融関係法律の罰則規定の在り方については、今後とも社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。右決議する。」

（出所）衆議院「大蔵委員会議録」（平成9年11月28日）。参議院「大蔵委員会会議録」（平成9年12月2日）。

## 6-4 「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」（平成9年法律第120号）及び「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」（平成9年法律第121号）の概要

（平成9年12月12日公布）

### 1. 国会における審議状況

提出月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成9年10月13日	平成9年11月6日	平成9年11月25日	平成9年11月27日	平成9年12月3日	平成9年12月4日	平成9年12月5日	平成9年11月6日 衆本会議趣旨説明 平成9年12月3日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

（出所）参議院「参議院審議概要 第141回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/141/1414105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/141/1414105.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、持株会社の設立等の解禁に伴い、銀行業、保険業または証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみまして、銀行法、保険業法、証券取引法、その他の関係法律について所要の規定の整備を図った上、銀行持株会社等の設立等を可能とするものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、国内のいわゆる一般事業会社の株式等を銀行持株会社またはその子会社が合算して一定割合を超えて所有することの制限、銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。また、破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が預金保険機構に資金援助の申し込みを行うことができることとしております。

第二に、保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社の所有承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求、立入検査等、所要の規定の整備を行うこととしております。

その他、所要の措置を講ずることとしております。

次に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として、銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずるものであります。

具体的には、銀行等による銀行持株会社の創設のための合併手続について、合併の条件、合併契約書の承認等に係る特例を設ける等、所要の措置を講ずるものでございます。

〔中略〕

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものでございます。

以上、提案の三法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成9年11月6日)。

### 3. 法律案の要旨

#### ○持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

「本法律案は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴い、銀行業、保険業又は証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上の措置を講ずる必要性があること等にかんがみ、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 銀行法等の一部改正

銀行持株会社について、銀行持株会社の設立等に係る認可、銀行持株会社の子会社の範囲の制限、銀行持株会社等による一般事業会社の株式の取得等の制限、大蔵大臣による監督等、所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 銀行持株会社となろうとする会社は、あらかじめ、大蔵大臣（金融監督庁設置後は内閣総理大臣）の認可を受けなければならないこととする。

(2) 銀行持株会社は、銀行、証券会社等、銀行業若しくは証券業に関連する業務等を営む会

社等以外の会社を子会社としてはならないこととする。

- (3) 銀行持株会社又はその子会社は、国内のいわゆる一般事業会社の株式等については、合算して、当該会社の発行済株式総数等の15%を超えて所有してはならないこととする。
  - (4) 大蔵大臣（金融監督庁設置後は金融監督庁長官）による銀行持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立入検査等に関する規定を置くこととする。
- 2 保険業法の一部改正
 

保険持株会社について、保険持株会社の設立等に係る認可、保険持株会社による子会社所有に係る承認、保険持株会社及びその子会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。
  - 3 証券取引法の一部改正
 

証券持株会社について、証券持株会社に対する報告徴求・立入検査等、所要の規定の整備を行うこととする。
  - 4 預金保険法の一部改正
 

破綻金融機関の株式の取得を行う銀行持株会社等が、預金保険機構に資金援助の申込みを行うことができることとすることとする。
  - 5 その他
 

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の銀行法等の施行状況、銀行業等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、銀行持株会社等に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

#### ○銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

「本法律案は、銀行持株会社が金融業務の効率的な運営に資するものであることにかんがみ、銀行等による銀行持株会社の創設を円滑にするための措置として銀行等の合併手続の特例その他の所要の措置を講ずることにより、金融制度の安定及びその利用者の利便の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行持株会社創設のための合併の条件の特例
 

金融機関と銀行持株会社の子会社である他の金融機関とが、当該他の金融機関が存続することとなる合併を行う場合において、銀行持株会社が消滅金融機関の子会社であるときは、合併契約書に、消滅金融機関の株主が合併により受けるべき存続金融機関の株式を現物出資の目的として銀行持株会社に給付し、かつ、銀行持株会社が当該株主に対し現物出資に係る新株を発行することを合併の条件として定めることができることとする。
- 2 合併契約書の承認の特例
 

1の条件が定められた合併に係る株主総会の承認の決議については、発行済株式の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないこととする。
- 3 銀行持株会社が発行する株式総数の増加の制限の特例
 

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合には、当該銀行持株会社は、発行済株式の総数と当該現物出資の給付を受けて発行する新株の総数を合計した数の4倍を超えない範囲において、その発行する株式の総数を増加することができることとする。
- 4 現物出資の検査の特例
 

銀行持株会社が1の条件に従い現物出資の給付を受けて新株を発行する場合において、消滅金融機関の株式が取引所の相場のある株式であり、かつ、合併契約書に記載された現物出資の目的たる存続金融機関の株式の価格が一定の証明を受けた株式評価額を超えないときは、当該現物出資については、検査役の調査を要しないこととする。」

go.jp/japanese/gianjoho/old\_gaiyo/141/1414105.pdf。

#### 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

##### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成9年11月25日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融持株会社の解禁により、銀行等が影響力を行使して産業支配を行うことのないよう、競争政策の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。また、ディスクロージャーの内容の充実にも配慮すること。
- 一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明、銀行による圧力販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることとならないよう配慮すること。
- 一 銀行持株会社だけでなく他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑化するための方策について検討すること。
- 一 金融持株会社制度を活用しやすいものとするため、金融持株会社の設立の際及び設立後における税制上の問題の検討を進めること。」

##### ○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成9年12月4日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融持株会社の解禁により、銀行等が産業支配を行うことのないよう、公正な競争促進の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。
- 一 銀行持株会社グループ等の連結ベースでのディスクロージャーを充実させるとともに、預金者等の利用者にわかりやすく経営情報の開示を進めること。
- 一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明義務を課し、銀行の影響力を行使した販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることのないよう配慮すること。
- 一 銀行持株会社以外の他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑にするための方策について検討すること。
- 一 金融持株会社制度の活用を促進するため、金融持株会社の設立の際及び設立後における課税のあり方について検討を進めること。また、持株会社形態を利用した租税回避の防止等にも留意すること。  
右決議する。」

（出所） 衆議院「大蔵委員会議録」（平成9年11月25日）。参議院「大蔵委員会議録」（平成9年12月4日）。



## 6-5 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」(平成10年法律第107号)の概要

(平成10年6月15日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成10年3月13日	平成10年4月9日	平成10年5月15日	平成10年5月15日	平成10年5月18日	平成10年6月4日	平成10年6月5日	平成10年4月9日 衆本会議趣旨説明 平成10年5月18日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/142/1424106.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

本法律案は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国との調和を図りつつ、自由かつ公正で内外の利用者に資する金融システムを構築するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、投資者の多様化するニーズにこたえ、国民のよりよい資産運用を可能にするため、証券投資法人制度の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券の募集の取り扱い等を可能とする等の措置を講ずることとしております。

第二に、活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供を可能とするため、証券業について現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、その專業義務を見直し、幅広い業務を行うことを可能とするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参入の促進等の措置を講ずることとしております。

第三に、投資者や資金調達者にとって多様な市場や取引の枠組みの利用が可能となるように、証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システムを証券業として整理する等の規定整備を行うこととしております。

第四に、利用者が安心して取引を行えるように、企業内容の開示を連結主体に移行することや金融機関及び証券会社に説明書類の公衆縦覧を義務づけること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や、銀行及び保険会社の子会社の範囲の明確化並びに破綻の際の備えとしての投資者保護基金及び保険契約者保護機構の創設等の措置を講ずることとしております。

[中略]

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。

以上、四法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成10年4月9日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国の金融システムとの調和を図りつつ、自由で公正な金融システムを構築していく必要性にかんがみ、内外の利用者に資するよう金融システムを改革するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 資産運用手段の充実

証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券募集の取扱い等（銀行等による投資信託の窓口販売）を可能とする等所要の措置を講ずる。

#### 2 活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供

証券業について現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、その専門義務を見直し、幅広い業務を行うことができるようにするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参入の促進等所要の措置を講ずる。

#### 3 多様な市場と資金調達チャンネルの整備

証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し、店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システム（電子的取引システム）を証券業として整理する等所要の措置を講ずる。

#### 4 利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築

企業内容の開示を連結ベース主体に移行することや金融機関及び証券会社に業務及び財産の状況に関する説明書類等の公衆縦覧を義務付けること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や銀行及び保険会社の子会社の範囲を明確化するほか、証券投資者や保険契約者の保護が図られるよう投資者保護基金及び保険契約者保護機構を創設する等所要の措置を講ずる。

#### 5 施行期日

損害保険の算定会の改革（平成10年7月1日）、連結ベース主体の開示への移行（平成11年4月1日）、株式売買委託手数料の完全自由化（平成11年12月31日までの政令で定める日）、銀行系証券子会社の業務制限の撤廃（平成11年10月1日から平成12年3月31日までの政令で定める日）等を除き、原則として平成10年12月1日から施行する。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/142/1424106.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdf)。

### 4. 附帯決議

衆議院大蔵委員会、参議院財政・金融委員会において以下の附帯決議がなされた。

なお、この決議は、本法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案に対するものである。

#### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成10年5月15日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 自由かつ公正で諸外国と調和のとれた金融システムを構築し、もって、国民によりよい資産運用と資金調達の道を提供するという金融システム改革の趣旨を十分に踏まえ、本法の適切な執行に努めること。
- 一 金融システムの改革に当たり、公務員一人一人の意識改革と倫理向上に全力を尽くすとともに、明確なルールに基づく市場規律を軸とした透明な金融行政を早急に確立し、行政に対する国民の信頼の回復に最大限の努力を傾注すること。

- 一 我が国の金融・資本市場を公正かつ透明で利用者が安心して取引できるものにするため、仲介金融機関の法令遵守のための内部管理体制の早急な確立を促すとともに、不公正な取引に対する検査・監視体制を抜本的に充実・強化し、公正取引ルールの厳格な適用を行うこと。
- 一 金融システム改革により多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう、ディスクロージャー・商品説明等の一層の充実に配慮すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。
- 一 金融システムが経済及び国民生活の基盤をなすものであることを踏まえ、不良債権の速やかな処理を促すとともに金融システムの安定化に格段の配慮を払うこと。
- 一 投資者保護基金制度の適正な運用に資するため、証券会社による分別管理の徹底を図るとともに、その監視を強化し、違反に対しては厳正に対処すること。また、基金を発動した場合には、分別管理等に関する違反がなかったか原因の究明を行い、証券会社の経営者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。
- 一 金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、アメリカのRTCなど諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。」

○参議院財政・金融委員会における附帯決議（平成10年6月4日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融システムが経済及び国民生活の基盤をなすものであることを踏まえ、不良債権の迅速かつ本格的な処理を促すとともに金融システムの安定化に格段の配慮を払うこと。
  - 一 今後の金融行政の運営に当たっては、いわゆる通達行政を見直し、明確なルールに基づく市場規律を軸とした金融行政と政策決定過程の透明化を早急に確立し、金融行政に対する内外の信頼回復に最大限の努力を傾注すること。
  - 一 我が国の金融・資本市場を公正かつ透明で利用者が安心して取引できるものにするため、仲介金融機関の法令遵守のための内部管理体制の早急な確立を促すとともに、不公正な取引等に対する検査・監視体制を抜本的に充実・強化し、また、金融関係法律の罰則規定についても、社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。
  - 一 多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう金融機関に義務づけられた商品説明等が適切に行われるよう留意すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。
  - 一 投資者の保護を十分なものにするため、証券会社による分別管理の徹底を図るとともに、その監視を強化し、違反に対しては厳正に対処すること。また、投資者保護基金を発動した場合には、分別管理等に関する違反がなかったか原因の究明を厳正に行い、証券会社の経営者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。
  - 一 投資者保護基金及び保険契約者保護機構は、借入れに対する政府保証債務の履行が安易に行われることのないよう透明性の高い運営に留意すること。
  - 一 金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、米国のRTC等諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。
  - 一 金融システム改革は、我が国経済・社会の活性化に不可欠のものであり、我が国金融業の発展に資するものであるが、雇用面での摩擦的な痛みを伴う可能性があることにも留意をして進めること。
- 右決議する。」

月4日)。

## 6-6 大蔵大臣談話（金融企画局の発足について）（平成10年6月22日）

平成10年6月22日

### 大臣談話

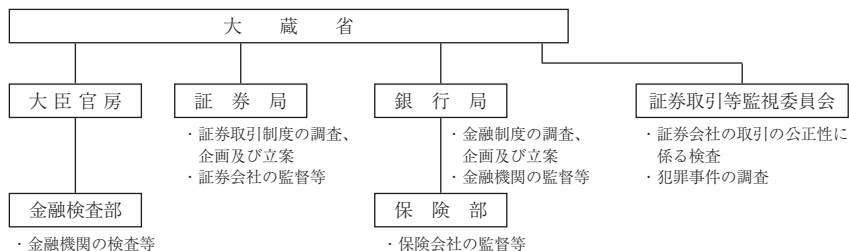
1. 本日、民間金融機関等に対する検査・監督事務を担当する金融監督庁が設立され、これに伴い、大蔵省では、証券局及び銀行局が廃止され、金融企画局が発足することとなりました。
2. これにより、大蔵省は、個別の民間金融機関に対する検査・監督などのいわゆる業者行政に関与することはなくなりました。今後は、金融企画局において金融制度及び証券取引制度の企画・立案等の事務を担当することとなります。
3. 金融企画局は、市場原理を通じた金融の効率化を図るための環境整備を行い国民経済の発展に資することと、金融監督庁及び日本銀行とともに金融システムの安定化を図ることが主な任務であります。
4. 大蔵省は、新たな覚悟で国民に負託された任務の遂行に最大限の努力を行ってまいり所存であります。

（出所）「大蔵大臣談話（金融企画局の発足について）（1998年6月22日）」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/daijin/1e036.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/daijin/1e036.htm)。

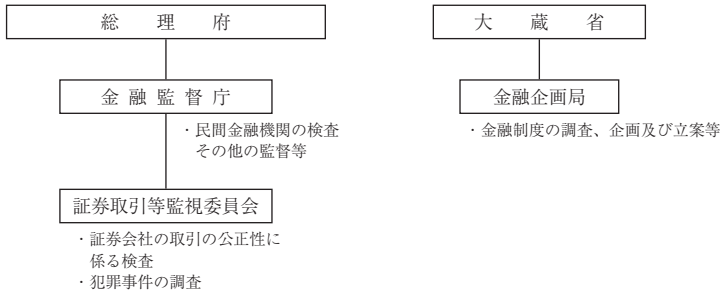
## 6-7 金融行政機構の推移（平成4年7月から平成16年3月まで）

### 金融行政機構の推移

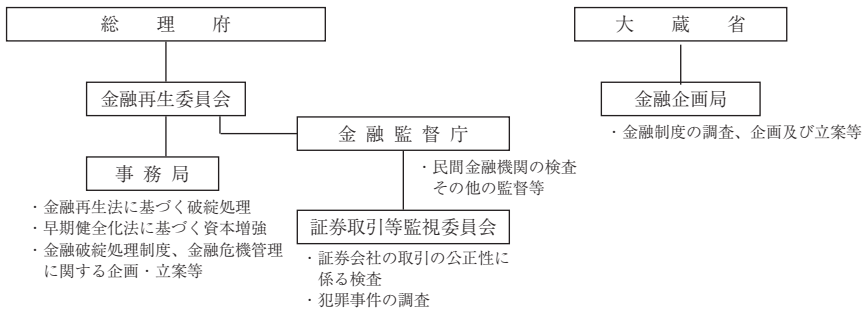
【平成4年7月から平成10年6月】



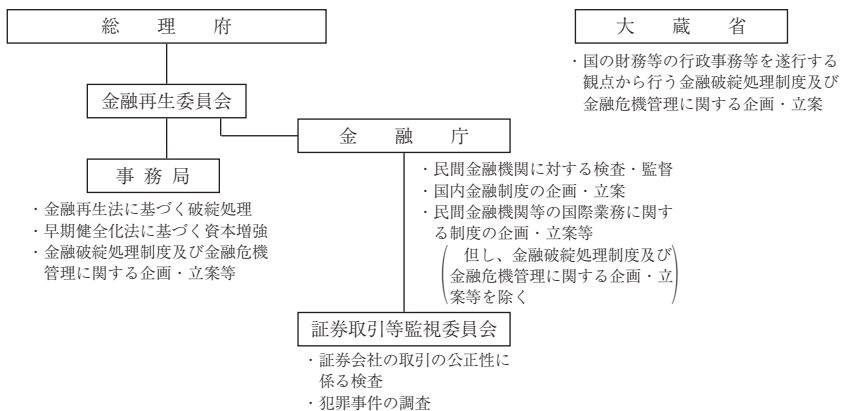
【平成10年6月から平成10年12月】



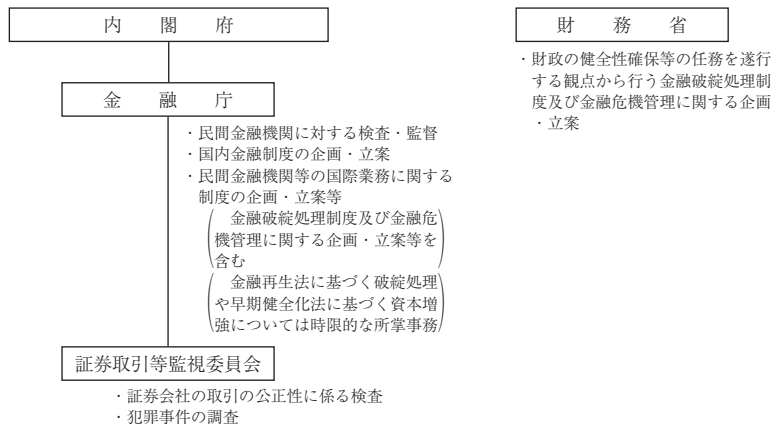
【平成10年12月から平成12年6月】



【平成12年7月から平成13年1月】



【平成13年1月から平成16年3月】



(注) 本稿対象期間（平成元年度から平成12年度）のもの。

(出所) 「金融行政機構の推移」金融庁ウェブ・ページ <https://www.fsa.go.jp/common/about/suii/index.html>。

## 金融行政

### 6-8 「金融システムの信頼回復のための措置」(平成3年8月31日)

#### 金融システムの信頼回復のための措置

[大蔵省]

#### 1. 内部管理体制の総点検

##### (1) 総点検の推進

既に金融機関に対して指示した内部管理体制の総点検について、その進行状況を把握するとともに、金融機関の内部管理体制のあり方について検討し、再発防止策を確立する。

##### (2) 金融取引のルールや諸慣行等の見直し

全銀協〔全国銀行協会連合会〕等業界団体に対し、金融取引のルールや諸慣行、例えば証書管理や担保権設定行為等のあり方について、検討を求める。

さらに、不適切な行為の温床になりやすい営業上の行為や営業姿勢、例えば協力預金等について、その見直しを求める。

##### (3) 業界団体における内部検査検討機関の設置

全銀協等業界団体に対し、金融機関の内部検査体制のあり方についての検討機関設置を求める。

#### 2. 公共性・社会性の確保

##### (1) 業務運営・経営姿勢の点検

金融機関に対し、公共性・社会性の観点から、その業務運営・経営姿勢を見直すとともに、これが確保されるような方途について、自ら検討することを求める。

##### (2) ディスクロージャーの推進

金融機関に対し、経営内容のディスクロージャーの推進を求める。

##### (3) 暴力団・麻薬取引に絡むマネーロンダリング対策

全銀協等業界団体に対し、暴力団新法の制定に合わせ、警察当局と協力し、金融取引面で暴力団対策が適切になされるような組織作り等について、対応を求める。

また、麻薬二法制定の動きを踏まえ、金融取引面で麻薬取引に絡むマネーロンダリング対策が適切になされるよう、金融機関を指導する。

#### 3. 行政の透明化と検査体制の充実

##### (1) 通達の整理

金融行政の透明性を高めるべく、簡素合理化を目的とした通達の見直し・整理を行う(局内に検討委員会を設置)。

##### (2) 重点的、機動的な金融検査

内部管理体制を含めた金融機関の業務についての重点的かつ機動的な検査を実施する。

##### (3) 検査手法の充実

省内プロジェクトチームでの検討等を踏まえ、電算化の推進等、検査手法の充実を図る。

##### (4) 金融機関内部の検査組織等との連携

金融機関内部の検査組織等との連携を図る。

#### 4. ノンバンクへの対応

##### (1) ノンバンクの預金担保融資の実態把握

ノンバンクに対する預金担保融資の実態調査結果について、早急に取りまとめる。

- (2) ノンバンクに関する検討会の設置  
ノンバンクの実態調査やノンバンクに対する指導のあり方の検討のため、関係者による検討会を設置する。
- (3) 金融機関の関連ノンバンク管理体制の強化  
金融機関における関連ノンバンクの管理体制の強化を求める。
5. 金融システムの安定性の強化
- (1) 健全性確保のための枠組みの整備  
自己資本比率規制・大口信用供与規制等について、金融機関の経営の健全性確保の見地から、整備する。
- (2) 信用秩序維持のための環境整備  
金融機関の相互援助制度の一層の充実を求めるほか、預金保険制度についても、その適切な運営に努める。
- (3) リスク管理に対する国際協力  
外銀〔外国銀行〕の経営破綻問題等への適切かつ迅速な対応を図るべく、金融当局者間における国際協力を進める。
- (注) 本措置の公表日については、出所によれば「平成3年8月31日、衆議院の特別委において、大蔵大臣答弁〔中略〕の形で〔中略〕「金融システムの信頼回復のための措置」〔中略〕を発表し、措置を講ずることとした」とされている。
- (出所) 『銀行局金融年報 平成4年版』21-24ページ。

## 6-9 金融制度調査会「金融システムの安定性・信頼性の確保について—金融制度改革と金融機関経営のあり方」（平成4年1月29日）の概要

「金融システムの安定性・信頼性の確保について—金融制度改革と金融機関経営のあり方」  
(平成4年1月29日金融制度調査会)の概要

### 第1. 金融不祥事の反省と金融機関経営のあり方

#### 1. 今回の金融不祥事の原因・背景

金融の自由化、国際化の進展等金融機関を取り巻く環境が変化する状況の下で、金融機関が適切な内部管理を怠ったままに安易な業容拡大と収益の追求に走ったことが、今回の金融不祥事の原因等となったと考えられる。

#### 2. 金融機関経営のあり方

- (1) 金融機関は、利用者に良質な金融サービスを提供し、決済システム及び信用システムといった国民経済の根幹を担い、産業の発展、国民経済の安定化等に資する点において、公共的・社会的役割を有していることを十分に自覚した上で業務運営を行っていく必要がある。また、個々の金融機関が内部管理体制の総点検を行うとともに、職員に対する教育・研修・評価システムの見直しや人事管理に対する経営責任を明確にすることが肝要である。
- (2) 金融の自由化の進展に伴い、金融機関は、経営上の創意工夫を行い、自らの特性を活かしつつ金融環境の変化に応じた業務展開を行うとともに、自己責任原則に基づく経営を行う必要がある。

#### 3. 行政の透明性の向上等

今後、競争促進的な観点からの行政運営を行い、金融機関の自己責任意識を高めていく必要がある。このため、今後の行政のあり方として、自己資本比率規制その他のバラ



ス・シート規制など、金融機関の業務運営の自主性を尊重しつつ経営の健全性の確保を図るような方策に比重を移していくことが望ましい。また、通達等の見直しにも取り組むべきである。

## 第2. 適正な競争の促進

### 1. 競争の促進の必要性

- (1) 現在、我が国の金融システムは、世界的な金融の自由化、国際化の流れの中にある。金融の自由化、国際化は、利用者の多様化する金融ニーズに応え、経済の発展、効率化等に大きく貢献するものであり、金融業務の面においても自由化を推進することによって、競争を促進することが必要である。
- (2) 競争的な市場の下では、信用を失墜する行為を行えば利用者の支持を失うことになるため、競争の促進は金融機関経営に自主的な規律を求めていくための有効な手段である。適正な競争を促進することは、金融システムが安定的で国民の信頼に応えるものとなるための重要な前提であるとともに、不祥事の再発防止等にも有効である。

### 2. 競争促進のための制度改革の実施等

- (1) 昨年6月の金融制度調査会答申で示された考え方に基づき、金融・資本市場における適正な競争の促進を柱とする金融制度改革を実現することが当面の急務である。
  - ① 金融制度改革を実施するに当たっては、子会社方式と本体での相互乗り入れ方式を適切に組み合わせることにより、幅広い業務分野における競争を促進することが必要である。
  - ② 協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合、労働金庫及び農林系統金融機関）の業務範囲の拡大等については、答申の趣旨を踏まえ、早期導入が適当と考えられる事項の速やかな実現を図ることが望ましい。
- (2) 米国においては、銀行持株会社の子会社による社債、株式等の引受、ディーリング等の証券業務への参入が進んでいる。また、ECにおいては、ユニバーサル・バンク制度を前提とした単一免許制度が1993年1月までに導入される予定である。我が国においても、国際的整合性の観点から、各業態の業務範囲の制限を緩和する方向で金融制度改革を進めていく必要がある。

## 第3. 金融システムの安定性・信頼性の確保のための諸方策等

### 1. 内部管理体制の充実等

適切な内部管理の実施は金融機関経営の基本である。各金融機関は、自己の責任において、経営管理、審査、内部検査など内部管理体制の不断の充実・点検を行うべきである。業界団体は、内部管理体制の充実等において今後とも積極的な役割を果たすことが期待される。業界団体は、公正かつ公益的観点に立って運営されていく必要がある。

### 2. ディスクローチャーの推進等

ディスクローチャーは、金融機関が企業内容を自ら開示し、株主や利用者たる国民の理解等を通じて、その行動や財務内容等を規正する効果を有している。

各金融機関は、今後、不良資産の状況、経営姿勢等をも含めたより広範なディスクローチャーを推進していく必要がある。協同組織金融機関のディスクローチャーについても、その充実に努めるべきである。

### 3. 自己資本の充実等

金融の自由化が進展する環境の下で、各金融機関は、経営の健全性を確保するため、自らの責任において自己資本の充実等に努めていく必要がある。

金融機関の経営の健全性を確保するための方策として、自己資本比率その他の経営諸比率規制等を活用していく必要がある。現在、先進主要国においては経営諸比率規制を法律で規定していることを踏まえ、また、行政の透明性を高めるという観点からも、これらの規制については法律に根拠を置いたものとすべきである。

## 4. 金融機関検査の充実等当局のモニタリング機能の向上

金融機関の経営の健全性を確保する上で、監督当局による検査等を通じて金融機関の経営実態を適時適切に把握することが行政上より重要となってきた。このため、金融機関検査に必要な要員の確保や検査手法向上策の手当て等を講じるとともに、検査と検査の間においても金融機関の経営実態を常時把握し得る仕組みを整備すべきである。

## 5. 預金保険制度の適切な運営等

金融機関の経営環境が厳しくなるに伴って、預金者保護、信用秩序の維持の観点からセーフティ・ネットの一つとして預金保険制度の役割が一層重要なものとなる。

預金保険制度には、保険金支払いと破綻金融機関の合併等に伴う資金援助との二つの機能があるが、金融機関の経営が破綻した場合の対応については、預金者保護、信用秩序の維持の観点から、ケース・バイ・ケースで適切な方策が採られていくべきものとする。また、破綻金融機関の経営責任は厳格に追及されなければならない。

## 6. ノンバンクのあり方

ノンバンクが経営の健全性を保ち、適切な資金仲介機能を果たしていくことが、全体として安定した金融システムを構築する上で重要である。今後とも、ノンバンクの業務運営のあり方やノンバンクの経営の健全性を保つための指導のあり方についての検討が更に進められる必要がある。

(出所) 『銀行局金融年報 平成4年版』24-26ページ。

## 6-10 「金融システムの信頼回復のための措置について」(平成4年4月30日)

## 金融システムの信頼回復のための措置について

(平成4年4月30日 大蔵省銀行局)

昨年発生した一連の大型偽造預金事件等いわゆる金融不祥事については、当局としてこれを重大かつ深刻に受けとめ、今後の再発防止及び我が国金融システムに対する内外の信頼回復を期し、5項目からなる総合的な対応策(「金融システムの信頼回復のための措置」平成3年8月31日)を取りまとめ、これに全力を挙げて取り組んできたところである。またその後、臨時行政改革推進審議会の答申(「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」平成3年9月13日)、金融制度調査会の報告書(「金融システムの安定性・信頼性の確保について」平成4年1月29日)が提出されている。これらの求めに応じ、金融機関及び業界団体においては、内部管理体制の総点検、業務運営・経営姿勢の見直し、金融取引のルールや諸慣行等の見直し、業界団体における各種専門委員会の設置等の諸措置が講じられてきたところであるが、以下は、本件に関し当局がこれまで実施した措置及び今後実施することとしている措置を中心に取りまとめたものである。なお、上記答申・報告書において、金融・資本市場における適正な競争の促進という観点から、金融制度改革の実施の必要性が指摘されている。現在このための法案を国会に提出中であるが、当局としては、法案の成立・施行をまって、金融システムの信頼確保のための更なる対応を進めていく方針である。

## I. 行政の透明化

## 1. 通達の見直し・整理

銀行局関係通達については、昭和57年4月の新銀行法施行の際整理を行っているが、その後の業務範囲の拡大等により通達数が増加し、煩雑となっている面もあるので、簡素合理化を目的とした通達の見直し・整理を行うこととした。

見直し・整理に当たっては、①個別金融機関の判断に委ねるべきもの、近年の通達等の発出によって重複部分の生じているもの、時間の経過によって意義を喪失しているものに

については、廃止又は統合する、②基本通達以外のもので、業務運営上の基本事項、統一経理基準、経営諸比率基準、業務の内容に関する報告等のものは基本通達へ盛り込む、③その他上記以外のもので、存続すべきものについても、できるだけ内容の種類毎に統合する、という方針で作業を進め、平成4年4月1日付で金融業界に共通の資金関係、預金関係、貯蓄関係のもの等131本を53本に整理したのに続き、本日（4月30日）付で普通銀行関係のもの192本を43本に整理した。

主な内容としては以下のとおりである。

- (1) 自由金利預金商品については「預金（共通商品）の商品性及びその取扱いについて」に一本化した。
- (2) 経営上留意すべき事項や合理化については「基本事項通達」に統合した。
- (3) 「銀行業の免許等の事務の取扱方について」通達を廃止した。

## 2. 規制緩和

### (1) 店舗行政の自由化・弾力化

金融機関の店舗設置の具体的な取扱いについては、経営の自主性の尊重、利用者利便の確保、経営効率化の推進、金融秩序の維持等に配慮しつつ、逐次自由化・弾力化を図ってきており、3年4月の平成3・4年度店舗行政においても、大幅な緩和を行ったところであるが、さらに、今般（4年4月）の店舗行政の中間見直しにおいて、次のような自由化・弾力化を図った。

#### ① 配置転換に係る規制の緩和

地方銀行の設置場所基準の緩和、同一経済圏を越える設置枠の拡大、特別出張所の設置枠の拡大を行った。

#### ② 内示場所の変更制限の緩和

同一経済圏を越える内示場所の変更を認めた。

#### ③ 昇格制度・振替制度の緩和

小型店舗から一般店舗への昇格枠を拡大し、また、既内示の小型店舗3店舗を一般店舗1店舗に振り替えることを認めた。

#### ④ POSシステム及び顧客の端末機等を利用した資金移動取引の届出の簡素化

原則四半期毎の事後報告を廃止し、原則開始届のみとした。

### (2) 預金金利自由化の推進

預金金利の自由化については、これまでも着実にこれを進めてきたところであるが、3年4月には小口MMCの最低預入金額を100万円から50万円に引き下げ、同年11月には、預入金額300万円以上（従来は1000万円以上）の定期預金金利を自由化するとともに、預入期間を3年まで（従来は2年）延長した。

さらに、4年6月を目途に小口MMCの最低預入金額制限の撤廃及び一般規定期預金の廃止を実施し、定期積金についても市場金利連動型の新商品を導入するほか、流動性預金金利自由化の第一歩として、新型の貯蓄預金を導入する予定である。

なお、今後の預金金利の自由化に関しては、定期預金金利については平成5年中に、その他の預金金利（当座預金を除く。）については平成6年中に、それぞれ完全自由化を図るべく努力する旨を3年7月に公表したところである。

### (3) 取扱商品の多様化

3年11月より長信銀〔長期信用銀行〕3行、農林中金〔農林中央金庫〕、商工中金〔商工組合中央金庫〕による2年利付金融債の発行、東京銀行による5年利付金融債の発行が開始されるとともに、12月より信託銀行のヒットの据置期間が短縮された（1年→3ヵ月）。さらに、4年6月を目途にヒットの据置期間の一層の短縮（3ヵ月→1ヵ月）、スーパーヒットの最低預入金額（現行50万円）の引下げが行われる予定であり、また、実績配当型合同運用金銭信託が近く導入される予定である。

## (4) 短期金融市場の整備・拡充

CP市場においては、3年4月に発行適格基準が緩和され、発行適格企業が拡大された。無担保コール市場においては、3年11月より先日付取引が導入された。

## II. 検査体制の充実

## 1. 検査手法の改善等

内部管理体制を含めた金融機関の業務についての重点的かつ機動的な検査を実施している。また、金融機関モニタリングシステムの開発等を推進している。

さらに、全銀協の検査専門委員会（3年9月設置）等検査に関する関係機関との連携を図っている。

## 2. 検査部門の統合

証券取引等監視委員会の設置に併せて、金融検査、為替検査、証券検査（委員会が行うものを除く。）の各部門を統合した大臣官房金融検査部（仮称）を設置することとしている。（委員会設置のための法律案「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案」は4年2月通常国会に提出。）

## III. ノンバンクへの対応

## 1. ノンバンクの実態把握

ノンバンクにおける預金担保融資の実態調査については、3年10月、取りまとめ結果を公表した。また、ノンバンク上位300社について、3年9月末現在の貸付金実態調査を実施するとともに、3年12月末時点における経営実態等に関するアンケート調査を実施し、各々公表した。なお、貸付金実態調査については、引き続き半年毎に実施していく予定である。

## 2. ノンバンクの土地関連融資に関する指導

改正貸金業規制法（3年9月施行）の下で、3年12月に一定規模以上のノンバンクに対し通達を發出し、投機的な土地取引等の排除を含む土地関連融資の厳正な取扱いを求めるとともに、事業報告書の提出等の機会をとらえた個別のヒアリング及び指導を行っている。

## 3. ノンバンク問題懇談会の開催

ノンバンクの実態把握を深めるとともに、ノンバンクの業務運営のあり方、ノンバンクの指導のあり方等を検討するため、3年10月以降これまで6回、関係者によるノンバンク問題懇談会を開催している。

## 4. 金融機関の関連ノンバンク管理体制の強化

3年12月に金融機関の土地関連融資の取扱いについて發出した通達の中で、貸金業を行う関連会社における土地関連融資の厳正化についても指導した。

4年4月、金融機関の関連ノンバンク管理体制について指導すべく、貸金業を行う関連会社の営業の概況、管理体制及び経営内容について報告を求めるための事務連絡を發出した。

## IV. 金融システムの安定性の強化

## 1. 金融機関の健全性確保のための枠組みの整備

4年4月、大蔵省令を改正し、割引手形を大口信用供与規制の対象となる与信に含めた。また、金融制度改革法案（後述）の中で、協同組織金融機関の大口信用供与規制に関する規定を整備するとともに、主務大臣は、銀行等が自己資本の充実の状況等経営の健全性を判断するための基準を定めることができる旨の規定を置くこととしている。

## 2. 金融機関のディスクロージャーの推進

金融機関に対して引き続きディスクロージャーの一層の推進を求めていく。このため、4年5月を目的に金融制度調査会の中に「金融機関のディスクロージャーに関する作業部会」（仮称）を設け、利用者等にわかりやすいディスクロージャーのあり方等について検討を行うこととする。

また、金融制度改革法案の中で、協同組織金融機関のディスクロージャーに関する規定を整備することとしている。

### 3. 預金保険制度の適切な運営

預金保険法に基づく初めての預金保険の適用として、先般、金融機関の合併に伴う救済金融機関に対する資金援助が行われた（3年10月決定、4年4月実行）。

### 4. 金融機関の合併

金融の自由化等に対応し、経営基盤の強化を図るための合併に対し、前向きに対応している。3年4月以降、同種合併20件（うち都市銀行1件、地銀・第二地銀2件）、異種合併4件が行われた。

また、金融制度改革法案の中で、金融機関の合併及び転換に関する法律の対象に長期信用銀行、外国為替銀行及び労働金庫を含めることとしている。

### 5. リスク管理に対する国際協力

二国間金融協議や銀行監督者会合等の場を通じて、当局者間の情報交換の緊密化や外銀の経営破綻問題等への適切かつ迅速な対応等について協議している。

### 6. 全銀システム〔全国銀行データ通信システム〕の同日決済化

現在、全銀システムにおいて為替取引の翌営業日となっている資金決済が、システムリスク軽減の観点から5年3月より同日決済化されることとなった。

## V. 金融制度改革の実施

4年3月、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すべく、銀行等各業態が子会社により他業態の業務に参入できるようにするための規定を整備すること、銀行等の本体での証券化関連商品や私募の取扱いに関する業務の規定を整備すること及び協同組織金融機関の業務規制を緩和すること等を含む法律案「金融制度及び証券取引制度改革のための関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出した。

## VI. その他

### 1. マネーローダリング対策

3年10月の麻薬二法の成立を踏まえ、法施行のための政令を現在準備している。金融機関に対しても、法施行に備えた内部体制作りを指導している。

### 2. 金融取引における暴力団の介入の排除

3年8、9月、警察庁からの要請を踏まえ、全銀協等業界団体に対し、暴力団の介入排除に向けての体制整備に努めるよう指導した（全銀協ではこれを受けて専門の委員会を設置）。

（出所）『銀行局金融年報 平成4年版』26-28ページ。

## 6-11 「金融行政の当面の運営方針—金融システムの安定性確保と効率化の推進—」 （平成4年8月18日）

### 金融行政の当面の運営方針 —金融システムの安定性確保と効率化の推進—

（平成4年8月18日 大蔵省）

いわゆるバブル経済の崩壊に伴う株価と不動産価格の大幅な低下は、金融機関の内部蓄積の減少と不良資産の増大をもたらし、我が国金融機関は戦後の高度成長期以降かつてみられなかった厳しい状況に直面している。

こうした背景の下で、金融システムの安定性に問題が生じているのではないかと、また、資金の供給が円滑に行われていないのではないかと、との懸念とその実体経済への影響が種々論議さ

れている。

いわゆるバブル経済の崩壊が金融機関に与えた影響は極めて大きく、その克服には厳しく真剣な取り組み努力が必要であり、かつ、相当の調整期間を要することは事実である。

しかしながら今日の我が国金融システムを取り巻く基礎的諸条件は、高い水準にある産業の国際競争力、増大した資産の蓄積、整備された制度的枠組み等に見られるように、かつてとは比較にならない程強固なものとなっている。

従って、金融システムが機能障害を生じ、これによって国民経済に過重な負担を余儀なくさせるようなことはないことを確信している。状況を徒らに悲観視することなく、冷静にして沈着、着実にして真剣な対応努力を積み重ねることによって問題を解決していくことが可能であると考えている。

この際、金融システムの安定と資金の円滑な供給のために金融機関が総力をあげて取り組むべきことは当然であるが、当局としても、永年にわたって金融システムに寄せられてきた国民の信頼がいささかも損なわれることのないよう最大限の努力を傾注して参る所存である。

このような考え方から、当面の金融行政の運営に当たっては次のような方針で臨むこととしたい。

## 記

### I. 金融システムの安定性確保

#### 1. 株価低迷への当面の対応

最近の株価低迷に伴い、金融機関の株式評価損が増大している。従来、金融機関は、株式の含み益を益出しすることによってこうした株式評価損の償却に対処してきたが、金融機関による決算対策のための益出しは、株式市場が低迷を続ける中で、益出し一株価下落一益出しの悪循環に陥るおそれがあるとともに、今後、不良資産の償却負担に備える必要がある中で、徒らに金融機関の体力の消耗を招きかねない。このような状況に鑑み、下記の措置を講じる。

##### ① 安易な益出しの抑制

株式市場への悪影響と体力の消耗とを回避すべく、金融機関による決算対策のための安易な益出しを極力抑制するよう求める。

##### ② 配当性向基準の適用の一時停止

金融機関が内部留保の充実に努めることは重要であり、そのために配当性向を公表利益の40%以内に抑制するよう指導基準を定めているところである。しかしながら、現状のように多額の株式評価損が発生している中で、株主の信頼を引き続き確保する上で必要な配当を行うためには、現行の指導基準の下では、金融機関が、無理な益出しをせざるを得ないことが懸念される。このような事態を回避するため、配当性向に関する現行の指導基準の適用を一時停止することとする。

##### ③ 株式評価損償却の中間決算における対応

最近、株式市場において取引が低調な中で株価の変動が大きくなっている現状に鑑み、中間財務諸表作成基準においては、中間期における株式評価損は、中間財務諸表に注記することとした上で、当該評価損の償却を本決算期まで計上しないことができることとなっている旨を周知する。

#### 2. 融資対応力の確保

いわゆる「バブル」の崩壊に伴う株価及び不動産価格の下落は、含み益の減少や不良資産の増大を通じて、金融機関の内部蓄積を減少させることとなるため、金融機関の融資対応力が低下するおそれがある。金融は、経済活動を健全かつ円滑に行っていく上で、人体にたとえれば、いわば血液としての極めて重要な役割を担っている。我が国経済の安定的発展を図るためには、万が一にもこうした金融システムの重要な役割に滞りがないよう、金融機関の融資対応力の確保に努める必要がある。

## ① 貸し渋り批判への対応

最近、金融機関の貸出の伸びが低下していることから、金融機関の必要以上に厳しい融資審査等により「貸し渋り」が生じているのではないかとの批判がある。貸出の伸びが低下している背景には、基本的には借手企業の資金需要の低迷があり、全体としてみれば現状においては、健全な経済活動に必要な資金供給が阻害されているとは考えられない。

しかしながら、不動産関連融資等の一部の個別案件については、バブル期における過剰融資等の反省から、金融機関の審査姿勢が、過度に消極的になっている例も見受けられるところである。もとより、金融機関がバブル期の安易な融資姿勢を改め、審査の適正化を図ることは必要なことであるが、過度に消極的な融資姿勢により、健全な経済活動に必要とされる資金供給が阻害されることがあってはならず、そのために金融機関の適切な対応を求める。

## ② 自己資本の充実

金融機関が、健全な経済活動に見合った融資対応力を確保するため、自己資本の充実を目指すことは、極めて重要である。現在、株価下落等に伴う含み益の減少等から、金融機関の融資対応力の低下が懸念されており、金融機関の融資対応力の確保を図るため自己資本の一層の充実が望まれるところである。

こうした観点から、株式市場の低迷で金融機関の増資が困難な状況に鑑み、期限付劣後ローンの取入れ等を引き続き進めるとともに、今般、永久劣後債及び強制転換権付劣後転換社債などの導入を行ったところである。今後とも、永久劣後ローンなどの新たな自己資本充実手段の拡充を図ることとしたい。

## ③ 債権の流動化

債権の流動化については、金融仲介機能を拡充する観点から、従来より一般貸出債権や住宅ローン債権について、その流動化を進めてきたところである。こうした債権の流動化は、金融仲介機能の強化により、金融機関の融資対応力の拡充に資することとなるため、既存の方式について更に活性化を促すとともに、新たに信託方式を活用するなど、債権流動化のための手段についても一層の多様化に努める。

なお、来年3月末日以降最終目標（8%以上）が適用されるBIS基準については、上記②、③の措置により、おのずから対応できるものと考えている。

## 3. 不良資産の処理

不良資産処理問題の解決が速やかに進展しないことが金融システムへの不安感を醸成するとともに、不動産取引の低迷の要因となり、ひいては景気回復を図る上での障害となっているとの批判がある。こうした観点から、不良資産処理方針の早期確定とその計画的・段階的処理が急務であり、これにより国民の金融システムへの不安感を払拭するとともに、その安定性の確保に努めることが極めて重要である。

## ① 個別問題の早期処理

住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題は、極めて多数の金融機関が関与し、利害関係が従来になく錯綜しているため、その解決には、大変な困難を伴うとともに長期間を要するものとなっている。これらの問題の解決に向けての関係者の努力は、当局としても十分承知しているところである。しかしながら、こうした個別問題の処理が遅れることにより、国民の金融システムに対する不安感を醸成するおそれがあることも事実であり、関係者には、金融システムの安定性確保の重要性を認識した上での更なる努力を促し、処理方針の早期確定と計画的・段階的処理に向けての一層の努力を要請する。

## ② 担保不動産の流動化

不良資産の処理方針の早期確定と計画的・段階的処理を図り、併せて不動産の流動化に資するため、民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策につき早

急な検討を行う。

③ 不良資産処理のための環境整備

不良資産の処理が円滑に促進されることが、金融システムの安定性確保のために極めて重要であり、ひいては国民経済の発展に資するとの観点から、税務上の取り扱いをも含め、必要な環境整備に努める。

④ ディスクロージャーの充実

金融機関の経営の健全性と、一層の透明性確保を図るため、現在、金融制度調査会において、不良資産額の積極的な開示・公表の検討がなされている。この検討を踏まえ、本年度決算期より金融機関が不良資産額のディスクロージャーを実施することを期待する。更に、今中間決算時点での不良資産額についても、その概況を当局が本年3月時点と同様に取りまとめ、公表する。

## II. 金融システム効率化の推進

昭和50年代後半以降、金融の自由化、国際化、証券化の動きが急速に進展し、金融機関を取り巻く環境変化は著しいものがある。当局も、こうした金融環境の変化に対応した金融機関の業務展開を可能とする枠組み作りに努めてきたところであり、これまで金融機関は、再編成を含め自由化等への対応を着実に進めてきている。こうした環境の大きな変化の中で、いわゆるバブル経済の崩壊によって引き起こされた厳しい調整局面を迎えており、金融システムの効率化に向けての一層の努力が求められている。

① 金融制度改革の実施

金融機関が自主的な判断に基づき選択した経営路線に従って、経営上の創意工夫を発揮し、自らの特性を活かしつつ、金融環境の変化に対応した業務の展開を行えるよう、先般成立した金融制度改革法の着実かつ円滑な実施を図る。

また、金融面での諸規制・諸慣行の見直しについても積極的に対応する。

② 金融機関経営の一層の合理化

金融機関経営を取り巻く環境は、金融自由化等への対応に加え、「バブル」の崩壊に伴う不良資産の増大や内部蓄積の減少等を通じ、殆どの現在の経営者が未だかつて経験したことがないほど厳しい局面に直面している。金融機関においては、これまでも経営の合理化を進めてきているが、現在の我が国金融システムが直面する種々の困難を克服し、引き続きその役割を果たしていくためには、更なる努力が求められている。こうした観点から、金融機関には、経営組織全体を通じた厳しい自助努力による最大限の合理化努力を要請することとしたい。

(出所) 『銀行局金融年報 平成5年版』28-30ページ。

## 6-12 「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」(平成6年2月8日)

### 金融機関の不良資産問題についての行政上の指針

平成6年2月8日 大蔵省

はじめに

- (1) 金融機関の不良資産問題を解決するためには、厳しく真剣な取組み努力と相当の調整期間が必要であることは、一昨年八月の「金融行政の当面の運営方針」において述べたとおりであり、これまで、この「運営方針」に盛り込まれた各種の施策を逐次具体化し、実行に移してきたところである。
- (2) 今般の総合経済対策においては、これを更に一歩進め、税制、公共投資、住宅投資等を通じた景気浮揚のための施策とともに、土地の有効利用促進策や金融・証券市場に関する施策



を幅広く実施することとした。このような施策を今後一体として推進することにより、金融機関が、経済活動に必要な資金を円滑に供給し、我が国経済の将来的な発展に貢献していくことができるよう、環境整備を図っていくことが重要である。

(3) 金融機関の資産内容悪化は、様々なレベルで金融機関に課題をもたらしている。

まず、貸付債権の中には、融資先企業の業績低下等により、通常に比べて留意を要する債権がある。これらの債権は、金融機関の経営に直ちに影響を与えるわけではないが、各金融機関が自らの判断により、留意していく必要がある債権である。

次に、金融機関が、経営上の困難に直面した融資先に対して、金利減免等により支援を行っている債権がある。これらの債権は、長期にわたって金融機関の収益を圧迫するという問題のある債権である。

更に、融資先が破綻しているか、又は延滞している債権がある。これらの債権は、その一部につき回収不能が見込まれ、今後時間をかけて償却等により処理していく必要があるが、その額はなお減少する段階にっていない。

(4) 金融機関においては、かつてなく厳しい経営環境の下で、資産内容の実態に即した適切な対応を行っていく必要があり、償却等による処理が必要となるものについては、早期に処理方針を確定させ、計画的、段階的に処理を進めていくことが重要な課題となっている。

この課題は、金融機関が、徹底した経営努力を前提に、毎期の業務純益を主たる財源として、実質的な引当金である含み益などの内部蓄積も長い目で考慮しながら、所要の償却等を積極的に進めていくことにより、解決できるものである。

もちろんこの間、いわゆる横並び意識にとらわれることなく、各金融機関の実態に即した決算処理等が行われていく必要があることは言うまでもない。

(5) こうした観点から、金融システムの安定性を確保しつつ、金融機関が期待される役割を十全に発揮できるようにするためには、①不良資産の処理促進、②金利減免債権の流動化、③資金の円滑な供給、及び④経営体質の強化等に全力を上げて取り組んでいく必要がある。このため、次のような行政運営上の指針に沿って、適切に対応を行い、今般の経済対策に盛り込まれた他の施策の実施と併せて、不良資産問題の解決に向けて最善の努力を払うことにより、預金者保護と信用秩序の維持に万全を期すとともに、資金の円滑な供給が図られるよう努めていくこととする。

1. 不良資産の処理促進

金融機関の不良資産については、今後、次のような諸方策により、的確な処理を促進していくことが重要である。

① 不良債権についての償却・引当制度の活用

金融機関が不良債権の実態に即した必要な償却を行うとの趣旨を徹底し、償却の一層の促進を図るとともに、そのための当局の体制についても引き続き充実強化に努める。

また、従来、金融機関は、貸倒れ又はこれに準ずる状況にある債権について償却・引当を行ってきたが、最近における不良債権の実態に鑑み、引当制度の運用を改善し、貸倒れには至っていないものの回収に危険のある債権についても、金融機関自らの判断によりリスクに応じた必要な引当が行われるようにする。

② ㈱共同債権買取機構の活用と担保不動産の処分促進

金融機関による㈱共同債権買取機構への買取債権の積極的な持込みを推進することにより、金融機関の不良債権に係る損失の早期処理を促進する。

また、㈱共同債権買取機構が、金融機関による担保不動産に係る権利関係の調整に協力するとともに、地方公共団体等に対して不動産情報を積極的に提供することにより、担保不動産の処分を促進する。

更に、競売手続きの円滑な活用を図るための環境整備についても検討する。

2. 金利減免債権の流動化

多額の不動産関連融資を抱えて資産内容が悪化し、経営上の困難に直面しているノンバンク等について、関係金融機関は、金融システムの安定性確保の重要性を認識した上で、長期的な展望の下に、自主的に適切な対応を行っていく必要がある。

これらのノンバンク等に対し、その再建計画の一環として金利減免による支援が行われつつあるが、これら金利減免債権は、支援を行う金融機関にとっては長期にわたって収益圧迫要因になり、財務体質の改善上問題がある。しかしながら、複数の金融機関による再建計画が実施されている場合に、金利減免債権が全くの第三者に売却されることは、再建計画の円滑な進捗に支障を生じかねない。

このため、ノンバンク等の経営再建を進める中で、関係金融機関が各ノンバンク等の再建計画と整合性をとりつつ、財務体質の改善を図るため、特別目的会社（再建計画の実行を管理する会社）を設立し、これに対して金融機関が抱えるノンバンク等向け金利減免債権を流動化することについて検討する。

### 3. 資金の円滑な供給

金融機関が経済活動に必要な資金を円滑に供給し、経済の将来的な発展に資することは、金融機関の使命であり、そのために次のような角度から、必要な環境整備を図っていく。

#### ① 中小企業等の資金需要に対応する融資態勢の強化

金融機関が、健全な融資先に対して積極的な融資姿勢で臨み、新規事業の展開を助けたら、経営の健全性維持等に前向きに協力することは、景気回復に寄与することになるのみならず、当該金融機関の将来の発展にとっても不可欠であると考えられる。

金融機関においても、従来から融資態勢の強化に努めてきたが、今後、中小企業を含む企業の資金需要に適時適切に対応できるよう、担保を偏重せず事業の将来性等に着目する姿勢の下に、融資態勢を一層強化するよう要請する。

#### ② 信用補完制度の拡充による融資の円滑化

今後、金融面から景気回復に寄与していくためには、借入企業の信用力を補完することにより、融資の一層の円滑化を図っていく必要がある。このため、担保に余裕がない中小企業に対する融資に係る信用保証協会の信用保証制度を拡充するなど必要な措置を講じ、民間金融機関がこれを積極的に活用するよう求める。

#### ③ 優先株等の活用による自己資本の充実

金融機関が、経済活動に必要な資金を円滑に供給していくためには、自己資本の充実に努めることが極めて重要である。

金融機関の自己資本比率は、現在、株式含み益を除いても8%のBIS基準に近づきつつあるが、今後とも、その方向で金融機関が努力することが望ましい。このため、金融機関が、株式市場の動向等を踏まえつつ、優先株や永久劣後債の発行等自己資本充実手段の多様化を図ることにより、自己資本の一層の充実に努めるよう求める。

協同組織金融機関についても、内部留保を拡充することにより、自己資本の充実に図る。

#### ④ 土地関連融資に係るトリガー方式の適用停止

最近の地価動向等を踏まえて、良質な住宅・宅地供給や土地の有効利用を促進するため、実需に見合った土地取引に必要な資金を円滑に供給する観点から、当分の間、土地関連融資に係るいわゆるトリガー方式の適用を停止する。

#### ⑤ 地方公共団体への資金供給の円滑化

銀行の自己資本比率規制における地方公共団体向け債権のリスク・ウェイトを、その実態に即して引下げ、地方公共団体の民間からの資金調達の一層の円滑化を図り、地方公共団体による公共事業の執行、公共用地の先行取得等に資することとする。

#### ⑥ 貸付債権の流動化

金融機関の貸付債権の流動化については、これまでも、信託方式などが順次導入されてきたが、今後とも流動化を促進することにより、金融機関の自己資本比率の向上及び金融

仲介機能の強化を図り、資金の円滑な供給に資することとする。

#### 4. 金融機関の経営体質の強化

今後、金融機関は、次のような対応により経営体質の強化を図り、不良資産問題の解決に向けて全力を上げて取り組んでいく必要がある。

##### ① 実態に即した決算処理

金融機関の決算に当たっては、今後とも、配当性向基準の適用一時停止を継続するとともに、決算対策のための安易な益出しについては引き続き抑制を徹底するよう要請する。金融機関は、決算において、いわゆる横並び意識にとらわれることなく、今後とも実態に即した決算処理に努め、所要の不良資産の処理を積極的に進めることにより利用者等の信頼を確保していく必要がある。

##### ② 経営の合理化

不良資産問題を可能な限り早期に解決し、経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るとともに、金融自由化によって増大するリスクに適確に対応していくためには、金融機関は徹底した合理化を進めるとともに、経営のリストラクチャリングを進め、経営体質を強化していく必要がある。このため、金融機関に対して、最大限の経営努力を求める。

##### ③ 自由化を生かした業務展開

金融機関が、金融制度改革の実施及び預金金利自由化等の金融自由化の進展によって拡大した経営上の選択肢を生かし、新商品の開発や新規業務への展開を図っていくことは、利用者ニーズに応えるものであるとともに、経営体質の強化につながる。このため、金融機関の積極的な自由化対応を期待するとともに、当局としても前向きに金融機関の自由化対応に協力する。

なお、このような金融機関の自主性が最大限発揮されるよう、金融自由化等の規制緩和については、引き続き着実に進めていくものとする。

##### ④ 長期的な経営戦略

金融自由化が進む中で、金融機関は、長期的な経営戦略を構築し、経営資源の効率的な配分を図っていく必要がある。その際、金融機関の経営を刷新し、抜本的な活性化を図る観点から、合併等を選択する金融機関に対しては、その円滑な実現のために当局としても可能な限り支援、協力を行う。

#### 5. 信用秩序の維持

当局は、金融機関の経営上の問題が、信用秩序に対する信頼に影響を及ぼすことのないよう、日本銀行と緊密な連携をとりつつ、適切な指導、助言等を行うとともに、必要な環境整備にも努め、万全を期す所存である。

また、経営上重大な困難に直面した金融機関については、徹底した自助努力を前提に、預金保険機構による合併等への資金援助などを含む適時適切な措置を講じていくものとする。

(出所) 『金融』平成6年3月号 29-31ページ。

## 6-13 金融制度調査会金融機関のディスクロージャーに関する作業部会「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について」(平成4年12月2日)の概要

### 「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について」の概要

#### 1. 基本的考え方

##### (1) 開示の意義

- ・ 金融機関の公共性や社会的責任の重大性を勘案すれば、ディスクロージャーを充実し、

金融機関の経営内容の透明性を確保することが必要。

- ・ 金融の自由化、国際化の更なる進展、金融制度改革の実施により、金融機関間の競争がより促進されれば、金融機関の経営の健全性確保のための自己規正の手段としてのディスクロージャーの役割はより一層重要性を増す。
  - ・ 資産の健全性に関するディスクロージャーは、金融機関の自己規正に関し大きな意義を有する。
  - ・ 個別金融機関が資産の健全性に関するディスクロージャーを平成5年3月期より行うことを期待。
- (2) 開示に当たって配慮すべき事項
- イ. 信用秩序に対する配慮等
- ・ 信用秩序に対する十分な配慮を行い、漸進的・段階的に拡充することが適当。また、金融機関の貸出業務の歪みをもたらすことのないよう配慮する必要。
  - ・ 金融機関経営の健全性の判断は総合的見地からなされるべきであり、開示計数のみが独り歩きしたり、その意味が誤解されることとなれば、ディスクロージャーの意義が損なわれる。
  - ・ 開示対象債権の名称についても適切な配慮が必要。
- ロ. 比較可能性の確保
- ハ. 国際化への対応
- ・ 米国と欧州諸国では制度・実態に相当の隔たりがあるが、我が国のディスクロージャーの目指すべき方向としては、市場の要請をより重視し、資産の健全性に関するディスクロージャーを積極的に推進することが適当。
2. 開示対象及び方法
- ・ 預金者、利用者、投資家、一般国民等へ幅広く開示することが重要。
  - ・ いわゆるディスクロージャー誌で行うとともに、上場金融機関等については有価証券報告書においても開示されることが望ましい。
  - ・ 当面は、全銀協等の統一開示基準等業界の自主ルールを根拠として開示を行っていくことが適当。
3. 開示すべき債権の範囲及び開示金融機関
- (1) 開示すべき債権の範囲
- ・ 金融機関は資産の運用については適正なリスク管理を行う責務を負っており、保有する債権の健全性については、その元本自体の回収可能性が最も問題。
- イ. 経営破綻先に対する債権額（「破綻先債権額」）
- ・ いわゆる不良債権の概念として、元本の回収可能性に着目し、近い将来において償却するに到る可能性の高い債権を、すべての銀行が開示。
- ロ. 未収利息不計上債権額（「延滞債権額」）
- ・ 将来において償却すべき債権に転換する可能性のある債権についても、開示することが望ましい。
  - ・ 地域金融機関については、営業地域が限定されていること等から、当面、「延滞債権額」の開示を求めない。但し、他業態のディスクロージャーの影響等を見極め、できるだけ早期に開示を行うことを検討。
- (2) 金利減免・棚上げ先に対する債権額
- ・ 当面、元本の回収可能性に着目し、債権の健全性に関するディスクロージャーを充実していくことが適当。金利減免・棚上げは債務者の再建・支援を図ること、すなわち元本の回収が前提となっていることから、当面は、開示を求めない。
- (3) 担保等の取扱い
- ・ 担保等控除後の計数についてはその全額が回収不能と誤解される可能性有り。また、

担保等をどの程度確保するかについては、金融機関毎あるいは個別の貸出毎に自ずと差異有り。更に、担保等控除後の計数の開示を求めることにより、担保等は十分ではないが将来の成長が見込まれる優良企業への貸出が抑制される等銀行の貸出業務を歪める可能性もある等の問題も有り。従って、担保等控除後の計数の開示を統一的に求めることは不適切。

(4) 協同組織金融機関

- ・ 協同組織金融機関は、組合員・会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人であること等から、他業態のディスクロージャーの状況等を見極めた上で、将来的に検討すべき。

(注) 本報告書の日付については、『金融』平成5年1月号22ページによれば「金融機関の資産の健全性に関する情報開示について—金融制度調査会の金融機関のディスクロージャーに関する作業部会中間報告—平成4年12月2日」とされている。

(出所) 『銀行局金融年報 平成5年版』20-21ページ。

## 6-14 金融制度調査会金融機関のディスクロージャーに関する作業部会「金融機関の資産の健全性に関する情報開示範囲の拡大について」(平成7年5月15日)の概要

金融制度調査会金融機関のディスクロージャーに関する作業部会報告  
「金融機関の資産の健全性に関する情報開示範囲の拡大について」(概要)

### 1. 開示範囲拡大の必要性

- (1) 金融機関は金融システムの中核として高い公共性と社会的責任を有していることに鑑み、経営情報の開示を通じて国民からの理解と信頼の確保を図るとともに、自己規正により経営の健全化に努めることが求められている。また、預金者等が自己責任に基づき預託先を選ぶ前提としても十分なディスクロージャーが要請される。
- (2) 平成4年12月の中間報告の線に沿って、平成5年3月期から都銀、長信銀、信託の破綻先債権額及び延滞債権額並びに地銀、第二地銀の破綻先債権額の開示が始まってから2年近くが経過し、この開示内容は順調に定着しつつある。
- (3) 金融制度改革の実施、預金金利自由化の完了等金融自由化の一層の進展、先般の二信組の処理を巡る議論や経済のグローバル化の進展に伴う内外の関心の高まりを通じて金融機関の経営の健全性に関する情報の一層の開示の要請が高まっており、金融機関はこれに応じて開示範囲の拡大を図る時期にきている。

### 2. 開示事項等

- (1) 都銀、長信銀、信託、農中、商中、全信連においては、破綻先債権・延滞債権に加え、金利減免等債権（経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るために当初の約定条件を変更して金利減免、棚上げ等の措置を講じた債権）の金額についても開示することが望ましい。

ディスクロージャーは、本来自主的に行われるべきものであり、金利減免等債権は元本の回収が前提となっており破綻先債権、延滞債権とは性格を異にすることから、金融機関に一律に開示を求めるのではなく、各金融機関の自発的な開示として行われることが望ましい。

具体的な開示に当たっては、金融機関の経営の健全性を判断する見地から金融機関の現在及び将来の収益に影響を与える債権を開示するという、金利減免等債権の開示の趣旨に沿って検討する必要がある。また金利減免等債権は貸付先の個別の事情によりその実態が

区々であり明確な範囲の確定が困難であることから、開示に当たっては最低限の比較可能性を確保する必要がある。この観点から、少なくとも、調達金利以下の水準にまで金利が引き下げられて収益圧迫要因となっている債権として、約定条件改定時における各金融機関共通の資金調達金利でもあるその時点の公定歩合以下の水準にまで金利を引き下げた金利減免等債権額は開示することが望ましい。

- (2) 地域金融機関（地銀、第二地銀）においても、少なくとも、海外支店・海外現地法人を設けて銀行業を営んでおり国際的にも経営の透明性確保の要請が強い金融機関については、従来の破綻先債権額に加えて延滞債権額の開示を行うことが望ましい。
  - (3) 開示範囲の拡大については、平成8年3月期から実施されることが望ましい。
3. 協同組織金融機関について

協同組織金融機関も一定の限度内では員外利用が認められており、預金受入金融機関として我が国信用システムの構成要員であり、その預金も預金保険の対象となっており、破綻の影響は広く他の金融機関及びその預金者にも及ぶ。このため、経営情報の開示の拡充により自らの行動を規正し経営の健全性確保に努める必要がある。さらに、金融制度改革法の施行により協同組織金融機関の業務範囲が拡大し員外者との取引の更なる増加が見込まれる他、他業態におけるディスクロージャーも順調に定着しつつある。

したがって、協同組織金融機関についても、その実態に即して経営の健全性に関する情報の開示を行う必要がある。協同組織金融機関の実態は多種多様であり、組合員・会員の同質性、事業地域の広域性、事業規模、員外者の利用可能性等を踏まえて開示範囲、開示方法、開示態様等について検討を行い、平成8年3月期には協同組織金融機関の実態に即した資産の健全性に関する情報の開示が行われるようにする必要がある。

#### 4. 自主的開示の重要性

ディスクロージャーは本来各金融機関により自主的に行われるべきものである。本報告で示した事項は最低限の日安であり、各金融機関が自主的な判断でこれを超える開示を行うことは積極的に評価されるべきことがらである。金融自由化時代におけるディスクロージャーの意義を踏まえた積極的な対応により、本報告で示した開示範囲の拡大を図るとともに、更にディスクロージャーの拡充に努め、できるだけ早期に金融機関の実態に即した十分な開示が実現することを期待する。

#### 5. おわりに

- (1) 金融機関の経営の健全性については、いわゆる不良債権等の額のみに着目するのではなく、破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権、それぞれの債権の性格の違いも勘案した総合的かつ冷静な分析・議論が必要である。
- (2) いわゆる不良債権等の処理を早急に進めていくとともに、こうした処理を円滑に行うための環境整備に引き続き努める必要がある。

(注) 本報告書のとりまとめ、公表日については、『金融』平成7年6月号93ページによれば、「平成7年〔中略〕5月15日、金融制度調査会金融機関のディスクロージャーに関する作業部会〔中略〕は「金融機関の資産の健全性に関する情報範囲の拡大について」〔中略〕の報告をとりまとめ、公表した」とされている。

(出所) 『銀行局金融年報 平成7年版』42-43ページ。

## 6-15 金融制度調査会基本問題検討委員会「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について一自己規律による創造的経営を目指して」(平成6年6月21日)の概要

金融制度調査会基本問題検討委員会中間報告「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について一自己規律による創造的経営を目指して」(概要)

### 1. 金融自由化と金融機関経営

- (1) 金融自由化は、競争原理の活用により、資金の効率的配分、金融仲介コストの低減、新商品の開発の促進等を通じて金融システムの効率化を促し、ひいては国民経済の効率化とその発展に寄与することを目指すものである。
- (2) 金融自由化の進展により金融機関の経営選択の幅は広がり、収益機会は拡大される。他方、かつては金融機関の抱えるリスクは限定的であったが、今や、伝統的な信用リスクに加え、金利リスク、価格変動リスク等の市場リスク、流動性リスク等直面するリスクは複雑化、多様化している。また、競争の活発化に伴い、金融機関が収益機会を実現するためには、適正にリスクを負担していくが必要になる。このような中で、個別の金融機関の経営の健全性が損なわれる可能性は以前より大きくなると考えられ、金融システムについてもその安定性が阻害される危険性が増大することが懸念される。したがって、金融自由化がもたらすメリットを享受しつつ、このような問題にどう対応するか検討を行う必要性が高まっている。

### 2. 金融機関の経営の健全性とリスク管理

金融機関の業務の基本は預金者等に代わってリスクを引受け、それを適切に管理することである。そのため、リスク管理に失敗すれば直接的に自らの経営の健全性が阻害されてしまう。更に、決済システムの円滑な機能にとっても金融機関の経営の健全性確保が不可欠である。金融自由化により金融機関の業務は拡大しており、リスク負担の自由度の拡大、金融市場の複雑化に伴うリスク管理の技術・手法の複雑化、多様化により、金融機関の業務運営の基本がリスク管理であることは以前より鮮明になってきている。

### 3. 「バブル経済期」の金融機関行動

- (1) いわゆるバブル経済期には、我が国経済の構造変化、金融緩和といった当時の経済情勢に加え、金融自由化の進展、大企業の銀行離れ等の環境変化の下で、金融機関は安易な業容拡大、収益追求を行った。適切なリスク管理という視点がおろそかになり、収益性、効率性のみが重視された結果、金融機関は審査部門の組織上の位置付けの変更、ノンバンク向け貸出の増加等の行動をとった。このことが適正なリスク評価、リスク分散を図ることを困難とし、リスク管理の失敗を招いた。このように、いわゆるバブル経済期の金融機関行動は適切なリスク管理の重要性を改めて認識させるものである。
- (2) この時期には、金融自由化のもたらす一面のみが先取的に脚光を浴び、それがもたらす他の面については各方面で必ずしも十分に意識されなかったのではないかと考えられる。金融自由化は金融機関に新たな収益機会を提供するが、これはそのような機会を活用するに見合うだけの適切なリスク管理を伴って初めて実現できるものである。金融機関は常に金融業務の基本は何かについて原点に立ち帰りつつ、一層の金融自由化の進展に対応していく必要がある。

また、いわゆる競争制限的規制の存在、金融機関に対する各種の行政指導が行われてきたこと等により、金融機関経営に自主性と自己責任意識が十分に育たなかった面がある。したがって、今後の行政の役割について検討するに際しては、こうした点に十分留意する必要がある。

### 4. 金融機関、市場及び行政の役割

- (1) 金融自由化のメリットを最大限活かすためには、金融機関の経営の健全性確保のためと言えども、行政当局が規制や監督の強化と言う形で臨むことは適当ではない。金融自由化の意義を踏まえれば、金融システムの中で金融機関が自己責任の原則の下で創造的経営を行いうる環境を整備していくことが肝要であり、この方向に沿って、金融機関、市場及び行政がそれぞれの固有の特性に応じた役割を果たすべきである。
- (2) まず、金融機関が自己規律による創造的経営を目指して、自らのリスク管理能力を高め、これに応じた適正なリスク負担を行うこと等により、経営の健全性を確保することが基本である。また、これまでは十分活用されていなかった市場が持つ金融機関の経営の健全性をチェックする機能に着目する必要がある。市場は金融機関に収益とリスクとの関係を意識させつつ、経営の健全性についてチェックを行う機能を有しており、金融機関の自己規律に基づく適切なリスク管理を促すため、重要な役割を演ずることとなると考えられる。
- (3) 金融機関が自らの責任においてリスク管理を行い、その経営の健全性の確保を図ることを促すため、行政も金融機関の自己規律の発揮を支援するとともに、市場が適切に機能するように配慮する必要がある。行政当局の関与はともすれば金融機関の適正なリスクの負担を抑制することになりがちであり、金融自由化がもたらす果実を損なうことになる危険性がある。さらに、行政当局による市場への過度の介入は自己責任意識の欠如を招き、市場の機能を阻害し、金融機関が自己規律による創造的経営を行うことを妨げる可能性もあるという点に留意すべきである。したがって、市場のチェック機能をできるだけ活用しつつ、そのみでは十分でない分野について、行政は補完的にその役割を果たすべきである。また、市場参加者に予測可能性を与えることが重要であり、行政の透明性を確保する必要がある。

## 5. 金融機関、市場及び行政の今後のあり方

### (1) 金融機関のリスク管理の今後の方向

金融機関が自己規律に基づいて適切なリスク管理を行うに当たっては、経営幹部の役割が従来にも増して重要となる。

このため、経営幹部自身がリスク管理の重要性を十分認識するとともに、リスク管理に関する意思決定過程における経営幹部の位置付けを明確にしておく必要がある。そこで、適切なリスク管理のための組織的対応を充実させるとの観点から、(i)リスク管理担当部門により独立性を持たせるような配慮を行う、(ii)リスク評価の調整の場がより機能するように配慮を行う、(iii)経営幹部に正確な情報が伝達、報告される工夫を行う等の努力が行われるべきである。

この点に関連して、第三者的立場からのチェックを充実させる観点から、米国や英国の監査委員会の制度を参考にしつつ、業務執行から独立した立場の者からのチェック体制の整備を各金融機関の創意工夫により検討するとともに、社外監査役がその役割を十分発揮できるように配慮すべきである。

### (2) 金融機関の経営の健全性確保における市場の機能

市場機能を適切に発揮させるためには、競争制限的な効果を有する規制をできる限り取り除いて金融機関間の競争を促進することが必要であり、このため今後とも業務、商品等の関係規制の見直しを進める必要がある。また、市場参加者が各金融機関の経営状況に関する正確な情報を得られるようにするととの観点から、ディスクロージャーの充実、専門的見地から公開情報の加工サービスを提供する格付機関による格付の定着、経営実態を的確に把握できるような会計制度のあり方についての幅広い検討等が期待される。

### (3) 行政の役割の変化

金融機関の経営の健全性を確保し、自己規律による創造的経営が行われるようにするためには、今後の行政の方向として検査等のモニタリング体制の充実、健全性諸比率基準の活用が重要である。



金融機関経営の変化の激化、金融機関の個性化、多様化の進展等を勘案すれば、検査等のモニタリング体制を充実する必要がある。なお、検査等のモニタリングの着眼点については、自己規律による創造的経営を促すという観点から金融機関自身によるリスク管理が適切に行われているかどうかが重要となる。

経験知に基づいて金融機関の過度なリスク負担を制限したり、リスク分散を確保する等の効果を有する健全性諸比率基準（自己資本比率規制、大口信用供与規制等）は、競争中立性、市場機能重視の立場との整合性、透明性等の特性を有しており、金融自由化に伴いその重要性は大きくなる。なお、健全性諸比率基準は、本来、金融機関が自己規律に基づく創造的経営を目指して適切なリスク管理を行うための最低限の基準、あるいは目安となるものであることを十分認識する必要がある。

モニタリング体制を充実し、自己資本比率規制等の健全性諸比率基準を重視する傾向は、金融自由化を進めている欧米諸国にも共通して見られる。

（注）本報告書のとりまとめの日については、出所によれば「調査会は、平成〔中略〕6年6月21日、その結果を中間報告「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について」としてとりまとめた」とされている。

（出所）『銀行局金融年報 平成6年版』13-15ページ。

## 6-16 「金融システムの機能回復について」（平成7年6月8日）

### 金融システムの機能回復について

大蔵省

平成7年6月8日

金融機関の不良債権の早期処理は、我が国経済の喫緊の課題である。

金融機関の不良債権の現状をみると、破綻先債権・延滞債権を中心にその処理が進んでいるが、国民の金融システムの安定性に対する関心は一層の高まりをみせており、この問題の解決に更に積極的に取組むべきである。こうした状況を踏まえ、景気を本格的な回復軌道に乗せるためにも、不良債権処理を一段と促進し、金融機関の融資対応力の向上を図ることにより、経済活動に必要な資金の円滑な供給を期すこととする。

健全で活力ある金融システムは、我が国経済の安定的発展のため必要不可欠な前提である。我が国経済が今後21世紀に向けて、豊かで創造的な経済社会を築いていくために、残された概ね5年の間に、金利減免等を行っている債権をも含め、従来の発想にとらわれることなく金融機関の不良債権問題に解決の目処をつけることとする。

このため、金融制度調査会においても基本的考え方について審議される予定であるが、大蔵省としては、当面次のような考え方により不良債権問題の早期解決に取り組み、金融システムの機能回復を図ってまいりたい。

金融機関の不良債権処理は、厳しい自助努力が前提であるが、最大限の努力を尽くした後になお解決すべき問題がある場合をも念頭に置きつつ、公的な関与のあり方をも含めた多角的な視点から広く議論が行われ、本問題に対する理解が深まることを期待する。

#### 一. 金融機関の資産内容

いわゆるバブル経済の発生・崩壊により資産価格が急激に変動したため、金融機関の資産内容は大きく悪化した。こうした不良債権問題への対応という我が国の金融機関が現在負っている課題の大きさは、昭和初期や終戦直後以来のものといえよう。

しかしながら、関係者の努力もあり、都市銀行等における破綻先債権・延滞債権の処理は漸く峠を越え、金融システム全体における不良債権問題に取り組みうる状況となっている。また、今日の我が国金融システムを取り巻く経済的基盤は、国民経済の基礎的諸条件や金融制度の整備状況等からみて、かつてとは比較にならない程強固なものとなっており、果断な対応により、必ずや我が国経済の将来展望を開きうるものと考えられる。

### 1. 都銀・長信・信託の状況

平成7年3月末における都市銀行、長期信用銀行、信託銀行の3業態・21行にかかる破綻先債権・延滞債権の合計額は約12.5兆円となっている。

しかしながら、この中には、債権償却特別勘定への繰入れにより既に処理された債権が含まれている。こうした処理済の債権が破綻先債権・延滞債権に占める割合は、平成5年3月末には2～3割程度であったが、平成7年3月末には6割近くまで上昇しており、破綻先債権・延滞債権の処理については概ね目処がついたと考えられる。なお、破綻先債権・延滞債権について、今後処理すべき額は、担保保全が行われていると推定される部分を控除すると、その残高は4分の1程度と考えられる。

破綻先債権・延滞債権のほかに、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図るために、当初の約定条件を変更して金利減免・棚上げ等の措置を講じている債権が存在する。こうした金利減免等債権の平成7年3月末時点における概数は、都市銀行等21行ベースで10兆円強と見込まれる。金利減免等債権は、破綻先債権・延滞債権とは異なり回収を前提としているが、金融機関の収益を圧迫しているほか、将来、破綻・延滞化するリスクを内包していることに留意する必要がある。

### 2. 金融機関全体の状況

金融システムの安定性を確保する観点からは、上記の都市銀行等21行のみならず、金融機関全体、とりわけ預金を取り扱う金融機関（都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系統金融機関）の資産内容を一層健全化していく必要がある。今後その状況は、後述のような資産の健全性に関するディスクロージャーの拡充により明らかになっていくものと見込まれるが、現時点における金融機関の破綻先債権・延滞債権及び金利減免等債権の総額は、上述の都市銀行等3業態にかかる破綻先債権・延滞債権の合計額（約12.5兆円）の3倍強と考えられる。

しかしながら、金利減免等債権の相当部分は正常債権化するものであることや破綻先債権・延滞債権にかかる債権償却特別勘定への繰入れ状況等を考慮すると、今後処理すべき額は、上記総額の一部にとどまることに留意する必要がある。但し、地価・株価等の資産価格の変動はなお完全に収束したとはいえ今後動向には引き続き注目を要する。

## 二. ディスクロージャーの拡充

金融機関経営の透明性を高め、経営の自己規正を促す効果を有するディスクロージャーの拡充は、金融機関の不良債権等の早期処理を促す上で大きな意義を有する。また、ディスクロージャーの拡充は、預金者の自己責任原則確立のための基盤としても重要である。

このため、これまでのディスクロージャーの実施状況や信用秩序に与える影響にも配慮しつつ、平成8年3月期決算から以下の方向でディスクロージャーの範囲の拡大を図るとともに、更に今後5年以内のできるだけ早期に、預金者の自己責任原則を確立するために必要なディスクロージャーが実現するよう努める。

- (1) 都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国信用金庫連合会においては、従来の破綻先債権・延滞債権に加え、金利減免等債権についてもディスクロージャーを行う。
- (2) 地方銀行、第二地方銀行協会加盟行においては、少なくとも、海外支店・現地法人を設けて銀行業を営んでおり国際的にも経営の透明性確保の要請が強い金融機関は、従来の破

綻先債権に加えて延滞債権のディスクロージャーを行う。

- (3) 協同組織金融機関については、その実態は多種多様であり一律に論ずることは困難であるため、組合員・会員の同質性、事業地域の範囲、事業の規模、員外者の利用可能性等を踏まえて、ディスクロージャーの範囲、方法、態様等について金融制度調査会において協同組織金融機関を巡るその他の問題と併せて検討を行い、平成8年3月期には協同組織金融機関の実態に即した資産の健全性に関するディスクロージャーを行う。
- (4) 上記ディスクロージャーの範囲は最低限の目安であり、各金融機関が自主的な判断に基づき、これを超えるディスクロージャーを行うことは評価されるべきである。

### 三. 金融機関の自主的な経営健全化努力

金融システムの機能を回復するに際しては、金融機関が自ら担っている資金の円滑な供給等の社会・経済的役割を改めて認識し、その経営の健全性を確保することが基本である。

また、行政としても、概ね5年の間に、金利減免等債権を含む不良債権問題の解決に目処をつけるため、所要の環境整備を図り、金融機関の真摯な経営努力を促す。

#### 1. 金融機関経営の一層の合理化

不良債権問題を早期に解決し、我が国金融システムの機能回復を図る観点から、金融機関に対して、店舗網の見直し、徹底した経費削減・合理化等、経営組織全体を通じた最大限の合理化努力を求める。

#### 2. 支援先の現行再建計画の的確なフォローアップ

金融機関における破綻先・延滞債権の処理の進展等を踏まえ、金融機関から金利減免等の支援を受けているノンバンク・住宅金融専門会社等については、再建計画の進捗状況の的確な把握が行われるとともに、必要に応じ再建計画の抜本的見直しを含む適切な措置が講じられるよう、支援先及び支援金融機関の間での真剣な議論及び対応を促す。

なお、金利減免等債権を含む不良債権の処理に際し、金融機関の体力や収益環境に応じて弾力的に対応できるよう、段階的な処理方策を検討する。

#### 3. 不良債権の処理方策の拡充

不良債権の処理については、償却・引当の改善や㈱共同債権買取機構の設立等、これまで導入された施策の活用により、バランス・シート上の処理が進められてきたところであるが、今後、担保不動産の流動化等に向けた努力が一層要請される。

- (1) 金融機関の不良債権等に関して、信託方式及び特別目的会社を用いた流動化手法の積極的な活用を促す。
- (2) 金融機関の資産の再構成を容易にするため、今般導入したローン・パーティシペーション（金融機関の貸出債権に係る権利義務関係そのものは移転させずに、当該債権の経済的利益とリスクのみを債権者から第三者（参加者）に移転させる債権流動化方式）の活用を促す。
- (3) ㈱共同債権買取機構が保有する担保不動産について、情報提供の一層の拡充等により任意売却を促進するとともに、競売に付した担保物件を持込金融機関の自己競落会社が競落・処分する手法を導入するほか、金融機関の担保不動産一般についてその流動化のための施策を検討する。

#### 4. 不良債権の前倒し処理に向けた決算対応

金融機関が、実態に即した決算対応を行い、自己資本の維持・充実等に配慮しつつ不良債権について可能な限り前倒し処理を推進することにより、その資産内容を早期に改善し、内外の信頼確保に努めることを促す。

また配当についても、横並びや経緯にとらわれることなく、経営実態に即した決定を促す。

なお、信託銀行の不良債権処理に関連して、今般の決算において、特別留保金の取り崩しにより貸付信託勘定の不良債権処理を進めたケースがあったが、貸付信託一般についても、

不良債権の償却原資の確保の方策につき検討する。

#### 四. 経営基盤強化のための金融機関の対応

不良債権の処理を進めるに際して、経営問題に対処し、あるいは、積極的に経営基盤の強化を図るため、合併等の方策を講じることも重要である。

##### 1. 経営基盤強化のための合併等

金融機関の経営基盤の抜本的な強化を図る観点から合併を選択する金融機関に対しては、その円滑な実現のために当局としても可能な限り支援・協力を行う。なお、破綻金融機関については子会社化も選択可能となっている。

また、同種金融機関間の合併等だけでなく、利用者の金融ニーズの多様化が進む中では、相互補完効果の期待できる異種金融機関との合併等も経営基盤強化のため有効な選択肢の一つである。

##### 2. 金融環境の変化に対応するための転換

金融機関には銀行のほか、信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関があり、相互扶助の精神に基づき、業務を行っている。今後とも、このような協同組織金融機関は、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業、個人等の分野において十分な金融サービスを提供していくために、存在意義を有しているものと考えられるが、今後、金融環境の変化が見込まれる中で、これに適切に対応するための一つの方途として、個別に、他の業態へ転換することも考えられる。当局としては、個別金融機関の経営判断を踏まえつつ、転換について法令の規定に基づき適切に対応する。

##### 3. 震災被災地域への支援

阪神・淡路大震災の被災地域においては、今後復興の本格化とともに、資金需要が高まっていくものと考えられるが、被災地の金融情勢の実態把握にさらに努めるとともに、地元の協力も得つつ、金融機関の機能が円滑に発揮されるよう適切に対処する。

#### 五. 金融機関の破綻処理

自助努力や合併等によっても、経営問題の克服が難しい場合には、経営破綻の処理を迫られることとなる。

金融システムは経済社会の活動基盤であり、金融機関の破綻処理は金融システムの安定性確保に十分配慮しつつ行う必要がある。経営破綻にいたる事情は多様であり、予め詳細な処理基準を定めておくことは困難であるが、破綻処理には公的な手段を用いる必要があるため、破綻処理に関する基本的考え方についてできるだけ国民の合意を形成しておくことが望ましい。今後、金融制度調査会の審議も経た上で、早急に破綻処理の基本方針を取りまとめることとするが、その間に対応を要する事態が生じた場合には、当面以下の考え方にに基づき処理に当たることとしたい。

##### 1. 信用秩序の維持

預金保険制度は、個別金融機関の経営破綻に際し、預金者を保護することによって預金の安全性に対する国民の信頼を確保し信用秩序の維持を図ることを目的とするものである。その発動によって保護されるべきは預金者、信用秩序であって、当該破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員でないことは言うまでもない。

なお、預金は、決済手段であるとともに身近な貯蓄手段として、金融商品の中でも最も安全性が求められていることから預金保険の対象となっている。金融自由化により金融商品の多様化が進んでいるが、利用者においては、収益性や安全性等を総合的に考慮した上で、自己責任原則の上になった金融商品の選択が求められる。

##### 2. 預金保険の発動形態

(1) 預金保険の発動形態には、預金保険金の支払い（いわゆるペイオフ）と営業譲渡・合併

等に対する資金援助がある。

具体的な破綻処理方法の選択に当たっては、金融システムの安定性確保を前提に、預金者保護・預金者利便、地域の金融の円滑、我が国金融機関に対する国際的な信認への影響等を総合的に勘案してできる限り社会的コストの小さい処理方法を選択する必要があるが、併せて経営者・預金者等のモラルハザードの防止についても配慮する必要がある。

(2) ペイオフは、

- ① 保険金支払いに時間を要することによる預金者の日常生活や中小企業等の資金繰りへの支障、
  - ② 金融機関の清算による地域の金融の円滑や利用者利便への支障、
  - ③ 預金に対する信認の動揺や決済システムの連鎖を通じた損失の伝播等のおそれ、
  - ④ 我が国金融機関に対する国際的な信認低下のおそれ
- 等、経済社会全体からみてコストの大きな処理方式である。米国においてもペイオフは小規模な金融機関について例外的に実施されているだけである。

他方、資金援助方式は、営業が継続され、違法な預金を除く全ての預金等が全額保護されるため、一般預金者、取引企業、関係金融機関、内外の信用秩序に与える影響は小さい反面、処理を引受ける金融機関がない場合には行い得ないほか、預金者のモラルハザードというリスクが伴う。

以上の諸点を総合的に勘案すると、我が国においても、金融機関の破綻処理に際しては、基本的には、資金援助方式の可能性をまず追求することが適当ではないか。ペイオフは、信用秩序へ重大な影響を及ぼさないことを前提に、例えば、株主・出資者の損失負担、関係金融機関等による支援、預金保険機構からの資金援助が行われても営業譲渡等の処理ができない場合に行われることとなる。

(3) 現時点において直ちにペイオフという形で預金者に経営破綻による損失の分担を求めることは、

- ① 金融機関の破綻処理に当たって、金融機関を信頼した善意の預金者に損失を求めることについての明確な国民的コンセンサスが形成されていないこと、
- ② 金融機関が不良債権問題を抱えており信用不安を醸成しやすい状況にあること、
- ③ ディスクロージャーが実施過程にあり、預金者に自己責任を求めるに足る情報が提供されていないこと、

等から、困難であると思われる。できるだけ早期に、遅くとも5年以内に、預金者についても自己責任原則を問う環境整備を完了することが適当と考えられる。

また、その間においても、ペイオフと資金援助による預金の全額保護との中間的な処理も可能となるよう、預金保険制度の破綻処理方法の多様化について早急に検討する。その際、現行預金保険制度においてはペイオフを行う場合には利子は保護対象とならないが、利子相当額を含めて預金保険の対象とするといった制度改正もあわせて検討する。

なお、ペイオフを行わずに、合併・営業譲渡に対する資金援助という処理が行われる場合においても、違法な預金については保護されず、また、預金者が金融機関に対して負っている債務が履行遅滞等の状態にあり、相殺が行われる場合には預金の払戻しがなされないことは言うまでもない。

### 3. 預金保険制度の資金援助方式の発動要件

預金保険は、平成4年4月1日以降、これまで資金援助方式により七回その発動が決定されたが、発動要件については厳格化を図ってきている。今後の資金援助の発動に関しては、原則として以下の要件が満たされることを前提とする。

- ① 経営陣の退任を基本とし、更に経営破綻の原因を招いた者については、その責任に応じ、法の枠組みの中で、経営責任が厳格に追及される。
- ② ペイオフの場合には株主・出資者は保有している株式、出資について損失を負担するこ

ととなるが、資金援助の場合にも原則として同様に負担を求める。

- ③ 資金援助の際、徹底的な合理化計画が策定される。
- ④ 関係金融機関等による可能な限りの支援が実施される。

#### 4. 預金保険の発動を超えた特別の対応

破綻の程度が著しい場合や適切な破綻金融機関の受け皿がない場合には、預金保険制度の資金援助方式のみによっては処理し難いケースもあり得る。

先般の二つの信用組合の破綻に際しては、破綻の程度が著しく、関係金融機関による支援や預金保険制度の資金援助方式のみによっては合併や営業譲渡等による処理ができない状況にあったが、他方ペイオフにより預金者に損失を求めることも、信用秩序に与える深刻な影響を考慮すれば困難であった。このため、破綻金融機関は清算して消滅させた上で預金者を保護し信用秩序を守る方策として、受皿銀行を設立して破綻金融機関の事業譲渡を行った。本件処理に際して、金融機関の存立・活動の基盤である預金に対する国民の信認、ひいては信用秩序を守るため、広く全国の民間金融機関に資金の拠出を要請するとともに、日本銀行法第25条に基づく措置を発動した。

- (1) 預金者にも自己責任の原則を問う環境が整備されるまでの間においては、通常の預金保険による資金援助の発動要件以上に厳格な条件を課したうえで、資金援助方式を超えるこのような特別の対応を講ずることもやむをえない。
- (2) その場合においても、預金保険機構の機能の拡充による対応も考えうるところであり、例えば、民間金融機関への幅広い資金の拠出要請にかえて、預金保険機構が時限的に付加保険料を徴収して信用秩序維持のための追加的な資金拠出を可能とすることも考えられる。
- (3) 流動性の確保については中央銀行の重要な機能であり、日本銀行法第25条に基づく措置も必要に応じて発動が求められる。構造的な経営危機への対応としての日本銀行法第25条に基づく措置については、金融システムの安定性を国民全体の負担で確保する枠組みが確立されていない現状では、金融システムの機能回復に異例の努力を求められている今後5年間においては、その発動も止むを得ない場合がある。しかしながら、これはあくまで緊急避難的措置であり、通常の預金保険の資金援助等による処理だけでは我が国信用秩序への重大な影響が避けられない場合等に限り、慎重に対応されるべきものと考えられる。

#### 5. 都道府県監督下の金融機関

都道府県に監督権限が委任されている金融機関については、破綻処理についても監督責任を有する都道府県が当たることとなるが、国・中央銀行も我が国の信用秩序維持の観点から都道府県と緊密な連携・協力を行う。

### 六. 検査・監督の充実

#### 1. 金融機関経営の健全性確保

金融自由化が進展するなかで、金融システムの安定性を確保していくためには、金融機関が、内部管理の充実やリスク管理能力の向上を図り、その経営の健全性確保に努めることが一層必要になっている。

こうした観点から、金融機関が健全性諸比率基準を自らの経営のベンチマークとして積極的に位置づけ、環境の変化に対応して一層適切なリスク管理を行うことが求められている。

監督当局としては、金融機関の自己責任原則の一層の徹底を図る観点から、内部検査等の充実・強化を求めるとともに、ディスクロージャーの拡充等により市場のチェック機能をできるだけ活用しつつ、金融機関経営の健全性が確保されるよう努める。

#### 2. 検査・監督機能の一層の活用

検査・監督は、従来より金融機関経営の健全性を確保する上で大きな役割を果たしてきたが、いわゆるバブルの発生・崩壊という金融環境の激動期においては事前の経営チェック機能を必ずしも十分果たしえたとはいえない面がある。

近年の金融機関を巡る環境の変化に対応するため、検査・監督にかかる要員や研修の充実等に努め、検査・モニタリング機能の一層の活用を図る。

また、検査・モニタリングの結果、多額の不良債権の発生等が認められた場合には、時機を失することなくこれに対応しうよう、客観的指標に基づき金融機関経営の早期是正を求める措置の導入等について検討する。

### 3. 信用組合の検査・監督体制等の充実

先般の東京の二つの信用組合の破綻処理を巡る議論の中で提起された、信用組合経営の健全性確保に関する問題については、協同組織金融機関制度の理念を踏まえ、金融自由化の進展に伴う業務の拡大、事業規模の拡大、都市部における協同組織性の希薄化等、協同組織金融機関の実態の変化に留意しつつ、十分検討する必要がある。

このような観点から、理事の兼職、ディスクロージャー、監査のあり方、検査・監督体制のあり方等について制度改正も含めて金融制度調査会において審議を行うとともに、当面、検査・監督体制等の充実について以下の方策を講ずる。

- ① 信用組合の経営の健全性を確保する観点から、法令に基づく大口融資、員外預金の受入れ及び員外融資にかかる規制、また理事の関連企業への貸付にかかる理事会承認において当該理事は決議に参加しないことについてその徹底を図り、違反行為については、業務改善命令の発動、理事の解任等厳格な対応を行うよう都道府県を指導する。
- ② 信用組合の検査・監督体制を整備するため、国・都道府県の要員の充実や研修内容の充実を図るとともに、都道府県との間の定例協議を設け意見・情報交換を行い、また人的交流を促進することにより、国と都道府県の協力関係の一層の緊密化を図る。
- ③ 信用組合においても第三者の見地からのチェックを行う必要性が高まっていることから、信用組合がその監事に外部の金融精通者を加えるよう都道府県を指導するとともに、全国信用組合中央協会が運営する全国信用組合監査機構の監査の充実について同協会を指導する。

(出所) 『金融』平成7年7月号 49-53ページ。

## 6-17 金融制度調査会「金融システム安定化のための諸施策—市場規律に基づく新しい金融システムの構築—」(平成7年12月22日)

### 金融システム安定化のための諸施策 —市場規律に基づく新しい金融システムの構築— 金融制度調査会答申

平成7年12月22日

金融の自由化の進展は金融機関相互間の競争を通じて経済の効率性を高める一方で、金融機関をはじめとする各経済主体にとってのリスクが増加する過程でもある。

最近相次いで表面化している大規模な金融機関の経営破綻は、金融機関自身の自己責任意識の不徹底によりリスク管理が十分でなかったこと、従来型の行政手法によるチェックでは不十分であり、また断固たる処置がためらわれ、結局問題の先送りとなってしまったこと等を示している。

また、内外から指摘を受けている我が国金融システムの不透明さは、ディスクロージャーが過渡の段階にあることや、国際的に見てあいまいさの多い行政のあり方そのものに起因する所が多いとの見方がある。

金融機関の不良債権を早期に処理し、バブル経済の崩壊で低下した金融システムの機能回復

を図ることは我が国経済の今後の持続的な発展にとって不可欠の前提であるが、こうした問題の解決のため、当面する不良債権問題に取り組む一方で、より基本的には、金融自由化以後にふさわしい、市場規律に立脚し、透明性の高い金融システムが早急に構築される必要がある。

以上のような考え方に立って、金融制度調査会は金融システム安定化委員会を設置し、7月4日の第1回会合以来、年内に結論を得ることを目標に、集中的な審議を積み重ねてきた。会合の開催は二つの作業部会を合わせ、計24回に及ぶ。

今般、この審議結果が「金融システム安定化のための諸施策—市場規律に基づく新しい金融システムの構築〔一〕」と題する報告書としてとりまとめられ、本調査会において報告、了承された。同報告書が我が国の今後の金融システム安定化のための具体的提案であることを考慮し、本調査会はこれを金融制度調査会答申としてここに提出する。

## 1. 不良債権問題の早期処理と今後の金融システムのあり方

(1) 95年9月末における我が国金融機関の不良債権（破綻先債権、延滞債権及び金利減免等債権）の総額は、各金融機関からの報告によれば約38兆円である。また、このうち、今後の要処理見込み額は19兆円程度と推計される。

審議経過報告にもあるとおり、金融機関の不良債権は、ひとたびその処理を誤れば経済全体を不安定化させかねないという意味で、我が国経済の先行きに不透明感をもたらしている。また、金融機関が経済社会のリスクを消化し、融資機能を適切に果たしていくことは、我が国経済の持続的な発展のため不可欠の前提である。こうした意味で、不良債権問題の早期処理は現下の喫緊の課題であり、今後5年以内のできる限り早期にその処理に目処をつける必要がある。上記の不良債権額等の規模は、金融システム全体としてみれば十分に克服しうるものであり、各金融機関は先ず自助による最大限の合理化努力や早期の引当、償却等の実施により、迅速にその処理を行っていく必要がある。

(2) 最近金融機関の経営破綻が相次いで生じており、今後においても不良債権問題を早期に処理していくことを考えと、個別の金融機関においては経営困難に陥ることも予想されるころではあるが、以下のような考え方に立って、我が国金融システムが抱える構造的問題の解決に早急に取り組む、今後遅くとも5年のうちには、種々の改革を終了して、市場規律の発揮と自己責任原則の徹底を基本とした、透明性の高い金融システムを構築しなければならない。

第一に、バブル経済の発生、崩壊により金融機関は多額の不良債権を抱えることとなったが、この背景には金融の自由化の進展により金融機関の抱えるリスクが増大したにもかかわらず、経営における自己責任意識の不徹底等から金融機関自身の経営の健全性確保が必ずしも十分に行われなかったことが挙げられる。また、市場のチェックを通ずる経営の自己規正効果が十分に働いていなかったことや、監督当局の従来の行政手法では金融機関経営の健全性を早期に十分にチェックし是正を求めることができなかったことも否定できない。

こうした点を踏まえると、今後は金融機関や預金者の自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い金融システムを早急に構築していく必要がある。一方、監督当局においても行政姿勢の転換が必要であり、市場機能の補完的役割を果たすことを基本として、透明性の高い新しい行政手法の導入とともに、検査・モニタリング体制の整備・充実を図ることにより金融機関経営の健全性確保を促していく必要がある。

第二に、最近の一連の金融機関の大規模な経営破綻は、金融機関の場合はその財務内容が極度に悪化し実質的に破綻に陥っていたとしても流動性が確保される限りは営業を継続でき、また経営者もそれを強く望む事情にあるため、結果として破綻処理が遅れ処理コストが拡大しやすいという問題があることを強く認識させた。

こうした点を踏まえると、今後の破綻処理においては、先送りではなく果敢な対応を行っていく必要があり、これを可能とするために、金融機関の破綻処理を早期に開始し迅速に行



うための破綻処理手続の整備が必要である。

また、現在の預金保険の発動方式にはペイオフと資金援助の二方式しか存在しないが、破綻処理における預金者の動揺と、預金者のモラルハザードという相反する性格の社会的コストをできる限り抑制していく観点から、発動方式の多様化も必要である。

第三に、不良債権の果敢かつ迅速な処理を行うと共に上記の構造的施策を着実に進展させていくためには、今後概ね5年の間、信用不安を醸成しやすい状況にあることに鑑みると、預金者保護、信用秩序維持に最大限の努力を払う必要がある。そのような観点から、通常の預金保険の発動を超えた特別の対応が求められるところであり、そのための時限的な法制面、資金面、組織面における整備もあわせて図る必要がある。

## 2. 金融機関経営の健全性確保のための方策

### (1) ディスクロージャーの推進

ディスクロージャーは金融機関経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促すものであり、金融機関の不良債権の早期処理を促す上でも大きな意義を有する。また、預金者の自己責任原則確立のための基盤としても重要である。

不良債権のディスクロージャーについては、既に主要21行においては本年9月期に当初の予定を前倒して全ての不良債権額の開示が行われたところであるが、これに準じて地域銀行においてもできるだけ早期の開示完了が望ましく、また、信用金庫、労働金庫及び信用組合についても、原則として98年3月期までに不良債権のディスクロージャーを完了すべきである。また、農漁協についても、その経営の実態を踏まえつつ、基本的には他の協同組織金融機関と同様な対応がなされることが望ましい。

更に、行政当局においても、本年11月14日に金融機関の業態別不良債権集計値を発表したところであるが、今後も引き続き不良債権の実態把握に努め、これを公表していくことが適当である。

### (2) 早期是正措置の導入

金融機関経営の健全性を確保していくための新しい監督手法として、自己資本比率等の客観的な指標に基づき業務改善命令等の措置を適時に講じていく早期是正措置を導入することが適当であり、所要の手当てを行い、必要な周知・準備期間を経た上でできるだけ早期に実施に移す必要がある。早期是正措置は、監督当局が最低限講ずる必要のある処分等の内容を明確化するものであり、当局の裁量の幅を狭め、行政の透明性確保にも資することとなる。

早期是正措置の中心的指標となる自己資本比率については、基本的には国内基準を用いることとし、海外に営業展開している金融機関には国内基準と国際統一基準のいずれか低い方を適用し、厳正な措置が講じられるような仕組みとすることが適当である。

早期是正措置の導入に当たっては、不良債権を勘案した、自己資本比率等の正確な把握が前提となる。このため、検査・モニタリング体制の整備・充実が必要であるが、金融機関の自己責任原則の徹底等の観点からは、資産査定は先ず各金融機関自らが厳正に行うことが必要である。

なお、早期是正措置は自己資本比率等の客観的な指標に基づき業務改善命令等の措置を発動することが原則であるが、さらに、監督当局の日常のモニタリングや検査結果等を加味することにより、是正が一層適正に図られるような仕組みとすることが適当である。

### (3) その他の方策

金融機関が経営の健全性を確保しつつ不良債権の早期かつ迅速な処理を進めていくためには、自己資本の充実が必要となる場合もあるが、その場合にはリストラ等の徹底をはじめとする種々の環境整備について今後、検討が進められることが望ましい。

なお、金融機関の健全性確保のための環境整備の一環として、現行制度では認められていない、銀行から協同組織金融機関への営業譲渡等や金融機関のトレーディング勘定への時価

評価に基づく会計処理の導入についても早急に所要の整備を図ることが適当である。

### 3. 金融機関の破綻処理のあり方

#### (1). 基本的考え方

①. 金融機関の破綻処理においては預金保険が発動されることとなるが、預金保険の発動により保護されるべきは預金者、信用秩序であり、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではない。従って、預金保険の発動に際しては、

(ア) 破綻金融機関は存続させないこと、

(イ) 経営者の退任及び民事・刑事上の厳格な責任追及が行われること、

(ウ) 株主・出資者の損失負担が行われること、

が前提条件となる。また、資金援助方式が発動される場合には、預金保険という公的手段に頼る前に、当事者、関係者の可能な限りの努力が払われる必要があり、このため(ア)~(ウ)に加え、徹底的な合理化計画の策定・実施や関係金融機関による可能な限りの協力が必要となる。

もとより、経営破綻に際して、借り手への責任追及、債権回収の徹底が重要であることは言うまでもない。

②. 次に、破綻処理においては社会的コストの小さい処理方法を選択する必要があるが、現時点においては、(ア)ディスクロージャーが充実の過程にあり、預金者に自己責任を問いうる環境が十分に整備されていない、(イ)金融機関が不良債権を抱えており、信用不安を醸成しやすい金融環境にある、ことから、未だパイオフを行うための条件が整っていないと考えられる。

(ア)、(イ)の環境整備は今後5年以内のできるだけ早期に完了する必要があるが、その後においては、信用秩序に与える影響等を十分に考慮する必要はあるが、パイオフも選択肢の一つとなる。また、破綻処理方法の多様化として、後述のように預金等債権買取制度（「見処配当制度」と同義。以下同じ）の創設等の制度整備を行い、最も社会的コストの小さい処理方法の選択を可能としていく必要がある。

③. なお、信用秩序維持のための流動性の確保は中央銀行の重要な機能のひとつであり、今後とも、日本銀行によるこの面での適切な機能発揮が期待されている。

#### (2). 破綻処理手続の整備、預金保険制度の見直し等

①. 破綻処理コストの予想以上の拡大によって、預金者や預金保険等に過大な負担を生じさせないために、預金の払戻停止の危険が顕在化する前の早い段階、例えば債務超過に陥った段階から金融機関の破綻処理を開始しうような制度の整備が必要である。また、他の金融機関への波及を防止するため、破綻処理の迅速化を図ることも必要である。

このため、今後は従来の任意の営業譲渡等による処理手続に加え、司法上の倒産手続を用いた金融機関の破綻処理手続の整備を図る必要があり、具体的には以下の法制面の手当て等を行うことが適当である。

(ア). 監督当局への倒産手続開始の申立権の付与

預金者は金融機関の財務状況を必ずしも十分に知りうる立場にないこと、及び諸外国の例に照らせば、預金者の保護に責任を有する監督当局に倒産手続開始の申立権を付与し、適時に破綻処理を開始しうようしておくことが適当である。

(イ). 会社更生手続をベースとする処理手続の整備

破綻金融機関はそのまま存続させないという原則の下で、破産等により事業の解体を行わずに円滑な倒産処理を図る必要がある場合もあることから、破綻処理手続の整備は会社更生手続をベースに行うことが適当である。このため、協同組織金融機関についても同様の処理手続を可能とするよう所要の制度整備を図ることが適当である。

(ウ). 預金保険機構への預金者代理機能の付与

多数の預金者の権利を裁判手続上集約し処理の迅速化を図る観点から、預金者の権利の保障に配慮しつつ、預金保険機構が裁判手続において預金者の権利を代理して行使する制度を設けることが適当である。

- ②、倒産手続による処理において預金者の流動性の確保を図るため、預金保険機構が裁判手続の外で、同手続終了後に払戻を受けうると見込まれる預金相当額をあらかじめ預金者に提供する、預金等債権の買取制度を設けることが適当である。なお、これにより預金保険機構が預金者の預金債権を取得することとなるので、預金債権者の数が集約され、裁判手続の迅速化にも資することとなる。

また、預金保険金及び預金等債権買取資金の支払いの方法については、処理の多様化の観点から、預金保険機構が指定した他の金融機関に対する預金設定（及びその口座への振込）により行うことを可能とすることが適当である。この場合、米国のP&A〔Purchase and Assumption：資産・負債の承継〕と同様の処理も可能になるものと考えられる。

- ③、また、任意の営業譲渡等の際に行われる預金保険の資金援助についても、営業譲渡等の迅速な処理等を図る観点から、米国の例も参考にして、譲受金融機関が、引き継いだ破綻金融機関の資産を一定期間内に精査した上で不足が認められた場合には、預金保険機構が事後的に資金援助額を増額する方式を導入することが適当である。
- ④、預金利子の付保対象化の問題については、郵貯〔郵便貯金〕との均衡等から付保対象とすべきとの意見もあったが、一方、預金者や金融機関経営者のモラルハザードを助長しかねないという問題があり、今回は付保対象とするような見直しは行わないことが適当である。また、外貨預金や外国銀行在日支店の預金を付保対象とするか否かについては、今後行政当局において十分に検討を進めた上で結論を得ることが適当である。

また、米国のような可変的預金保険料については、現下の経済情勢等の下では導入は困難であり、今後の検討課題とすることが適当である。

- ⑤、預金保険機構への管財人機能の付与は利益相反等の問題があり適当でなく、また調査機能については現行の資料請求権の活用等について実務的観点からの検討を行うことにより対応することが適当である。
- ⑥、以上の制度面の整備等により、今後の破綻処理において預金保険機構が果たす機能は従来に比し拡充されること等を踏まえると、預金保険機構の体制整備・充実についても、必要な限度内においてあわせて図られる必要がある。
- (3)、当面の破綻処理のための時限的枠組み
- ①、不良債権については今後5年以内のできるだけ早期にその処理に目途をつける必要があるが、それまでの間は預金者に破綻処理費用の分担を求めることは困難である。そのため、当面の破綻処理において、関係金融機関等による可能な限りの支援や預金保険による資金援助のみでは破綻処理費用が不足する場合に備え、従来のアドホックな対応に代えて、民間金融機関が資金を拠出する特別の基金を時限的な制度として整備することにより、預金者保護、信用秩序維持に最大限の努力を払う必要がある。なお、前述の預金等債権買取制度を活用する場合でも、当面は預金の全額を払い戻すことが適当である。
- ②、諸般の事情を考慮すれば、上記の枠組みについては、預金保険機構の中に今後5年間の臨時異例の措置として特別基金を設けることとし、同特別基金からペイオフコストを超える資金援助等を行うこととすることが適当である。
- ③、特別基金の財源としては、新たに制度化する特別保険料（仮称。以下同じ）を一般保険料に付加する形で徴収することが適当である。預金保険が発動されるようになったこの4年間と同程度の破綻が生じた場合にも対処しうよう、この間の破綻処理コスト合計額である2.0～2.5兆円を今後5年間で引きなおし、それをカバーしうよう料率を算定すると、保険料率は一般保険料で現行料率の4倍程度、特別保険料で3倍程度、合計7倍程度の水準に引き上げることが必要であると考えられる。

なお、この引上げにより金融機関の利益に対する保険料負担の割合（保険料負担／業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋保険料負担）は、米国の金融機関の保険料負担のピークである8%（91年）とほぼ同程度となり、現時点においてこの水準を超える負担を金融機関に求めることは、我が国金融機関の国際競争力への悪影響等をも勘案すると、極めて困難と考えられる。

- ④. 特別基金はその趣旨等に鑑みれば、原則として従来の預金保険と同様に業態横断的な制度とすることが適当であるが、信用組合についてはこれまでの破綻状況等に鑑み、他の業態とは区別して取り扱うことが適当である。このため、特別基金には一般の金融機関を対象とする「一般金融機関特別勘定（仮称。以下同じ）」と信用組合を対象とする「信用組合特別勘定（仮称。以下同じ）」を設け、区分経理を行うことが適当である。

また、特別基金の資金繰りのために日銀〔日本銀行〕資金が必要となろう。

- ⑤. また、今後5年間の破綻処理を円滑に進めるため、特別基金に受皿金融機関への出資を行うための出資機能を付与することが適当である。

なお、今般の預金保険制度の見直しにともない、農水産業協同組合貯金保険制度についても、その特殊性等に配慮しつつ、基本的には同様の方向で検討を行うことが望まれる。

#### 4. 信用組合を巡る諸問題

##### (1). 信用組合の業態転換について

協同組織金融機関は会員・組合員の相互扶助を基本理念とするものであるが、その中でも信用組合制度は、同じ協同組織金融機関である信用金庫より制度上厳格な員外取引規制が設けられていることから明らかなとおり、本来、特定の地域、職域、業域内における組合員相互の強固な結びつきを前提とするものである。

こうした点を踏まえ、都市部を中心に協同組織としての基本理念が薄れ一般の金融機関としての性格を強めている信用組合については、経営判断を明確にさせ、信用金庫を含む他業態への転換につき法令の規定に基づき適切に対応していく必要があるとともに、引き続き業態を維持していく信用組合に対しては、業務改善命令の適時適切な発動などの行政上の是正措置等により、員外取引規制等の遵守を徹底する必要がある。

##### (2). 信用組合に対する検査・監督の充実

信用組合についても、監督当局による早期是正措置の適時適切な運営を確保する観点から、資産内容の金融機関自身による査定等が必要であり、また、知事による検査・モニタリングの充実が図られる必要がある。

また、最近の大規模な信用組合の破綻例を踏まえると、今後は国と知事の連携強化、国の知事に対する指揮監督権の適切な行使等が重要である。このため、国と知事との間の定例協議を設置することが適当であり、また、協同組合による金融事業に関する法律第7条に規定する知事の国に対する共同検査の要請について発動基準の明確化を図り、共同検査を早期是正措置の一環として位置付けることが適当である。

なお、何らかの形で日本銀行との情報交換が行われることについても検討すべきである。

##### (3). 信用組合等の健全性確保

- ①. 信用組合の役員等（理事、参事等。以下同じ）の兼職等（兼職、兼業。以下同じ）については、原則として常務に従事する役員（常勤役員。以下同じ）等の兼職等を禁止することが適当である。但し、業域、職域信用組合等については、真に止むを得ない事情がある場合に限り、例外として監督当局の認可に基づき兼職等を認めることが適当である。

なお、理事長、副理事長については、その職務の重要性からいって、兼職等の制限に関しては非常勤であっても常勤役員として取り扱うことが適当である。

- ②. また、仮に兼職等が認められる場合であっても、組合員や預金者等に情報を提供し、適切なチェックを確保する観点から、事業報告書及びディスクロージャー誌に、ア) 常勤

役員等の兼職等の状況、イ)。当該信用組合から兼職等認可役員等自身のほか、兼職等先への投融資状況（兼職等が行われていない場合であっても、理事等が発行済株式総数の過半数を所有している企業への投融資状況を含む）を開示することが適当である。

なお、銀行、信用金庫、労働金庫についても、仮に兼職等が行われている場合には同様の対応が行われる必要がある。

- ③. 信用金庫、労働金庫、信用組合における外部監査制の導入や員外監事の登用については、原則として一定規模（例えば預金総額）以上かつ一定の員外預金比率以上のものを対象にすることが適当である。なお、こうした外部からのチェック機能の強化にあわせて、監事の権限等の充実を図る必要がある。

また、外部監査制等を補完するものとして、中央協会〔全国信用組合中央協会〕等の監査機構の拡充も必要であり、具体的には、信用組合にあっては少なくとも一定規模以上かつ一定の員外預金比率以上、労働金庫にあってはその全て、について年1回の監査が行われる体制ができるだけ早期に整備される必要がある。

## 5. 信用組合の破綻処理について

### (1). 国と地方の役割

- ①. 現行制度上、信用組合の破綻に際して、ア)。都道府県知事は、業務改善命令、資金援助の適格性の認定の要請等法令上の権限を適切に行行使する等によりその処理に当たるとともに、イ)。国は知事の法令上の権限行使に対し指揮監督を行うほか、金融システム全体の安定性確保を図っていく責務を有していることから、知事と密接な連携、協力を図りながら、信用組合の破綻処理に対処してきているところである。

このように、信用組合の破綻に当たっては、知事、大蔵大臣、日本銀行等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に密接な連携を図りながら、適切な事務処理に当たっていくことが必要である。

- ②. 但し、最近の信用組合の破綻の規模や影響の大きさ、処理の困難さ等に鑑みれば、信用組合の破綻は我が国全体の信用秩序・金融システムの安定性に重大な影響を及ぼしかねないものとなりつつある。このため、今後5年程度の間を生ずる可能性のある信用組合の破綻処理を円滑に行うため、以下の制度整備等が図られる必要がある。

### (2). 公的資金の関与

- ①. 金融機関の破綻処理は金融システム内の最大限の負担により行われることが原則であり、ペイオフコストを超える資金援助を行うために設けられる特別基金の財源も、基本的には金融機関の最大限の負担（特別保険料）により賄われることとなる。しかしながら、多くの金融機関が巨額の不良債権を抱え信用不安を醸成しやすい最近の金融環境下においては、こうした手立てを講じてもお破綻処理費用が賄えない場合の備えを確保しておくことにより、預金者保護、信用秩序の維持に最大限の努力を払う必要がある。

- ②. 預金は国民にとって最も身近な貯蓄手段であるだけでなく、決済手段としても経済において中核的な役割を果たすものである。ひとたび信用不安が生ずると、預金者は自らの預金を一挙に引き出そうとし、また、これがために、預金を通じて行われている各種取引の決済が麻痺し、膨大な数の個人、企業、金融機関等に甚大な悪影響が及ぶことが想定される。このような意味で、金融・決済システムは経済のインフラストラクチャーであり、その安定性確保は金融機関、預金者のみならず、広く国民経済全般の安定の基礎となるものである。従って、上記のように金融システム内の手立てを講じてもお破綻処理費用が不足するような場合には、経済全般の安定を確保するためのコストとして、広く間接的な受益者として、納税者にも負担を求めることとせざるを得ないと考えられる。

- ③. この場合、これまで信用組合については大規模な破綻が相次いで生じていること、米国においても商業銀行の破綻処理は預金保険の発動により金融システム内で処理されている

こと等に鑑みれば、公的資金の導入は信用組合特別勘定に限定することが適当である。具体的には、5年後に信用組合特別勘定の積極的な業務が終了した際に、一般金融機関特別勘定に黒字があり、これを充当してもなお信用組合特別勘定に赤字が生じている場合には、政府が適切な財政措置を講ずることとすることが適当である。

なお、納税者に安易に負担を求めるべきではないこと等を踏まえ、3年後に勘定の損益の状況、金融機関の財務状況等を勘案の上、特別保険料の適正な見直しを行うことが適当である。

こうした公的資金の導入措置は信用組合を救済するものではなく、預金者保護及び金融システムの安定性確保のために行われるものであり、破綻金融機関の預金者に直接損失の分担を求めることが困難な当面の間の臨時異例の措置であることは言うまでもない。

- ④. 信用組合の破綻処理に当たって都道府県に財政支出を行う責務が信用組合監督法令上あるわけではない。これまで都道府県は不良債権回収機関への資金拠出等を行ってきたが、これは機関委任事務としての信用組合の指導監督の一環として行っているものではなく、それぞれの都道府県の事情に基づいて、地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案の上、公益上の必要性から自己の責任に基づく判断により行われているものである。

こうした都道府県の財政支援はあくまで自らの判断に基づくものではあるが、今後とも行われることが期待される。財政支援を行う場合には従来の事例等に鑑みれば、受皿・回収機関に対し、不良債権の回収経費の一部として拠出することが考えられる。

- ⑤. 以上のような公的関与の考え方が今後明確化していくこととなれば、金融システムに大きな安定感がもたらされ、内外の不透明感の払拭につながることを期待される。

### (3). 整理回収銀行（仮称）の整備

- ①. 今後5年間に生じうる信用組合の破綻処理を円滑に行うための時限的な受皿・回収機関として、現在の東京共同銀行を抜本的に改組し、整理回収銀行（以下「整理銀行」という）とすることが適当である。

整理銀行は、(ア)既存金融機関の中から受皿金融機関を見いだせない場合に破綻した信用組合の事業を譲り受けて預金の払戻・債権回収を行った上で事業の清算を行う、(イ)最終的な譲受金融機関を探すまでの間、一時的に破綻した信用組合の事業を引き継いで運営する、(ウ)既存金融機関への事業譲渡に際して当該金融機関が譲受けを拒む不良債権を譲り受けて回収に当たる、という事業を行う。また、経営破綻が生じた後、その後の事業譲渡が円滑に進むように、事前の事務処理も行うことが適当である。

- ②. 整理銀行は今後5年間に限り破綻した信用組合の事業の譲受けを行うものとし、譲り受けた事業については、基本的には新規の与信、預金受入れを行わず、必要最小限の店舗において預金の払戻・債権回収を速やかに行い、遅くとも10年後には解散する。また、引き継いだ不良債権については、整理銀行は、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協力を得て、法的手段を活用しつつ、債権の回収を強力に進める必要がある。そのため、整理銀行は、法務・検察当局及び警察当局と緊密な連携を図る必要がある。

- ③. 預金保険機構は預金者保護、信用秩序維持のための機関であり、整理銀行は信用組合の破綻処理を円滑に行い預金者保護等に最大限の努力を払うためのものであることから、整理銀行に対しては預金保険機構が特別基金から出資を行うとともに、その業務運営全般について適切な助言を行っていくことが適当である。

破綻した信用組合から整理銀行への事業譲渡に当たり、預金保険機構は回収不能額等を厳正に見積もった上で、一般の勘定及び信用組合特別勘定から所要の資金援助を整理銀行に対し行うこととなる。

また、預金の払戻と債権回収のタイムラグ等を考慮すると、整理銀行に対する十分な流動性の手当て等が必要であり、このため民間金融機関からの整理銀行への融資が確保されるよう、預金保険機構による債務の保証等の所要の措置を講ずることが必要である。

## 6. 住專問題

- (1). 住宅金融専門会社（以下「住專」という）の問題は、その抱える不良債権が極めて多額であり、また関係する金融機関が多数にのほることから、金融システム全体の安定性に与える影響も大きく、現下の不良債権問題の中で象徴的かつ緊要な問題であり、その早急な解決が国内外から要請されていたところである。

本問題解決の緊要性に鑑み、本年末までに処理方策の策定を行うべく、母体行が主体的役割を果たしつつ当事者間の協議がこれまで進められてきた。しかしながら、このような協議だけでは早期に本問題の結論を得ることが極めて困難となってきた。こうした状況の下、行政当局としては、当事者間における議論を踏まえつつ、受皿機関の設立等、個別住專を超えた全体的枠組みの整備についての検討を行い、早急に処理案をまとめることが求められた。

- (2). 住專の不良債権問題は、本来、民間の債権債務関係の処理の問題であり、当事者が協議に基づき負担することが基本であり、当事者間において最大限の努力が行われてきたところである。しかしながら、我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため、住專問題の早期解決が是非とも必要であり、本問題の解決が遅れることによる損害は計り知れないものがある。

こうした状況を踏まえ、今般、政府及び与党合意を踏まえ、政府において、かかる住專問題の早期解決の観点から、関係金融機関の最大限の対応を求めたうえで我が国金融システム全体の安定性を確保する等のための極めて異例の措置として、以下の具体的処理方策が決定された。

### ①. 損失の処理

住專処理機構を設立し、住專の資産等を引き継ぐこととし、回収不能な不良債権に係る損失見込額（7社計で約6兆2,700億円）及び欠損見込額（約1,400億円）について処理する。

### ②. 関係金融機関に対する要請

関係金融機関に対し、次により対応することを要請する。

- (ア). 母体行は、住專に対する債権約3兆5,000億円の全額を放棄する。また、住專処理機構への出資及び低利融資を行う。
- (イ). 一般行は、住專に対する債権のうち約1兆7,000億円を放棄する。また、住專処理機構への低利融資を行う。
- (ウ). 系統金融機関は、貸出債権の全額返済を前提として、住專処理機構に対する約5,300億円の贈与及び住專処理機構への低利融資の協力を行う。

### ③. 公的関与

(ア). 政府は、預金保険機構に住專勘定を設け、平成8年度当初予算において、同勘定に対して、6,800億円を支出する。同勘定は、住專処理機構に対し、同年度以降、同機構の保有する債権の回収可能性の精査及び整理状況を踏まえて支出を行う。

- (イ). 預金保険機構住專勘定は、住專処理機構において住專から引き継いだ資産に係る損失が生じた場合、その一部を補てんする。

また、政府は、同勘定に損失が生じた場合に、適切な財政措置を講ずる。

(ウ). 政府は、平成8年度当初予算において、預金保険機構に対し、同機構の運営を強化するために、50億円の追加出資を行う。

(エ). 日本銀行に対し、預金保険機構への出資及び同機構住專勘定への資金供与を行うよう要請する。

### ④. 債権回収の促進

住專処理機構は、預金保険機構の指導の下、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協

力を得て、法的手段等を活用しつつ、債権の回収を強力に行う。両機構は、法務・検察当局及び警察当局と緊密な連携を図る。

- (3) 当調査会は、上記のような公的資金の導入も含めた臨時異例の措置が政府において決断されたこともやむを得ないと考えるが、これらの措置の具体的運営に当たっては、公的資金が導入されていることを十分踏まえて、最大限の透明性が確保され、できる限りの早期の債権回収が図られるべきである。また、回収不能と見込まれた債権の回収等があった場合には、公的資金の圧縮につながるような措置を講ずるべきである。

更に、今後国民の理解を得るためには、以下の種々の責任の明確化について厳正な取り組みを行うことが不可欠と考える。

まず第一に、住専及び関係金融機関の責任の明確化である。

住専各社については、不動産融資の拡大等により経営破綻を招いたことに鑑み、経営者の責任の徹底した明確化が必要である。

住専の母体行は、住専の設立やその経営に関与してきており、これまでの経営の過程での責任について明確化する必要がある。

また、住専に対する関係金融機関一般の問題として、巨額の損失を生じた住専へ多額の貸付を行ったリスク管理の問題等が指摘される。

系統金融機関については、住専問題の処理を通じ系統金融の問題に視点が向けられたこの機に大胆なリストラに向けて内部の再編や制度のあり方について早急に検討することが求められる。

なお、委員から、農漁協等系統金融機関の不良債権等の開示を早急に行うべきであるとの意見があった。

また、住専処理の過程での責任の明確化にあたり、法的にみて問題があるものが判明した場合には、関係者に対し法の下で厳格な責任追及が行われる必要がある。

第二に、借り手に対する厳格な責任追及である。このため、政府の決定を踏まえて住専処理機構は預金保険機構の指導の下、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協力を得るとともに、法務・検察当局及び警察当局との緊密な連携を図りながら法的手段等を活用しつつ、担保不動産の処分、債権の回収を強力に進める必要がある。

第三に、行政当局においても、資産価格の急激かつ大幅な変動が国民経済に及ぼす影響について、的確な認識が不十分であったという反省に立ち、バブル発生、不良債権問題等に対し、過去の政策の総点検を行い、透明性の高い新しい金融システムの構築をめざすとともに、今後の金融行政を質的に転換し、こうした金融システムに即応したものとすべきである。

なお、当調査会としては、今般の処理方策が今後適正に実行されることにつき、注視することとした。

おわりに

本答申では、今後の金融システムのあり方、金融機関経営の健全性確保のための方策、金融機関の破綻処理のあり方、信用組合を巡る諸問題、信用組合の破綻処理、及び住専問題といった、現下の我が国金融システムが抱える広範な諸問題について具体的提言を行った。

この中には制度改正を図るべき点が多く含まれており、問題の切迫性に鑑みると、今後行政当局において至急検討を行い、所要の法律案を次期通常国会に提出することを強く要望するものである。

また、本答申では、臨時異例の措置として、信用組合の破綻処理及び住専問題の処理方針において、金融システム内ないしは当事者間における最大限の努力を前提としつつ、一定の条件の下に公的資金を導入することの方針が示された。このような措置は、納税者の十分な理解が得られるようできる限りの努力を傾注しなければならないが、他方、我が国金融システムの現状に照らし、政府としても預金者保護、信用秩序の維持に最大限の努力を払う上で欠くことの



出来ない時限的かつ臨時異例の施策であり、本調査会としても、これにより、我が国金融システムに対する内外の不透明感が払拭されるものと期待する。

(出所) 『金融』平成8年2月号 10-17ページ。

## 6-18 「住専問題の具体的な処理方策について」(平成7年12月19日)

住専問題の具体的な処理方策について

(平成7年12月19日)  
閣議決定

住宅金融専門会社(以下「住専」という。)をめぐる問題は、金融機関の不良債権問題における象徴的かつ喫緊の課題である。我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるためにも、その早期解決が是非とも必要である。そのため、住専問題に係る透明性の確保、種々の責任の明確化等を図りつつ、下記のとおり、具体的な方策を講ずるものとする。

記

### 1. 損失の処理

住専処理機構を設立し、住専の資産等を引き継ぐこととし、回収不能な不良債権に係る損失見込額(7社計で約6兆2,700億円)及び欠損見込額(約1,400億円)について処理する。

### 2. 関係金融機関に対する要請

関係金融機関に対し、次により対応することを要請する。

- (1) 母体行は、住専に対する債権約3兆5,000億円の全額を放棄する。また、住専処理機構への出資及び低利融資を行う。
- (2) 一般行は、住専に対する債権のうち約1兆7,000億円を放棄する。また、住専処理機構への低利融資を行う。
- (3) 系統金融機関は、貸付債権の全額返済を前提として、住専処理機構に対する約5,300億円の贈与及び住専処理機構への低利融資の協力をを行う。

### 3. 公的関与

- (1) 政府は、預金保険機構に住専勘定を設け、平成8年度当初予算において、同勘定に対して6,800億円を支出する。同勘定は、住専処理機構に対し、同年度以降、同機構の保有する債権の回収可能性の精査及び整理状況を踏まえて支出を行う。
- (2) 預金保険機構住専勘定は、住専処理機構において住専から引き継いだ資産に係る損失が生じた場合、その一部を補てんする。  
また、政府は、同勘定に損失が生じた場合に、適切な財政措置を講ずる。
- (3) 政府は、平成8年度当初予算において、預金保険機構に対し、同機構の運営を強化するために、50億円の追加出資を行う。
- (4) 日本銀行に対し、預金保険機構への出資及び同機構住専勘定への資金供与を行うよう要請する。

### 4. 債権回収の促進

住専処理機構は、預金保険機構の指導の下、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協力を得て、法的手段等を活用しつつ、債権の回収を強力に行う。両機構は、法務・検察当局及び警察当局と緊密な連携を図る。

5. 以上について、所要の法的措置を講ずるとともに、関係機関による調整が行われ、適切な処理計画が策定された住専から、速やかに住専処理機構に対し資産等の譲渡を行い、その処

理を着実に進めていくこととする。

(出所) 『金融年報 平成8年版』9-10ページ。

## 6-19 早期是正措置に関する検討会「中間とりまとめ」(平成8年12月26日)

早期是正措置に関する検討会中間とりまとめ

平成8年12月26日

はじめに

平成10年4月より、金融機関経営の健全性を確保していくための新しい監督手法である早期是正措置が導入されることとなる。

現在、我が国の金融行政においては、自己責任原則の徹底と市場規律に立脚した透明性の高い新しい行政への転換が進められつつあるが、早期是正措置は今後の新しい金融行政の中核的手法となるものである。

早期是正措置の導入に当たっては、まず金融機関が自らの責任において企業会計原則等に基づき適正な償却・引当を行うことにより、資産内容の実態を出来る限り客観的に反映した財務諸表を作成することが前提となる。各金融機関が行う資産の自己査定は、適正な償却・引当のための準備作業として重要な役割を果たすことになる。また、会計監査人においては、財務諸表の適正性についての深度ある監査を行うことが求められる。

こうした一連の作業を経て作成された財務諸表が開示されることにより、金融機関経営の透明性の向上に資するとともに、市場規律による経営の自己規正効果が働くことになる。

早期是正措置は、上記の市場規律を発揮させていくための補完的役割を果たすものとして位置づけられる。経営改善が必要とされる金融機関にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、この早期是正措置は財務諸表に基づき算出・公表された自己資本比率の状況に応じて、行政当局がかかる金融機関の取り組みを適時に促すことを目的としている。従って、金融機関の経営が極度に悪化することを未然に防止することが期待されるとともに、万が一破綻が免れない場合の処理コストの軽減にも資することとなる。

更に、行政当局が講じる措置の内容及び措置の発動基準は予め公表されており、行政の透明性を高めるものである。

本検討会は、9月30日に銀行局長の私的研究会として発足して以来、早期是正措置の導入に向けて、その具体的内容の骨格と、適正な財務諸表の作成に当たっての基本的考え方や実務指針等について検討してきたところ、本日、以下の「中間とりまとめ」を公表することとした。今後は、この「中間とりまとめ」の考え方に基づき、関係者においてそれぞれの項目の具体化に向けての作業(当局における省令、通達の作成・見直し、公認会計士協会における「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」の作成等)を進め、適切な段階でこれらを本検討会に報告し、遅くとも来年6月頃までには詳細を固めることとした。

### I. 適正な財務諸表の作成に当たっての基本的考え方

#### 1. 適正な財務諸表作成の必要性について

早期是正措置は、金融機関の自己資本比率の状況に応じ、行政当局が適時・適切に是正措置を発動する仕組みであるが、是正措置が時期を逸することなく発動されるためには、その前提として、金融機関の資産内容の実態ができる限り正確かつ客観的に反映された財務諸表が作成され、これに基づき正確な自己資本比率が算出される必要がある。

#### 2. 適正な財務諸表作成に当たっての償却・引当のあり方について

(1) 適正な財務諸表の作成のためには、企業会計原則等に基づき適正な償却・引当が実施され

る必要がある。そのための要件として、例えば、企業会計原則注解18では、①将来の特定の費用または損失であって、②起因事象が当期以前に存在し、③損失発生の可能性が高く、④その金額を合理的に見積ることができる場合、という考え方が示されているが、今後の早期是正措置の導入に当たり、各金融機関が更に適正かつ客観的に償却・引当を行いうるよう、日本公認会計士協会より償却・引当についての明確な考え方が実務上の指針（ガイドライン）として示されることが望ましい。

- (2). 現在、日本公認会計士協会において「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」についての検討が進められており、今後のとりまとめが期待される。その基本的な考え方としては、以下のとおりである。

- 「④. 正常先債権については、債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する、  
 ⑤. 要注意先債権については、債権額で貸借対照表に計上し、貸倒実績率に基づき貸倒引当金を計上する、  
 金利減免、棚上げ及びリスケジュールされた貸出条件付債権については、割引現在価値に基づき減損額を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上することについて、国際的な会計基準からみて、今後検討することはできないか、  
 ⑥. 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額のうち必要額を貸借対照表に貸倒引当金として計上する、予想キャッシュフローが把握できる債権については、割引現在価値に基づき減損額を算定し、貸倒引当金として貸借対照表に計上することについて、国際的な会計基準からみて、今後検討することはできないか、  
 ⑦. 実質破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか、または貸借対照表に貸倒引当金として計上する、  
 ⑧. 破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を貸倒償却するか、または貸借対照表に貸倒引当金として計上する。」

- (3). この中で、割引現在価値の考え方を我が国において導入することについては、米国等の国際的な会計基準との整合性を図っていく上で、基本的な方向性としては望ましいのではないかと考えられるが、今後、更に実務上の問題を含め、十分な検討を行う必要がある。
- (4). 償却・引当に関し、米国においては当局が金融機関の引当水準の目安（例えば50%、15%等）を示しているが、これはあくまでも当局検査官が貸倒引当金計上の妥当性を判断するために参考とすべき目安であり、行政措置の発動の根拠としてこのような目安を用いることは適切ではない。また、実態的にも、個別性の強い個々の債権の回収可能性の違いを無視して、機械的に一律の引当率を基準として示すことは適当ではない。

なお、今後、償却・引当の正確性、客観性等をできる限り確保する観点から、各金融機関においては、償却・引当の必要額を算定するうえで参考とすべき過去の貸倒率等のデータの整備が速やかに行われることが望まれる。

- (5). 各金融機関が償却・引当を行うに当たっては、基本的には、上記(2). の計上基準に関するガイドラインに従う必要がある。但し、同ガイドラインについては、なお個別のケースに照らし判断する上での具体性を欠く部分があるため、各金融機関は自らの実情を踏まえつつ、より具体的・詳細な償却・引当ルールを自主的に作成し、これに基づいて導き出される個々の債権の回収可能性をもとに償却・引当を実施することが適当である。
- (6). なお、各金融機関が適正な償却・引当の実施を行っていくためには、有税による償却・引当を円滑に進めていく環境整備も必要である。その観点から、有税償却・引当を行った場合の前払税金等の取扱いを定める税効果会計について、今後、検討が行われることが望ましい。

## 3. 資産の自己査定について

- (1) 適正な償却・引当を行うためには、各金融機関は自らの資産内容の健全性を的確に把握する必要がある。資産の健全性を把握するための作業である資産の自己査定は、適正な償却・引当を行うための準備作業として位置付けることが適当である。
- (2) 資産の自己査定は、各金融機関が有する資産を個別に検討・分析して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合に従って分類区分することであり、基本的には各金融機関の判断により行うものであるが、適度な統一性の確保という観点からは、各金融機関においてできる限り共通の基本的考え方が確保されていることが望ましい。当局がこれまでの検査（資産査定：Ⅰ～Ⅳ分類）における実務をもとに、以下のような基本的考え方に基づいて自己査定ガイドラインの原案を作成し、本検討会において検討を行った結果概ね了解が得られたので、こうした点を踏まえ、自己査定のガイドラインを作成することが適当である。  
〔当局の検査及び自己査定ガイドラインにおける資産査定の基本的考え方〕
  - a). 正常先債権については、原則としてⅠ分類とする。  
Ⅰ分類：下記Ⅱ、Ⅲ及びⅣ分類以外の資産
  - b). 要注意先債権については、原則としてⅡ分類とする。  
Ⅱ分類：債権確保の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の数値を超える危険を含むと認められる債権等の資産
  - c). 破綻懸念先債権については、担保等で保全されている部分を除き、原則としてⅢ分類とする。  
Ⅲ分類：最終の回収について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産
  - d). 実質破綻先債権については、担保等で保全されている部分を除き、原則としてⅣ分類とする。  
Ⅳ分類：回収不可能または無価値と判定される資産
  - e). 破綻先債権については、担保等で保全されている部分を除き、原則としてⅣ分類とする。  
Ⅳ分類：同上
- (3) 自己査定ガイドラインは、あくまでもスタンダードとして位置付けられるべきものであり、各金融機関においては、このガイドラインをベースに創意・工夫を十分に生かし、それぞれの実情に沿ったより詳細な自己査定に関する基準を自主的に作成することはむしろ望ましい。但し、適度な統一性の確保という観点から、各金融機関が作成する自己査定に関する基準は、原則として自己査定ガイドラインの資産区分概念に沿うことが必要である。
- (4) 各金融機関において上記(2)のガイドラインよりも詳細な自己査定基準を作成する場合は、各金融機関は当局の検査等の際にその合理性、明確性等について説明を行うことが必要となる。
- (5) 自己査定を行う頻度については、経営の自己責任原則の徹底や信用リスクの管理能力向上といった自己査定の本来的意義に鑑みれば、基本的には、各決算期（中間決算期を含む）において、適正な償却・引当の準備作業としてこれを実施することが適当である。但し、各金融機関が自己査定を行っていく上での体制の整備状況にも差異が生じることも予想されるため、特に早期は正措置導入の当初においては、中間決算期における自己査定作業を簡便な方法によることの妥当性について実務的に検討していくことが適当である。
- (6) 以上のような自己査定のガイドラインは、これまでの検査における資産査定の考え方と基本的に同様である一方、今般、日本公認会計士協会より債権を正常先、要注意先等5つの区分に分けてそれらに応じた償却・引当の計上に係る基本的考え方が示されたことにより、両者は仕組みの大枠において一致が図られたものと考えられる。検査においても、各金融機関がガイドラインに沿って正確な自己査定や適正な償却・引当を行っているかどうかについて

チェックする必要がある。

- (7). 今後、各金融機関は自己査定ガイドラインをベースに資産の自己査定を行うこととなる。早期是正措置の導入は平成10年4月からであるが、各金融機関においては、できるだけ早期に自己査定を実施する体制を整備し、自己査定結果を適正に反映させた償却・引当を実施することが望ましい。

#### 4. 外部監査について

- (1). 早期是正措置の実効性を確保するためには、各金融機関において適正な償却・引当が実施され、資産内容をできるだけ客観的に反映した財務諸表が作成されることが前提となる。そのためには、会計監査人（公認会計士または監査法人）が行う財務諸表監査において、自己資本比率に関わってくる財務諸表上の数値の正確性などについて、内部統制の状況にも留意しつつ試査の程度を上げるなど、従来より深度ある監査を行うことが求められる。
- (2). また、早期是正措置の導入のため各金融機関が行う資産の自己査定は、適正な償却・引当のための準備作業として位置付けられることから、会計監査人が商法監査（会計監査）手続きの一部である内部統制の評価を行う作業のなかで、各金融機関において自己査定基準・手続きが適正に整備されているか、また、それに沿って自己査定が実施されているか、などについてもチェックすることは償却・引当に係る監査の機能を高める上で有効である。

#### 5. ディスクロージャー

- (1). ディスクロージャーは、金融機関経営の透明性を高めるとともに、市場規律による経営の自己規正を促すという意義を有する。
- こうしたディスクロージャーの強化という観点から、本検討会が取り扱うテーマとしては、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等に記載されている「償却・引当方針」（財務諸表注記）の記載内容をより充実させることが望ましいとされた。更に、このような考え方から、昨年12月の金融制度調査会答申において、遅くとも平成10年3月期までには、全金融機関が不良債権額の開示を行うことが望ましいとされたところであり、それらに沿ったディスクロージャーを行うことを期待したい。
- (2). また、市場規律が円滑に働くためには、預金者、投資者に対し自己資本比率等の状況が簡潔でかつ理解しやすい形で示されることが重要であり、各金融機関において「自己資本比率の数値、計算方法」、「償却・引当の状況」を例えば附属明細書等に記載するとともに、その内容の充実を図ることが望ましい。

## II. 早期是正措置の具体的内容について

### 1. 基本的考え方

早期是正措置の具体的内容を検討するに当たっては、以下の諸点が総合的に満たされるよう考慮する必要がある。

#### (1). 経営改善への取組みの促進

早期是正措置は、金融機関が自己責任原則に基づき経営改善への取り組みを適時にかつ迅速に行うことを、行政当局が客観的指標に基づき促すことを目的としたものである。こうした制度の趣旨に鑑みれば、早期是正措置の具体的な発動基準は、金融機関の経営改善への取り組みを効果的に促しうるようなレベルに設定する必要があることは当然である。

#### (2). 金融機関の不良債権処理等への配慮

一方、早期是正措置は金融機関を破綻に追い込むことを目的としたものではなく、制度導入時において多くの金融機関が達成不可能となるような基準を設けるべきではない。

米国においては金融機関の不良債権処理に概ね目途がついたとされる92年末に早期是正措置が導入されたのと比べると、我が国においては、金融機関全体としては不良債権の処理が進んでいるものなお状況は区々であり、制度導入時の環境は異なるとの見方がある。また、先般の金融ビッグバン構想にあるように、2001年までに金融・資本市場の活性化策と不良債

権処理を車の両輪として進めていかねばならないという事情にもある。このような状況の下では、早期是正措置の導入により金融機関に貸し渋りが生じる等、实体经济に大きな悪影響が生ずることのないよう配慮することも必要である。

なお、早期是正措置の円滑な運営を図っていく上で、郵貯等の公的金融のあり方の議論が望まれる。

### (3) 協同組織金融機関の資産構成の特殊性等

協同組織金融機関については、下部機関にあつては上部機関への預け金が多い一方、上部機関にあつては下部機関からの預かり金をインターバンク市場の運用を含め金融機関向け債権の形で運用しているウエイトが高い。これらの金融機関の自己資本比率の算出において、こうした資産構成の特殊性を無視し、分母を総資産ベースとした場合には、必ずしもリスクを適切に反映しない形で自己資本比率が算出されることとなってしまうという問題があり、制度の具体化に当たってはこの点にも考慮することが必要である。

また、上部機関は自己資本比率のコントロールが制約される面があり（相互援助制度の実施、日銀特融の通過機関としての貸出の実施等）、こうした特殊性を踏まえた何らかの配慮も必要である。

### (4) 行政の公平性の確保

早期是正措置は、法律に基づく行政処分の発動基準であることから、確たる合理的理由なしに差別的取扱いを行う仕組みを設けることは不適当であり、全金融機関に対し公平な取扱いがなされる必要がある。

なお、早期是正措置が迅速かつ公正に実施されるためには、効率的な検査・監督体制の確立が重要と考える。

## 2. 自己資本比率（国内基準）の算定方法の見直し

(1) 我が国においては現在、金融機関の自己資本比率の計算方法として、海外拠点を有する金融機関には国際統一基準（リスクアセット・レシオ）を、それ以外の金融機関には国内基準（レバレッジ・レシオ）をそれぞれ用いてきている（銀行、信用金庫については継続使用を条件に国際統一基準を採用することも可）。

(2) 国際統一基準は、国際的な金融システムの安定、国際的に活動している銀行間の競争条件の公平性確保の観点から88年に導入されたものであり、「自己資本（Tier 1+Tier 2）／リスクアセット」で示される。

仮に、国際統一基準の目標値8%が達成されない場合、当該銀行に対する国内外の評価や海外業務展開に影響が生ずることが想定される。

(3) 一方、現行の国内基準は86年に導入されており、「自己資本／総資産」で示される。目標値4%が達成されない場合でも、当該金融機関には特段の制裁はない。

(4) 今回の早期是正措置の導入に当たり現行の国内基準を検討すると、分子への負債性資本調達手段の算入を認めていない、分母にリスクアセットの考え方を採用していない等、金融機関の経営健全性の指標としては問題点があると考えられる。このため、基本的には国内基準については国際統一基準の考え方に近い健全性の指標に改める方向で、以下の内容の算定方法の見直しを行うことが適当である。

[分子]

- ・国際統一基準と同じ限度まで、劣後債務等の負債性資本調達手段を算入することを認める。
- ・退職給与引当金のような特定性の強い引当金は除外する。

(注) 有価証券含み益については、BIS基準導入時におけるその採用の経緯や不安定性に鑑み、算入しない。

[分母]

- ・各金融機関の資産構成を自己資本比率に適切に反映させる観点から、総資産ベースを改めリスク・アセット方式を採用し、国際統一基準と同一のリスク・ウエイトを採用すること

とする。

### 3. 制度運営の基本的考え方

#### (1) 早期是正措置の措置区分及び措置発動の基準値

①. 当局がとりうる措置の内容や米国の制度運営等を勘案すると、是正措置の区分は以下の3段階とすることが適当である。

- ・ 第一区分：経営改善計画の作成・実施命令
- ・ 第二区分：個別措置（注）の実施命令
- ・ 第三区分：業務の一部又は全部の停止命令

（注） 個別措置としては、増資計画の策定、総資産の増加抑制・圧縮、新規業務への進出禁止、既存業務の縮小、店舗の新設禁止・既存店舗の縮小、子会社・海外現法〔現地法人〕の業務の縮小・新規設立禁止、配当支払の抑制・禁止、役員賞与等の抑制、高金利預金の抑制・禁止等が考えられる。

②. 各措置区分の発動基準となる自己資本比率の値（以下「基準値」という。）は、国際統一基準については第一区分は「8%未満」、第二区分は「4%未満」、第三区分は「0%未満」とすることが適当である。

③. 見直し後の国内基準（以下「修正国内基準」という。）については、

ア) 国内基準採用行は劣後債務の調達はこれまで認められていなかったこと、及び今回の国内基準の修正においては有価証券含み益を分子に算入せず、かつ特定性の強い引当金を分子から除外することを考えると、修正国内基準の分子は現時点では概ね国際統一基準のTier1に近く、

イ) 国際統一基準では「Tier 1/リスクアセット」は4%以上である（Tier 2はTier 1と同額までしか算入できない。）ことから、

第一区分の基準値は、当面は現行国内基準の目標値と同様に「4%未満」とし、第二区分は「2%未満」、第三区分は「0%未満」とすることが適当である。

④. 自己資本比率が一定数値以上であり、かつ内部統制が十分に確立していると認められる金融機関に対しては、例えば検査頻度の軽減、検査の簡素化を実施することが適当である。

#### (2) 自己資本比率の適用方法

①. 上述の国内基準の修正内容及び基準値を踏まえると、(1). ③. から明らかなように、国際統一基準が適用される金融機関には修正国内基準の併用は行わなくとも行政の公平性の観点からの問題は生じない。よって、海外に営業拠点を有する金融機関については、早期是正措置の発動基準となる自己資本比率として、国際統一基準のみを適用することが適当である。

②. 早期是正措置の発動基準となる自己資本比率は法律に基づく行政処分の発動基準であり、選択による恣意性が生じる余地があってはならない。こうした観点から、海外に営業拠点を有しない金融機関については、早期是正措置の発動基準となる自己資本比率として、修正国内基準のみを適用する（選択制は認めない）ことが適当である。但し、これらの金融機関が預金者等へのディスクロージャーのため、任意で国際統一基準による自己資本比率をも開示することは制限されない。

#### (3) 措置運営の基本的考え方

①. 基本的な措置運営の仕組みとしては、

ア) 各金融機関が業務報告書に記載し当局に報告した自己資本比率（対外的にはディスクロージャー誌、有価証券報告書、決算短信等で公表。）、

イ) 各金融機関がタイムリーディスクロージャーの観点から公表した自己資本比率、

ウ) 当局が検査し金融機関や公認会計士との協議を経て認識された自己資本比率、

のいずれかが措置発動の基準値を下回った段階で、当局が速やかに是正措置を講ずる仕組みとすることが適当である。

②. 措置発動に当たっての基本的考え方は以下のとおりとし（概要は別表参照）、今後行政当

局において詳細につき更に検討を行うことが適当である。

なお、当局の処分不服のある金融機関は、行政不服審査法に基づく不服申立の権利等を有することは当然である。

7). 基本的な考え方として、短期間に（銀行の場合には遅くとも半年以内）自己資本比率が改善すると明らかに認められるような例外的な場合を除き、原則として該当する区分に応じた措置を発動する。

1). 第一区分の措置である経営改善計画の作成に当たっては、各金融機関が自らの実情を踏まえつつ自己資本比率を一定期間内に回復させるための計画を作成することとし、当局は当該計画の合理性、実現可能性等をチェックする。

第二区分の措置である個別措置の命令に当たっては、当局が金融機関の実情や経営改善計画の実施内容等を十分に踏まえ、最も適切と考えられる措置を選択することとする。

2). 第三区分の措置である破綻処理につながる業務停止命令は、当該金融機関の自己資本比率が負の値である場合には、原則として発出する。

但し、ア) 含み益を加えた純資産価値が正の値である場合や、イ) 含み益を加えた純資産価値が負の値であっても i) それまでの経営改善計画や個別措置の実施状況と今後の実現可能性、ii) 業務収支率等収益率の状況、iii) 不良資産比率の状況、等を総合的に勘案の上、明らかに純資産価値が正の値となる見込みがある場合には、第二区分の措置を講ずることができることとする。

他方、第三区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合等においては、業務停止命令を発出することがありうる。

3). 整理回収銀行や金融機関の破綻処理の一環として設立される新銀行については例えば自己資本比率が形式的には基準値を下回る場合であっても、措置の発動は行わないことが適当である。

また、突発的事情の発生や合併等により自己資本比率が一時的に低下するものの、合理的と認められる自己資本増強策等が速やかに講じられる見込みがある場合には、措置発動を一定期間猶予し又は当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができることとする。

4). 制度導入時に第二区分又は第三区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が既に合理的と認められる経営改善計画を策定しており、かつ同計画が比較的短期間で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができることとする。

5). なお、全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令（銀行法第26条第1項、第27条）を発出することがありうる。

- ③. 早期正措置は金融機関の自主的な経営改善努力を促すことを目的とするものである。一方、当局による措置内容の公表は預金者に不測の動揺を生じさせかねず、これが本制度の目的である金融機関の自主的な経営改善努力を著しく減殺させる可能性が高いと考えられる。従って、当局が発出した措置の内容については、現行法上官報告示が義務付けられている「業務の全部又は一部の停止命令」を除き原則として非公表とすることが適当である。
- (4). なお、不良債権の処理を速やかに進める必要のある現下の金融情勢や、米国においても早期正措置に対する評価は未だ定まっていないこと等を勘案すると、一定期間経過後（例えば2000年度中）には、制度の実施状況等を踏まえた上で、措置発動の基準値や措置内容等、制度全般について見直しを行うことが適当である。

### III. その他

- (1). 早期正措置の導入に向けての環境整備の一環として、金融機関の資本調達手段の拡充の観点から、ダブル・ギアリング（金融機関同士の資本調達手段の意図的な持ち合い）の排除



に留意の上、劣後ローンの取り手及び出し手の対象範囲の拡大等の措置を講ずることが適当である。また、適債基準の撤廃等もあり、国内劣後債の発行についても検討を進めることが望まれる。

(2).

- ①. 世界の主要な銀行においては、資産の総額に対し一定割合の自己資本を求めるという従来型の自己資本比率規制の考え方は、より徹底したリスク管理の観点からは必ずしも十分ではないとの認識の下、ア) 信用リスクの中身に応じた資産の格付けの細分化、内部モデルによるマーケット・リスクの数量化、及びそれぞれのリスクに対応した必要な自己資本の配分を行うことや、イ) 資産・負債のミスマッチにより生ずる金利リスクに対するALMの厳格な運用を行うこと等の様々なリスク管理が行われている。当局においても、銀行の業務内容が従来型の預貸業務から市場関連業務へと大きく変容しつつある状況を踏まえ、こうした銀行の新しいリスク管理技術を考慮した新しい監督手法の導入が図られつつある。
 

こうした点を踏まえると、各金融機関においては、今回の早期是正措置の導入にとどまらず、より精緻なリスク管理手法の確立を図ることが求められている。また当局においてもこうした民間の技術革新を取り入れつつ、不断に監督手法の見直しを行っていく必要がある。
- ②. このような観点から、当面は、パーゼル委員会において先般改定された自己資本比率規制、いわゆるマーケット・リスク規制の我が国の受入れ体制整備についての検討が速やかに進められる必要がある。同規制は、これまでの自己資本比率規制が信用リスクに対応したものであるのに対し、トレーディング業務に関連するマーケット・リスクを別途計測し、これに応じた自己資本を求めるものである。我が国金融機関のうち国際的に活動している金融機関にあっては、97年末よりマーケット・リスク規制の適用を受けることとなり、早期是正措置導入時においては、同規制が加味された形となることが想定される。

(注) 別表等は省略している。

(出所) 『金融』平成9年2月号 25-30ページ。

## 6-20 金融制度調査会基本問題検討委員会「金融仲介機能の新たな展開への対応」(平成7年5月26日)の概要

### 金融制度調査会基本問題検討委員会報告 「金融仲介機能の新たな展開への対応」(概要)

序

- (1) 金融システムは経済社会活動の基盤である。自由化、グローバル化、情報化が進む中で多様化・高度化する金融ニーズに的確に対応できる自由で効率的な金融システムを構築し、利用者利便の向上を図るとともに、その国際競争力を強化していく必要がある。
- (2) 金融機関の情報生産・リスク管理能力を活かした金融ニーズの多様化・高度化への対応の一例である債権流動化、デリバティブ取引は、何れも金融リスクの増大に対し、異なるリスク選好を持つ経済主体間の取引を通じて社会全体として最適なリスクシェアリングを実現するという側面を有している。このような新たな業務について、国際的に見ても高度な金融サービスの開発・提供を行い、利用者ニーズに的確に答えていくためには、できる限り従来の枠組みにとらわれずに発展させていくことが我が国の金融システムの国際競争力確保の観点から重要ではないかとの視点に立って検討を行った。
- (3) 金融機関の基本的役割は金融仲介機能と決済機能であるが、本報告においては金融仲介機能に焦点を当て、その新たな展開について展望した。

第1章 金融を取り巻く環境の変化と金融仲介の新たな展開

## 第1節 金融を取り巻く環境の変化

我が国経済の課題である経済構造の転換の支援のため、円滑な資金仲介が求められている。また、金融リスクの増大・多様化・複雑化や金融資産の蓄積、高齢化の進展等に伴い企業・家計の金融ニーズが多様化・高度化しており、金融機関には、伝統的な金融仲介に加え、情報提供、高度なリスク管理等の役割が期待されている。このような中、企業の金融機関借入のウエイトが低下し、資本市場からの調達が増えてきている。また情報・通信技術の急速な進歩は、利用者ニーズに対応した高度な金融商品・サービス提供の基盤となっている。

## 第2節 金融仲介機能の新たな展開

### 1. 伝統的な金融仲介機能の展開

- (1) 金融機関の貸出は、預金者に代わって企業の将来性を見極めて信用を供与することに特徴があり、ニュービジネスの資金需要への対応等において大きな役割が期待される。また貸出には、柔軟な条件設定、機動的な調達、継続的な取引関係の維持等のメリットがあり、引き続き金融仲介手段の中核として重要である。伝統的な融資に高度成長期のような量的拡大や大きな利ざやを期待することは困難であるが、他方で金融機関には、デリバティブ取引、債権流動化等、情報生産・リスク管理能力を活用した新たな展開の可能性が開けている。
- (2) 金融商品の提供面では、金融機関には、金利自由化に伴い、自己責任原則の下で創意工夫を生かした金融商品・サービスの提供が求められている。自由な商品開発の動きは、預金とは何かという問題を提起し、預金等の一連の多様な金融商品の取扱主体に関して金融機関に区別を設けている意義等についての検討を促している。また自由化時代には利用者にも自己責任が求められる。金融機関は商品内容の説明の充実を図っていく必要がある。

### 2. 債権流動化関連業務の展開

- (1) 金融機関の債権流動化は、融資が情報生産機能とリスクテイク機能に分解され、市場取引を通じて、それぞれに優位性をもった金融機関・投資家の機能分担により効率的な金融仲介が行われるという金融のアンバンドリングの一例である。債権流動化は信用リスクの分散やALM管理等の新たなリスク管理手法になりうること等から、今後我が国においても進展する可能性がある。
- (2) 企業による売掛債権流動化等の資産担保型金融は、企業から分離した資産を裏付けとすることで投資家の信認を高めて有利な資金調達を行うための手段や、リスク管理手段として利用されている。企業の債権流動化に関し、金融機関には流動化の各段階における積極的な関与が期待されている。

### 3. デリバティブ取引の展開

- (1) デリバティブ取引は、金融機関や企業のリスク管理手段として広く利用され、経営の安定化、金融仲介手段の高度化に寄与している。金融機関は顧客のニーズに応じたデリバティブ商品を提供し、社会的に最適なリスクシェアリングの実現に貢献しているが、このような対顧客業務も、情報生産を基礎としてリスク負担を行い、顧客間の需給の調整を行う点では従来からの金融仲介と同質的であり、伝統的な金融機関業務の延長と言える面がある。
- (2) デリバティブ取引の発達は、厚みのある市場の形成や市場間の裁定の活発化により金利決定メカニズムの円滑化・効率化を促進している。更に、長期金融と短期金融の実態的な融合の一層の促進や、銀行・証券会社の直面するリスクの一層の類似化をもたらしている。
- (3) デリバティブ取引も、そのリスクの種類、性格において伝統的金融商品と変わることはなく、危険性を強調するあまり取引を過度に規制することは適切ではない。ただリスクが複雑で管理が難しいこと等から、金融機関はリスク管理能力を高めるとともに自己の能力に見合った取引を行う必要がある。また、ディスクロージャーや会計基準についても検討を行い、市場のチェック機能が働く環境を整備する必要がある。顧客も、商品のリスク等

を十分に理解し自己責任原則に基づいて取引を行う必要がある。

### 第3節 国際的観点を踏まえた金融基盤整備の必要性

「東京市場の空洞化」を懸念する声があるが、市場の担い手である金融機関についても国際競争力の低下を懸念する声がある。我が国金融機関が国際競争力のある高度な金融サービスを提供し、利用者ニーズに的確に応えるとともに、今後の我が国経済を支える産業の重要な一部門として発展を続けていくためには、各金融機関の自助努力、創意工夫が基本であるが、行政においても、金融機関の自由な選択に基づく経済社会の多様な金融ニーズへの対応を可能とする金融基盤の整備を行っていく必要がある。

### 第4節 市場を通じた金融機関の機能分担

- (1) 広範な金融ニーズに対しどのような取り組みを行うかは各金融機関自らが判断すべき事項である。各金融機関の自由な経営選択を可能とする金融の枠組みを整備し、多様な金融機関の市場を通じた機能分担により全体として広範な金融ニーズに的確に対応できる金融システムの構築を図る必要がある。
- (2) 地域金融に力点を置く金融機関の顧客は資本市場の利用が限られている中堅・中小企業が中心であり、伝統的な融資へのニーズは引き続き強い。また、地元企業の海外展開の支援やニュービジネスの育成等に関しても大きな役割が期待されている。さらに地域の金融ニーズの多様化・高度化に対し、総合的なサービスを提供するためには業務提携や代理等の活用も検討する必要がある。リスク管理や顧客ニーズへの対応等の必要から債権流動化業務やデリバティブ取引を行う際には、自らのリスク負担能力に見合った対応を行う必要がある。その際、協同組織金融機関については系統中央機関による支援も考えられる。
- (3) 金融制度の観点からは金融機関が幅広い選択肢の中から経営戦略に合った組織を自由に選べるのが望ましい。これに関し金融持株会社は、多様な金融サービス提供を可能にしつつリスクの相互遮断や利益相反の防止が図りやすい等のメリットがある。規制緩和推進計画に基づく公正取引委員会の検討状況も見極めつつ金融制度調査会においても議論を深めていく必要がある。

## 第2章 デリバティブ取引への対応

### 第1節 デリバティブ取引拡大の背景等

デリバティブ取引は、自由化により金融商品の価格変動が拡大し金融機関及び一般事業法人のリスクヘッジニーズが高まる中で、情報処理技術や投資理論の発展等により金融機関の商品供給力が強化されたこと等から1970年代以降急速に拡大してきている。

### 第2節 デリバティブ取引に対する基本的考え方

- (1) デリバティブ取引は一部に単なるゼロサムゲームに過ぎないとの意見もあるがこれは正しい理解ではなく、現物取引では制約されていたリスク負担に関わる取引の可能性を広げる等国民経済的に有意義な取引である。しかし、デリバティブ取引はリスク管理が困難な面もあることから、リスクに対する理解や管理が不十分な場合には、不測の損失につながる可能性もある。  
デリバティブ取引の経済的有用性を減殺することなく健全な発展を図るとともに、デリバティブ取引の重要な担い手である金融機関の経営の健全性を確保していくための基盤整備が急務となっている。
- (2) 基盤整備の在り方としては、①デリバティブ取引自体の範囲や取引量に一定の制限を設ける直接規制的アプローチと、②デリバティブ取引のもたらす全体としてのリスクに着目し、そのリスクに応じたルールを設定する間接規制的アプローチ（自己資本比率規制、金融機関のリスク管理体制の確立、ディスクロージャーの充実等）があるが、先進主要国の金融監督当局等では②のアプローチが主流となっている。我が国も、金融機関自身の適切なリスク管理体制の確立を促すとともに、金融機関の抱えるリスク量やリスク管理体制について市場のチェックが十分機能するような基盤整備を図ることを基本とすべきである。

### 第3節 リスク管理の在り方

金融機関が自らの責任において適切なリスク管理体制を確立していくことが基本的な前提であり、そのためには、①経営幹部によるリスクの認識・把握、②リスクの総合的・統一的な計測・管理、③ポジション枠、ロスカット（損切り）ルール等の適切な設定・管理、④組織間の相互牽制、⑤内部監査・検査等の充実等が必要である。また、監督当局においても、金融機関による対応をサポートする等の観点から、①金融機関がリスク管理体制を確立するに当たり基本的に留意すべき事項等を示す、②金融機関のデリバティブ取引全般の実態やデリバティブ取引が金融機関経営に与える影響を的確に把握できるよう現行の報告徴求内容を見直す、③検査に当たり最低限留意すべき事項を整理したチェックリストを作成し検査手法を早期に確立する等の対応が求められる。

### 第4節 デリバティブ取引の限度額等の在り方

- (1) 現在、取引所上場先物等の一部の取引に対して、その建玉残高を現物資産の保有残高の一定割合等に制限する建玉規制が課せられているが、今後、マーケットリスク規制の導入により自己資本比率規制が精緻化されれば、現行の建玉規制は適切なリスク管理体制を確立している金融機関においては意味をもたなくなることから、リスク管理体制の整備の進捗状況等を総合的に勘案しながら、同規制は廃止することが適当である。
- (2) 店頭デリバティブ取引は、取引相手の債務不履行により損失を破る可能性があり金融機関が信用リスクに直面するという点では貸出等と同じであるため、大口信用供与規制の対象とすることが適当である。
- (3) 対顧客デリバティブ取引を行っている金融機関は、デリバティブ商品の販売に当たり留意すべき点を整理したマニュアルを作成し、販売担当者等に周知徹底を図るなど、対顧客取引についての体制整備が望まれる。こうした金融機関毎のマニュアルのうち、最低限遵守すべき事項については、今後の我が国のデリバティブ取引の発展状況に応じて、将来的には業界全体としてのルールに昇華させていくことも検討課題となろう。

### 第5節 派生商品の取扱範囲の在り方

- (1) 我が国では、現在、金融機関等のデリバティブ取引の取扱範囲は、取引所に上場された商品については、基本的に、金融機関が取扱可能な原資産の範囲を考慮して定められている。他方、店頭商品の取扱範囲については、法律上明示的な規定はなく、一部の金融機関は、海外の取引所の相場を利用した原油関連等のコモディティスワップ取引を行っている。
- (2) コモディティスワップ取引は、その経済的実態はキャッシュフローの交換に過ぎず、また、そのリスクに着目すると金融機関が価格変動リスクを有効にヘッジしている限りにおいて金融機関は最終的には信用リスクのみを負担しているだけであり貸出・債務保証等の伝統的な信用供与と同視できること等から、金融機関の付随業務に該当するものと考えられる。

なお、エクイティスワップ取引については、証券取引法第201条に違反するとの疑義が大きいとされている。

### 第6節 デリバティブ取引のディスクロージャーの在り方

- (1) 我が国の場合、現在、デリバティブ取引に関して開示されている情報は、取引所に上場された金融、証券先物・オプション取引の時価情報等に限定されているが、欧米主要国の主要な金融機関では店頭取引商品も含めたデリバティブ取引全般に係る想定元本額、時価情報、信用リスク等につき幅広い情報開示が行われている。
- (2) 金融機関は、デリバティブ取引における主要な市場参加者であるだけでなく預金取扱機関であることから経営の健全性、透明性が強く要請されており、今後は、金融機関のディスクロージャーに関する作業部会報告「金融機関のデリバティブ取引の情報開示について」に従って、開示の拡充を図る必要がある。

### 第7節 金融商品の会計基準の在り方

- (1) 我が国では、原則として、取引目的の如何を問わず、企業が外部者と取引を行った場合にその取引事実や取引価額に基づいて会計処理を行うといういわゆる取得原価主義・実現主義の考え方が一律に適用されており、金融機関のトレーディング勘定に時価評価が導入されていない。このため①期末時点で評価損が発生しても決済時点まで表面化しないおそれ等がある、②短期の値ざやの獲得を目的とするトレーディング業務の実態が期間損益に正確に反映されないためトレーディング業務に関する情報が投資家に十分伝達されない、③金融機関は内部管理上は時価ベースでのリスク管理を行っているが会計処理上は取得原価・実現主義の考え方によっているため健全なリスク管理の発展を阻害する、等の問題が生じている。
- (2) このような会計基準は、金融機関経営の健全性の確保の観点や金融仲介機能の新たな展開に向けたインフラ整備の観点から問題があるのみならず、国際的にみても整合的なものとはいえない。少なくとも金融機関のトレーディング勘定には時価評価を導入する方向で検討が進められる必要がある。
- (3) 時価評価の導入に向けた検討を行うに当たっては、①商法、税法との関係、②トレーディング目的の取引とそれ以外の取引の適切な区分の確保、③店頭取引に関する時価評価の客観性の確保等に留意する必要がある。今後関係当局における議論が前向きに行われることを強く期待する。

### 第3章 債権流動化への対応

#### 第1節 新しい金融仲介の仕組みとしての債権流動化

金融自由化に伴うリスクの増大・多様化・複雑化や、資産の蓄積等による投資家のリスク負担能力の高まりの中、経済に内在するリスクを市場参加者間で適正に分配し、社会全体で適正なリスク負担を行うことが、金融機関経営の健全性確保や、金融仲介の効率化による我が国経済の活性化のために重要となりつつあり、債権流動化はそのための有効な手段である。

#### 第2節 債権流動化の現状

- (1) 我が国においては、①金融機関に関し、住宅ローン債権や一般貸付債権等の流動化手法が着実に整備されてきており、②ノンバンク等の一部の国内企業についても、海外SPV (Special Purpose Vehicle：一般に「特別目的機関」と訳される。以下SPVという。)を通じた資産担保証券 (Asset Backed Securities：一般に「資産担保証券」と訳される。以下ABSという。) 発行により、保有債権を流動化する動きなどが見られる他、③特償法に基づくリース・クレジット債権の流動化が進展している。
- (2) 海外では、米国、英国を中心に、リスク管理等の観点からローンセールやABSを利用した金融機関の債権流動化が行われている他、一般事業法人が資金調達手段の多様化のため、ABSのスキームにより売掛債権等を流動化することも行われている。

#### 第3節 債権流動化手法の多様化について

##### (1) 債権流動化ニーズの増大

金融の自由化、国際化の一層の進展に伴い、我が国において、債権流動化に対するニーズが増大しつつある。①金融機関については、BIS規制への対応や信用リスクの分散等、リスク管理の重要性が高まっている他、②一般事業法人やノンバンクにおいても、資本市場からの資金調達が制約されていた企業にも個別資産の信用力により資本市場へのアクセスを可能にする手法として、流動化のニーズが高まるものと考えられ、③投資家からも、魅力ある投資対象として、流動化商品への投資ニーズが今後一層高まっていくものと予想される。

##### (2) 債権流動化手法の多様化の必要性

債権流動化への増大するニーズに応えるため、現行流動化手法の一層の活用を図っていく必要がある。

また「ローンパーティシペーション」(金融機関の貸出債権に係る権利義務関係を移転さ

せずに、原貸出債権に係る経済的利益とリスクを原債権者から参加者（パーティシパント）に移転させる契約）は、債権を譲渡することにつき債務者の抵抗感が強い我が国の風土になじみやすい流動化手法として、金融機関による債権流動化に貢献するものと期待される。

これらはいずれも相対取引を前提としたスキームであるが、資金調達者、投資家双方の増大する債権流動化のニーズに応じていくためには、流通性の向上や多数の債権の流動化への対応等、新たな視点が必要である。近年見られるようなノンバンク等の一部の国内企業が海外SPVを通じたABS発行により海外で債権を流動化するという動きは、市場参加者の様々なニーズに十分応えうる形での流動化手法の多様化が我が国において求められていることのあらわれと考えられる。

#### 第4節 債権流動化の新たな手法としてのABS

##### 1. ABS導入による我が国債権流動化市場の充実

- (1) ABSは、債権を特別目的会社等のSPVに譲渡し、SPVが譲り受けた債権を裏付けとして信託受益権証書、CP、社債等の形態で発行する証券であり、高い流通性を持つ他、多数の原債権をまとめて流動化するのに適しており、現行の流動化手法と相互に補完しあう形で多様な流動化ニーズに応えうる。
- (2) 金融機関のリスク管理手段の充実や一般事業法人の資金調達手段の多様化、投資家に対する魅力ある投資手段の提供という点で、ABSに対するニーズは今後大きくなるものと予想され、導入のための環境整備が必要である。

##### 2. ABSにおいて金融機関に期待される役割

- (1) ABSを含めた債権流動化は、伝統的な金融機関業務の自然な延長線上にあるものと考えられ、金融機関は、情報生産・リスク管理機能を発揮することにより、自らの貸付債権の流動化や一般事業法人が売掛債権等の流動化を行う場合に、債権流動化の各段階において積極的に関与していくことが期待される。
- (2) 平成3年6月の金融制度調査会答申「新しい金融制度について」においても、海外CP、住宅ローン債権信託受益権等のいわゆる証券化関連商品は、銀行、証券会社等の本体で取扱うことが適当であるとされている。債権流動化は、従来の間接金融・直接金融という区分を超えて今後その発展が予想される新しい金融仲介の手法であり、その健全な育成に向け、競争原理を活用した市場環境の整備が重要である。

#### 第5節 ABS導入のために必要な環境整備

##### 1. ABSの投資家保護の在り方

ABSはSPVへの債権譲渡により原債権者の信用力の問題を切断する「仕組み行為」の段階で、原債権者の倒産リスク等、様々なリスクが生じることが予想される。スキームの安定性を高め投資家の信頼を確保するとともに、効率的な資金調達を可能とする使いやすしいものにすることが期待され、諸外国の動向にも留意しながら、投資家保護の在り方につき検討していく必要がある。

##### 2. ABS導入に当たっての検討課題

- (1) 債権譲渡の第三者対抗要件が具備されていないと、原債権者が倒産した場合等に、SPVが破産管財人等に譲渡の有効性を主張できないことになるが、民法上の対抗要件具備方法では、ABSの実務上の要請にそぐわない面があるとの指摘がある。特債法での対応等を参考としつつ、簡易な第三者対抗要件具備方法につき検討していく必要がある。
- (2) ABSのスキームにおける「仕組み」の内容や、SPVに譲渡された特定の資産の内容等の情報をどう適切に開示していくかが重要となる。
- (3) 一般にSPVは通常の企業のような実体を備えるものではないことから、その保有資産の保全・管理等の在り方について検討する必要がある。
- (4) 金融機関が債権流動化に関与する場合に抱えるリスクを適正に見積もり、所要の自己資

本の保持を求める必要がある。

- (5) ABSに係る税務上の取扱いにつき、既存の他の資金調達手段との間で均衡を失うことがないかどうか、今後議論を深めていく必要がある。

おわりに

デリバティブ取引及び債権流動化については、法律改正等も含めて具体的な基盤整備を早急に行う必要がある。本問題は、資本市場における投資家保護の在り方や会計制度等にも係わる広範な問題であり、金融当局においては関係部局とも十分な意見交換を行い基盤整備を進めていく必要がある。金融制度調査会においても、必要に応じて専門的な場を設けて検討を行うこととしたい。

本報告では、金融仲介機能に焦点を当てて検討を行ったが、金融仲介機能と並ぶ金融機関の基本的機能である決済機能については、情報・通信技術の発展がその提供形態等に大きな変化をもたらす可能性があり、決済システムの安全性をどう確保するかという問題もあることから、今後の情報化の進展を注意深く見極めながら十分な検討・対応を行う必要がある。

(注) 金融制度調査会基本問題検討委員会は、平成7年5月26日、本報告をとりまとめ、公表した(『金融』平成7年6月号48ページ)。

(出所) 『銀行局金融年報 平成7年版』33-38ページ。

## 6-21 金融危機管理審査委員会「優先株式等の引受け等の審査基準」(平成10年2月26日)の概要

### 優先株式等の引受け等の審査基準の概要

(合併等の受皿金融機関の場合)

- 基準1 申請金融機関が、合併等により自己資本の充実の状況が悪化した場合であること。  
具体的には、合併等の前後で自己資本比率が低下していると認められる場合であることとされている。
- 基準2 自己資本の充実の状況が改善されなければ、信用秩序の維持と地域経済の安定に大きな支障が生ずるおそれがある場合であること。
- 基準3 破綻処理の円滑な実施のために必要な範囲を超えていないこと。  
次のいずれか大きい方を優先株式等の引受けの限度とする。  
(1)合併等の前の自己資本比率の水準まで回復するために必要な額  
(2)合併等により合算されることとなった破綻金融機関のリスクアセットの8% (国内基準の場合は4%)を確保するために必要な額

(一般金融機関の場合)

- 基準1 申請金融機関等の経営の状況が著しく悪化していないこと。  
以下のいずれにも該当しないこと。  
①最近3年間連続して、経常利益または当期利益について赤字決算ないしは無配当となっていること。  
②早期是正措置の発動区分としての第三区分であること。ないしは、第二区分であって優先株式等の引受けを前提としない自己資本比率が1年経過後においても同区分にとどまる見通しであること。
- 基準2 自己資本の充実の状況が改善されなければ、次のいずれかの事態を生じさせるおそれがあること<sup>註</sup>。

- ①我が国における金融機能に著しい障害が生じるおそれがあること。
- ②地域・分野における企業活動、雇用状況等の経済活動に著しい障害が生ずるおそれがあること。

注 この判断に当たっては、金融システムの不安についてのわずかな兆候も見逃さず速やかに対処することが重要である。

- 基準3 申請金融機関の経営の再建を目的とするものでなく、信用秩序の維持を目的とするものであること。
- 基準4 申請金融機関が優先株式等の引受け後でも破綻する蓋然性が高いと認められないこと。
- 基準5 相当の期間が経過しても優先株式等の処分が著しく困難であると認められないこと。  
この判断に当たっては、申請金融機関の収支状況・利益水準、資産内容・自己資本比率の改善の見通し、引受け対象の優先株式等の商品性・市場実勢等を勘案すること。

(注) 本審査基準の公表日については、預金保険機構『平成9年度 預金保険機構年報』(平成10年、預金保険機構) 22ページによれば「この審査基準は、平成10年2月26日の第2回審査委員会で定められ、公表」とされている。

(出所) 預金保険機構『平成9年度 預金保険機構年報』(平成10年、預金保険機構) 50ページ。

## 6-22 政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会「金融再生トータルプラン(第1次とりまとめ)」(平成10年6月23日)

金融再生トータルプラン(第1次とりまとめ)

平成10年6月23日

政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会

### I. はじめに

我が国経済を早急に立て直し、再び活性化させるためには、経済停滞の根本原因の一つである金融機関等の不良債権問題について、その実態を明らかにするとともに、担保不動産の有効利用に至る総合的な施策により、不良債権のバランスシートからの抹消等の実質的な処理を早急に進め、資金の円滑な供給という金融本来の機能を回復させる必要がある。

このような考え方の下、先の総合経済対策(4月24日)に盛り込まれた、①債権債務関係の処理、②土地・債権の流動化、③土地の有効利用、という「入口から出口まで」のパッケージの施策について、具体的推進を図るとともに、さらに金融システム再生のための実効ある施策に取り組むため、去る5月22日に、政府・与党一体となって総合的に協議を行う場として、「政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会(以下「協議会」という。)」を設置したところである。

我が国経済の現状を踏まえると、金融機関の不良債権問題等に対する対応は、少しの猶予も許されない状況にあり、必要な施策については早急にその具体化を図ることが求められており、政府・与党において可能なものから順次作業を進めることとしている。

本協議会では、政府・与党におけるこれまでの議論の成果について「金融再生トータルプラン(第1次とりまとめ)」として、以下のとおりとりまとめることとした。

### II. 具体的施策の推進

#### 1. 土地・債権流動化と土地の有効利用

(1)債権債務関係の迅速・円滑な処理

- ① 臨時不動産関係権利調整委員会(仮称)の創設



あっせん、調停等当事者の合意に基づく手続を通じて不動産担保付不良債権等に係る債権債務関係等を整理するために、臨時不動産関係権利調整委員会（仮称）を設置することとし、所要の法案を次期国会に提出する。

法案の骨子は、概ね以下のとおりとする。

- ・委員会の所掌事務は、不動産に設定された担保権、当該不動産の保有者を債務者とする債権債務関係等に関する調整のための、あっせん、調停及び仲裁とする。
- ・委員会は総理府に設置する。
- ・委員会は、委員長及び委員で組織し、内閣総理大臣が任命する。
- ・あっせん又は調停の申請は、債務者、担保権者、主要な債権者及びその他の関係者（保証債務者等）が行う。
- ・委員会は申請を受けて、債務者並びにその事業再建のために不可欠と認められる範囲の担保権者、債権者及び利害関係人が手続の当事者として参加することが見込まれる場合に、あっせん又は調停を行う。
- ・あっせん等により当事者の合意が得られ、合理的な再建計画が策定される場合における、債権放棄による損失の損金算入及び債務の免除益の累積欠損金との相殺の規定ぶり等について検討する。

## ② 債権放棄に係る税務上の取扱いの明確化

合理的な再建計画に基づく債権放棄により発生する損失については、税務上損金の額に算入する旨の一般的取扱いについて、その一層の明確化を図るため、

- ・合理的な再建計画に基づく利益供与の類型としては債権放棄も含まれること
- ・整理や再建の対象となる子会社等の範囲には取引先、役員を派遣している会社及び資金を貸し付けている会社等が含まれること
- ・利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたと認められる計画については、原則として、「合理的な再建計画」として取り扱うこと

等を明らかにする旨の法人税基本通達の改正を行った（6月8日公表）。

## ③ 適正評価手続（デュー・デリジェンス）の確立

デュー・デリジェンスを導入するに当たり、担保不動産又はこれらに関する権利の経済的価値を判定し、債務者の資産状況をも考慮した債権の適正な価値を決定するための適切な手続、特に将来収益予想に基づいた収益還元手法を活用するための適切な手法を確立することが求められている。このため、まずは、不良債権の担保となっている不動産の鑑定評価に当たって不動産鑑定士が留意しなければならない事項をとりまとめる。具体的には、社団法人日本不動産鑑定協会と協力し、不良債権の担保不動産の売却を想定して、

- ・担保不動産の収益を前提にした収益価格を算出するための具体的な手法
- ・売り主側の早期売却希望が存在する場合の減価に関する留意事項
- ・対象物件の置かれている制約状況（狭小、接道状況等）に応じて現実の買い手が限定される場合の減価に関する留意事項

等について、検討を進めており、夏頃までに所要のとりまとめを行う。

なお、共同債権買取機構（CCPC）は、不良債権買取業務を再開するに際して、客観的な適正評価手続により買取価格の決定を行うこととしている。

## ④ 競売手続の迅速・円滑化

競売手続の迅速・円滑化を図るため、民事執行法の一部改正等の法整備を行うこととし、そのための法案を議員立法として次期国会に提出する。併せて実務の運用改善のための措置を講ずることとする。具体的内容は、概ね以下のとおりとする。

- ・インターネット等を利用して競売物件に関する情報を広く開示し、また、法改正により買受代金支払のための銀行ローンの担保設定を容易にすることで、国民一般の競売市場への参加を促進し、開かれた競売制度を確立する。

- ・滞納処分が先行した場合の調整手続を簡素化するとともに、住宅金融債権管理機構等が作成した調査資料を活用して民事執行手続の一部を省略できるようにするなど、競売手続の簡素化を図るための法改正を行う。
- ・暴力団関係者等による執行妨害に対して厳正な対処をするため、民事執行法上の保全処分を強化し、また、競売物件に関する執行官の調査権限を拡充するための法改正を行う。

#### ⑤ サービス制度の創設

債権の管理及び回収を業として行ういわゆるサービスを、弁護士法の特例として創設することとし、そのための法案を議員立法として次期国会に提出する。サービス法（仮称）の骨子は、概ね以下のとおりとする。

- ・サービス業につき法務大臣による許可制とする。
- ・サービスの扱える債権は、当面、金融債権、リース・クレジット債権等とする。
- ・サービスは株式会社とし、最低資本金額を設ける。
- ・暴力団の参入を排除するための措置を講ずる。
- ・債権回収の適正を確保するため、サービスの取締役に弁護士の選任を義務付ける等弁護士の関与を求める。
- ・債権回収に関する行為規制を施し、所要の罰則を設ける。

#### ⑥ 共同債権買取機構（CCPC）の機能拡充等

共同債権買取機構（CCPC）は、その機能拡充等のため、以下の措置を講ずる。

- ・本年度下半期のできるだけ早い時期に不良債権買取業務を再開することとする。
- ・再開にあたっては、買取り基準を緩和し、競売申立済債権、求償債権等を対象に加え、また、買取り価格の決定は、客観的な適正評価手続（デュー・デリジェンス）のマニュアルに沿って買い切る方式とし、ノンリコースローンファイナンス（債務者の資産全体でなく特定の財産に責任を限定した貸出）を活用することとする。
- ・再開にあたっては、出資金融機関の全面的な協力、連携の下、CCPC債権の証券化・バルクセールへの取組み、住宅・都市整備公団や民間都市開発推進機構との連携などの諸施策を展開する。買取り不良債権を1年程度にて処理することに努め、我が国金融界の不良債権の実質的処理の推進を図る。

#### ⑦ 金融機関の自己競落会社の機能拡充

金融機関の自己競落会社についても、民間都市開発推進機構をはじめ、関係各方面と連携しつつ、保有する土地の有効利用を推進することが望まれている。このため、担保不動産の自己競落に関し、原則として裁判所が公告した最低売却価額によることとされている要件を撤廃することとし、去る6月8日に、自己競落会社に関する金融機関に対する通達を廃止した。また、同時に、自己競落会社につき土地の有効利用に努めること、流動化の検討に努めること等をガイドラインにより明確化したところである。

#### ⑧ 資産担保証券（ABS）の流通市場の整備

不動産投資市場の整備の一環として、投資家が株式や債権と比較して投資判断を行う際の指標となる不動産インデックスや、不動産を裏付けとする資産担保証券（ABS）のうち公募のものに係る情報開示（ディスクロージャー）の基準について検討を進めている。

本検討を踏まえ、先般成立した特定目的会社（SPC）法の9月施行に向けて、同法に基づき発行される資産担保証券について、資産流動化計画及び証券取引法上の情報開示等、所要の措置を講じていくこととする。

#### (2)土地の整形・集約化と都市再開発の促進

##### ① 都市再開発を強力に進めるための仕組みづくり

都市再開発事業を迅速化するため、「再開発緊急促進制度要綱（仮称）」を速やかに制定し、緊急かつ重点的に実施すべきものとして建設大臣が認定した事業について、その実施に必要な都市計画の決定・変更、施行の認可等の手続を迅速かつ適切に行うことにより、事業の早

期の実現を図る。

また、都市再開発法の認可手続きを迅速化するよう地方公共団体を指導するとともに、引き続き民間再開発を円滑に進めるための方策について法制面の課題を含め検討する。

## ② 住宅・都市整備公団の積極活用

既成市街地の低未利用地を活用し、土地の整形・集約化と再開発、まちづくりを促進するため、住宅・都市整備公団の技術力とノウハウを集中的に活用することとし、公団内に土地有効利用事業推進本部を設置した（6月22日）ところである。また、土地取得のための臨時の出資金（2,000億円）・財政投融资（1,000億円）の適切な活用、特定再開発事業（土地区画整理事業）の面積要件の緩和を行い、官民共同により土地の有効利用を促進する。

## ③ 民間都市開発推進機構を活用したプロモート体制の構築

低未利用地における民間再開発事業を推進し、土地の流動化と有効利用を促進するため、共同債権買取機構を始めとした関係機関と連携して、民間都市開発推進機構に時限的に都市開発、金融、行政、法律、会計・税務等の専門家を集めた都市開発プロモート機関（「再開発・土地有効利用支援センター」）を設置した（6月22日）ところである。同センターにおいては、民間再開発の事業化に際して様々な問題に直面している民間事業者等に対し、不動産情報の調査・収集・提供、土地の有効利用のための調査・助言・計画の提案等の業務を積極的に行うこととしている。また、土地取得業務に必要な民間借入金に係る政府保証の枠（平成10年度末までに1兆円）を5,000億円拡大し、同業務の積極的な推進を図る。

## (3) 公的土地需要の創出

民間の事業意欲が大きく後退している中で、防災性の高い安全なまちづくりや高齢者・障害者等に優しいまちづくり、中心市街地活性化などによる都市の再生などの事業の実施に必要な公共の用地の取得を積極的に推進するための諸施策を広範に講じる。先般成立した平成10年度補正予算において、公共用地先行取得のため国における事業費3,174億円（国費1,781億円）を計上した（この他、地方公共団体の事業費8,000億円）ところであり、速やかに事業を実施していくこととする。

## 2. 金融機関の不良債権の実質的処理、経営健全化等

### (1) 金融機関の不良債権の実質的処理

金融機関の不良債権問題の実質的処理のためには、金融機関経営に対して市場規律を徹底することにより、不良債権処理のため取組みを促進することが重要である。そのため、米国証券取引委員会（SEC）と同等の、より強化された基準により不良債権のディスクロージャーを徹底するとともに、本年4月に導入された早期是正措置において、公認会計士の関与の下で、金融機関の資産の自己査定に基づく適正な償却・引当を進め、さらに、これを銀行検査等により厳正にチェックすることとしている。これらの措置と、バルクセル、共同債権買取機構への売却等の債権流動化とが相まって、不良債権をバランスシートから落とすなど、その実質的処理を推進する。こうした観点から、6月22日に発足した金融監督庁は、緊急的対応として、主要19行に対し、集中的に検査を行う。

### (2) 金融機関の経営健全化

金融機関においては、リストラの徹底と責任ある経営体制の整備が求められており、金融機関のリストラ状況その他経営内容の実態について、一層の情報開示を促進することにより、市場規律の下で、各金融機関のリストラを促していく。また、本年3月に資本注入が行われた銀行については、「経営の健全性の確保のための計画」の履行状況を預金保険機構の金融危機管理審査委員会よりできる限り早くこれを公表することとする。

### (3) いわゆる「受皿銀行構想（ブリッジバンク構想）」について

金融機関がその不良債権のディスクロージャーを徹底し、適切な償却・引当を進め、バランスシートからの抹消等の実質的処理を進めていく場合、経営困難に陥る金融機関が出てくるとも懸念される。この場合、前回の預金保険法改正により、預金者保護のため整理回収

銀行が受け皿になりうる措置が講ぜられたので、民間の受皿銀行が見出せなくとも、預金者保護には支障がないが、一方、健全でありながら新たな取引銀行を見出せない借り手に対する更なる適切な配慮が必要となる。このような配慮を行いつつ、破綻処理の一層の円滑化を図り、内外の信認を得られるような金融システム再生の道と健全な借り手保護を両立させる方途を検討することが重要である。このため、いわゆる「受皿銀行構想（ブリッジバンク構想）」について、負担や資金調達の問題及び借り手のモラルハザードの問題等も踏まえ、十分な検討を行い、7月のできる限り早い時期に具体的内容を明確にする。

### Ⅲ. おわりに

不良債権処理の問題は、今や国政の最重要課題の一つであり、緊急な対応が求められている。金融再生トータルプランについては、今回の第一弾のとりまとめに止まらず、上記のいわゆるブリッジバンク構想の具体化を含め、全体像を可及的速やかにとりまとめることとする。特に、臨時不動産関係権利調整委員会（仮称）の創設、いわゆるサービサー制度の創設、及び競売手続の迅速・円滑化等早急に法整備が必要なものについては、次期国会に所要の法案を提出し、その成立を目指すこととする。

我々は、本トータルプランが実行に移されることにより、金融が、経済活動に必要な資金を供給するという、その本来の機能を回復するとともに、金融システムの再生と安定化が図られ、その国際的信認が回復することを期待している。同時に、土地・債権の流動化を通じ、不動産取引の活性化と土地の有効利用の促進がもたらされ、これらが相まって、我が国経済の活性化と立て直しにつながるものと考えている。

（出所） 首相官邸ウェブ・ページ <https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/980706kinyu1.html>。

## 6-23 政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会「金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）」（平成10年7月2日）

金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ）

平成10年7月2日

政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会

### I. はじめに

金融機関等の不良債権処理の問題は、国政上の最重要かつ喫緊の課題となっている。この問題の解決のためには、総合的な取り組みが必要であるとともに、必要な施策については、可能なものから早急に具体化を図ることが求められている。

こうした観点から、去る6月23日に、当協議会において土地・債権流動化と土地の有効利用等を中心とした施策を、トータルプランの第1次とりまとめとして公表した。今後、金融機関等は、こうした環境整備を前提として不良債権処理を強力に進めていくことが期待されている。他方、金融機関等に対し、不良債権の抜本的処理を促していく中で、金融の安定と再生を図り、内外の信認を確保していくことも、わが国経済の立て直しにとって極めて重要である。

こうした問題意識の下、当協議会では、今回以下の施策を取りまとめた。これによって、わが国としては、不良債権問題の解決に向けて、i) 不良債権の積極的な処理、ii) 金融機関の迅速なリストラ、iii) 透明性及びディスクロージャーの向上、iv) 銀行監督と健全性原則の強化、を柱とする包括的かつ詳細な取り組み体制が整うことになった。

今後は、必要とされる法案の早期提出等、施策の早期実現に向けて全力を挙げることとする。

## II. 具体的施策

### 1. 不良債権の積極的処理促進の制度的枠組み整備

#### (1) 不良債権等の流通市場の整備

不良債権等を市場において売却することを容易にするためには、バルクセールや証券化等の手法も活用して、厚みのある流通市場を整備することが必要である。そうした市場を早期に立ち上げることを目的として、納税者による負担を最小化するとの観点も踏まえつつ、

- ・民間銀行や共同債権買取機構（CCPC）が抱える不良債権等の早期の適正価格での売却を促進していく。
- ・共同債権買取機構の機能を拡充し、早急に不良債権買取業務を再開することを期待する。
- ・整理回収銀行や住宅金融債権管理機構が保有する不良債権等について、貸し手・借り手責任の追及を図りつつ、徹底的な回収努力を払うとともに、早期売却を促進することとし、売却方法について検討する。
- ・金融機関の有する根抵当権付債権の共同債権買取機構等への譲渡を容易にし、不良債権の処理を促進するため、根抵当権の元本が確定する場合を明確にし、あわせて、根抵当権の元本の確定登記の手続きを簡素化する立法措置を講ずる。

#### (2) 不良債権等の処理のためのインフラ整備

- ・金融機関が、証券化を通じて、より簡便に不良債権等を処理できる法的インフラとして「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（SPC法）が先の国会で成立したところであり、その9月1日の施行に向けて、資産流動化計画の具体化など、所要の準備を進めていく。また、臨時不動産関係権利調整委員会（仮称）を創設するため、次期国会に法案提出するなど、不良債権処理のインフラ整備を進める。

### 2. 透明性及びディスクロージャーの向上

我が国金融機関に対する内外の信認を確保するため、本年3月期より、米国SEC基準と同様の基準による不良債権のディスクロージャーが行われている。また、先の国会で成立した金融システム改革法により、来年3月期より全ての金融機関に対し、連結ベースでSEC基準と同様のディスクロージャーを行うことが、罰則付きで義務化された。また、国際的な会計・ディスクロージャー基準の導入の一環として、金融商品の時価会計についても、2001年3月期からの導入を目指す。

こうした流れの中で、金融機関等にあっても、市場規律を軸とした経営が求められており、金融機関等が市場や投資家に目を向けた自主的・積極的なディスクロージャーを行うことを期待する。

### 3. 銀行監督及び健全性基準の強化

#### (1) 金融監督庁の発足

6月22日には明確なルールに基づく透明で公正な金融監督の担い手として金融監督庁が発足し、裁量的な事前指導行政からルールに基づく事後チェック型行政への転換の流れが徹底されることとなる。

#### (2) 主要行への集中的な検査

金融監督庁は、既に銀行法第24条等に基づき金融機関に対して自己査定結果の報告命令を発出した。今後、この回答を受けて、緊急的対応として金融監督庁は日本銀行と連携しつつ、主要19行に対し、集中的な検査を実施し、なお一層の実態把握を行う。

#### (3) 早期是正措置に基づく厳正な対応

検査結果を踏まえ、自己資本比率に応じた措置区分に従い、経営改善計画の提出から業務停止に至る早期是正措置の発動を含め、厳正に対処する。

#### (4) 検査・監視・監督のための体制強化

金融検査については、外部のノウハウを取り入れた検査マニュアル及びチェックリストを整備し、年内に公開する。また、検査後における改善状況のフォローアップや財務諸表の継

続的な分析などのモニタリングを行い、このために必要なコンピューターシステムの整備を図る。

広い意味での検査機能を充実強化するため、金融検査、金融機関の内部監査、公認会計士等による外部からの監査を有機的に連携させるとともに、金融検査機能の代行や民間のノウハウの導入に係る新たな仕組みについて早急に結論を得る。

なお、金融監督庁の検査・監視・監督体制については、諸外国の金融検査監督当局の体制も参考に早急に見直しを行い、大幅な拡充を含む計画的な体制強化を図る。

#### 4. 金融システムの安定化と機能強化

今後、行政は市場規律と自己責任を基軸としたルールに基づく行政へと転換していくが、金融機関が抜本的に不良債権処理を図る過程で、経営困難に陥る金融機関が出てくることも予想される。こうした場合においても、預金者保護及び金融システムの安定性確保、更には善意で健全な借り手に対する適切な配慮に万全を期す必要がある。

##### (1) ブリッジバンク（つなぎ銀行）制度の導入

###### (ア) 基本的考え方

1. 金融機関の破綻に際して、民間の引受金融機関が登場しない場合でも、金融システムの安定と預金者保護を確保し、迅速に金融の危機管理が行える体制を整備して万全を期すこととし、金融システムに対する信頼を一刻も早く回復させる必要がある。
2. また、民間の引受金融機関が登場しないために善意かつ健全でありながら新たな取引銀行を見いだせない借り手の対策に資する体制を整備する必要がある。
3. このため、破綻後直ちに、その銀行の業務を公的に管理できる制度を整える。さらに、民間の引受け手が登場しない場合でも、善意かつ健全な借り手に融資を維持・継続できる公的な新銀行をブリッジバンクとして設立できる制度を整える。この場合、あくまでこの制度により破綻処理の円滑化を可能とし、金融システムの安定や預金者保護を図ることを最終的な目的とすることが基本であり、この観点から、預金保険機構を活用する。
4. なお、厳正な審査機能を有するチェック体制を整備する。

###### (イ) 具体的な内容

以下によりブリッジバンク（つなぎ銀行）制度を創設する。

##### 1. 金融管理人による破綻した金融機関の業務管理

- 金融機関が破綻した場合において、必要があると認めるときは、金融監督庁長官は、直ちに破綻金融機関の業務の執行及び財産の管理をさせるため、金融管理人を選任する。

（注）金融管理人等の適切な人材を確保するための体制を整備する。

- 破綻金融機関の代表権、業務執行権、財産管理・処分権は金融管理人に専属する。また、金融管理人は、破綻に至った経緯等についても実態解明を行う。
- 破綻金融機関は、資産の健全性の確保に努めつつ、善意かつ健全な債務者に対して、金融管理人の承認を受け融資を行う。
- 金融管理人は、破綻金融機関の業務を、できる限り速やかに引受け手としての民間金融機関に継承するよう努め、やむを得ない場合には、公的ブリッジバンクに継承する。なお、継承が円滑に行われるよう法的な環境整備を進める（特別決議のための株主総会が開催できなかった場合の特例、根抵当権の移管の円滑化等）。

##### 2. 公的ブリッジバンクの設立

- 預金保険機構は、「平成金融再生機構（仮称）」（銀行持株会社）を公的資金により設立する。

（注）公的資金としては、金融安定化のために措置された公的資金13兆円の枠組み（金融危機管理勘定）を活用する。

- 平成金融再生機構（仮称）は、金融危機管理審査委員会の議決を経て、上記公的資金

により、破綻金融機関の必要な金融機能を継承する公的ブリッジバンクを子会社として設立・組成する。

(注) 当該公的ブリッジバンクに対し民間出資も可能とする。

- 金融危機管理審査委員会の下に置かれた審査判定委員会（仮称）は、破綻金融機関から公的ブリッジバンクに継承される善意かつ健全な債務者に対する債権とそれ以外の債権との仕分けを、金融危機管理審査委員会の議決を経た適正な基準に従って行う。
- 預金保険機構は、公的ブリッジバンクの資金調達を補完するため、金融危機管理審査委員会の議決を経て、上記公的資金13兆円の枠組みを活用し、必要に応じ平成金融再生機構（仮称）を通じて公的ブリッジバンクに資金を貸し付けるとともに、その業務により発生した損失を補填する。
- 公的ブリッジバンクは、平成金融再生機構（仮称）に置かれた融資審査委員会（仮称）の承認の下に、破綻金融機関から継承した善意かつ健全な債務者に対し、一定期間、融資を維持・継続する。
- 政府系金融機関は、公的ブリッジバンクの斡旋を受け、公的ブリッジバンクが継承した善意かつ健全な債務者に対し、債務者の個別の事情に応じ、必要な資金を融資する。

(注) 10年度において確保されている貸し渋り対策の資金を活用する。

- 公的ブリッジバンクは、あくまでも「つなぎ」・時限的なものであり、破綻金融機関から継承した債権・債務を、破綻時から原則2年以内（ただし、1年ごとに3回までの延長可）に、営業譲渡等により民間金融機関に移管する。

(ウ) また、この制度の整備及び運用に当たっては、必要な透明性の確保に努める。

(エ) この制度を整備するため、所要の法案を次期国会に提出する。

- (2) 貸し渋り対策として、政府系金融機関の13兆円の資金の活用政府系金融機関においては、いわゆる「貸し渋り」に対応するため、平成10年度は約13兆円の資金量を確保しているところであり、今後とも、中小企業・中堅企業等の資金需要に十分応えることができるよう積極的に対処していく。
- (3) 金融安定化2法で措置された30兆円の活用による金融機関の再編・リストラ

金融機関の再編に当たっては、金融システムの安定と預金者保護への配慮が不可欠である。具体的には、金融安定化2法で措置された17兆円の公的資金が活用されることにより、預金の全額保護の徹底を図りつつ、経営困難に陥った金融機関の適時適切な破綻処理を進めることを通じて、合併・営業譲渡による金融機関の再編を図る。

また、民間金融機関の側においても、自ら金融機関の再編やリストラに果敢に取り組むことが重要である。このため金融危機時における自己資本充実のための13兆円の活用に当たっても、不良債権の適切な償却・引当、売却等やリストラを含む「経営の健全性確保のための計画」の着実な実施が必要である。これらにより金融再編と金融システムの再生が強く期待される。

- (4) 破綻金融機関の経営者及び株主の責任の明確化

金融機関の破綻処理に当たっては、経営者の退任及び民事・刑事上の厳格な責任追及や株主の損失負担という原則を貫くものとする。

### Ⅲ. おわりに

金融システム改革の本格的な進展を控え、わが国金融機関は不良債権を早急に処理していかなければならない。今回盛り込まれた措置は、先の第1次とりまとめと相まって、わが国金融の再生のための総合的な施策を提示している。今回の措置が、金融の活性化、更には経済の早期の立ち直りにつながることを期待したい。

## 6-24 内閣総理大臣の談話—日本長期信用銀行について—（平成10年10月23日）

内閣総理大臣の談話—日本長期信用銀行について—

平成十年十月二十三日

- 一. 本日、日本長期信用銀行より、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）第六十八条第二項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出を受けた。
- 二. 金融再生委員会の設立までの間、同委員会の権限を代行する内閣総理大臣としては、長銀〔日本長期信用銀行〕からの申出を踏まえ、その財務状況をも勘案し、本日、金融再生法第三十六条に基づく特別公的管理の開始の決定を行い、併せて、同法第三十八条に基づき、預金保険機構による特別公的管理銀行の株式の取得の決定を行ったところである。
- 三. 今般の特別公的管理の開始の決定後も、長銀は、基本的には、従前通り、通常の業務運営を行うことになるが、金融再生法上の特別公的管理銀行として、例えば、新経営陣の選任、業務基準及び経営合理化計画の策定及びその承認、取得株式の対価の決定等、所要の手續が進められていくことになる。また、長銀からの申出と同時に、資産劣化防止の観点から、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第二十六条に基づく業務改善命令を発したところであり、長銀においては、新経営陣の就任前であっても、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
- 四. 今後、長銀に対しては、金融再生法に基づき、預金保険機構が業務に必要な資金の貸付けや特例資金援助を行うこととなっており、この結果、長銀の預金、金融債、インターバンク取引、デリバティブ取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては、心配されることなく、良識ある行動を取られることを強く希望する。
- 五. 政府としては、今後とも、預金者等の保護と信用秩序の維持、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

（出所）『金融監督庁の1年（平成10事務年度版）』305-306ページ。

## 6-25 内閣総理大臣の談話—日本債券信用銀行について—（平成10年12月13日）

内閣総理大臣の談話—日本債券信用銀行について—

平成十年十二月十三日

- 一. 日本債券信用銀行については、今般の金融監督庁検査により、本年三月末時点で債務超過となると見込まれ、金融監督庁は、同行に対し、債務超過を解消するため採り得る資本充実策等について、逐次報告を求めてきたところであるが、検査結果通知から一か月近くが経過しようとする中で、同行より実現性のある資本充実策が提示されないまま今日に至った。
- 二. 金融再生委員会の設立までの間、同委員会の権限を代行する内閣総理大臣としては、こうした状況を踏まえ、本日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）



第三十六条に基づく特別公的管理の開始の決定を行い、併せて、同法第三十八条に基づき、預金保険機構による特別公的管理銀行の株式の取得の決定を行ったところである。

- 三. 今般の特別公的管理の開始の決定後も、日債銀〔日本債券信用銀行〕は、基本的には、従来通り、通常の業務運営を行うことになるが、金融再生法上の特別公的管理銀行として、例えば、新経営陣の選任、業務基準及び経営合理化計画の策定及びその承認、取得株式の対価の決定等、所要の手続きが進められていくことになる。また、特別公的管理の開始決定と同時に、資産劣化防止の観点から、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第二十六条に基づく業務改善命令を発したところであり、日債銀においては、新経営陣の就任前であっても、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
- 四. 今後、日債銀に対しては、金融再生法に基づき、預金保険機構が業務に必要な資金の貸付けや特例資金援助を行うことになっており、この結果、日債銀の預金、金融債、インターバンク取引、デリバティブ取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。
- 五. 政府としては、今後とも、預金者等の保護と信用秩序の維持、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

(出所) 『金融監督庁の1年(平成10事務年度版)』327-328ページ。

# 保 険

## 6-26 保険審議会総合部会「保険事業の役割について」（平成2年6月1日）の概要

### 「保険事業の役割について」 —保険審議会総合部会報告の概要—

#### 第1章 保険事業を取り巻く環境の変化

##### 1. 経済・社会環境、国民生活・意識の変化

- 人口の高齢化の進展により、自助努力として、自らの老後に備えようとするニーズが高まっている。
- 金利選好意識の高まりから、保険商品の有する貯蓄機能が重視されるようになってきている。
- 国民生活・意識の変化、利用者ニーズの多様化により、より利便性の高い商品を求めるようになってきている。
- 利用者は、商品の特徴、個性、利便性を十分チェックして、主体的に商品選択を行おうとしている。
- 経済、社会の発展に伴い、発生が見込まれるリスクの多様化、巨大化への対応が求められている。

##### 2. 金融の変化、金融制度改革

- 保険会社の資産面において、リスク管理の重要性が高まっている。
- 国際化、証券化の進展に伴い、資金調達構造が変化し、資金需要面のニーズが多様化している。
- 機械化の進展により、業態を超えて、高付加価値の複合商品等が開発、提供されるようになってきている。
- 保険事業と金融制度との関わり合いが深まり、保険事業の金融制度における位置付けについて十分な検討が求められている。また、欧米においても、規制緩和、自由化の方向で保険制度改革の動きがある。

##### 3. 公的規制緩和の動き

保険事業についても、臨調〔臨時行政調査会〕、行革審〔臨時行政改革推進審議会〕等の答申で公的規制緩和が求められている。

#### 第2章 保険事業の見直しに関する視点

1. 利用者の立場
2. 国民経済的見地
3. 国際性

#### 第3章 今後の保険事業の課題

##### 1. 保険事業の機能について

保険事業は、保険事故に対する保障（補償）の提供を基本機能として有し、将来必要となる資金を準備するという意味で貯蓄手段の提供機能をあわせ持っている。更に、負託された保険料を運用するという資産運用機能を有している。

保険事業全体としてみれば、保険料として集められた資金を資金需要者に供給するという金融仲介機能も果たしている。

## 2. 国民経済的な役割の高まりへの対応

- 高齢化社会の進展、経済のストック化の進行等、保険事業を取り巻く環境の変化に対応して生存（年金）・医療・介護保険等への関心が高まっており、これらの分野で保険事業の機能の一層の充実が求められている。
- 資金量の増大、資金運用単位の巨大化による内外金融市場等に与える影響等に鑑み、保険会社は、経済取引の安定性、公正さに十分配慮し、保険事業の公共性を踏まえ、資産運用面を中心に行動規範を確立する必要がある。
- 国際化の進展に伴い、対外的に開かれ、諸外国との整合性のとれた制度を構築する必要がある。

## 3. 利用者ニーズに対応した商品、サービスの充実

- 利用者ニーズに即応するため、積極的なマーケティングを行い、商品、サービスの充実が進められるような体制を整備する必要がある。
- 生損保事業については、競争を促進し、事業の効率化を図るという観点からは兼営が有効であるという意見があること、両事業において高齢化社会への対応や貯蓄機能面での同質化が進んでいること、生保から現物給付保険等、損保から年金保険等について要望があること等から、更に生損保事業の相互乗入れを進めることとする。
- 多様な利用者ニーズに対応するため、販売チャネルの多様化によるサービスの充実の必要がある。

銀行等による保険販売については、利用者の利便の向上に資する一方で、銀行等による保険事業への参入等の問題があり、保険、金融制度の関わりを含め、引き続き検討することとする。

## 4. 新しい利用者ニーズへの対応

### (1) 保険商品の持つ貯蓄機能へのニーズの高まりへの対応

- 高齢化社会の進展、経済のストック化の進行、金利選好意識の高まり等の中で、保険に対するニーズが、万が一の場合の保障から生活の安全・安定へのニーズ、更には財産の管理、保全へと広がってきており、貯蓄性の高い商品のウェイトが高まりつつある。これは欧米でも既に見られる現象であり、保険会社はこうした利用者ニーズの変化に商品面でも対応していく必要がある。
- 貯蓄機能のウェイトの増加に伴い、保険商品と金融商品との同質性が高まり競合関係が生じているが、同質性の高い商品間ではディスクロージャー等競争条件上の整合性を確保する必要がある。

### (2) 資産運用（資金調達を含む）手段、体制の整備

- 利用者はより高い収益性を求めている。自由化、国際化、証券化等の金融の変化に対応した、より効率的で収益性の高い資産運用を進め、その成果を明確に商品価格に反映させることにより、商品販売と資産運用のリンケージを強化する必要性が高まっている。
- 利用者により高い収益の還元を図るため、資産運用手段、業務を多様化する必要がある。また、保険商品は長期のものが多く、乗り換えが困難であることから、利用者の立場からも、金融等の環境変化に対応できるよう資産運用手段、業務が絶えず見直されることが必要である。

これらに伴い、従来とは異質のリスクが発生するため、リスク管理を進めるとともに自己資本等を充実する必要がある。

- 保有資産に係るリスクの増加に伴い、資産面でのリスク管理の重要性が高まっている。このため、リスクヘッジ手段の拡大を図り、資産運用手段、業務の多様化に伴う資産リスクのチェック体制の整備を進めていく必要がある。

○資金調達については、流動性リスクをはじめとする諸リスクの増大に伴い、資産運用の安全性確保、効率化に必要な範囲において、弾力化する必要がある。

### (3) 金融の変化、金融制度改革への対応

○保険会社を主として機関投資家としてとらえ、保険会社の貸付は、資産運用のポートフォリオの一環にすぎないとする意見がある。一方で、間接証券を発行して集めた資金を資金需要者のニーズに応じて資金移転を行うという点で、銀行等と同じような機能を果たしているとの意見がある。

○利用者ニーズが保険商品の貯蓄機能に集まっており、銀行預金等との間で商品面での同質性が高まり、競合関係を生じている。このため、他業態と適正な競争ができるよう効率的な資産運用が求められている。

○金融の自由化、国際化、証券化の中で、資金需要者の調達構造が変化し、金融・証券サービスのニーズが多様化している。保険会社にとってもこのような金融の変化に十分な対応ができない場合には、金融仲介に不可欠な情報に狭隘化が生じ、資金需要者のニーズに応えることができず、これまで果たしてきた金融仲介機能を維持することが困難な状況になる。

○また、保険会社は貸付を中心としつつ、国債の引受・窓販、国内大型私募債の斡旋業務等、幅広いサービスを提供している。これらのサービスで培ってきた経営資源を有効に活用するという観点から、資金需要者のニーズに応じていくことは、利用者にとっても望ましいことと思われる。

生損保から具体的には、社債の引受等の証券業務や外国為替業務、信託業務等について要望がなされている。

一方、保険会社がこのような銀行・証券業務を行うことについては、保険事業の金融制度における位置付け、資本市場の在り方といった観点から適当であるかどうか更に検討すべきであるとの意見がある。

○金融制度調査会第二委員会の中間報告（平成元年5月）において、保険事業について「当委員会では、今後、保険審議会で保険事業のあり方等について検討が行われるのであれば、その検討結果を踏まえつつ審議を行うこととしたい。」とされている。また、現在、証券取引審議会において、証券業務の担い手の在り方を含めて、今後の資本市場の在り方等に関する基本的な諸制度の分析、検討が進められている。

保険審議会総合部会としては、金融の自由化、国際化、証券化等の環境の変化に対応して、保険事業においても利用者ニーズに応えるため幅広いサービスの提供が必要となっており、保険会社の周辺金融関連業務への参入の在り方について、更に検討を行うことが望ましいと考える。その際、保険事業については保険経理やディスクロージャー等について見直しが行われることが前提であり、健全性の確保や利益相反行為の防止、その他利用者保護のための諸手当てを行う必要がある。

### 5. 保険事業の効率化促進

○保険事業の効率化を進めるため、商品、価格（料率、配当）、サービスの面での競争促進が必要である。

○競争を促進するため、利用者の立場からみた競争と経営の安定のバランスの望ましい在り方や、現行の経営危機対応の制度を見直し、例えば支払保証基金制度のような環境の整備を検討する必要がある。

料率算定会制度については、今後とも料率算定会の制度、運用の弾力化について検討する必要がある。

○競争促進のため、新規参入を抑制的にすべきではない。なお、他業からの新規参入については、保険事業と他業との利益相反の問題等について検討する必要がある。

### 6. 運営体制の在り方

(1) 保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備

○保険経理については、①区分経理、特別勘定の導入・活用、②責任準備金積立方式の見直し、③インカム配当原則の見直し、④含み益の取扱い、⑤相互会社における広義の自己資本概念の在り方、⑥リスク管理の在り方、等の検討を行う必要がある。

○ディスクロージャーについては、配当その他の商品選択情報等利用者の関心の強い情報提供、保険会社の経営チェック機能の発揮のための情報提供を充実する必要がある。

(2) 保険会社形態の在り方

○相互会社における社員総代会等の機能を充実させ、経営チェックシステムの強化を図る必要がある。また、保険問題研究会報告（平成元年5月）等の指摘事項の実施を進める必要がある。

○相互会社制度については、今後の保険事業を担う会社制度として、その意義を含め、長期的視野に立った見直しを進める必要がある。経営形態の選択の幅を広げるといった観点から、相互会社の株式会社への転換規定の整備を検討する必要がある。

(3) 保険募集の在り方

○募集機能の効率化を図り、利用者への良質なサービスの提供を果たしていく必要がある。

○商品情報提供の在り方、募集体制の在り方について検討する必要がある。

7. 行政監督の在り方

○規制緩和により、保険会社の経営の自由度が高まるが、競争が激化し経営の自己責任も重くなる。今後、競争を促進するとともに、支払能力の確保のためリスク管理を進め、利用者保護のため経営危機への対応等環境の整備を検討する必要がある。

○中小会社は、規制緩和に伴う競争激化により大手会社と同様の経営展開は困難になるおそれがあり、それぞれの特色を活かし、きめ細かく利用者に対応することが迫られている。各社の経営努力や創意工夫を活かされるような環境整備をする必要がある。

○保険事業の免許付与に当たっては、事業運営の適格性等の資格の要件を設け、透明性を高める必要がある。

○「保険募集の取締に関する法律」及び「外国保険事業者に関する法律」については、今日の見直しの必要がある。

#### 第4章 保険事業の担うべき役割

以上のような検討から、今後の保険事業の担うべき役割については以下のように考える。

○高齢化社会の進展等保険事業を取り巻く環境の変化等に対応し、多様な利用者ニーズに即応するため、商品、サービスの充実が進められるような体制を整備する必要がある。

また、公平かつ安定的に保険を提供するため、リスクの引受と支払能力の確保に努める必要がある。

高齢化社会の進展等により、特に貯蓄機能の一層の発揮が求められている。

このため、商品販売と資産運用のリンケージを保ち、より効率的で収益性の高い資産運用を実現し、その成果の利用者への還元が求められている。この観点から、商品の個別化及びこれに応じた販売を進める必要がある。

○金融の自由化、国際化、証券化等の環境の変化に対応して、保険事業においても利用者ニーズに応えるため幅広いサービスの提供が必要となっており、保険会社の周辺金融関連業務への参入の在り方について、更に検討を行うことが望ましい。

○規制緩和、競争促進を進め、保険事業の効率化を図る必要がある。また、利用者の保護に十分配慮すべく、支払能力を確保し、環境の整備（安全ネット等）を検討する必要がある。

○社会基盤の整備等、国民生活、国民経済の安定、向上への貢献や保険事業の公共性を踏まえた内外金融市場等への配慮が必要である。

また、我が国の保険事業の規模にふさわしい国際的役割を發揮するとともに、我が国の保

険制度が国際的にオープンであることを確保する必要がある。

なお、このような保険事業の担うべき役割を果たしていくため、運営体制、行政監督の在り方の見直しを行う必要がある。

(注) 本報告書の日付については、出所によれば「総合部会は、平成〔中略〕2年5月16日の第17回会合において総合部会報告「保険事業の役割について」をとりまとめた。本報告は6月1日に開催された第52回総会において了承を得た」とされている。

(出所) 『銀行局金融年報 平成2年版』110-113ページ。

## 6-27 保険審議会総合部会「「保険会社の業務範囲の在り方について」—保険審議会総合部会経過報告概要—」(平成3年4月26日)

### 「保険会社の業務範囲の在り方について」 —保険審議会総合部会経過報告概要—

#### 第1章 総論

##### 1. 保険会社の業務とその見直しの必要性

イ. 保険商品は、保険事故に対する保障（補償）機能を基本機能として有している。また、将来必要になる資金を準備するという意味で貯蓄機能も有している。保険商品は、予定利率を確保するとともに、それを超える資産運用成果を契約者配当として還元することを目指していることから、貯蓄機能は予定利率に相当する確定的な部分（貯蓄部分）と集合投資としての部分に分けられる。更に、これらの機能を支えるため負託された保険料の運用が不可欠であり、保険事業は資産運用機能を有している。

保険事業を全体として見ると、保険商品の販売により本源的な資金を受け入れ、これを資金需要者に供給する金融仲介機能を果たしている。保険事業の特質は、こうした諸機能の複合性にある。

ロ. 従来、保険事業においては長期性と健全性、公共性が最大の特徴、要請とされ、これに比して事業の効率化、保険商品の収益性の向上は消極的な要請にとどまっていた。現行の保険業務規制は、この考え方を前提としたもので、免許主義、専業主義、生損保兼営禁止をはじめとして商品、保険経理、販売等においても規制が設けられ、事業の健全性の観点から厳格に運用されてきた。

ハ. 保険会社は環境の変化に対応して商品、資産運用手段、業務等の多様化を図ってきたが、現行の業務規制の下では十分な諸機能の維持・充実が困難になっている。

ニ. 近年見られる貯蓄性商品の増大は、収益性の要請を高めるとともに、保険料の収受及び保険金支払における長期安定性を弱め、資産・負債の構造を変化させている。また、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、契約内容に応じた契約者間の公平性に対する要請、更に他業態との競争条件の整合性確保、事業の透明性の要請が高まっている。

ホ. こうした変化を踏まえ、保険会社の業務の見直しが必要となっている。

##### 2. 見直しに当たっての指針

イ. 保険事業の在り方を検討する際の視点は、利用者の立場、国民経済の見地、国際性の3つである。このうち、特に利用者の立場が最も重要な視点と思われる。保険事業の特質はその諸機能の複合性にあるが、環境の変化に対応していかに諸機能の維持・充実を図るかが、利用者の立場からも国民経済の見地からも最大の課題である。

ロ. 環境の変化及びそれに伴う保険事業の変化に対応した保険会社の業務の見直しを行うに当たっては、①規制緩和による競争促進、事業の効率化、②事業の健全性の維持を2つの指針とすべきである。

## 第2章 諸外国の保険事情

〔略〕

## 第3章 検討

## 1. 保険事業の多様化、効率化

## (1) 保険商品

- イ. 保険商品の料率、配当は、結果的に画一的なものとなり、各社の資産運用成果や事業の効率化の優劣が十分に反映されていないとの批判がある。価格面での競争促進により事業の効率化を図ることが望ましい。また、損害保険の料率算定会制度について、制度、運用の弾力化についての議論を深める必要がある。
- ロ. 保険会社の創意工夫が活かされ、特色のある商品を開発できる体制を整備する必要がある。自己責任原則の下、各社の商品設計における独自性を尊重するため、簡易審査の拡充といった商品検査の簡素化の必要がある。
- ハ. 資産の運用成果のより高い還元と、商品毎の契約者間の公平性を確保するためには、商品内容に適した資産運用を行い、その成果を契約者に適切に還元する必要がある。このような商品販売と資産運用の一体的管理（リンケージ）を実現するため、現行の合同運用を見直し、商品特性に応じた区分経理、特別勘定の導入・活用を行うことで、商品毎の資産運用状況及びその成果のより明確な把握を可能にする必要がある。
- ニ. 利用者ニーズの多様化に対応した商品開発を進めるため、マーケティングを充実する必要がある。

## (2) 資産運用手段、業務等

- イ. 保険事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営資源を有効活用できる範囲で資産運用手段、業務を多様化するとともに、資金調達を弾力化することが重要であるが、現行の資産運用規制や専業主義の厳格な運用の下では、各社の経営判断による多様化の余地は限定されているのが実態である。
- ロ. 現在、保険会社の資産に関し運用対象を種類、量の両面から包括的に規制している。しかし、資産のうち保険契約者のために維持、運用する責任を負う部分（責任準備金等に対応する部分）については、安全性を重視した運用規制がなじみやすいのに対し、それ以外の部分については、各種リスクに対応するための財産的基盤であるとともに、その一部は事業の推進に当たっての基礎と捉え、保険会社の収益性を重視した投資判断を尊重してもよいのではないかという考え方がある。
- ハ. 保険会社は、公共債デューリング、社債の受託、私募債の斡旋（損害保険）、債務保証（生命保険）、外貨建ローン、海外現地法人の業務範囲の拡大を、規制緩和として要望している。
- ニ. 利用者の立場を最優先し、規制緩和を進める観点から、ニーズへの対応の緊要性が認められる業務については、国際的整合性や他業態との規制の差異等に留意しつつ、検討を進めることが望ましい。特に、保険会社が現在行っている業務の一部を、実質的に同等である他の方法により行うことについては、これを十分配慮する必要があるのではないか。  
要望業務には金融制度全般との関わりが深いものがあり、これについては制度の見直しの動向に配慮しつつ、更に検討を進めることが適当と考える。
- ホ. 保険会社の資金調達についてはこれまで極めて制限的に考えられてきたが、事業の健全性の維持は、ソルベンシー・マージンの考え方の導入による総合的なリスク管理等によっても図ることができ、また、資金調達の弾力化は、流動性リスク等のリスクヘッジ手段としての意味も持ちうることから、資金調達について弾力的に考えることが必要になっている。
- ヘ. 資産運用の安定性の確保、効率化の促進のため、保険会社が一定の範囲内でCPのような

より効果的な調達手段を選択できるようにすることが望ましい。

### (3) 保険関連サービス

保険関連サービスの多様化により、商品や資産運用に加えサービス面でも競争促進が図られ、利用者利便が増進される。

### (4) 販売

イ. 貯蓄性の高い商品の販売の拡大や近年の労働環境の変化等に対応し、商品特性に応じた販売チャネルの開発の必要性が高まっている。これらの開発に更に努める必要があり、これにより、販売と商品の有機的な一体化が実現される。

ロ. 保険商品と他の金融商品との同質化が進む中で、類似の金融商品と同様の開示を行う必要があり、商品選択情報の充実、利用者保護等の観点から、商品内容の一部比較及び予想配当の記載等を制限する現行の規制について見直す必要がある。

ハ. 今後、既存の販売チャネルの効率化や、商品特性に応じたチャネルの開発による販売面での多様化、効率化が強く求められる。利用者保護、保険販売の特殊性、専門性、既存のチャネルとの関係を踏まえ、販売の問題について更に検討を進める必要がある。

### (5) 生損保兼営

イ. 生損保兼営禁止の根拠であるリスク、期間の差異が縮小し、両事業の取扱い商品の同質化が進んでいる。生命保険事業、損害保険事業における競争促進の必要、両事業間に利益相反の生じるおそれが高いこと等から、兼営を可能とすることが望ましい。これにより新規参入の可能性を含め両事業ともに競争相手が増加することとなり、事業の効率化や利用者利便の向上が期待できる。

兼営の対象分野については、将来の環境変化へのより柔軟な対応、競争促進、エコノミーズ・オブ・スコープの発揮等の観点から、できるだけ幅広いものとするのが望ましい。

ロ. 兼営の方式については、リスク遮断の明確化、国際的整合性等の観点から、子会社方式によることが考えられるが、我が国における両事業の接近の現状等を踏まえ、リスク遮断、供給責任の確保等を前提に、本体による取扱いについても更に検討することとする。

ハ. 傷害・疾病・介護分野については、定額性、損害填補性の基準の意義の低下、高齢化対応のためのニーズの緊要性等から、積立型保険を含め全面的な相互乗入れが可能となることが望ましい。

より幅広い生損保の相互乗入れについては、兼営禁止規定の見直しの検討を含め、これを進めることが適当と考える。

兼営の方式にかかわらず、販売面においては、利用者利便等の観点から生命保険、損害保険がそれぞれの販売チャネルを活かした取扱いを行うことが重要となる。

二. 兼営を進めるに当たっては、経営環境の激変緩和、傷害・疾病・介護分野への依存度の高い会社への配慮等の観点から、一定の猶予期間を設け、これを段階的に解除していく等の措置が必要と考えられる。

販売面における生命保険と損害保険の差異（生命保険募集人の一社専属制と損害保険代理店の乗合制、契約締結権の有無等）については、利用者利便、利用者保護、競争条件の整合性等の観点から検討することとする。

## 2. 保険事業と他業態との関係

### (1) 金融制度と保険事業

イ. 競争促進による利用者利便の向上等を目的として、各業態間の相互参入を基本に、専門制、分業制に根ざしたこれまでの金融制度の見直しが進められている。保険商品の持つ貯蓄機能へのニーズが高まっていること等から、保険商品と金融商品、更に保険事業と他業態の金融仲介機能面での同質化が進んでいる。

ロ. 欧米各国においては、我が国に先行して保険事業と他業態との同質化が進んでおり、銀行等との間で子会社・持株会社を通じた相互参入の動きが見られる。



- ハ. 金融制度の見直しに際しては、相互参入を通じて最大限に利用者利便の向上を図る観点から、制度としては保険事業を含めた各業態間の幅広い相互参入が可能になることが望ましい。
- 二. その際には、免許事業としての特質に配慮しつつ、利用者保護、事業の健全性の維持、利益相反の防止等に留意する必要がある。
- (2) 周辺金融関連業務（銀行業務・信託業務・証券業務）への参入
- イ. 保険会社より、金融の自由化等の環境の変化に対応して金融仲介機能を発揮していく観点から、周辺金融関連業務への参入要望が出されている。具体的には、社債の引受、外国為替、信託、私募証券の取扱いが挙げられている。
- ロ. 参入の範囲や方式を検討する際には、利用者利便、エコノミーズ・オブ・スコープ、リスク遮断、利益相反の防止、競争条件の整合性等に留意する必要がある。また、保険経理、ディスクロージャー、会社形態の検討を深めつつ、金融制度調査会、証券取引審議会における審議を踏まえ、更に検討を進める必要がある。
- (3) 他業態からの新規参入等
- イ. 他業態から保険事業への参入についても、保険事業における競争促進の必要等から、基本的に望ましい。この点について、免許事業として、新規参入者の事業運営の適格性等について検討する必要がある。
- ロ. 銀行より、保険の販売、引受への参入要望が出されている。他業態による保険販売について、既存の販売チャネルとの関係も踏まえ、更に検討を進める必要がある。
3. 業務の見直しのための体制整備
- (1) 保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備
- イ. 商品の多様化が進展しているため、従来の長期分散投資中心のポートフォリオを再構築するとともに資産と負債を一体的に管理する必要がある。
- ロ. 総合的なリスクに対しては、ソルベンシー・マージンの考え方を広義の自己資本概念として導入する等の必要がある。
- ハ. 支払保証基金のような安全ネットの整備を検討する必要がある。その際、経営危機の際の手当てとして合併等に伴う資金援助も含めて考える必要がある。
- 二. 区分経理、特別勘定の導入・活用、ディスクロージャーの整備等を推進していく必要がある。
- (2) 保険会社形態
- イ. 保険事業を担う会社制度として、長期的視野に立ち、相互会社の在り方の検討を進める必要がある。
- ロ. 相互会社の経営チェックシステムについては、徐々に改善が図られてきているところであり、これらの状況を踏まえて検討を進める必要がある。
- ハ. 相互会社の広義の自己資本概念の整備を図る必要がある。
- 二. 経営形態の選択の幅を拡げるといった観点から、相互会社の株式会社への転換規定の整備を検討する必要がある。
4. 保険会社の公共的役割
- イ. 保険事業の公共性に鑑み、社会的基盤造り、国民生活の安定、向上等への貢献を通じて公共的役割を担っていくことが望ましい。
- ロ. 保険会社が、事後の保障の提供にとどまらず、事前の予防・防災的分野に貢献することが考えられる。また、全国的な販売のネットワークを活用した地域社会への貢献、情報提供の充実等にも積極的に取り組むことが望ましい。
- ハ. 社会的基盤造りへの取組みに当たっては、公共性と収益性とのバランスに配慮する必要がある。
5. 保険会社の新しい業務の在り方
- イ. 今後、保険会社は従来のような画一的な業務展開ではなく、自己責任原則の下で経営判断

によって特色のある経営戦略を進め、効率化を目指すことが不可欠である。

- ロ. 中小の保険会社は、商品、販売等の面で特化戦略を打ち出し、大手とは違った業務展開を行う必要がある。
  - ハ. 保険会社の新しい業務の在り方としては、各社が事業の健全性の維持のために最低限必要な規制に服しつつ、原則として保険事業の諸機能の維持・充実に必要な範囲で、自らの経営判断により多様な業務を展開できる自由度の高さが求められている。こうした自由度の下で、商品開発、資産運用、販売、リスク管理等の体制整備の努力を保険会社自身が行うことにより、収益性と健全性のバランスの取れた、透明性ある保険事業が実現されると考える。
6. 法律上の手当て
- イ. 業務の見直しと併せて、他業態の業法等を参考にしつつ、保険業法の業務についての規定の整備を検討する必要がある。
  - ロ. [保険]業法はその対象とする「保険事業」について定義規定を置いていない。環境の変化に十分対応できるよう、諸外国の立法例や他業態の業法を参考にしつつ、事業の定義規定の整備を検討する必要がある。
  - ハ. 業務の位置付けを明確化することについて検討する必要がある。この場合、例えば銀行法等に準じた、固有業務、付随業務、法定他業、周辺業務という区分を用いることが考えられる。
- 二. 保険事業の免許主義、専業主義の考え方は基本的には今日なお合理性を有すると考えるが、保険会社の業務の見直しに伴い、保険事業の円滑な遂行のために必要となる業務について、他業禁止規定の在り方を見直す必要がある。保険会社が専属的に担うべき分野（専門的分野）とそれ以外の者も担いうる分野（非専門的分野）の整理の必要が生じている。今後、競争促進、事業の効率化の観点から引き続き他業禁止規定の在り方を見直す必要がある。
- ホ. 保険業法第7条は、生損保兼営を禁止しているが、生命保険事業、損害保険事業間のリスク、商品機能の同質化に鑑み、兼営禁止規定の見直しについて検討する必要がある。

(注) 本報告書の日付については、出所によれば「保険審議会では、平成元年より「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」について〔中略〕審議を行っており、これの検討のため総合部会が設置されている。〔中略〕総合部会では、〔中略〕3年4月に経過報告がとりまとめられた。〔中略〕総合部会経過報告〔中略〕は、4月26日に開催された第54回保険審議会総会に提出、了承された」とされている。

(出所) 『銀行局金融年報 平成3年版』86-91ページ。

## 6-28 保険審議会「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)の概要

### 「保険審議会答申」の概要

#### 第1章 総論

近年の我が国の保険事業を取り巻く経済・社会環境の大きな変化に伴い、国民の保険事業に対するニーズが多様化・高度化してきている。また、金融面においても自由化・国際化・証券化等が進展している。更に、行革審等の場において規制緩和の推進等の必要性が提言されている。

保険事業については、従来から、健全性、安定性及び公共性が重視されており、免許制、他業制限、生損保兼営禁止をはじめとして業務範囲、販売、経理、相互会社組織等の規制が置かれている。しかしながら、このような現行の規制の下では、保険事業を取り巻く環境の変化に十分に対応することが困難になっていることから、保険事業の在り方について見直す必要性が

高まっている。

今回の見直しに当たっては、①利用者の立場、②国民経済の見地、③国際性という三つの視点に基づいて検討が行われ、①規制緩和・自由化による競争の促進、事業の効率化、②健全性の維持、③公正な事業運営の確保の三つの指針が示された。

## 第2章 保険事業の在り方について

保険事業の在り方については、以下のような指摘がなされている。

### 1. 保険会社の業務範囲について

#### (1) 保険商品

商品面での特色の発揮等の観点から、低料低配商品、高料高配商品等の多様化を進めることが望ましい。

保険商品の多様化、価格面での競争促進を図るために、マーケティングの充実を通じた利用者ニーズの的確な把握と商品開発、商品特性に応じた商品販売と資産運用の一体的管理等が必要となる。

#### (2) 資産運用手段、業務等

保険会社の資産運用手段、業務に係る規制については、保険経理の見直し、行政上の監督指標としてのソルベンシー・マージン基準の導入、ディスクロージャーの整備等と併せて、規制緩和の方向で見直すことが適当である。

(注) ソルベンシー・マージンとは、保険会社が責任準備金を超えて保有する支払余力であり、資本勘定のほか、負債に計上される引当金、株式含み益等によって構成される。

イ. 保険会社が以下の業務を実施することの適否等については、固有業務、付随業務、法定他業等のように保険事業にとっての法的な位置づけを含め検討を行ったが、その検討結果は以下のとおりである。

##### ① 外貨建ローン

外貨建資産の保有制限等現行の資産運用規制の枠内において、ソルベンシー・マージン基準の導入等リスク対応体制の整備状況に応じて対応していくことが適当である。

##### ② 債務保証

資産運用に付随する業務として位置づけ、リスク対応体制を整備した上で行えるようにすることが適当である。ただし、資産運用との一体性や政策的必要性が高いもの等について、リスクを考慮しつつ保証先を限定することが適当である（損害保険会社には、現行の保険業法上、損害保険事業として保証保険業務が認められている。）。

##### ③ 社債の受託

受託業務が法制上社債の発行後の管理業務に純化されることとなる場合、法定他業として保険事業の遂行を妨げない限度において、法定権限を基本とする社債の受託を制度上行えるようにすることが望ましい。現在、法制審議会商法部会において、社債法の改正に向けて検討が進められているところであるが、保険審議会の検討を踏まえ、法制審議会でも更に検討が進められ、最終的な判断がなされることが適当である。

##### ④ 公共債ディーリング

法定他業として位置づけ、保険事業の遂行を妨げない限度において行えるようにすることを慎重に検討することが適当である。

##### ⑤ 私募の取扱い

保険会社による取扱いの在り方と保険事業にとっての位置づけについて法的な検討を行い、付随業務又は法定他業として取り扱えるようにすることが適当である。

##### ⑥ 証券化関連商品

取扱商品の範囲を含め、保険会社による取扱いの在り方と保険事業にとっての位置づけについて法的な検討を行い、付随業務又は法定他業として取り扱えるようにするこ

とが適当である。

⑦ 海外現地法人の業務範囲

我が国の保険会社に認めうる範囲で多様化、弾力化が進められることが適当である。保険会社による証券現法、銀行現法等の保有については、行政当局の認可を通じて行えるようにすることが適当である。

ロ. 次に、保険会社の資金調達弾力化については、これまでのところ極めて制限的に考えられてきたが、今日の保険事業には、事業の効率化、収益性の確保が強く要請されるとともに、増大する流動性リスクへの対応を図る必要性が高まっていること等から、ソルベンシー・マージン基準の導入等により総合的なリスク管理体制を整備しつつ、資金調達について弾力的に考えることが必要となっている。

① 短期資金調達については、事業の健全性の維持を図りつつ、保険事業の円滑な遂行のために必要な範囲において、CP・銀行借入のような一層効率的な調達手段を選択できるようにすることが望ましい。ただし、CPについては、広く投資家から資金を調達する手段であること等にかんがみ、金融システムに与える影響等について、更に検討が行われる必要がある。

② 長期資金調達については、設備投資、国内外の子会社・関連会社への出資等に用途を限って認めることが適当である。また、保険株式会社の普通社債の発行については、十分な検討が必要である。

なお、相互会社の社債発行については、更に法制面からの検討が必要である。

(3) 保険関連サービス

事業の効率化の観点から、高齢化対応サービスのように保険会社の既存の経営資源を有効活用できるような内容のサービスが望ましい。

(4) 生損保兼営

傷害・疾病・介護分野における生損保商品の同質化、生損保間でのリスクや期間面での差異の縮小等を考慮すれば、生損保兼営禁止を見直し、両事業の兼営を可能にすることが適当である。

兼営の方式としては、両者間で適切なリスク遮断を確保することが引き続き重要であること等から、子会社方式を主体とすることが適当である。子会社が取り扱える保険種類は、制度上、生命保険会社、損害保険会社それぞれに認められるものすべてとすることが適当である。

傷害・疾病・介護分野においては、定額性、損害填補性の区分にかかわらず、制度上、生損保本体での幅広い取扱いを可能とすることが適当である。

生損保間では、経営資源の有効活用の観点から、クロス・マーケティング（子会社が親会社の販売チャネルを活用すること）を可能にすることが適当と考える。

なお、傷害・疾病・介護分野における生損保の相互乗り入れについては、子会社方式による乗り入れ等とのバランスにも留意しつつ、外国保険事業者を含めた中小保険会社の依存度の高い保険種類については段階的な措置を設けることを含め、その実施の時期・方法等について十分配慮することが適当である。

また、傷害・疾病・介護分野における生損保本体の乗り入れを進めるに当たっては、生損保間で異なる制度の調整の検討が行われる必要がある。

(5) 保険事業と他業態との関係

保険事業を円滑に遂行していくために、多様化、高度化する資金需要者等の金融サービス等に対するニーズに応えることが必要になっていること等から、金融制度改革を進めていくに当たっては、保険と銀行・信託・証券との相互参入を可能とすることが適当である。

相互参入の方式については、①本体での参入には、リスク管理、利益相反行為による弊害の防止等の面で問題が多いこと、②金融制度改革における相互参入は業態別子会社方式を主

体に行われること等から、基本的には業態別子会社方式とし、業態別子会社の業務範囲については、競争促進の必要性、環境変化への柔軟な対応等の観点から、法制上認められるすべての業務とする。ただし、当初は、競争条件の公平性の観点から、金融制度改革における他業態の子会社の業務範囲との整合を図り、一定の範囲とし、その後これからの状況の変化を勘案しつつ、拡大していくことが適当である。

保険会社が証券業務に参入する際には、機関投資家としての立場と市場仲介者としての立場との間で利益相反が生じる可能性等がある。一方、銀行等が保険事業に参入する際には、影響力を行使した販売が行われる可能性等がある。そのため、銀行・信託・証券間の措置も参考にして、必要最小限の実効性ある弊害防止措置について検討が行われる必要がある。

## 2. 保険商品の販売について

### (1) 販売に係る規制緩和、販売チャネルの多様化

現行の「保険募集の取締に関する法律」(以下「募取法」という。)は、刑罰法規としての性格が強すぎる面があるため、その規制内容は利用者保護の観点から必要最小限のものとする必要がある。

今後、商品特性に応じた販売チャネルの多様化・効率化の必要性、乗合代理店による販売が行われている損害保険事業との兼営、労働力需給の逼迫等の環境の変化を考えれば、一社専属、乗合のいずれを選択することもできるようにすることが望ましい方向である。したがって、生命保険商品の販売については、法律によりすべて一社専属を義務づけている現行の制度を見直し、乗合チャネルを可能とする必要がある。ただし、乗合チャネルの導入に当たっては、弊害の生じるおそれの少ない商品又は販売チャネルから乗合を進めるなど、段階的にその範囲を拡大していくことが適当である。

次に、諸外国では一般的であるが我が国では存在しないブローカーについては、中立的な立場から利用者に最適な商品をアドバイスすることが期待されること等から、制度として参入の途を開いておくことが適当である。

銀行等による保険販売については、利用者利便の向上、販売チャネルの多様化・効率化に資すること等からは望ましいと考えられる。一方、影響力を行使した販売による弊害の可能性も十分に考慮しなければならない。したがって、これまでの金融制度改革における相互参入についての議論を踏まえつつ、弊害防止の可能性、銀行等に係る他業禁止等の観点から、更に十分な検討が行われる必要がある。

また、銀行等と保険会社の提携商品の販売の在り方について、利用者利便の向上の観点から、募取法との関係を踏まえ、紹介行為との関係を明確にしつつ、行政当局において検討が行われることが望ましい。

### (2) 情報提供の充実等

募集文書図画への予想配当の記載等の禁止、商品内容の一部比較の禁止等の規定は見直す必要がある。また、募集主体の権限、商品選択情報等について募集時の開示義務を課すことにつき、法制的な観点も含め検討が行われる必要がある。開示内容・方法に関する基準の策定、第三者機関による商品選択情報の提供について、具体策の検討が進められる必要がある。

### (3) その他

生命保険募集人、損害保険代理店に係る契約締結権、告知受領権の有無については、今後生損保兼営を進めるに当たって、特に傷害・疾病・介護分野において調整を図っていく必要がある。

加入見込者等を募集人に紹介する行為については、募集規制の実効性の確保等の観点から、法的に明確化し、業界の自主規制に管理を委ねることが考えられるが、法制的な観点から検討が行われる必要がある。

企業の取引関係その他の優越的地位を利用した圧力販売、不当な割戻し等につながる行為等については、商品性等に応じて所要の措置を講じることについて法制的な観点を含め検討

が行われる必要がある。

### 3. 保険経理、ディスクロージャー

#### (1) リスク管理の在り方

保険会社が直面する諸リスクの増大に対応するために、責任準備金を超えて保有する支払余力としてのソルベンシー・マージンを充実する必要がある。また、これを行政上のモニター・監督の際の指標として活用する必要があることから、行政当局においては、ソルベンシー・マージン基準を確定するとともに、その活用方法について具体的検討を行う必要がある。

#### (2) 責任準備金の在り方

純保険料方式による積立てを原則とする生命保険会社の責任準備金の積立方式については、標準責任準備金の考え方を導入し、当面は純保険料方式による積立てを標準とした上で、積立方式や計算基礎率に弾力性を持たせることが適当である。

#### (3) インカム配当原則の見直し及び含み益の取扱いの検討

生命保険の配当方式については、株式含み益の機能の整理及び明確化を行い、キャピタル・ゲインを含む総合収益を基にした配当方式に改善する必要がある。

#### (4) 区分経理及び特別勘定の導入・活用

区分経理及び特別勘定の導入・活用を積極的に整備していく必要がある。

#### (5) ディスクロージャーの整備

保険事業の透明性を確保する観点から、利用者への商品情報や配当情報の提供、公衆縦覧制度の導入を含むディスクロージャー資料へのアクセスの改善等について、推進していく必要がある。

### 4. 保険会社形態について

#### (1) 経営チェックの充実

相互会社においては、社員自治の考え方に基づいて契約者の意思を十分に反映した事業運営を実現するために、事業運営に対して適切なチェックが行われる必要があり、各社は社員総代会、社外取締役、評議員会等における経営チェックの充実に主体的に取り組む必要がある。

また、相互会社の少数社員権については、絶対数基準の導入を含め、行使要件の緩和、代表訴訟提起権等を社員の単独権とすること等について法制的な検討が行われる必要がある。

#### (2) 事業経営のための財産的基礎

相互会社においても、継続企業として事業を円滑に遂行していくために、負債の一部及び株式含み益の一部を含めた広義の内部留保等からなる「事業経営のための財産的基礎」を整備・充実し、契約者保護のための財産的なよりどころにする必要がある。

この場合、剰余金分配（配当）と内部留保とのバランスをとるとともに、内部留保の決定に関する権限の明確化、計算手続の明確性・透明性の確保等を図る必要がある。また、「事業経営のための財産的基礎」を拡充するための方策として、①基金の再募集、②劣後債の発行について専門的な観点から検討が行われることが望ましい。

#### (3) 株式会社への転換規定の整備

資本調達能力の向上、事業展開等を目的として、相互会社が株式会社への転換を図る可能性が生じるものと考えられたため、株式会社化の規定を整備する必要がある。

### 5. 保険事業の監督について

#### (1) 開業時の規制

保険事業については、今後とも免許制を維持するとともに、財産的基礎・経営者の適格性等の免許基準、手続の明確化等を図る必要がある。

#### (2) 継続的監督

保険業法に定める五つの基礎書類について、認可制の見直しに併せて、基本的事項につい

て法令化の検討を行うとともに、整理・統合する必要がある。

また、保険業法における報告徴収権、検査権、監督命令権等の規定については、権限発動の目的、要件等を限定し、明確化することについて検討が行われる必要がある。

(3) 保険商品に係る規制

商品認可の枠組みについては、これを維持しつつも、基礎書類の整理、見直しや基本事項の法令化を図ることにより、認可に係る事項を縮小するとともに、契約者保護の面で問題が少ないと判断される商品分野等について、届出制へ移行する途を開いておくことが適当である。

(4) 料率、配当に関する規制

料率規制については、契約者の公平性等の基本原則の法令化を図る必要がある。また、健全性維持のための新たな措置等により、適正な料率設定が確保でき、契約者保護等の面で問題が少ないと判断される分野については、認可制を緩和し、届出制に移行することが望ましい。

配当の承認制については、適切な経理上の措置（アセット・シェア方式の導入、区分経理及び特別勘定の導入・活用、ディスクロージャーの拡充、ソルベンシー・マージンや標準責任準備金の考え方の導入等）を前提に、廃止することが望ましい。

(5) 料率算定制度等

今後の料率算定の枠組みとしては、対象とする保険種目すべてについて営業保険料率を算定するという現行制度を見直し、状況の変化に対応して、問題が生じるおそれがなくなったものについて、純保険料率部分のみに遵守義務を課し、付加保険料率部分についてはアドバイザリー・レートとして提示することもできる制度が適当である。

(6) 資産運用規制

資産運用規制については、必要な基本的事項の法令化を図る必要がある。現行の財産利用方法書については、他の基礎書類とともに整理、見直しを図ることが適当である。また、ソルベンシー・マージン基準の実効性を考慮しつつ、財産利用方法書の認可制を届出制等に緩和することが適当である。

(7) 経営危機時の対応

新しい経営危機対応制度として、支払保証基金のような安全ネットを整備する必要がある。

(8) 外国保険事業者の取扱い

外国保険事業者の取扱いについては、国際問題小委員会における検討を基に、保険業法の改正に際して、極力内外同一の取扱いとすべく、保険業法と外国保険事業者に関する法律を一本化することを含め、法制的な観点から検討が行われることが適当である。

(9) 自主規制の活用

生命保険協会、日本損害保険協会等既存の業界団体の役割、新たな自主規制機関の設立の要否、法的位置付け等、自主規制の在り方について、法制的な観点を含め更に検討が進められる必要がある。

### 第3章 諸外国の保険事情

本章では、平成2年9月に行った海外視察の結果を中心に欧米諸国（米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、EC）の保険事情を取りまとめている。

（注）本答申の日付については、出所の11ページによれば「新しい保険事業の在り方—保険審議会答申—平成4年6月17日」とされている。

（出所）「保険審議会の答申について」『金融』平成4年8月号4-9ページ。

## 6-29 保険審議会「保険業法等の改正について」(平成6年6月24日)(抄)

## 保険業法等の改正について

保険審議会  
平成6年6月24日

- 1 当審議会は、平成4年6月17日に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を提出するとともに、更に法制的な観点から専門的な検討を行うため、当審議会の下に法制懇談会を設置し、上記答申についての法制面からの具体化作業を委ねてきたところである。  
法制懇談会は、平成4年7月以来31回に及ぶ審議を重ね、平成6年5月13日に法制懇談会報告を取りまとめた。  
当審議会は、同報告について6月3日、14日、24日の3回にわたり審議を行った結果、保険制度改革に係る法制的検討のとりまとめとしてこれを了承し、ここに当審議会の報告とする。
  - 2 なお、当審議会が先に提出した答申「新しい保険事業の在り方」及び本報告「保険業法等の改正について」において示した保険制度改革は、来るべき21世紀に向けての我が国の保険事業並びに保険監督行政の望ましい姿を包括的に提示したものであり、改革の実施に当たっては、これを着実に実施するという観点から、新しい保険制度への移行によって混乱が生じ契約者等の保護に重大な影響を与えることのないよう漸進的かつ段階的に進める必要がある。  
したがって、当報告を基にした保険関係法規の改正については、まず、子会社方式による生・損保の相互乗入れを含む保険制度の自由化を進めるとともに、健全性維持のためのソルベンシー・マージン基準や新しい経営危機対応制度の導入などの法制化を急ぐことが肝要であり、その定着を見極めた後に子会社方式による他業態への進出も含めた制度改革が完了するよう、段階的に行うことが適当である。ただし、その際においても、当審議会の示した保険制度改革が、できるだけ早期に実現するよう配慮することが望ましい。  
また、先の答申において更に検討が必要とされている支払保証等の機能を有する安全ネット、銀行等による保険販売などの項目については、今後とも引き続き審議会等の場において検討を行うこととする。
  - 3 当審議会においては、法制懇談会報告についての審議の過程において、外国保険事業者から今般の保険制度改革に対する意見を聴取したところであるが、傷害・疾病・介護分野における生・損保の本体相互乗入れについては、先に提出した答申を踏まえた対応を図ることが適当である。
  - 4 当審議会としては、今後、上記を踏まえ、本報告を基に行政的な調整を行った上で、所要の保険業法等の改正が早期に進められることを希望する。
- 〔以下略〕

(注) 同報告全体の概要を本巻の「保険」(第1章第2節3)に掲載している。

(出所) 『金融』平成6年8月号 32ページ。



## 6-30 「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」(平成6年10月11日)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置

1994(平成6)年10月11日

(於:ワシントン)

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

(署 名)

栗山 尚一  
日本国大使

(署 名)

マイケル・カンター  
アメリカ合衆国通商代表

アメリカ合衆国政府及び日本国政府による保険に関する措置

1994(平成6)年10月11日

(於:ワシントン)

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

(署 名)

マイケル・カンター  
アメリカ合衆国通商代表

(署 名)

栗山 尚一  
日本国大使

### I. 目的及び一般政策

- (1) 日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み(以下、「枠組み」という。)は、市場開放及びマクロ経済分野での措置を通じて競争力のある外国の製品及びサービスのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造及び分野別問題を取扱うことを目標としている。保険分野に関し、この目標を達成するために、この文書、すなわち「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」(以下、「本措置」という。)が採用された。本措置は、競争力のある外国の製品及びサービスの市場アクセスを相当程度妨げる効果を有する、関連の法律、規則及び行政指導の改革、並びに競争力のある外国の保険事業者及び保険仲介業者の市場アクセスの相当程度の改善に向けられたものである。(注)
  - (2) 各政府は、経済協力開発機構により採択された「資本移動の自由化に関する規約」及び「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」における保険に係るコミットメントを再確認する。
  - (3) 各政府は、内国民待遇及び最恵国待遇の原則へのコミットメント、並びにウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書中の保険に係る約束を再確認する。
- (注) 本措置において「保険事業者」とは、保険事業に従事する免許を受けた者をいう。

## II. 日本の保険分野の改革に対する認識

- (1) 両政府は、「国家行政組織法」第8条に基づき設置された保険審議会が、1992年6月にとりまとめた答申に含まれている提言に基づき、現在、日本国政府が保険分野の法律及び規則の改革に向けて準備を行う過程にあることを認識する。同審議会の下に置かれている法制懇談会は、この改革の法的側面について検討を行い、同審議会は、法制懇談会の報告に基づき、1994年6月に大蔵大臣に対して報告を提出した。日本国政府は、このような法律案を1995年に国会に提出する意図を有する。
- (2) 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対し、保険分野の改革は、保険審議会の答申に盛り込まれている下記の3つの指針に基づき行われていることを伝達した。
  - i. 規制緩和及び自由化による競争の促進及び効率の向上
  - ii. 事業の健全性の維持；及び
  - iii. 事業運営における公正と衡平の確保
- (3) 本措置において別段特記されていないかぎり、日本国政府の保険分野の改革努力に関連して検討されている問題に密接に関わるIV. の措置は、保険改革関連の法改正の施行に伴って実施されることとなる。また、本措置における国内の立法行為に係るすべての措置は、日本の国会の審議に従い、またその審議を予断するものではない。
- (4) 上記にかかわらず、日本国政府は本措置におけるその他の措置を保険改革関連の法改正とは独立に、行政上の手段により実施する用意がある。
  - i. 行政手続法に関連する措置は、同法施行のための政府全体のスケジュールに従って実施される。  
日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、保険分野に関する同法の実施は、現時点では1994年11月までになされる見込みであることを説明した。
  - ii. その他のすべての措置は、可能な場合には保険分野の改革に係る法改正に先立って、迅速に実施される。

## III. 透明性及び手続上の保護

- (1) 両政府は、処分、行政指導及び申立て処理についての共通の手続を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利と福祉の保護に資することを目的とする行政手続法が、第128回国会において成立したことを歓迎する。
- (2) 一般的に適用される措置の文書化、公表及び標準化
  - a. 日本国政府は、日本における保険事業に関して、行政手続法の定めるところに従い、以下を確認する。
    - i. 保険事業の免許及び新商品・料率の認可に関する基準は、行政上特別の支障が生じない限り、文書化され、公表され、一般に入手可能にされる。
    - ii. 口頭で行われる行政指導は、行政上特別の支障がない限り、要請に基づき書面で行われる。
    - iii. 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し同じ種類の行政指導を行おうとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通する事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。
  - b. 上記 a. の i、ii 及び iii において、「行政上特別の支障」は、例外的な状況においてのみ使用されることが意図されている。
- (3) 州別規制の調和
  - a. アメリカ合衆国憲法の下での連邦主義の原則に留意し、また米国における保険規制の開始以来保険が州政府レベルで規制されてきたことを認識し、さらに「保険事業は、各州の法律により規律される。」としているマッカラン・ファーガソン法の条項を認識し、

アメリカ合衆国政府は全米保険長官会議（NAIC）による認定プログラム及びモデル保険法の準備といった方策を通じての州別保険規制の調和促進のための努力を歓迎する。

- b. アメリカ合衆国政府は、認定プログラムの下で、NAICがNAIC認定基準に含まれている法律、規則、並びに、規制及び組織に関わる慣行に対する各州の遵守状況を点検するための独立した検査官のチームを選定することに留意する。このチームはNAICに報告を行い、NAICは基準の下で州が認定を受ける資格を有するか否かを決定する。現在、37の州がこのプログラムを通じてNAICによって認定を受けている。
- c. アメリカ合衆国政府は、NAICモデル法が、各州間に共通する問題に関して、立法上及び規制上の行動を促進することを目的とし、州毎の努力の重複を避けることを意図していることに留意する。いくつかのモデルは、すべての若しくはほとんどの州で採用されており、したがって、そこには調和をもたらす効果が存在する。いくつかのモデルは、各州が採用し、利用し、又はその個々の必要にあうように修正するためのガイドラインとしての役割を果たしている。あるモデルは、NAIC財務規制基準に従って州が認定を受けるために、採用することが必要なものであると認識されている。
- d. アメリカ合衆国政府は、NAICが、各州政府と共にこれらのプログラムにつき、作業を行う努力を継続することを奨励する。

#### (4) 開発利益

- a. 「開発利益」とは、一定期間中、一定の商品についての他の保険事業者からの申請に対しては認可を与えないという、新商品の開発者に与えられる利益をいう。
- b. 日本国政府は、開発利益が、現在のところ、日本における損害保険分野には存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、今後開発利益が導入される場合には、そのような利益の下での独占使用権の範囲や付与期間を明確化する。「範囲」には、既存の商品に適用される開発利益に対し影響を与えることのないよう、申請のあった商品が既存の商品と十分に異なることを決定する基準が含まれる。

#### (5) 行政不服申立て

- a. 日本国政府は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が、日本における保険事業に関して一般的に適用されるすべての「処分」(保険事業免許、新商品及び料率の認可を含む。)に対して適用され得ることを確認する。行政不服審査法及び行政事件訴訟法手続きの一般的説明については、附属書1に述べられている。
- b. 公正取引委員会は、1994年6月30日に、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を発表した。この文書は、行政機関は独占禁止法と相容れない行為を誘発するような行政指導を行うべきではないと述べている。行政指導を受けた何人も、当該行政指導を受けて採ろうとしている行為が、独占禁止法と相容れるものか否かにつき、公正取引委員会の意見を求めることができる。

#### (6) 諮問機関

日本国政府が、保険事業に関する目的や機能を持ち、民間部門のメンバーの参加を含むようないかなる審議会、協会、委員会又はグループその他類似の組織を、政府のための正式の諮問機関としての役割を果たすような形で設立し又はこれらの組織に対して定期的に勧告を求める場合、日本国政府は、その機関に対して、可能な範囲で、日本に拠点を持つ関心を有する外国の保険事業者及び保険仲介業者、並びにそれらを代表する協会又はその他の組織が、その会合に出席し陳述書を提出することを認めることを強く要請する。

#### (7) 業界団体への参加

- a. 日本において、外国保険事業者は、(株)生命保険協会、損害保険料率算出団体等、すべての業界団体に加入することができる。両政府は、(株)日本損害保険協会が、1994年1月に外国保険事業者の協会への加入を可能とすべく定款変更を行ったことを歓迎する。

- b. 日本国政府は、(社)生命保険協会、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出団体及びその他類似の組織が、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対し、各組織が定める規則に従い、同様の会費及びその他の義務に従うことを前提として、国内の会社に与えられるのと同等の権利、特権及び機会を与えていることを確認する。かかる権利、特権及び機会には団体の代表及び管理に関する権利、特権及び機会が含まれる。
- (8) 保険規制に係る情報へのアクセス
- a. 現在進められている保険制度改革に関し、保険審議会は、外国保険事業者の意見を聴取してきており、また、大蔵省銀行局保険部は、外国保険事業者と適宜、意見交換を行ってきている。
- b. 日本国政府は、国内の保険事業者及び保険仲介業者とともに、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対しても、日本における保険事業に関連し又は影響を与える措置につき、情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会を与えられることを保証する。
- c. 現在進められている制度改革の完了後、日本国政府が適宜実施する保険分野における規制の変更に関連して、外国保険事業者は日本国政府により、公正な競争機会をもたらすような内国民待遇の原則に基づいて、情報へのアクセスが付与される。
- 以下の方策がこの目的を一層推進することになる。
- i. 大蔵省による、定期的な交流に関心を有することを表明した外国保険事業者及び外国保険事業者を代表する組織のリストの作成。
- ii. 国内の保険事業者及び組織との間で同様の交流が行われるのと同程度の、上記リストに掲げる外国の保険事業者及び組織との定期的会合の開催及び事前の情報提供。
- アメリカ合衆国政府は、外国保険事業者及びその代表組織に対し、大蔵省によって提供される交流のためのこれらの機会を十分に活用することを奨励する。
- (9) 届出及び申請に対する手続上の保護
- a. 日本国政府は、特定の情報が国家公務員法で定義する「秘密」に該当するかどうかは、日本の裁判所が最終的に決定しうることを認識しつつ、「秘密」情報には、一般人が通常入手できない、保険事業免許、商品又は料率に関する申請又は届出に関連する情報が含まれること、並びに、かかる情報は、公開することが法的に義務づけられる場合を除き、秘密情報を漏らしてはならないという国家公務員法に基づく国家公務員の義務によって保護されているものであることを確認する。
- b. 日本国政府は、保険事業者が、同時に提出し得る新たな免許又は商品認可の申請書(料率、保険約款及びその他の種類の商品認可申請書を含む。)の数の制限は、法律上も慣行上も存在しないこと、及び当該事業者の既存の申請に対する審査が終了しているか否かに基づいて、保険事業者による追加の申請提出を制限するような要件又は規制上の慣行は存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、保険事業者が、免許、商品又は料率認可の届出又は申請を行うに当たり、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害又は潜在的な競争上の利害を有している他の保険事業者、業界団体又はその他の第三者と、調整し又は協議する必要があることを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合(但し、「特別保険料率」は除く。)、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。
- d. 日本国政府は、免許、商品又は料率についての届出又は申請の受理、審査又は認可は、保険事業者が、当該届出又は申請に関し、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害若しくは潜在的な競争上の利害を有する他の保険事業者、保険仲介業者、業界団体又はその他の第三者と調整し、若しくは協議するか否かに基づき、条

件付けられたり遅延されたりすることはないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合（但し、「特別保険料率」は除く。）、政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。

(10) 自主規制機関

- a. 日本国政府は、（生命保険協会、損害保険協会のような）法制懇談会報告に記載のものを含む保険分野における「自主規制機関」に関し、以下を確認する。
  - i. かかる機関への加入は任意であり、その運営は、それぞれの機関の定款及び規約に従って行われ、また、日本国政府は、かかる機関に対しいかなる権限も委任しない。
  - ii. 提案される法律において自主規制機関に関する条項を規定する目的は、提案される法律の下で、かかる機関の業務範囲及び大蔵省による監督を明確かつ透明にすることにある。
  - iii. 法制懇談会報告は、以下のことを勧告するものではない。
    - － 法律が、自主規制機関に対して、独占禁法〔独占禁止法： 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律〕に抵触するような業務を行うことを指示すること。
    - － 法律が、自主規制機関を独占禁法〔独占禁止法： 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律〕の適用から除外し又は免除すること。
 日本国政府は、国会に提出される法案の作成にあたり、上記の点を尊重する。
  - iv. 法制懇談会報告に記載された、自主規制機関による指導、勧告、「調査」、苦情の解決は、勧告的及び／又は任意のものである。保険事業者が、かかる措置に従うこと又は参加することはそれぞれの選択の問題であるが、従わないこと又は参加しないことによって、直接的又は間接的に、自主規制機関によって制裁を受けることはない。しかし、自主規制機関の定款又は規約は、定款又は規約に示された組織の倫理的な基準を満たさないメンバーに対して、メンバー資格を否定若しくは取り消し又はより厳格でない他の措置をとる権利を保持することができることに留意する。
  - v. 日本国政府は、保険分野の監督官庁である大蔵省を通じて、自主規制機関の活動が、開放的、無差別的及び透明な方法で行われ、また自由な事業活動を不当に阻害することがないように強く勧告する。さらに、大蔵省は、自主規制機関の非会員からの申請及びその他の要請を会員からのものと同様に扱う。
- b. 公正取引委員会は、保険分野を含むあらゆる産業における、自主規制機関を含む事業者団体による独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処し、かつ、それらの活動を引き続き監視する。

#### IV. 規制緩和措置

(1) 商品及び料率の認可

- a. 保険商品及び料率に係る規制については、利用者の立場からは、競争の促進と効率の向上を通じ、より安くより良い商品が提供されることが望ましいが、商品の安定的な供給の確保、同様の立場にある契約者の間での同一の保険事業者による公正さの確保、保険業界のソルベンシーの維持、及び債務不履行、詐欺、欺罔からの消費者その他の保険金請求者の保護等の適切な健全性確保のための措置を維持することもまた必要である。
- b. 日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対して、改革の方向を明確にしつつ、必要に応じて適切な経過措置を講じながら、保険商品及び料率の認可手続の段階的な自由化を含めて、日本の保険制度の規制緩和を行う意図を有していることを伝達した。保険制度改革の広義の意味において、商品及び料率自由化の目的は、特に、保険契約者のニーズ及び需要に基づく商品の多様性及び販売を認めつつ、日本の消費者の利便のために、保険事業者間の競争を促進しかつ事業の効率を高めることにある。

特に、以下の措置が、c. に記述されたスケジュールにより行われる。

- i. 日本国政府は、審査要件の緩和及び期間の短縮、「ファイル・アンド・ユース」制のような迅速な認可審査制度の導入、並びにその他の可能な方策を通じて、保険商品及び料率の認可のための申請審査手続を迅速化し、簡素化する。迅速化された認可制度の下では、保険事業者が、他の保険事業者に対して既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可を申請した場合、大蔵省は、その申請を迅速に審査する。ファイル・アンド・ユース制の下では、大蔵省は一定の商品をファイル・アンド・ユースに適用するものとして認可する。それ以降、大蔵省がその商品の引受を認可した会社は、その商品の変更を、ファイル・アンド・ユースの下で行うことができる。すなわち、当該会社は、商品の変更を大蔵省に届け出て、却下されない限り、一定の短い期間の後に変更した商品の使用を開始することができる。
- ii. 損害保険の料率については、現在、一定料率、範囲料率、標準料率、及び自由料率がある。日本国政府は、標準料率及び自由料率が適用される商品の種類若しくは危険区分を、適切な保険契約者の保護及び適切かつ合理的な健全性の確保のためのその他の措置の公平な適用と両立させることが可能な範囲で拡大する。
- iii. 外国保険事業者は、日本における商品認可申請に援用するため、日本国外で収集された統計その他のデータを、個別に監督当局により関係があるとみなされた場合には、使用することが認められる。
- iv. 両政府は、保険審議会が、保険契約者保護の観点から問題が生じる恐れのない商品分野又は危険区分に対して、保険料率及び商品の審査及び認可又は却下のために「届出制」の導入を勧告したことを認識する。日本国政府は、特定の商品分野又は危険区分について届出制を施行するか、または行政による施行を認める法案を国会に提出する意図を有する。仮に、国会が、届出制の行政による施行を認める場合には、日本国政府は、特定の危険区分について届出制を施行する。

c. 上記措置の実施は、以下のとおりとする。

第一段階：b. の i. ii. 及び iii. に関する措置は、保険制度改革法の施行前に、また可能な場合には、1994年中に実施される。

例えば、

- － ファイル・アンド・ユース制が、クレジット・カード盗難保険、ボイラー保険及び機械保険に適用される。
- － 日本国外で収集されたデータが、長期障害所得補償保険商品の認可申請に援用されることが認められる。
- － 迅速化された認可制度が、既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可に適用される。
- － 標準料率が、火災保険工場物件の地震拡張担保特約に適用され、また、自由料率が火災保険工場物件の風水災拡張担保特約に適用される。
- － 火災保険の大規模企業物件に適用される特定割引率に関しては、適用下限金額が引下げられ、割引率の相当程度の引上げが行われる。

第二段階：届出制は、保険制度改革関連の法改正の施行時に導入される。この段階において、届出は、船舶、貨物及び航空危険を含む、一定の大規模な企業危険に適用される。引き続き事前認可制の対象とされる保険種類に関しては、ファイル・アンド・ユース制の適用範囲の更なる拡大、標準料率及び自由料率の更なる拡大、並びに包括保険商品の利用の拡大と特定の要請に対する迅速な認可についての検討が行われる。

例えば、

- － ファイル・アンド・ユース制が、コンピューター総合保険、動産総合保険及び会社役員賠償責任保険に適用される。

- 標準料率が、金融機関包括補償保険に適用される。
- 自由料率が、旅行小切手総合保険に適用される。
- 大蔵省は、火災保険の大規模企業物件に「アドバイザリー・レート」制度を導入する意図を有する。
- 大蔵省は、免責金額の特約を付帯することのできる火災保険の大規模企業物件の最低保険金額を引下げ、これに応じて関連部分の付表を調整する意図を有する。

第三段階及びその後の段階：届出制の適用は、保険制度改革関連の法改正の施行後合理的な期間内に、家賃信用保険及びその他の信用保険を含む、日本国政府が適切と考えるその他の危険区分に拡大される。これに続き、いずれの危険区分もあり得べき規制緩和から必ずしも除外することなく、上記に該当しない措置に関し、日本国政府が適切と考える商品及び料率の更なる規制緩和が行われる。

- d. 生命保険及び損害保険会社の「第三分野」への相互乗入れ（注）に関し、大蔵省は、中小事業者及び外国保険事業者の第三分野への依存度が高いこと、また、これらの中小事業者及び外国保険事業者が第三分野における消費者の特定のニーズに対応する努力を行ってきたことに配慮しつつ、生命保険及び損害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、そのような自由化が実施に移されないようにする意図を有する。更に、第三分野における商品の新規のあるいは拡大された導入については、第三分野の経営環境に急激な変化がもたらされるか否かは中小事業者及び外国保険事業者が、担保危険に基づき、料率、約款及び商品販売を差別化できる柔軟性を通じて、生命保険及び損害保険分野の主要な商品区分において同等の条件で競争できるような、十分な機会（即ち、合理的な期間）をまず得られるか否かに依存していることを認識しつつ、そのような急激な変化を避けることが適当である。

（注）「相互乗入れ」とは、生命保険会社が、現在第三分野において損害保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できること、また損害保険会社が、現在第三分野において生命保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できることを意味する。

- (2) 保険事業者及び保険仲立業者に対する免許付与
- a. 日本国政府は、保険事業のための免許申請は、行政手続法を含む行政手続に関する法律に従って処理されることを確認する。
  - b. 日本国政府は、設立時の免許申請に係る標準的な審査期間を定め、それを公表するよう最大限の努力を行う。
  - c. 申請が到達したときは、日本国政府は遅滞なく審査を開始する。
  - d. 申請を却下する場合には、日本国政府はその理由を提示するよう最大限の努力を行う。
  - e. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、他の金融分野に適用される類似の要件を勘案しつつ、申請者の財産的基礎及び経営者の適格性等に係る要件を含め、設立時の免許に係る基準を法律又は規則に定める意図である。
  - f. 日本国政府は、外国保険事業者が日本において保険事業を営む免許付与の条件として、日本において未だ提供されていない保険商品の導入を要求されることはないことに留意する。
  - g. アメリカ合衆国政府は、連邦主義の原則、米国における州政府による保険規制の長い歴史及びマッカラン・ファーガソン法を認識しつつ、また、健全性に関する懸念に対処する一方で保険市場の一層の国際化を求める監督当局の関心に留意しつつ、
    - i. NAICが1993年10月に他州で拠点免許を得ていない米国外の保険事業者の米国への新規進出に関するモデル法を採用したことを歓迎し、NAICがこの問題に関し関係州当局と共に努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。

- ii. 監督当局は保険事業者により完了された申請に対し合理的な期間内に行政判断を下すべきであるという観点から、保険事業者の免許申請審査に要する期間の問題に関し、適切である場合には、NAICが検討を行うことを歓迎する。
  - iii. 外国保険事業者の取締役についての米国民要件問題に関して各州と見直しを行うとのNAICの努力を歓迎し、NAICが、この問題につき関係州当局との間で努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。
  - h. 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対して、認可される保険種類、信託財産の要件、法定供託金の要件、送金制限及び再保険信託勘定に関する外国保険事業者に対する異なった州規制が、外国保険事業者の米国保険市場への参入能力に影響を与えるとの懸念を表明した。
- (3) 保険仲立人
- a. 保険仲立人の役割は、利用者と保険事業者の間の仲介業者として働き、利用者が自らのニーズに最も適した保険商品を選択することを助けるよう尽力することにある。
  - b. 日本国政府は、仲立制度の導入により、保険利用者に対し保険商品に関する客観的な助言が提供されることを期待する。仲立人の目的は、生命保険募集人や損害保険代理店の目的とは異なる。日本国政府は、仲立制度の導入が販売チャネルの多様化をもたらし、日本の保険市場における販売競争を促進することを期待する。したがって、保険制度改革の一環としての所要の法改正を経て、賠償資力の確保に係る規制及び代理店との兼営禁止を含む適切かつ合理的な健全性確保のための措置の公正な適用の下、保険仲立人は、日本において拠点を設立し、保険事業を営むことが可能となる。
- (4) 簡易保険
- a. 日本国政府は、郵政省による日本における保険事業に関する現行の法制について、次の通り確認する。
    - i. かかる保険事業は、日本における民間保険事業者による保険事業を管掌する法律とは独立した法律に従って行われるものであること。
    - ii. 現在、この法律は郵政省が11の基本保険商品を提供することを認めており、郵政省は、これら11の基本保険商品の合計25の変型商品を提供していること。また、この法律は、郵政省がこれらの商品の特約条項を提供することを認めていること。
    - iii. 法律で認められた商品及び特約条項の範囲内での限定的な変更を除き、郵政省により提供される保険商品又は特約条項の拡張又は変更は国会の承認を要すること。
    - iv. 民間分野を対象とする現在進行中の保険制度改革は、郵政省による保険事業に関する法改正とは別個のものであり、これを対象としないこと。したがって、保険制度改革過程の完了自体は、郵政省が国会により提供を認められている保険商品又は特約条項の拡張をもたらすものではないこと。
  - b. 郵政省は、主として疾病、傷害及び介護の保障に係る保険商品について、その拡大又は変更のための法律改正を国会に求める提案の作成に関し、日本における外国保険事業者が、その要請に基づき、情報を与えられ、意見を述べ、郵政省職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会を与えられることを保証する。
- (5) 国境を越える取引
- a. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、日本国籍の航空機及び国際海上運送に使用される日本国籍の船舶に対する国境を越える保険取引を自由化する意図を有する。
  - b. 宇宙空間への打上げ及び運送荷物（衛星を含む。）については、保険制度改革とは別個に所要の措置がとられる。
  - c. 日本国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、日本国内で運送される貨物に係る保険契約についての留保等の留保を掲げた。



## V. 政府企業

- (1) 日本国政府は、附属書2に記載された政府企業に対し、外国保険事業者によるその保険プログラムへのアクセスを認めること、また参加保険事業者間での保険料の配分を公正、透明、無差別かつ競争的な基準に従って行うことを確保することを奨励する。
- (2) アメリカ合衆国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、支店は米国連邦政府の契約のための保証証券の提供を認められていないとの事実についての留保を掲げた。

## VI. 競争

- (1) 市場条件に関する民間による調査
  - a. 日本国政府は、系列関係に一定の経済合理性を有する側面があることを再確認する。ただし、第一に、「系列」関係として言及される取引関係のある種の側面は、反競争的取引慣行を生じさせ、海外直接投資を妨げるような影響を及ぼし、差別的グループ取引を促進することがあり得ること、第二に、「機関代理店」は競争力ある外国保険事業者の日本の保険市場へのアクセスを相当程度妨げることがあり得ることについての外国保険事業者の懸念に留意しつつ、両政府は、国内の及び外国の保険事業者に対して、以下の要請を行う。
    - i. 「系列」関係の問題を討議し、日本の保険市場における系列内取引の程度と影響の調査を行う独立研究機関を共同で選定すること、及び
    - ii. 機関代理店の問題を討議し、必要と認められる場合には、この問題を独立研究機関によって行われる上記の調査に含めること。
  - b. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対して、独立研究機関が日本の保険市場に特有な「系列」関係を分析するに際し情報を与え、かつこのような分析を行うことを認めること、また適当な場合には、日本の保険市場についての包括的、有益かつ厳格な調査を行うことを確保することを要請する。
  - c. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対し、1994年12月15日までに、上記の調査を実施する独立研究機関の名称を両政府に報告するよう要請する。両政府は、右調査が1995年4月1日までに完了することを期待し、外国の及び国内の保険事業者に対し、この期待を実現するためにあらゆる可能な努力を行うよう要請する。
- (2) 公正取引委員会による調査
 

公正取引委員会は、保険改革関連の法改正の実施後、右の法改正の実施以降見られる進展、上記の民間による調査及びその他の関連事項等の要因を適切さに応じて勘案しつつ、競争政策上の観点から、合理的な期間内に日本の保険市場に関する調査を行う用意がある。
- (3) 執行措置
  - a. 日本国政府は、保険分野を含むすべての産業において、適当な場合には市場構造その他の要因に照らして、独占禁止法違反を構成する私的独占、不当な取引制限又は不公正な取引方法等の慣行に対して独占禁止法を厳正に執行するとコミットメントを確認する。
  - b. 日本国政府は、保険審議会答申に留意しつつ、1995年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。
- (4) 独占禁止法第28条
 

両政府は、独占禁止法第28条に基づき、公正取引委員会は独立してその職権を行使するものであることを理解する。

## VII. 協議

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、毎年又はいずれかの政府の要請に基づき随時、本

措置の実施状況を検討し、必要に応じ、保険に関するその他の問題につき討議するために会合を開催する。

## VIII. 措置の実施状況の評価

### (1) データの収集

日本に関する以下の情報が毎年一回提出される。

- a. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可件数、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可件数
  - i. 外国保険事業者；及び
  - ii. 国内の保険事業者
- b. 次の i、ii 及び iii について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可比率（申請又は届出の件数に対する認可された件数）、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可比率
  - i. 外国保険事業者；
  - ii. 国内の保険事業者；及び
  - iii. すべての保険事業者
- c. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料
  - i. 外国保険事業者；及び
  - ii. すべての保険事業者

米国に関する以下の情報が毎年一回提出される。

- a. NAICの認定プログラムにより認定を受けた州の数
- b. モデル法を含むNAICの調和提案の内容及び説明
- c. 次の i 及び ii について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料
  - i. 外国保険事業者；及び
  - ii. すべての保険事業者

データの収集に関し、「外国保険事業者」とは、支店形態のものを含め、外国の株主により50%以上の株式が保有されている保険事業者をいう。

### (2) 評価

本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、以下の定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの定性的及び定量的基準は一体として考慮され、いずれの一つの基準も措置の評価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は数値目標を構成するものではなく、むしろ I. に掲げる枠組みの目標及び本分野の目標に向けて構成された進展を評価するために使用される。

- a. 定性的基準
  - i. 日本における基準及び措置についての透明性及び入手可能性、並びに日本において外国保険事業者が、保険事業に関する問題について情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換し、また、会合に出席し、諮問機関に陳述書の提出を行うための実質的かつ公正な機会；
  - ii. 他の保険事業者又は保険仲介業者との調整又はこれらへの情報開示を要求され又は助言されたりすることがないことを含め、日本における申請及び届出の迅速かつ公正な審査；
  - iii. 免許申請の審査に関する問題を含め、本措置の中に示された米国市場についての問題に関しNAICを奨励するというアメリカ合衆国政府の努力；
  - iv. 市場条件及び取引慣行の一定の側面から生じる日本における市場アクセスに対する障害について、仮にかかる障害がある場合には、それに対処する変化；

- v. 本措置により創られた新たな機会を利用する外国の保険事業者及び仲介業者による努力；及び
  - vi. 本措置に含まれているその他の措置の実施状況
- b. 定量的基準
- 競争力のある外国保険事業者の市場アクセスの相当程度の改善に対処するとの観点から、
- i. 外国の及び国内の保険事業者について、日本の生命保険分野及び損害保険分野における新商品又は改定商品及び料率の認可件数及び認可比率の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；
  - ii. 日本における外国保険事業者について、保険料の総額及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；及び
  - iii. 日本におけるすべての保険事業者の総保険料に対する外国保険事業者の総保険料の割合、及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の割合の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率

## (附属書1)

- 行政不服審査法（1962年法律第160号）及び行政事件訴訟法（1962年法律第139号改正）の概説
- (1) 行政不服審査法の下では、行政機関の処分、不作為、又は決定に関し、不服のある者は、行政機関に対し不服を申立て、また違法性又は裁量権の乱用の審査及び是正を得ることができる。不服申立ての種類としては、異議申立て、審査請求、再審査請求がある。
- (2) 行政機関は以下の場合においては、教示をしなければならない。
- a. 行政機関は、処分を書面で行う場合には、処分書中に示された者に対して不服申立てをすることができる旨、並びに不服申立てをすべき行政機関、及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。
  - b. 行政機関は、処分書中に直接に示された者ではないが当該処分に利害関係を有する者から要請がある場合には、そのような利害関係を有する者に対し、a. に示された情報を教示しなければならない。
  - c. 行政機関がa. 又はb. にいう教示をしなかった場合において、不服申立ての資格を有する者が、審査請求を所管する官庁（審査庁）以外の官庁に不服申立書を提出したときは、当該処分を行った行政機関は右の不服申立書を審査庁に送付しなければならない。
- (3) 不服申立てがなされた場合には、審査庁は以下を行うことが求められる。
- a. 不服申立てが審査要件を満たしているか否かを審査し、要件を満たしている場合には、審査を開始する；
  - b. 不服申立人及び代理人に対し、特に、書面による証拠提出及び口頭による弁論を行うことを認める；及び
  - c. 書面により決定及び決定の理由を示し、記名押印する。
- (4) さらに、行政事件訴訟法の下では、行政機関の違法な処分又は裁量権の濫用により、個人の具体的な権利や利益に侵害が生じた場合には、当該個人は裁判所に対して訴訟を提起し、司法上の審査を求めることができる。
- (5) 日本における保険分野に関しては、異議申立ては、行政不服審査法に従い、大蔵省に対して行わなければならない。異議申立てに関する大蔵省の決定の後に、異議申立人は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく「審査」又は「再審査」といった更なる行政手続を経ることなく、司法上の審査を求めるため裁判所に上記決定についての訴えを提起することができる。

## (附属書2)

## 政府企業

1. 住宅金融公庫
2. 年金福祉事業団
3. 住宅・都市整備公団
4. 沖縄振興開発金融公庫
5. 雇用促進事業団

(出所) 『大蔵省国際金融局年報 平成7年版』267-277ページ。

## 6-31 「保険業法」(平成7年法律第105号)及び「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成7年法律第106号)の概要

(平成7年6月7日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成7年3月24日	平成7年4月13日	平成7年5月16日	平成7年5月16日	平成7年5月19日	平成7年5月30日	平成7年5月31日	平成7年4月13日 衆本会議趣旨説明 平成7年5月19日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第132回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/132/1324115.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/1324115.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、保険業法案につきまして御説明を申し上げます。

保険業をめぐる近年の金融の自由化・国際化等の環境の変化は著しいものがございます。今回の保険制度改革は、このような経済社会情勢の変化に対応するとともに、保険業の健全性を確保することを目的としたものであり、二十一世紀に向けて新しい保険制度を構築するため、政府といたしましてはこの法律案を提出いたしました次第であります。

まず、規制緩和・自由化の推進に関する事項であります。

第一に、生損保が子会社方式で相互参入できることとし、生命保険会社の損害保険子会社及び損害保険会社の生命保険子会社に係る規定を設けることとしております。

さらに、いわゆる第三分野と呼ばれる傷害・疾病・介護分野につきましては、所要の激変緩和措置をとりながら、生損保が本体で相互参入できることとしております。

第二に、保険商品・料率算出方法に関して、現在は一律認可制となっているのを改め、一部届け出制へ移行するための所要の規定を設けることとしております。

第三に、国際的な整合性にもかんがみ、保険会社からの委託を受けない独立した新たな販売チャンネルとして、保険仲立ち人を保険契約の締結の媒介を行う者として法律上位置づけることとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入することとし、大蔵大臣は、自己資本比率その他保険会社の財産の状況等を勘案して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる旨の規定を置くこととしております。

第二に、保険会社は保険契約者保護基金を設け、破綻保険会社の保険契約を救済保険会社に包括移転等をする際に、同基金から救済保険会社に資金援助を行うことができることとし、そ

のための所要の規定を設けることとしております。

最後に、公正な事業運営の確保に関する事項であります。

第一に、社員総会にかかわるべき機関として、総代により構成される総代会を法律上規定することとしております。

また、相互会社における経営チェック機能の強化を図るため、少数社員権、少数総代権の行使要件を大幅に緩和することとしているほか、社員の代表訴権についても単独権化することといたしております。

第二に、ディスクロージャー規定の整備として、保険会社は、事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、本店及び支店に備え置き、公衆の縦覧に供する旨の規定を置くことといたしております。

以上のほかにも、保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の保険業法への一本化をするとともに、相互会社から株式会社への組織変更などの規定を設けることとしているほか、保険制度全般にわたって所要の規定の整備を図ることといたしております。

次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

今御説明申し上げました保険業法案の提出に伴い関係法律の整備等を行う必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。

その大要は、損害保険料率算出団体に関する法律につきまして算出会が算出する保険料率について認可制から届け出制へ移行する等の改正を行うこととしているほか、その他19法律につきまして保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定の整備を図ることといたしております。

以上、二つの法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成7年4月13日)。

### 3. 法律案の要旨

#### ○「保険業法案」

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとともに、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 規制緩和・自由化

##### (1) 生損保の相互参入

###### ① 子会社方式による相互参入

現行の生損保兼営禁止を改め、生命保険会社が損害保険子会社を、損害保険会社が生命保険子会社を持つことを認め、互いの分野への進出を可能にする。

###### ② 傷害・疾病・介護分野への生損保各保険会社本体による相互参入

生命保険、損害保険のいずれか一方にのみ属すると判断し難く、いわゆる第三分野と呼ばれている傷害・疾病・介護保険について、生損保各保険会社が本体で相互参入することを可能にする。ただし、その参入については、これらの分野への依存度の高い中小国内保険会社及び外国保険会社に配慮しつつ、他の分野の規制緩和の進展度合いを見ながら進めていくこととする。

##### (2) 商品及び料率規制の緩和

保険商品及び保険料率について、現行の認可制を改め、保険契約者保護に欠けるおそれが少ないものについては、届出制とする。

##### (3) 生命保険募集の一社専属制の一部緩和

1 社の商品しか取り扱えない現行法下の生命保険募集に係る一社専属制を緩和し、保険契約者保護に欠けるおそれがない場合には、複数の生命保険会社の商品を取り扱ってもよいこととする。

(4) 保険ブローカー(保険仲立人) 制度の導入

新たに保険ブローカー(保険契約者と保険会社との間に立って、保険契約の締結の媒介を行う者) 制度を導入するとともに、保険仲立人に係る登録制度、保証金の供託等の制度を設ける。

2 健全性の維持

(1) 自己資本比率(ソルベンシー・マージン) 基準の導入

保険会社の健全性維持のための指標として、自己資本比率(ソルベンシー・マージン) 基準を導入することとし、大蔵大臣は、保険会社のソルベンシー・マージンその他財産の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

なお、ソルベンシー・マージン基準とは、自己資本相当額を、予想を超えた保険事故が起こった場合などの支払リスクの見込額で割ったものである。

(2) 保険契約者等の保護のための特別の措置等

保険契約者等の保護の観点から、保険会社は、「保険契約者保護基金」を設け、大蔵大臣の指定を受けることができる。基金は、破綻保険会社から救済保険会社への保険契約の包括移転等を円滑に進めるために救済保険会社に資金援助を行うこととし、所要の規定を設ける。

(3) 保険計理人制度の拡充

健全性の維持を強化する観点から、保険会社において保険数理を担当する専門家である保険計理人の職務を拡充し、責任準備金の積立てが適正であるか否かの確認業務等も行うこととする。

3 公正な事業運営の確保

(1) 相互会社における経営チェック機能の強化

① 社員総会に代わるべき機関として、社員総代会を法律上明記する。

② 現行では、社員の100分の1以上を必要とする社員の総代会における提案権の行使について、総社員の1,000分の1以上若しくは社員1,000名以上又は総代3名以上に改める等少数社員権、少数総代権の行使要件を実質的に行使可能な基準とする。

③ 社員の代表訴権(総社員の100分の3以上)を単独権化する。

(2) 経営内容の開示(ディスクロージャー) についての規定の整備

現行の銀行法と同様に、ディスクロージャーの根拠となる規定を法律上に設ける。

4 その他

(1) 保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律を保険業法に一本化する。

(2) 現行法下では規定のない相互会社から株式会社への組織変更の規定を創設し、相互会社及び株式会社の双方向の組織変更を可能にする。

○「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

本法律案は、保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 次の法律について、その一部を保険業法の改正内容に対応して改正する等のほか、保険業法の準用規定の改正等、所要の規定の整備を図る。

(1) 証券取引法

相互会社の発行する社債を証券取引法上の有価証券とする等の改正を行う。

(2) 損害保険料率算出団体に関する法律

損害保険料率算出団体が算出する保険料率について許可制から届出制へ移行するとともに、契約者保護上問題のない種目については、その保険料率に含まれる付加保険料率(社費・手数料部分)について損害保険会社の経営努力で自由に料率設定ができるようにする等の改正を行う。

2 金融機関再建整備法等18法律について、保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定の整備を図る。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第132回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/132/1324115.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/1324115.pdf)。

#### 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○ 衆議院大蔵委員会における附帯決議(平成7年5月16日)

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法案に示した政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するべきはもちろん、本委員会の審議の経過を十分に配慮し、いやくも法律に明定された政省令以外の行政命令によって、本法案が意図する保険制度改革の趣旨が損なわれることのないように格段の注意を払うこと。
- 一 今回の制度改革が広範なものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するために、必要な場合には段階的・漸進的にこれを進め、混乱を招かないように配慮すること。
- 一 商品・料率の届出制、ブローカー制度の導入などに当たっては、契約者保護に十分に留意するとともに、ディスクロージャー(業務及び財産の状況の開示制度)の充実を図って自己責任の原則確立に資するよう配慮すること。
- 一 ソルベンシー・マージン基準については、早期にその定着を図るとともに、将来その公表を行うように検討すること。
- 一 生損保の子会社による相互乗り入れを実効あらしめ、生損保両事業の競争促進を通じ、利用者のニーズへの的確な対応を図るため、ファイアー・ウォールは必要最小限のものとするとともに、生損保の募集秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるように十分配慮すること。
- 一 いわゆる第三分野に係る激変緩和措置については、長期にわたることのないよう十分配慮すること。
- 一 支払保証制度については、早急に検討を開始すること。
- 一 銀行・証券等との相互参入については、今回の法律改正による制度改革の定着状況を見極めつつ、子会社による相互参入ができるだけ早期に可能になるように努めること。
- 一 自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保に合わせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉するように配慮すること。」

○ 参議院大蔵委員会における附帯決議(平成7年5月30日)

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の保険制度改革の内容が広範多岐にわたるものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するとともに、利用者の混乱を招かないよう必要に応じ漸進的かつ段階的に対処すること。また、政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、

その内容を明確に規定するとともに、行政裁量によって、制度改革の趣旨が損なわれることのないよう格段の注意を払うこと。

- 一 保険商品・料率規制の緩和、ブローカー制度導入等保険業における規制の緩和・自由化に際しては、契約者保護に十分に留意するとともに、保険会社のディスクロージャーの充実を図り、保険制度全般にわたって自己責任原則の確立に資するよう努めること。
- 一 保険会社の経営の健全性を表す一つの指標であるソルベンシー・マージン制度については、早期にその定着を図るとともに、将来その結果の公表を行う方向で検討すること。
- 一 生損保間の子会社による相互乗り入れの実効性を確保し、生損保両事業の競争促進を通じて利用者のニーズへの的確な対応を図るため、ファイアー・ウォールは必要最小限に止めるとともに、生損保の募集業務における秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるよう配慮すること。
- 一 支払保証制度については、契約者保護及び保険制度に対する信頼を確保する見地から、早急に検討を開始すること。
- 一 傷害・疾病・介護分野（いわゆる第三分野）への本体相互参入に係る激変緩和措置は、利用者の立場等から長期にわたることのないよう十分配慮すること。
- 一 銀行・証券等との相互参入は、保険制度改革の定着状況を見極めた後に、出来るだけ早期に子会社方式による相互参入が可能となるよう努めること。
- 一 自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保にあわせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉にするように配慮すること。  
右決議する。」

（出所）衆議院「大蔵委員会議録」（平成7年5月16日）。参議院「大蔵委員会会議録」（平成7年5月30日）。

## 6-32 保険審議会「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として—」（平成9年6月13日）の概要

### 保険審議会報告書「保険業の在り方の見直しについて」の概要

国民が求める保険ニーズの多様化・高度化に応えるとともに、効率的な保険サービスを提供していくため、金融システム改革の一環として、(1)利用者の立場、(2)国民経済的見地、(3)国際性の3つの視点に立って、保険業及び保険監督行政について、以下の見直しを行う。

事 項	措 置 内 容	スケジュール
(1)算定会の改革	算定会料率の遵守義務を廃止する。算定会は遵守義務のない参考純率の算出等を行うほか、データ・バンク機能を果たす。	1998年7月までに実施
(2)業態間の参入促進	保険会社と金融他業態との間の参入について実現を図る。 保険会社による銀行・信託・証券業務への参入、証券会社による保険業への参入等については、時期を早めて実施。	2001年までに実現



(3)持株会社制度の導入	持株会社形態の利用を可能とするとともに、保険契約者等の保護、保険会社の経営の健全性確保のための効果的な監督の枠組みを構築する。	改正独占禁止法の施行をにらんで、所要の法整備を速やかに行い、実施
(4)銀行等による保険販売等	銀行等による保険販売については、子会社又は兄弟会社の保険商品に限定したうえで、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険の販売を認める。その際、影響力を行使した販売の禁止等の実効性ある弊害防止措置を講じ、その遵守のために必要な監督を行うとともに、必要に応じ措置を見直し、常に実効性を確保する。	2001年を目処に実施
(5)トレーディング勘定への時価評価の適用	保険会社のトレーディング勘定について、健全性確保の観点から、時価評価を適用する。	取引の実態等を見ながら、できるだけ早期に実現

(出所) 保険審議会「保険審議会報告書「保険業の在り方の見直しについて」の概要」(「保険業の在り方の見直しについて—金融システム改革の一環として—」(平成9年6月13日)) 金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/hoken/tosin/1a1401f2.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/hoken/tosin/1a1401f2.htm)。

### 6-33 金融審議会第二部会「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」(平成11年7月6日)の概要

#### 保険相互会社の株式会社化に関するレポートの概要

##### 1. 検討の背景

金融システム改革の進展等に見られるように、我が国の保険事業を取り巻く環境は、大規模かつ急激に変化しており、保険相互会社においては、自己資本の充実、事業展開の自由度の向上等の課題に相互会社形態よりも柔軟に対応できる株式会社への転換が重要な経営の選択肢として認識されるところとなっている。

また、諸外国でも、保険相互会社の株式会社化の動きが活発化している。

##### 2. 保険会社形態の現状

我が国の生命保険会社46社のうち15社が相互会社であり、新契約高、保有契約高、保険料収入、総資産いずれにおいても相互会社の占める割合が相当大きなもの(約8~9割)となっている。他方、損害保険会社については、65社のうち2社が相互会社である。

相互会社の社員数は、生命保険会社では、中堅規模の会社で100万人から300万人、大手社の中には1000万人(最大手で1400万人)を超える会社もある。損害保険会社でも、1000万人程度の社員数となっている。

##### 3. 諸外国における株式会社化の制度と事例

諸外国においても、相互会社は、保険事業の担い手として株式会社と並んで重要な地位を占めているが、90年代以降、相互会社の株式会社化が活発化している。

(諸外国における組織変更の一般的なイメージ)

- ・基本的に組織変更により行われているが、一部の国においては包括移転方式が採られている。
- ・社員権の補償は株式の交付が原則であり、現金交付は例外又は代替手段である。
- ・寄与分に加えて一律補償が広く行われている。
- ・組織変更と同時に川上持株会社を設立し、その株式を交付している例がある。
- ・組織変更と同時に初回公募が行われることが多い。

#### 4. 現行の株式会社への組織変更制度の概要と問題点

##### (1) 現行制度の概要

###### イ 社員の寄与分に応じた株式の割当て

社員権の補償は、社員の寄与分に応じた株式の割当てにより行われる。

寄与分とは、各社員の会社の純資産形成に対する貢献度のことであり、具体的には、「社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払い、事業費の支出その他の支出に当てられた額を控除した額」から「保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額」を控除した額をいう。現行制度では、寄与分の算出はネット・アセット・シェア方式の考え方によることとされている。

###### ロ 組織変更剰余金額の設定

相互会社の純資産には、組織変更時の社員の寄与分の合計額を超える財産（エンティティー・キャピタル）が存在する。組織変更剰余金額は、純資産のうち現社員の寄与分でない部分に相当する額を上限として設定される金額で、組織変更後の株式会社は、純資産額から資本の額と組織変更剰余金額の合計額を控除した残額を超えて利益配当を行うことができない。これにより、エンティティー・キャピタルが全て組織変更後の株式会社の株主配当として社外流出することを阻止している。

##### (2) 現行制度の問題点

###### イ 株式の割当てに伴う問題

- ・寄与分のない社員に対しては株式が割り当てられない。
- ・社員権の補償方法が、株式の割当てに限定されている。
- ・商法の規制（最低発行価額5万円以上等）との関係で、寄与分が少額の極めて多数の社員に端株が割り当てられる。
- ・他に例を見ないような小口分散所有の会社となり、株式会社化後の株主総会運営上の問題が生ずる。

###### ロ 寄与分計算について

- ・実務上、計算方法の詳細が明確でない。

###### ハ 組織変更剰余金額について

- ・組織変更剰余金額の具体的な設定方法や減額の可否等が明らかでない。

###### ニ 組織変更の際に行う資本増強について

- ・組織変更手続の中で資本増強について決定することができない。

###### ホ 組織変更後の有配当契約者の保護について

- ・諸外国には組織変更後の有配当契約者の配当に対する期待を保護する仕組みがあるケー

スがあるが、我が国でも有配当契約者保護のための措置が必要かどうか検討する必要がある。

#### ヘ その他

- ・組織変更以外の方式として、包括移転方式や持株相互会社方式の考え方があるが、これらの方式を導入する必要があるかどうか検討する必要がある。

### 5. 現行制度の見直しの具体的方向性

#### (1) 社員への補償について

##### イ 基本的考え方

寄与分がなく、株式の割当てが受けられない社員が多数発生し得るという問題に対しては、寄与分基準を弾力化し、寄与分のない社員にも一律に補償を行ってはどうかという考え方があ

る。しかし、寄与分基準は客観的基準として合理的であること、寄与分基準を弾力化すると清算・合併の際の取扱いとの整合性が保てなくなるという問題がある。また、一律補償については、寄与分のない社員にも株式を割り当てる根拠や算定のための保険数理上の手法が存在しないという問題がある。

このように、寄与分基準を維持しつつ、寄与分のない社員に対しても社員権の補償を行うことは困難であると言わざるを得ない。この問題に対しては、できるだけ数多くの社員の寄与分が評価される方法で寄与分を計算することにより対応することが考えられる。また、「社員権の補償」として制度上位置づけられるものではないが、組織変更手続の中で、寄与分のない社員にも一定の経済的メリットを付与することを社員自治として任意に決定することも考えられる。

##### ロ 補償の方法

現行制度では、現金補償は許されないが、諸外国では、多様な補償方法が認められており、株式の割当てに代えて現金補償を認めるべきではないかという問題がある。

社員権の補償は、社員の財産的「持ち分」に対する補償であることから、株式の交付と現金の交付を併用することはできない。また、財源を伴うことなく単に現金補償を行うと、資金流出、ソルベンシー・マージン減少の問題が生ずる。しかし、寄与分に応じて割り当てた株式を一括売却して現金を交付したり、保険料に充当すること等は、寄与分基準を維持しつつ補償方法を多様化させるものであり、可能であると考えられる。

川上持株会社の株式を割り当てることについては、社員に対する補償の方法の一つとして可能とすることが考えられる。その場合、組織変更時において川上持株会社の設立を行うことができるよう必要な手当てを行うことが考えられる。

##### ハ 端株の大量発生への対応

大量に発生する端株については、商法の端株制度の特例として、端株未満の処理と同様に組織変更後の株式会社が端株をとりまとめて、これに対応する株式を一括売却し、その代金をもって補償に充てる方法を導入することが考えられる。

端株の一括売却については、売却方法、売却価格等の公正さを担保するため、組織変更計画書に売却方法、売却価格の算定方法を記載・開示して社員総会（総代会）決議を経た上で、異議申し立てを経ることとすることが考えられる。なお、売却価格の算定については、できるだけ市場の評価が反映される方法であることが望ましい。

一括売却の時期については、社員権の早期補償の観点と、上場に要する準備との調整を図るため、端株券不発行を定款に定めた場合の商法上の端株買取請求権を一年間に限り制

限する一方で、一年以内に一括売却されない場合には、端株買取請求権の行使により現金補償を受けられる制度とすることが考えられる。

また、取引所の相場がない場合には、裁判所の許可を得た方法（価格を含む。）で一括売却することになる。

## (2) 寄与分等の計算について

組織変更に当たっては、会社の純資産額、組織変更時の社員の寄与分及び組織変更剰余金額を計算する必要があるが、これらについては以下の方向で対応することが考えられる。

- ① 純資産額を簿価ベースで計算するか評価替えを行うかは会社の選択による。
- ② 組織変更時の社員の寄与分は、現行制度どおりネット・アセット・シェア方式による。なお、寄与分計算の実務的手法については、今後、ガイドライン・実務基準において具体化・明確化を図ることを検討する必要がある。
- ③ 組織変更剰余金額は、会社の純資産額から組織変更時の社員の寄与分を控除したものと考えられるため、これらの計算のベースが合ったものとなる必要がある。寄与分が時価的な値となることから、計算のベースが合ったものとなるためには、会社の純資産額を寄与分計算と平仄のあったベースで仮に認識した場合の値（仮にこれを「社員補償計算純資産額」と呼ぶ。）を用いる必要がある。組織変更剰余金額は、『社員補償計算純資産額』－『組織変更時の社員の寄与分』の「社員補償計算純資産額」に対する割合を純資産額に乗じたものとする。

## (3) 組織変更剰余金額について

上記(2)③により組織変更剰余金額として算出された金額の全額を定款に記載することとし、組織変更剰余金額に配当規制がかかることとする。商法の配当規制との関係では、組織変更剰余金額は、「資本＋法定準備金」を超える部分にのみ実質的な意味を有することとなる。

一定の要件を満たす場合には、商法上の定款変更手続を経て減額することができることとする。減額の要件としては、剰余金や法定準備金で未処理損失や資本の欠損を填補しなければならないような場合等が考えられる。

## (4) 組織変更に際して行う資本増強について

株式会社化の主要な目的は自己資本の強化であり、組織変更と同時に又は直後の資本増強を可能とする必要がある。この場合、組織変更後の会社が、極端に株主分散の状態にあり、授權資本枠拡大のための定款変更や有利発行のための株主総会の特別決議を経ることが困難となることを考慮すると、組織変更と同時に株式の発行や組織変更直後の新株発行事項の決議を組織変更手続の中で行うことができるようにする必要がある。

具体的には、組織変更と同時に株式の発行については、発行価額など一定の事項を組織変更計画書に記載することとする。組織変更直後の新株発行事項の決定については、最低発行価額等の新株発行に関する一定の事項を組織変更計画書に記載することとする。

なお、端株一括売却や組織変更に際して行う資本増強等により、株主分散による株主総会運営面の問題にも対応できると考えられる。

## (5) 組織変更後の有配当契約者の保護について

組織変更後の有配当契約者の保護の問題については、諸外国でも様々な方法が工夫されており、単一の方法を強制するのではなく、契約の内容、資産の状況等に応じて真に契約者保護を図り得る合理的な方法を選択することが望ましい。例えば、事業の成果について契約者に対する分配基準を定める、あるいは有配当ファンドや閉鎖勘定のような仕組みを

設けるなどの有配当契約に係る方針を定款に定め、組織変更決議において決定しておくことが考えられる。また、決定された内容を担保するために、組織変更する保険会社の特例として当該方針を定款記載事項として義務づけ、その変更を認可に係らしめる方法が考えられる。

#### (6) その他

##### イ 組織変更以外の方法について

包括移転方式による株式会社化については、課税の問題や社員に対する補償をどうするかという問題がある。株式会社化のための包括移転方式を制度化する場合には、社員への補償については組織変更方式と同様に行う必要があり、なお慎重に検討する必要がある。

持株相互会社方式については、子保険株式会社において、大株主である持株相互会社の社員と社員以外の外部株主の間で明らかに利益相反が生じるため、このような構造を内包したままでの新しい会社形態の導入には検討すべき課題が多いと考えられる。

##### ロ 損害保険相互会社特有の問題

保険料が比較的小さな契約が多く、保険期間が一年の契約が多い損害保険相互会社についても、基本的に今回の組織変更制度の見直しの中で、寄与分の計算方法の具体化・明確化を図ることにより対応できると考えられる。

##### ハ 組織変更に係るディスクロージャーの充実

端株処理、資本増強の内容や寄与分等の計算、今後の有配当契約者に係る方針等について公告においてディスクローズするほか、最寄りの事務所で閲覧できるよう備え置く等、組織変更に係るディスクロージャーの内容、方法を充実する必要がある。

#### 6. その他の課題

- (1) 株式公開に向けての早期対応
- (2) 保険会社に対する時価会計の適用についての検討
- (3) 保険会社に係る連結ベースでの規制や監督上の諸問題についての検討
- (4) 税制上の手当てについての検討

(出所) 「保険相互会社の株式会社化に関するレポートの概要」(金融審議会第二部会「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」(平成11年7月6日)金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin004.pdf](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin004.pdf))。

### 6-34 金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ」(平成11年12月21日)の要旨

#### 保険会社のリスク管理と倒産法制の整備(中間取りまとめ)要旨

##### I はじめに

保険会社を取り巻く市場リスク等に的確に対応するためには、保険会社の資産負債構造の特性を踏まえたリスク管理の在り方について早急に検討する必要がある。

保険会社のセーフティネットについては、保険契約者保護機構(以下「保護機構」という。)が創設されたところであるが、保険相互会社には再建型手続である会社更生法の適用がない等、倒産法制の整備は課題として残されており、検討する必要がある。

## II 現行の健全性規制と破綻処理制度の概要

### 1. 生命保険会社に係る健全性規制

生命保険会社の負債は、超長期・利回り保証という特殊性を有しており、保険会社の健全性確保においては、負債の適正な評価（責任準備金の適切な積立て）が極めて重要である。保険会社の健全性規制においては、通常予測できるリスクに対しては責任準備金の確保により、通常の予測を超えるリスクに対してはソルベンシー・マージンの充実により対応することとされている。

- (1) 責任準備金については、標準責任準備金制度により、一定の商品について法令に定められた積立方式と計算基礎率による積立てが義務づけられている。
- (2) 保険計理人は、責任準備金の積立ての適正性を確認するとともに、「将来収支分析」により現在の責任準備金の十分性を確認する。現在の積立水準では、将来責任準備金が不足すると判断した場合には、追加積立てが必要である旨の意見書を取締役会に提出する。
- (3) ソルベンシー・マージン比率（通常の予測を超えるリスクが発生した際に、対応可能な支払余力をどれだけ有しているかを示す指標）に基づく早期是正措置が講じられることとなっている。

### 2. 保険会社に係る破綻処理制度の概要

保険業法上、業務又は財産の状況が著しく悪化した保険会社に関し、保険管理人による業務及び財産の管理命令等、保険契約者等の保護のための特別な措置が定められている。

また、平成10年12月には、保護機構が生保、損保それぞれについて創設され、受皿保険会社に対する資金援助又は受皿保険会社が現れない場合における保険契約の引受けを通じて保険契約者等の保護を図ることとされている。

## III 保険会社の健全性規制と破綻処理制度の見直しの基本的考え方

### 1. 保険契約者等の保護の必要性

保険の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。保険は、長期の契約であること、転々売買されるものではないこと、保険数理を用いた制度であり保険会社のリスクを判断することは容易ではないこと等から、保険契約者の自己責任を問にくい側面があり、保険会社の破綻において保険契約者等が被る不利益をその自己責任のみに帰することは適当ではない。そこで、保険契約の継続を図り、保険保障を確保するとともに、保険会社の損失の状況に応じて縮減される保険契約者等の権利を適切な水準まで補償することが必要である。

### 2. 保険契約者等の保護の基本的考え方

保険契約者等の保護の基本は、健全で収益力の高い保険会社経営であり、破綻を未然に防止することである。また、回復の見込みがなくなった保険会社の早期発見、早期処理が重要であり、そのためには、会社自身による自己規律のほか、ディスクロージャー、監査等の外部チェック、監督当局の検査、モニタリングの充実・強化、早期是正措置の適時適切な運用などが必要である。

### 3. 保険会社の破綻処理の在り方

破綻処理手続の厳格性、破綻処理手法の多様性等といった観点からは、再建型手続である会社更生法を保険会社の破綻処理に活用することが考えられる。

現行の行政手続による処理では、基本的に一般債権者の権利の縮減は困難であるため、保険契約者等のみが負担を負い、一般債権者が全く負担を負わない結果となるが、このような問題を解消するためにも保険会社に適用できる倒産法制の整備が必要である。

この場合、保護機構による保険契約者の手続代理、保護機構による権利の補償等、セーフ

ティネットである保護機構と倒産手続との連携を図る必要がある。

#### IV リスク管理の充実

##### 1. 基本的考え方

- (1) 会社自身による内部管理の充実と監督当局のモニタリングによる会社の主体的な取組みを促進することが必要である。

資産側のリスク管理については、自己査定、時価評価等の着実な実施が重要であり、今後ともその充実を図る必要がある。負債側のリスク管理については、責任準備金の適正な積立てが重要であり、責任準備金及びソルベンシー・マージンに係る現行の制度の充実・改善によりその実効性の向上を図ることが必要である。

- (2) 将来収支分析に基づく責任準備金の十分性の確認と、監督当局のモニタリングにより、逆ざや等を原因として事業継続困難となると見込まれる保険会社をより早期に捉えることができれば、破綻処理に伴う社会経済的コストを小さくすることができる。保険会社の損失の規模によっては、責任準備金を削減することなく、将来に向かっての契約条件の変更のみにより破綻処理を行うケースも考えられる。

##### 2. 具体的な見直しの方向性

- (1) 標準責任準備金制度の実効性の向上を図るため、標準責任準備金対象契約の範囲の拡大や標準を下回る積立ての認可基準の明確化等について検討する必要がある。
- (2) 保険計理人による確認については、確認基準の明確化・精緻化、保険計理人の独立性の確保と責任の強化、取締役会の責任の明確化等の改良が考えられる。また、追加責任準備金を積み立てないとした場合の経営改善計画の合理性のチェック、経営改善計画の達成状況等についての監督当局のモニタリングが重要である。
- (3) ソルベンシー・マージン比率については、保険会社の健全性の指標としてより適切なものとなるよう今後とも不断の見直しを行っていく必要がある。

##### 3. 事業継続困難である旨の申出義務の基準

- (1) 将来収支分析により、将来、適正な責任準備金が積み立てられなくなると判断されるにもかかわらず、追加責任準備金の積立てをしない場合において、合理的な経営改善計画が策定できないとき、又は、策定された経営改善計画が達成できないときには、将来一定の基準の責任準備金が積み立てられなくなるか見た上で、事態がそのまま推移すれば債務超過になることが客観的に予想されるものとして、保険会社に事業継続困難である旨の監督当局への申出を義務づけることが考えられる。

申出基準となる責任準備金の水準については、「解約戻戻金と全期チルメル式責任準備金との大きい方」が保険事業を継続する上で最低限維持すべき水準と考えられることから、この水準をもって申出義務の基準とすることが適当である。ただし、この水準が実態として従来の商品に比べて低くなる商品が現れており、このような商品についてどう対応するか引き続き検討する。

- (2) 会社自身が更生手続開始の申立てを行わない場合には、監督当局による申立ても法令上可能とすべきである。

##### 4. その他の課題

ディスクロージャーの充実、保険会社会計の在り方等について引き続き検討する必要がある。

#### V 保険会社に係る倒産法制の整備

## 1. 保険会社に係る更生特例法の整備

## (1) 保険相互会社への更生手続の適用

保険相互会社へ更生手続を適用するため、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）を一部改正し、相互会社について会社更生法の規定を準用する。

相互会社に更生手続を適用するに際しては、資本構成の変更を中核とする更生手続の特色を活かすために、更生計画において、①相互会社から株式会社への組織変更、②組織変更における株式交換、株式移転などを行うことができるようにする。

## (2) 保険会社（相互会社・株式会社に共通）の更生手続の特例

## イ. 開始原因・開始障害事由（更生の見込み）

会社更生法と同様に、①事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、②破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときとする。

保険会社の「更生の見込み」については、保険契約の一部を移転し、残部を清算する場合等でも、保険事業の相当部分が維持・継続されるのであれば、更生の見込みがあると考えられる。

## ロ. 更生手続の特例

保険会社の保険契約者等の数は極めて膨大であり、個別の手続参加を要するとすると、更生手続の円滑・迅速な進行が困難となる上、保険契約者等にとっても大きな負担となるため、金融機関と同様に、保険契約者・社員への送達の特例、保護機構による手続代理等の規定を保険会社についても新設する。また、破産の原因たる事実（債務超過、支払不能）が生ずるおそれがある場合に、監督当局に更生手続開始の申立権限を与える。

## (3) 保険会社に固有の更生手続に関する特例・問題点

## イ. 保険契約の解約権

保険契約が未履行の双務契約であるとする、管財人としては、保険事故発生リスクの高い保険契約のみ解約することが考えられるが、これは保険契約の集団性の理念に反する等の問題があるため、管財人からの解約はできないこととする。

## ロ. 保険契約者等の権利と議決権

保険契約者の権利の評価については、生命保険については算出方法書に定める契約者価額としての責任準備金、損害保険については未経過保険料（掛け捨て保険）又は払戻積立金（積立部分）をそれぞれ基準とするべきものと考えられる。この場合においては、各保険契約者ごとの積立金の算出方法や、自ら権利行使する保険契約者のサポートなどについて、実務上の工夫が必要となる。

## ハ. 更生手続中における保険金の支払い等

更生手続開始決定時（あるいは保全処分による支払停止時）以降は、保険金の支払いも停止されることになるが、①遺族等の生活保障に欠ける事態が生じ、②保険契約者の保険料支払い意欲の喪失を招くという問題が生ずるため、更生計画認可決定前でも、補償対象契約については、一定限度額（基本的に、保険金の90%）までの保険金の支払いができることとする必要がある。

## 二. 保険会社の更生計画案の作成・決定

基礎率の水準や保険契約の種類に応じた保険契約者相互間の条件の格差、早期解約控除の設定、更生手続開始後に納付された保険料の保護等を可能とする必要がある。

## (4) 更生手続以外の倒産手続の整備

清算型手続である破産手続についても、更生特例法第5章と同様の規定を設ける。

## 2. 保険業法の見直し（行政手続による破綻処理）

## (1) 行政手続による破綻処理と更生手続との使い分け



行政手続による破綻処理は、債権の縮減につき一般債権者全員（又は相当多数）の同意が得られることが見込まれる場合などに利用されることが想定される。

「業務の運営が著しく不適切」な場合にも保険管理人による管理処分を行い、会社の財産状況や経営実態を明らかにした上で、保険管理人が更生手続開始の申立てを行うという運用もあり得る。

#### (2) 行政手続による破綻処理の充実

現行の枠組みを維持するが、所要の制度整備をすることが必要である。

- 保険管理人の権限の強化等（責任追及・告発義務、罰則付きの調査権限等）
- 受皿保険会社・受皿保険持株会社による株式取得の場合や保険契約の一部移転の場合についても契約条件の変更を認める
- 「特定契約」の見直し
- 事業継続困難である旨の申出義務 等

### 3. 保護機構の業務の拡大・強化

#### (1) 業務の拡大

- ① 保険金請求権の買取り、破綻保険会社の保険金支払のための資金援助・貸付け
- ② 更生手続・破産手続における保険契約者表の作成その他の手続代理等
- ③ 保険管理人への就任
- ④ 保護機構の出資による子会社の設立（子会社において保険契約の移転を受ける。）

#### (2) 資金援助対象の拡大

保険持株会社による破綻保険会社の株式取得の場合や保険契約の一部移転の場合についても、資金援助ができるようにする。

### 4. 破綻処理制度に係るその他の論点

- (1) 生命保険については、一般的に長期契約であり、貯蓄的性格を持っており、社会的にも生命に対する保障という重要な役割を果たしていることにかんがみ、生命保険の保険契約者に優先権を与えることが適当である。

また、特別勘定の保険契約者の保護としてどのような方法によることが適当か等、今後検討を継続していく必要がある。

- (2) 預金保険制度等に関する議論も踏まえ、可変負担金率の導入の可否、資金援助方法の充実、保護機構による不良債権の買取等についても検討する必要がある。

## VI 終わりに

保険会社の倒産法制の整備については、速やかな法制化を期待する。

倒産手続と保護機構との連携が重要となってくることから、保護機構の業務や補償の内容等を一般の保険契約者に分かりやすく伝えていく努力が今まで以上に求められる。

標準責任準備金制度や将来収支分析の具体的な見直しについては、監督当局及び実務界においても体系的・総合的な検討が行われることを要望する。特に、保険計理人の確認基準については、早急に精緻化の検討を行い、保険会社において新しい基準による試算を早期に実施できるようにすることが望ましい。

リスク管理の充実については、引き続き検討する。

- (出所) 「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備（中間取りまとめ）要旨」（金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間取りまとめ」（平成11年12月21日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin009.pdf](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin009.pdf)）。

## 6-35 「保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平成12年法律第92号)の概要

(平成12年5月31日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月7日	平成12年3月23日	平成12年4月18日	平成12年4月20日	平成12年4月21日	平成12年5月23日	平成12年5月24日	平成12年3月23日 衆本会議趣旨説明 平成12年4月21日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474122.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474122.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この二つの法案は、金融システムの一層の安定化と利用者の保護を図るため、国民の基本的な貯蓄であり生活保障の手段でもある預金及び保険について、ともに、破綻処理制度の拡充、セーフティーネットの財源の充実及び経営基盤の強化手段の整備を行うものであります。

[中略]

次に、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の保険業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、各保険会社にあっては、競争力の強化、事業の効率化と同時に、一層の経営の健全化の確保が必要な状況にあります。

このような状況のもと、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、保険契約者等を保護するための特別の措置等を整備するとともに、相互会社の更生手続の特例等を設け、さらに、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ること等により、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、保険相互会社について自己資本の充実、再編等が円滑に行われ得るよう、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、端株の一括売却制度の導入により、売却代金の交付による社員への補償を可能とすることとしております。また、組織変更と同時の株式発行等による資本増強を可能とすることとしております。

第二に、破綻処理の迅速化、多様化を図るため、保険契約者保護機構の子会社である承継保険会社による保険契約の承継等を可能とすることとしております。また、株式会社のみを対象としている更生手続について相互会社への適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続の特例として、監督庁による更生手続開始の申し立て等を可能とすることとしております。

第三に、これまでの破綻処理により基盤の揺らいだ生命保険契約者保護機構のセーフティーネットとしての機能の維持を図るため、生命保険会社各社の負担能力を超える等の場合には、平成十五年三月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理費用について政府による補助を可能とするとともに、生命保険契約者保護機構の借り入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図ることとしております。

以上、預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。以上、

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成12年3月23日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、相互会社の株式会社化に関する規定の見直しを行うほか、破綻保険会社の保険契約の承継等の制度の創設等保険契約者等の保護のための特別の措置等の整備を行うとともに、相互会社への更生手続について必要な事項を定め、かつ、保険会社の更生手続及び破産手続の特例等を設け、さらに生命保険契約者保護機構の借入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図る等の措置を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 保険相互会社から株式会社への組織変更

- (1) 保険相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、商法の特例として、端株の一括売却制度を導入し、端株を割り当てられる社員への補償として売却代金の交付を可能とする。
- (2) 組織変更と同時の株式発行及び直後の新株発行による資本増強を可能とする。

#### 2 保険契約者等の保護のための特別措置

- (1) 保険会社に対し、業務又は財産の状況に照らして保険業の継続が困難であるときは、監督当局へ事業継続困難である旨の申出を義務付ける。
- (2) 被管理会社の保険契約の移転等に係る株主総会等の特別決議に関して、仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可制度を導入する。
- (3) 保険契約の移転や合併の場合のみでなく、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合にも契約条件の変更を可能とする。
- (4) 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化
  - ① 保険契約者保護機構による保険管理人又は保険管理人代理への就任を可能とするとともに、救済保険会社が現れない場合に対応するため、承継保険会社による保険契約の承継を可能とする。

また、破綻保険会社の保険金請求権等及び資産の買取りを可能とするとともに、当分の間の措置として、当該資産の買取り及び回収について協定銀行(整理回収機構)への委託を可能とする。

- ② 資金援助の一環として、金銭贈与のほか、資産の買取り及び事後的な損失補てん(ロスシェアリング)を行うことを可能とするとともに、保険契約の全部移転の場合のみでなく一部移転の場合の資金援助、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合の資金援助を可能とする。
- ③ 資金援助の類型として救済保険会社に対する資金援助のほか、保険契約の承継、保険契約の再承継の場合の資金援助、保険契約の再移転の場合の資金援助を可能とする。
- (5) 生命保険契約者が有する保険金請求権等について先取特権を付与する。

#### 3 生命保険契約者保護機構の財源対策

- (1) 生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証を可能とする規定を恒久的な措置とする。
- (2) 平成15年3月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険各社の負担金のみで賄うとしたならば、各生命保険会社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、生命保険契約者保護機構に対し、当該費用の全部又は一部についての国庫補助を可能とする規定を設けるとともに、利益が生じた場合における国庫への納付についての規定を設ける。

#### 4 その他

- (1) 監督当局が保険会社の準拠すべき責任準備金の計算基礎率の作成等を、社団法人日本アクチュアリー会に行わせるにあたり、必要な監督を行う等のため指定法人化する。
- (2) 金融システム改革の着実な実施を図るため、一定の保険商品につき銀行等による販売を可能とする。

#### 5 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

- (1) 保険相互会社への更生手続の適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続及び更生計画の遂行に係る所要の規定の整備を行う。また、破産手続についても、更生手続の特例と同様の規定を整備する。
- (2) 更生手続及び破産手続に係る保険契約者への送達の特例を設けるとともに、保護機構による手続代理等に関する規定を設ける。

#### 6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から3か月以内で政令で定める日から施行する。ただし、3(1)及び4(2)については、平成13年4月1日から施行する。
- (2) 政府は、この法律の施行後3年以内に保険契約者等の保護のための制度に検討を加え、必要があると認める場合には、保険業の信頼維持のために必要な措置を講ずる。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474122.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474122.pdf)。

#### 4. 附帯決議

衆議院大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

##### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成12年4月18日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 保険契約者保護の観点に立ち、生命保険契約者保護機構の会員の負担能力を超える規模の破綻が発生した場合には、本法に基づき、早急、かつ、適切に対応すること。
- 一 保険会社の財務状況等を的確に把握し、適切な監督を行うとともに、経営実態のデイスクロージャーの徹底に努める一方、事業継続困難となった会社に対しては、損失の小さい段階で厳正に対処すること。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成12年4月18日)。

# 証 券

## (1) 証券行政・市場

### 6-36 「証券取引法の一部を改正する法律」(昭和63年法律第75号)の概要

(昭和63年5月31日公布)

#### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
昭和63年3月28日	昭和63年3月28日	昭和63年5月13日 可決	昭和63年5月13日 可決	昭和63年3月29日 (予)	昭和63年5月24日 可決	昭和63年5月25日 可決

(注) 参議院委員会付託日欄の「(予)」は、予備付託年月日。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第112回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/112/1122305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/112/1122305.pdf)より作成。

#### 2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近の証券市場の現状等にかんがみ、証券先物市場の整備、企業内容開示制度の見直し、内部者取引規制の整備等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、証券先物市場の整備であります。

有価証券取引に係る価格変動リスク回避の要請にこたえとともに、今後とも我が国証券市場が国際市場としての機能を発揮し得るようにするため、有価証券指数等先物取引を初めとする証券先物取引を導入することとし、その取引を証券取引所において行うとともに、有価証券の売買取引に係る投資家保護の規定を適用する等の措置を講ずることとしております。

第二は、企業内容開示制度の見直しであります。

有価証券発行市場の健全な発展のための基盤整備を図る観点から、発行開示制度を簡素化と充実の両面から見直すこととし、発行登録制度の導入、担保つき普通社債についての発行開示の義務づけ等の措置を講ずることとしております。

第三は、内部者取引規制の整備であります。

証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を一層確保するため、有価証券の発行会社の役員等が、その職務に関し内部情報を知った場合等において、その公開前に当該有価証券の取引をしてはならないこととし、この違反に対して刑事罰を科することとしております。また、会社の役員及び主要株主による自社株等の売買の報告義務を設ける等の措置を講ずることとしております。

以上のほか、証券会社の営業年度を変更する等所要の措置の改正を行うこととしております。

[中略]

以上が、証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案の提案の理由及びその内

容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(昭和63年4月26日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国証券市場の自由化、国際化の進展等に対応して有価証券指数等先物取引の導入を図るため、証券先物市場の整備を行うとともに、有価証券の発行市場の健全な発展に資するため、企業内容開示制度についてその簡素化と充実の両面から見直しを行うほか、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を一層確保するため、内部者取引に対する規制の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、証券先物市場の整備

- (一) 証券業として行う業務に有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引の取り次ぎ等の業務を加えることとし、証券取引所においてこれらの先物取引を行うことができることとする。
- (二) 金融機関が行うことができる証券業務として、公共債及び外国国債に係る先物取引に関する業務を認める。
- (三) 有価証券の売買取引に係る投資者保護に関する規定を、有価証券指数等先物取引に係る各種行為にも適用するとともに、証券会社に対し、取引の概要等を記載した書面を委託者へ交付することを義務づける。

#### 二、企業内容開示制度の見直し

- (一) 有価証券届出書による発行開示手続について、あらかじめ一定期間の発行予定額を登録した場合には、その限度内において発行の都度届け出を要することなく、発行登録追補書類の提出のみで足りることとする。
- (二) 有価証券届出書の記載事項のうち、営業内容等企業の情報に係る事項については、毎年定期的に提出される有価証券報告書等を参照すべき旨の記載のみで足りることとする。
- (三) 担保付普通社債について、発行開示義務を免除することとしてきた暫定措置を廃止する。

#### 三、内部者取引規制の整備

- (一) 有価証券の発行会社の役員等であつて、その職務等により、新製品の企業化等投資者の投資判断に影響を及ぼすような会社の重要事実を知った者（これらの者からその事情を知つて当該重要事実の伝達を受けた者を含む。）が、その情報が公開される以前に、当該有価証券の取引を行うことを規制し、これに違反した場合には、刑事罰を科することとする。
- (二) 会社の役員及び主要株主に対し、証券取引所に上場されている当該会社の株券等の売買に関する報告書を大蔵大臣に提出することを義務づける。

#### 四、証券会社の営業年度の変更

証券会社の営業年度を四月から翌年三月まで（現行十月から翌年九月まで）に変更する。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第112回国会【常会】参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/112/1122305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/112/1122305.pdf)。

### 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。なお、この決議は、本法律案及び金融先物取引法案に対する附帯決議である。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（昭和63年5月13日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、特に一般の委託者の保護に万全を期することとし、この正確な知識・情報の提供に努めるとともに、過度の投機的取引、不正な手段を用いた勧誘又は営業が行われることのないよう指導・監督を行うこと。
- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、我が国が国際的な金融・証券市場としての役割を果たしていくことを踏まえ、適切な条件のもとに取引が行われるようその国際性に十分配慮するとともに、取引が公正かつ円滑に行われるよう配慮すること。
- 一 証券先物取引等については、先般の株価下落の経験等を踏まえ、現物価格の安定に資するものとなるよう、現物市場との整合的な管理・運営に努めること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備に万全を期すること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の範囲が具体的かつ明確になるよう配慮すること。
- 一 今回の企業内容開示制度の改善を機に、我が国発行市場の活性化を図るため、発行市場改革を一層推進すること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（昭和63年5月24日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、特に一般の委託者の保護に万全を期するため、その正確な知識の普及、的確な情報の提供がなされるように努めるとともに、過度の投機的取引、不正な手段を用いた勧誘、過大な広告等が行われることのないよう指導・監督を行うこと。
- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、我が国金融・証券市場が国際的な役割を果たしていくことを踏まえ、適切な条件のもとに取引が行われるようその国際性に十分配慮するとともに、その運用においても遺憾なきを期すること。
- 一 証券先物取引等については、先般の株価下落の経験等を踏まえ、現物市場との整合性のある管理・運営に努め、もって現物価格の安定に資するものとなるよう配慮すること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の対象となる範囲が具体的かつ明確になるよう努めるとともに、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備、市場監視・検査体制の充実に万全を期すること。
- 一 今回の企業内容開示制度の改善を機に、我が国発行市場の活性化を図るため、今後とも発行市場改革を推進すること。  
右決議する。」

（出所）衆議院「大蔵委員会議録」（昭和63年5月13日）。参議院「大蔵委員会会議録」（昭和63年5月24日）。

### 6-37 格付についての懇談会「格付の定着に向けて（元年12月報告）」（平成元年12月6日）

格付の定着に向けて（元年12月報告）

（平成元年12月6日・格付についての懇談会）

今回、本年6月に公表した報告「我が国資本市場における格付の定着について」における提言の着実な実施を図るため、格付についての懇談会を開催した。

その結果、提言の着実な実施を図るため、今後とも、半年に1回程度フォローアップのための格付に関する懇談会を開催することとした。

また、格付を円滑かつ迅速に定着させていくため、その都度、格付定着のための手順を明らかにしておくことが有意義と考えた。今回このような考え方に従い、別紙のとおり、格付の定着のための方策について、これまでに実施した事項、来年春までに実施または検討する事項及び来年の春以降に実施または検討する事項をとりまとめた。

明年6月初旬を目途に次回格付に関する懇談会を開催する予定であるが、それまでの間、今回のとりまとめに従って、関係各位が格付の定着のために努力をしていくことが期待される。

(別紙)

格付定着のための方策とスケジュール

格付定着のための方策	これまでに実施した事項	来年春までに実施 または検討する事項	来年の春以降に実施 または検討する事項
<p>1. 格付機関自らの努力、改善</p> <p>(1) 独立性・中立性の確立及び機密保持・情報管理の徹底（内部体制等の再点検、職員への指示の徹底、発行体への積極的説明・PR）</p> <p>(2) 経営基盤の確立</p> <p>(イ) 格付料収入以外の情報提供による収入の増加</p> <p>(ロ) 組織、体制の整備</p> <p>(3) 国際的通用度の向上</p> <p>(イ) 非居住者債、本邦企業外債への格付</p> <p>(ロ) 海外投資家向けの情報提供・PR</p> <p>(4) 信頼される格付結果とその実績の積み重ね等（格付手法やレビューシステムの見直し、工夫、格付の意義・手法等の公表、機動的な格付の研究）</p>	<p>・社内体制の再点検を行った。</p> <p>・全役職員に趣旨を再度徹底した。</p> <p>・格付懇レポートを利用し、格付機関の体制、努力のPRをした。</p> <p>・1社は複数の有料情報誌を発行。他の2社は、無料で、情報誌を配付。</p> <p>・複数格付制度の導入、CP格付に備え、要員を増強した。</p> <p>・各種雑誌、情報端末等への格付の掲載をした。</p> <p>・格付制度の定着と対象の拡大に伴って格段に高まる格付機関への期待に応えるため、下記を実施した。</p> <p>〔専門性の一層の向上策〕 専門性の一層の向上を目指し、格付手法、情報蓄積、審査担当者の訓練、コンピューターの活用等、各側面での一層の向上策について検討に着手した。</p> <p>〔既発行債フォローの充実〕 ①CPにつき3ヵ月ごとのフォローアップ調査を実施 ②レビュー体制の強化・確立と、その結果通知の開始 ③監視銘柄制度等、いわゆるクレジット・ウォッチ制度の創設と公表</p>	<p>〔専門性の向上〕</p> <p>〔公表情報の充実〕</p> <p>〔市場関係者の理解獲得〕</p>	<p>・社内教育の徹底実施を行う。</p> <p>・職員のプロパー化を図る。</p> <p>・格付機関の独立性、機密保持等についての広報の拡充をする。</p> <p>・格付手数料以外の営業収入を得るべく情報誌の有料化等の具体策を検討する。</p> <p>・会社創立初期の先行投資期間を経過して、今後は格付審査の効率化、経営の効率化を図っていく。</p> <p>・引き続き要員の増強等体制を強化していく。</p> <p>・非居住者債、本邦企業外債等の格付に積極的に取組み、実績を積み重ねて行く。</p> <p>・海外の投資家においては、我が国格付機関の我が国企業に関する格付情報のニーズが高まっているので、格付の情報を国際的に提供する。</p> <p>・格付基準、格付手法、レビューのシステム等については常時見直しを行い、より専門性を〔注〕高く、正確かつ効率的なシステムの構築に継続的に取り組んでいく。業種別専門家の育成に取り組んでいく。</p> <p>・格付レポート内容の一層の充実を図る。</p> <p>・レビュー結果変更なしの格付についても公表を検討する。</p> <p>・イベントリスク発生時の迅速な情報提供（格付変更等）</p> <p>・格付の意義、格付の理由等の発行体・投資家に対する説明を従来以上に充実し、格付についての的確な理解を得るべく努力していく。</p>



<p>(5) 格付対象の拡大 (金融証券化関連商品の格付)</p>	<p>(機動的発行への対応) ・発行体のニーズに合わせた手続きの見直しを実施した。 ①発行登録債の格付開始 ②起債スケジュールの短縮化に対応した手続きの開始</p> <p>・キープウェル契約に基づく債券、リパッケージ債、非居住者MTN等への格付を開始した。</p>	<p>(機動的発行への対応) ・発行体が資本市場から機動的な資本調達が可能になるよう、発行体のニーズに合わせ、格付の手続き等を随時見直ししていく。 ・新しい金融商品等について格付準備を進め、必要に応じて格付作業を開始する。</p>
<p>2. 市場関係者の理解、協力 (1) 格付取得の促進 (イ) 普通社債、転換社債、CP、海外起債における格付の推進</p>	<p>・電力普通社債について逐次格付を取得することとした。</p> <p>・転換社債については格付が既に取得されている。 ・CPの適格基準に格付を導入した。</p>	<p>・海外起債について、我が国格付機関の格付の国際的通用度の向上を見守りながら、格付の利用について検討していく。</p> <p>・CPについては、印紙税の軽減、発行適格企業の拡大、格付基準への一本化等について検討していく。</p>
<p>(ロ) 複数格付の取得</p>	<p>・転換社債については格付が既に取得されている。 ・CPの適格基準に格付を導入した。</p>	<p>・普通社債についてもその発行状況を見守りながら複数格付導入を検討していく。また、新株引受権付社債についても複数格付の導入を検討していく。</p>
<p>(2) 格付の公表 (公表のルール化)</p>	<p>・CPについて、原則、複数格付の取得・公表をルール化した。</p>	<p>・来年4月を目途に、国内転換社債について、複数格付を導入する。これにより、国内転換社債の発行条件は、複数格付を反映したものとなる。これに関連して、適格基準、財務制限条項について必要な手直しを行う。</p> <p>・国内転換社債について、複数格付を導入するのに伴い、その公表を行う。</p>
<p>(3) 投資に当たっての格付利用</p>	<p>・外債について投資基準等として格付を概ね採用した。</p>	<p>・格付の定着にあわせ、投資情報として格付の利用を検討する。併せて格付機関の取りまとめた投資情報資料の購入促進について検討する。</p>
<p>(4) 証券会社の格付利用 (イ) 発行条件決定やマーケットメイク等の際の格付の活用 (ロ) 引受審査質問回答書の簡略化</p>	<p>・国内の転換社債、新株引受権付社債の発行条件において格付を重視している。</p> <p>・本年7月に、引受審査質問回答書の一部を簡略化した。</p>	<p>・発行市場、流通市場の発展に応じ、格付の利用拡大を検討する。</p> <p>・さらに引受審査質問回答書の一部を簡略化する。</p>
<p>(5) 受託銀行の格付利用</p>	<p>・受託手数料率について、一律料率から格付、発行ロットを基準にした体系に変更した。</p>	<p>・行政の格付利用について検討を進める。</p> <p>・米国の制度について研究を進める。</p>
<p>(6) 行政の格付利用 (イ) 年金等の投資適格証券、証券会社等金融機関の自己資本規制等における格付の活用等 (ロ) 一括登録制度における格付の活用</p>	<p>・証券会社の自己資本規制の中で、格付の利用を開始(試験実施)。</p>	<p>・行政の格付利用について可能なものにつき実施する。</p>
<p>3. 格付が機能する自由な市場づくり (1) 社債発行市場の整備 (社債発行限度規制、商品性の制約等の見直し)</p>		<p>・社債発行限度規制、商品性の制約等の市場規制、慣行の見直しを引き続き進める。</p>

(2) 適債基準の見直し	・社債の適債基準、財務制限条項に原則的に格付基準を導入した。	・適債基準及び財務制限条項の緩和を行うことを検討する。	・社債の発行状況、格付の利用状況を踏まえながら、適債基準の格付基準への一本化を図る。
(3) 流通市場の整備、拡充			・社債発行市場の整備にあわせ、流通市場の整備、拡充を進める。

(注) 表中の〔 〕部分は、引用者において補った説明ではなく出所における表記のとおりである。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成2年版』51-53ページ。

## 6-38 「証券投資信託業務の免許基準の運用について」(平成元年12月14日)

### 証券投資信託業務の免許基準の運用について

大蔵省

証券投資信託業務の免許基準については、証券投資信託法(昭和26年法律第198号)第7条に定められているところであるが、同条の基準の具体的適用は、下記に従って行う。

#### 1. 設立母体の資格要件

投資信託業務(設定・運用又は販売)を3年以上継続して営んでおり、相当の実績を有していると認められること。なお、外国業者の場合には、我が国投資信託市場における経験(例えば、その運用する外国投資信託の我が国市場における販売)とともに本国における実績等を勘案して判定する。

#### 2. 設立形態

(1) 複数の会社による共同設立は認められない。

(2) 設立母体からの出資については、設立母体が投資信託の設定・運用業務を行っている場合には単独での出資を基本とし、投資信託の販売業務を行っている場合には関係会社を含め3割程度までにとどめるものとする。

(3) 出資協力については、国内販売力の補完等投資信託業務の遂行に必要と認められる特別の理由があり、かつ投資信託会社としての独立性を損なわないと認められる場合には、出資を行う会社ごとに原則5%までの出資を認める。なお、投資信託の販売業務を行っている会社が設立母体となる場合については、上記(2)の規制があることを踏まえて、出資協力の必要性を判定する。

(注) 外国業者の場合、設立母体又はその関係企業が我が国で金融業務を営んでいる場合には、新設投資信託会社は、国内金融業務を営む企業との間に人的・資本的に十分な遮断措置を講ずる必要がある。遮断措置の在り方については、外国証券業者国内支店の場合に準ずる。

#### 3. 免許対象会社に関する要件

##### (1) 人的要件

##### イ. 経営体制

(イ) 一般投資家を中心とする受益者本位に徹した健全な経営を行うことを経営方針に据え、かつ投資信託業務を公正かつ適格に遂行しうる経営体制を有することを要する。

(ロ) 役員に、経歴等に照らして投資信託会社の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

##### ロ. 役職員構成

有価証券投資、投資信託業務に係る専門的知識・経験を有する者が十分に確保され、これらの者を含め、その営もうとする投資信託業務の適切な遂行に必要な人員が新設投資信託会社の国内の各部門に十分に配置されていること。役職員の配置が十分か否かは、その営もうとする投資信託業務の態様を踏まえ、近年の投資信託会社の新規設立時における各部門の役職員配置体制（各部門総計で平均30名程度）を参考として判定する。

#### ハ. 管理事務部門

受益証券の発行・管理、収益分配金・償還金の支払、信託財産の計算・管理等の事務を適切に行う管理事務部門の体制を有していること。なお、かかる業務の遂行を第三者にゆだねることは認められない。

### (2) 収支見込み及び資本金

#### イ. 収支見込み

(イ) 十分な投資信託販売が見込まれ、それに基づき良好な業務の収支見込みが得られること。この場合、投資信託販売見込みは現実的かつ確実性の高いものであることを要し、販売見込みの現実性・確実性については、国内業者については設立母体の投資信託販売実績に基づき判定し、外国業者については設立母体の運用する外国投資信託の国内販売実績等設立母体の国内における投資信託関連業務実績、国内証券会社との具体的な販売提携、本国投資信託実績等を総合的に勘案して判定する。

(ロ) 業務開始後3年以内に黒字転換が見込まれること。なお、外国業者の場合、この年限は5年までとすることができるものとする。

#### ロ. 資本金

資本金は5億円以上とする。ただし、上記イ(ロ)の黒字転換年限までの期間（外国業者が5年までの期間を選択した場合には当該期間）を通じ負債総額が資産総額を上回らないことを見込みうる水準であることを要する。

### (3) 独立性の確保

イ. 出向役員の受入れは認められない。

ロ. 職員の出向の受入れについては、独立性・自立性を損なうものでないと認められる場合にはこれを認めるものとする。

ハ. その使用する営業所につき関係企業からの物理的・経済的独立性が確保されていること。

### (4) 客観的準備状況

業務の適切な遂行に必要な役職員の確保、計理システム等業務開始に必要な物理的な体制の整備、販売提携等必要な販売体制の整備、その他客観的な準備の状況・具体的見通しが十分に整っていると認められること。

### (5) 市場の状況の考慮

その営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。

### (6) その他

上記に定めるほか、証券投資信託法の定めるその他の要件を満たしていること。

(注) 免許を受けた者は、(社)証券投資信託協会に加入することが求められる。

## 4. 審査手続

(1) 上記基準に基づく審査を希望する者は、我が国における投資信託関連業務の実績、本国における投資信託業務の実績（外国業者の場合のみ）等設立母体としての資格要件を満たすことを示す資料を添え、大蔵省に申出を行う必要がある。

(2) 設立母体としての資格要件を満たすと認められた者については、上記基準に基づき事前審査を行う。その際、設立する投資信託会社の人的構成、組織等の業務執行体制、国内販

売体制及び取支見込み、業務計画等の説明資料の提出を要する。

- (3) 事前審査の結果、免許を付与することが相当と認められた者については、会社設立に向け具体的準備を進めるべきことを指示する。
- (4) 具体的準備が整った段階で内免許申請を受付ける。

## 5. 今後の進め方

審査は今後少なくとも年1回程度行うこととする。初回の事前審査は、平成2年2月末までに申出を行い、設立母体としての資格要件を満たすと認められた者について、同年3月以降行う。

(注) 本運用は、平成元年12月14日に公表された(証券投資信託協会編『証券投資信託年報(平成元年版)』(平成2年、証券投資信託協会)125ページ)。

(出所) 証券投資信託協会編『証券投資信託年報(平成2年版)』(平成3年、証券投資信託協会)81-83ページ。

## 6-39 「国内CPの見直し」(平成2年1月31日)

### 国内CPの見直し

(平成2年1月31日・大蔵省)

居住者国内CPについては、昭和62年12月に発行が解禁され、また非居住者国内CPについても翌63年1月に解禁された。その後63年12月に国内CPのルールの見直しが行われたが、今般さらに下記のとおりルールの見直しを行うこととした。

#### 記

	現	行	見直し案
○ CPの商品設計			
1. 基本的位置付け	優良企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行うための手段		同左
2. 法的性格	約束手形		同左
3. 期間	2週間以上9ヶ月以内		同左
4. 利付方式	割引方式		同左
5. 額面	1億円以上		同左
○ CPの発行・流通等			
6. 発行適格企業	最上位のA-1等のCP格付取得企業(約350社)及び次位のA-2等の格付取得企業で純資産550億円以上のもの(約60社)		最上位のA-1等のCP格付取得企業(約350社)、及び次位のA-2等の格付取得企業で純資産330億円以上のもの(約180社)。
	(当面、現行の発行適格企業は、CP格付を取得しないで引き続きCPを発行できるものとする。)		廃止
	(注) 複数の格付機関からのCP格付の取得・公表を要するものとするが、上記基準の関係では一のCP格付が基準を充足すれば足りる。 上場会社に限定。		同左
	ただし、非上場企業であっても、3年以上証券法上の継続開示を行っている会社であれば発行が可能。		同左

7. バックアップライン (BL)・保証	<p>原則として、BLの設定又は金融機関の保証必要</p> <p>一定の基準を充足した企業（約60社）についてはBLの設定等を任意とする。</p> <p>最上位のA-1等のCP格付を取得し一定の数値基準を充足する企業（約40社）については、BLの設定を任意とするが、格付機関が一定割合のBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。</p> <p>その余のCP格付取得企業については、発行額の50%のBL設定を必要とするが、格付機関が発行額の50%を超えるBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。</p>	<p>同左</p> <p>廃止</p> <p>ただし、格付機関がBLの全部又は一部の設定を不要と判断する場合には、これを設定しないことができる。</p>
8. 金融関連企業	<p>証券金融会社は、上記6の発行適格基準を充足する場合には、CPを発行できるものとする。</p> <p>証券会社等のCP発行については引き続き検討を行う。</p>	<p>同左</p> <p>証券会社は、上記6の発行適格基準を充足する場合には、一定の条件の下で、CPを発行できるものとする。</p> <p>信販会社、リース会社等のCP発行については、引き続き検討を行う。</p>
9. 発行方法	販売人を通じて発行	同左
10. 販売人	金融機関・証券会社	同左
11. 販売対象	機関投資家等	同左
12. ディスクロージャー	<p>証取法上のディスクロージャーは不要だが、発行会社等の概要説明を交付</p> <p>CP格付を取得している企業に対しては、当該CP格付、発行限度額、設定が必要なBLの割合及び、実際に設定するBLの割合の開示を、また、CP格付を取得しないでCPを発行する企業に対しては、発行限度額および発行残高の開示をそれぞれ必要とする。</p>	同左
13. 流通	金融機関・証券会社・短資会社	同左
14. 投信に対する組入れ規制	余裕金の範囲内で各ファンドの純資産の20%以内	余裕金の範囲内でCPのほかCDも含め各ファンドの純資産の45%以内とする。

○上記の見直しについては、原則として非居住者国内CPについても適用するものとする。

○平成2年2月15日（木）から実施する。

ただし、所要の準備期間を考慮し、①証券会社によるCP発行に係るルールについては、平成2年4月2日（月）から、②上記6の一部及び7の一部のルールの廃止については、平成2年10月1日（月）から、それぞれ適用する。

○1年後に市場動向等をふまえ、再度の見直しを行う。

（出所）『大蔵省証券局年報 平成2年版』58-59ページ。

6-40 格付についての懇談会「格付の定着に向けて（2年6月報告）」（平成2年6月21日）

格付の定着に向けて（2年6月報告）

（平成2年6月21日・格付についての懇談会）

今回、平成元年6月に公表した報告「我が国資本市場における格付の定着について」における提言の着実な実施を図るため、昨年12月に引き続き、第2回目のフォローアップのための格付についての懇談会を開催した。

今回も前回と同様、別紙のとおり、格付の定着のための方策について、その手順を明らかにすべく、とりまとめた。

今後とも、関係各位の着実な格付定着のための努力が期待される。

（別紙）

格付定着のための方策とスケジュール

格付定着のための方策	昨年秋以降これまでに実施した事項	本年秋までに実施または検討する事項	本年の秋以降に実施または検討する事項
<p>1. 格付機関自らの努力、改善</p> <p>(1) 独立性・中立性の確立及び機密保持・情報管理の徹底（内部体制等の再点検、職員への指示の徹底、発行体への積極的説明・PR）</p> <p>(2) 経営基盤の確立</p> <p>(イ) 格付手数料収入以外の情報提供による収入の増加</p> <p>(ロ) 組織、体制の整備</p> <p>(3) 国際的通用度の向上</p> <p>(イ) 非居住者債、本邦企業外債への格付</p> <p>(ロ) 海外投資家向けの情報提供・PR</p> <p>(4) 信頼される格付結果とその実績の積み重ね等（格付手法やレビューシステムの見直し、工夫、格付の意義・手法等の公表、機動的な格付の研究）</p>	<p>・社内体制の再点検、及び職員への指導の再徹底を行った。</p> <p>・格付機関の独立性の確立や機密保持のための仕組みについて、パンフレット等を通じての関係者への積極的な説明を行った。</p> <p>・1社は、調査レポートを作成・販売し、他の1社は「年金情報」を創刊した。</p> <p>・要員の拡充、社内体制の見直し、効率化の推進により複数格付導入、CP格付増加に対処した。</p> <p>・FT社「世界格付年鑑」への情報提供を開始した。</p> <p>・2社は、海外起債のための格付内容説明資料を発行体の依頼に基づき作成交付した。</p> <p>・格付先の業績変化に対応し、機動的な格付見直しを実施する体制を整備した。</p> <p>・格付の手法や考え方について、発行体・投資家に対する説明資料を作成、配付した。</p> <p>・出版、寄稿、講演等により格付について解説した。</p>	<p>・格付機関の独立性の確保や機密保持のための仕組みについて、さらに積極的な説明を強化する。</p> <p>・格付業務の増大へ対応し、格付機関の要員拡充及び質的向上を図る。</p> <p>・コンピュータの高度利用、要員の拡充・強化を図り、より効率的かつ効果的な体制作りを目指す。</p> <p>・非居住者債、本邦企業外債等の格付に積極的に取り組み、実績を積み重ねて行く。</p> <p>・格付実績の一層の積み重ねを通して、世界各国の格付情報市場における知名度の向上と信頼の確保を図る。</p> <p>・英文による格付情報の提供強化を行う。</p> <p>・本邦企業の格付情報を海外市場に積極的に提供する。</p> <p>〔専門性の向上〕</p> <p>・格付基準、格付手法、レビューのシステム等については常時見直しを行い、より専門性を〔注〕高く、正確かつ効率的なシステムの構築に継続的に取り組んでいく。</p> <p>・業種別専門家の育成に取り組んでいく。</p> <p>〔公表情報の充実〕</p> <p>・格付レポート内容の一層の充実を図る。</p>	<p>・格付担当職員のプロパー化を促進する。</p> <p>・格付手数料以外の営業収入を得るべく情報誌の有料化等の具体策を検討する。</p>

<p>(5) 格付対象の拡大 (金融証券化関連商品の格付)</p> <p>(6) 行政の格付利用 年金等の投資適格証券、証券会社等金融機関の自己資本規制等における格付の活用等</p> <p>2. 格付が機能する自由な市場づくり</p>	<p>・非居住者金融機関CD等の格付を開始した。</p> <p>・証券会社の自己資本規制の中で、格付の利用を開始（本格実施）。（平成2年4月）</p> <p>・厚生年金基金等の運用について、格付を利用。（平成2年3月）</p>	<p>〔市場関係者の理解獲得〕・格付意義、格付の理由等の発行体・投資家に対する説明を従来以上に充実し、格付についての的確な理解を得るべく努力していく。</p> <p>〔機動的発行への対応〕・発行体が資本市場から機動的な資本調達が可能になるよう、発行体のニーズに合わせ、格付の手続き等を随時見直していく。</p> <p>〔その他〕</p> <p>・本年10月よりCPの複数格付制度への全面移行を踏まえ、長期債及びCP双方について格付をとる場合について、料金の明確化を図ることを検討する。</p> <p>・アセットバック証券等の新たな証券化商品の格付の準備を実施する。</p> <p>・行政の格付利用について検討を進める。</p>	<p>・レビュー結果変更なしの格付についても公表を検討する。</p> <p>・イベントリスク発生時の迅速な情報提供（格付変更等）</p> <p>・社債発行限度規制、商品性の制約等の市場規制、慣行の見直しを引き続き進める。</p> <p>・行政の格付利用について可能なものにつき実施する。</p>
<p>(1) 社債発行市場の整備 (社債発行限度規制、商品性の制約等の見直し)</p> <p>(2) 適債基準の見直し</p> <p>(3) 流通市場の整備、拡充等</p>	<p>・社債発行限度規制について、暫定的な措置として、現行法の二重の基準から純資産基準への一本化を図り、ワラント債を社債発行限度暫定措置法の対象社債として加えるという商法等の一部を改正する法律案が、第118回国会に提出された。</p>	<p>・発行基準及び無担保債基準の緩和ならびに財務制限条項の緩和を早急に実施する。</p>	<p>・社債の発行状況、格付の利用状況を踏まえながら、適債基準の格付基準への一本化を図る。</p> <p>・社債発行市場の整備にあわせ、流通市場の整備・拡充を進める。</p> <p>・CPの発行適格企業の拡大を検討する。</p>

(注) 本表中の〔 〕部分は凡例5によらない。すなわち、執筆者及び編集者により補った説明ではなく出所における表記である。また、「〔注〕」が示す部分「より専門性を高く」についても、出所における表記のとおり掲載した。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成2年版』54-56ページ。

## 6-41 「証券取引法の一部を改正する法律」(平成2年法律第43号)の概要

(平成2年6月22日公布)

## 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成2年4月24日	平成2年4月24日	平成2年5月31日 可決	平成2年6月1日 可決	平成2年4月24日 (予)	平成2年6月14日 可決	平成2年6月15日 可決

(注) 参議院委員会付託日の欄の「(予)」は、予備付託年月日。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第118回国会【特別会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/118/1183305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/118/1183305.pdf)より作成。

## 2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国の制度との調和を図る等の観点から公開買い付け制度の見直し等を行うことが緊要となっております。

したがいまして、証券取引法を改正することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、株券等の大量保有の状況に関する開示制度、いわゆる五％ルールを導入することといたしております。これは、上場会社等の発行済み株式総数等の五％を超える株券等を実質的に保有することとなった場合及びその後株券等の保有割合に一％以上の変動が生じた場合には、五日以内に大蔵大臣に報告することを義務づけ、その違反に対しては刑事罰を科することとするものであります。

第二に、公開買い付け制度につきましては、事前届け出制を廃止し、新聞公告の日に届け出書を提出させることとするとともに、制度の対象範囲について、これまで発行済み株式総数の一〇％以上を所有することとなる市場外の買い付けとされていたのを、五％ルールの導入に合わせて五％超に引き下げることにしております。

以上のほか、外国証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があった場合には、関係人に対して報告または資料の提出を求めることができることとする等所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成2年5月31日)。

## 3. 法律案の要旨

本法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から公開買い付け制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、株券等の大量保有の状況に関する開示制度の導入

1 いわゆる五％ルールを導入することとし、上場会社等の発行済み株式総数等の五％を超



える株券等を実質的に保有することとなった場合、その株券等の保有状況を五日以内に大蔵大臣に報告することを義務付ける。

- 2 1の報告を行ってから後に、株券等の保有割合の1%以上の変動があった場合にも同様とする。
  - 3 報告書の不提出、虚偽記載等については、刑事罰則を設ける。
- 二、公開買付制度の見直し
- 1 公開買付けの事前届出制を廃止し、新聞公告をもって公開買付けができることとし、公告日に公開買付届出書を大蔵大臣に提出する。
  - 2 制度の対象範囲について、発行済株式総数等の10%以上を所有することとなる証券市場外の買付けを、5%ルールを導入に合わせて、5%超に引き下げる。
- 三、その他の改正
- 外国の証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があった場合には、関係人に対して報告または資料の提出を求めることができる。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第118回国会【特別会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/118/1183305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/118/1183305.pdf)。

#### 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

##### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成2年5月31日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今後とも、企業会計、株券等の大量保有状況、取引実態等有価証券取引を行うに際して重要な情報の公開制度の拡充を図ること。
- 一 内部者取引等有価証券に係る不正取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において具体的な規制内容について周知、明確化させることを含め未然防止体制の整備に万全を期するとともに、不正取引の監視体制の充実に努めること。なお、今後の取引の状況も踏まえ、罰則のあり方も含めて規制のあり方について常に検討を加えること。」

##### ○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成2年6月14日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 有価証券取引の現状にかんがみ、今後とも、企業内容等の開示、株券等の大量保有状況、取引実態等重要な情報の公開制度の充実に努めること。
- 一 有価証券に係る内部者取引等不正取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において具体的な規制内容について周知、明確化させることを含め未然防止体制の整備に万全を期するとともに、市場監視・検査体制の充実に努めること。また、証券取引の国際化等今後の取引の状況を踏まえ、罰則をも含め規制のあり方等について、常に検討を行うこと。右決議する。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成2年5月31日)。参議院「大蔵委員会会議録」(平成2年6月14日)。

## 6-42 「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて」(平成2年11月1日)

普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて  
(平成2年11月1日 大蔵省)

1 平成2年6月15日証券取引審議会基本問題研究会第2部会報告において社債発行市場における諸規制・諸慣行の見直し・撤廃が指摘されていることを踏まえ、社債発行市場自由化のための段階的措置として、国内における公募普通社債、転換社債(上場会社及び店頭登録会社)及び新株引受権付社債(上場会社)の適債基準及び財務制限条項の見直しを別表1及び2のとおり行うこととした。

なお、この見直しの概要は次のとおりである。

### (1) 適債基準の緩和

ア 数値基準を廃止し、格付による基準に一本化したこと

イ 無担保社債の格付による基準に付していた純資産額による限定を廃止したこと

### (2) 財務制限条項の改善

ア 個々の条項について

(ア) 普通社債及び新株引受権付社債の担保提供制限について、①担保提供制限に抵触しないで担保権を設定できる債務の範囲を拡大したこと、②発行時に担保付債務が純資産額の一定範囲以内であることを要するとの現行の取扱いを原則として廃止したことなどの緩和を行ったこと

(イ) 追加債務負担制限条項及び利益維持条項の内容を合理化したこと

イ 財務制限条項を付する程度について

格付及び純資産額による区別を簡素化し、追加債務負担制限、利益維持及び配当制限の各条項について選択を可能にするなどその程度を全体的に緩和したこと

2 上記の見直しについては、平成2年11月5日起債銘柄から実施するものとする。ただし、平成3年1月31日起債銘柄までは従前の例によることもできるものとする。

### 別表1

#### ○ 適債基準の緩和

		現 行	緩 和 内 容
入口基準	普通社債	・BBB格相当以上	・現行どおり
	新株引受権付社債	・BBB格相当以上、かつ1株当たり配当金直近3期連続3円以上又は直前期4円以上	
	転換社債	・BB格相当以上(複数格付の取得)、かつ1株当たり配当金5円以上、1株当たり税引経常利益7円以上	
数値基準	普通社債・新株引受権付社債	(例) 純資産額30億円以上60億円未満の場合、1株当たり配当金直近3期連続5円以上ほか	・廃止
	転換社債	(例) 純資産額30億円以上60億円未満の場合、1株当たり配当金直前期5円以上、1株当たり税引経常利益7円以上ほか	
無担保基準	普通社債・新株引受権付社債	・AA格相当以上又はA格相当かつ純資産額330億円以上	・A格相当以上
	転換社債	・A格相当以上又はBBB格相当かつ純資産額330億円以上 (留保物件付の場合には、A格相当以上又はBBB格相当かつ純資産額200億円以上)	・BBB格相当以上。ただし、BBB格相当かつ純資産額200億円未満の銘柄については財務制限条項として特定物件の留保が必要(留保物件付の場合の基準は廃止)
	普通社債・新株引受権付社債	(例) 純資産額550億円以上1100億円未満の場合、自己資本比率50%以上ほか	・廃止
転換社債	(例) 純資産額200億円以上330億円未満の場合、自己資本比率50%以上ほか		

別表2  
○ 財務制限条項の改善

項 目	各条項の改善内容等											
	(普通社債及び新株引受権付社債) ・担保提供制限に抵触しないで担保権を設定できざる債務の範囲を、現行の純資産額の原則10%以内(上限20%で発行時を含む。)から一律20%以内(発行後のみ)に拡大する。 ・発行時に担保付債務が純資産額の20%以内であることを要することの現行の取扱いを廃止する。ただし、発行する当該社債がA格相当の場合は、発行時に既存担保付社債等を除く担保付債務が純資産額の50%以内であることを要するものとする。 ・担保付切換による担保権の設定に代えて受託会社が認める特定物件の留保を行い得るものとし(現行では認められていない。)、この場合、担保提供制限条項は解除されるものとする。 ・(転換社債) ・現行どおり ・現行の自己資本比率維持と純資産額維持の2本立てから、純資産額維持に一本化し、その内容は現行どおりとする。 ・利益維持不遵守による期限の利益喪失に対する救済規定中、現行の「3期目の経常損失額が当該期末の純資産額の10%以内である場合」とあるのを、「3期間の経常損失累計額が、当該経常損失発生1期目直前期の純資産額の30%以内の場合」とする。 ・現行どおり											
担保提供制限												
追加債務負担制限												
利益維持												
配当制限												
格付及び純資産額による財務制限条項を付する程度 ○=必要な条項 - =不要な条項												
普通社債・新株引受権付社債												
見直し後												
現 行												
見直し後												
現 行												
符号は格付数字は純資産額で単位億円	AAA	A550以上	A550	A1100	A550	A550	AAA	AA1100以上	A2000	AA1100	AAA	BBB330未満
	AA	A550以上	A550	550	330	330	AA1100以上	A2000	1100	550	BBB330	200以上
担保提供制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
追加債務負担制限	3条項のうち1条	3条項のうち2条	3条項のうち1条	自己資本比率維持	自己資本比率維持	自己資本比率維持	○	○	○	○	○	○
	以上必須(注)	以上必須(注)	以上必須(注)	維持	維持	維持	○	○	○	○	○	○
利益維持	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配当制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 担保付切換条項を付さない銘柄については、少なくとも純資産額維持条項を付するものとする。

(出所) 「大蔵省証券局年報 平成3年版」11-13ページ。

## 6-43 「証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律」(平成3年法律第96号)の概要

(平成3年10月5日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成3年9月18日	平成3年9月20日	平成3年9月26日	平成3年9月27日	平成3年9月30日	平成3年10月2日	平成3年10月3日	平成3年9月20日 衆本会議趣旨説明 平成3年9月30日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第121回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/121/1212310.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/121/1212310.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

今回の証券会社による大口法人顧客等に対する損失補てんは、免許会社としての規範に著しく反するものであり、こうした行為により一般の投資者の証券市場に対する信頼が大きく損なわれました。

本法律案は、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による損失保証、損失補てんを禁止する等の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、損失保証、損失補てん等を禁止することといたしております。これは、証券会社による損失保証、損失補てん等を禁止するとともに、顧客が証券会社の損失保証、損失補てん等を要求する行為を禁止し、それらの違反に対しては、刑事罰を適用することとするものであります。

第二に、取引一任勘定取引を禁止することといたしております。取引一任勘定取引は、今回問題となりました損失補てん等の温床となりやすいことから、これを禁止することとし、その違反は行政処分の対象とすることといたしております。

以上の改正点につきましては、証券取引法のみならず、外国証券業者に関する法律についても同様の改正を行うことといたしております。

以上、証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成3年9月20日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国の証券市場の実情にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等の措置を講じ、併せて外国証券業者に対しても同様の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、損失保証、損失補てん等の禁止

- 1 証券会社による損失保証、損失補てんを禁止し、刑事罰を適用する。証券会社による利益の保証、利益の追加も処罰の対象とする。また、証券会社が第三者を利用している場合も含めることとする。
- 2 顧客が証券会社の損失保証、損失補てん行為を要求して損失保証、損失補てんを受ける

ことを禁止し、刑事罰を適用する。顧客が利益の保証、利益の追加を要求して利益の保証、利益の追加を受けることも処罰の対象とする。また、顧客が第三者を利用している場合も含めることとする。

3 証券事故（証券会社の違法又は不当な行為）による顧客の損失を償う場合には刑事罰の対象としない。

#### 4 刑事罰の量刑

損失保証、損失補てん等を行った証券会社は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

損失保証、損失補てん等を要求して損失保証、損失補てんを受けた顧客は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、供与を受けた財産上の利益は没収又は追徴する。

### 二、証券会社の取引一任勘定取引の禁止

売買の別、銘柄、数又は価格について顧客の一任を受けて行う売買取引等を禁止し、違反に対しては行政処分の対象とする。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第121回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/121/1212310.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/121/1212310.pdf)。

#### 4. 附帯決議

参議院証券及び金融問題に関する特別委員会において以下の附帯決議がなされた。また、衆・参両証券及び金融問題に関する特別委員会において、「証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議」（略）がなされた。

#### ○参議院証券及び金融問題に関する特別委員会における附帯決議（平成3年10月2日）

「政府は、次の事項について、配慮すべきである。

- 一、法制審議会における審議の状況等を踏まえ、損失補てん等に係る罰則について、法人の処罰を重くする制度を導入すること。
  - 一、証券会社の顧客が、損失補てんの認識をもって財産上の利益を受ける行為に対する罰則の適用については、引き続き検討を行うこと。
  - 一、取引一任勘定取引禁止の例外規定を省令に規定する場合においても、取引の公正を害することのないよう、極力その範囲を限定し、損失補てん等の温床とならないよう配慮すること。
  - 一、証券取引上の混乱を避けるため、証券業協会及び証券取引所により決定される自主ルールはすべて公開し、本制度の適用に関し、その内容が具体的、かつ、明確となるよう配慮すること。
  - 一、証券取引における自己責任原則を周知徹底するための適切な措置を講ずること。
  - 一、顧客の行ういわゆる仮名取引の受託等の禁止、特定少数の銘柄の一律集中的な推奨等、不適当な営業行為の規制については、法改正等の適切な規制方法の検討を含め、その徹底のため、更に指導を強化し、厳正を期すること。
  - 一、証券取引法、銀行法その他の法律に照らし、証券・金融市場の公正を損なうような事態が認められた場合には、すみやかに国会に報告するとともに、機動的な法運営を行い、行政処分等適切な措置を講ずること。
- 右決議する。」

（出所）参議院「証券及び金融問題に関する特別委員会会議録」（平成3年10月2日）。衆議院「証券及び金融問題に関する特別委員会会議録」（平成3年9月26日）。

## 6-44 格付についての懇談会「格付の一層の定着に向けて（3年12月報告）」（平成3年12月13日）

格付の一層の定着に向けて（3年12月報告）

（平成3年12月13日  
格付についての懇談会）

平成元年6月に公表した報告「我が国資本市場における格付の定着に向けて」における提言の着実な実施を図るため、元年12月、2年6月、2年12月に引き続き、第4回目のフォローアップのための格付についての懇談会を開催した。

今回も前回と同様、前回の懇談会以降格付の定着のために実施した事項及び今後格付の一層の定着に向けて実施または検討していく方策とその手順について明らかにすべく、別紙のとおり取りまとめた。

今回は、単に上記提言のフォローアップのみでなく、格付の一層の定着に向けての新たな方策についても検討するため、3回にわたりワーキング・グループによる準備会合が開催された。

今回の報告の特徴的な点は次のとおりである。

当懇談会において、これまで格付を円滑かつ迅速に定着させて行くための手順が明らかにされ、格付定着のための諸方策が関係者により積極的に推進されてきたことから、近年我が国資本市場において格付が次第に定着してきている。この1年間においても、①格付機関自らの努力・改善、②市場関係者等の理解・協力、③格付けが機能する自由な市場づくり、のそれぞれの分野において、積極的な取り組みが行われ、相当の前進をみたと言えよう。

その結果、これまでに格付機関の組織・体制の整備、格付実績の積み重ね等もかなりの程度進展し、発行体による国内、海外起債における格付取得、格付対象の広がり、複数格付の取得等も進んでいるほか、保険会社・厚生年金基金・共済組合等の財産運用基準、証券会社の自己資本規制等への格付基準の導入等行政面での格付利用、社債やCPの適債基準・発行基準の格付基準への一本化、引受証券会社や受託銀行による発行条件等の決定における格付の活用等も図られ、投資家や市場仲介者等の側においても格付の活用が進められてきている。

他方、我が国企業の資金調達をみると、近年、内外資本市場を通じ、普通社債、転換社債、新株引受権付社債、CP等により活発に行われてきたが、特に昨年来の株式市場の低迷の下で、普通社債の発行が企業の重要な資金調達手段として期待されているところであり、社債発行市場における諸規制・諸慣行の改善も進められてきていることから、今後、社債発行市場の一層の活性化が予想される。また、法制審議会社債法小委員会において、本年6月に社債法改正の方向性と基本的枠組みが取りまとめられ、公表されたところであるが、そこでは、社債発行限度規制の撤廃の方向性が示されている。

更に、金融の証券化の進展に伴い、我が国においても、アセットバック証券等新たな証券化関連商品の導入・発展が当面の課題となっており、この面での格付利用の必要性も高い。

このような状況の下で、我が国資本市場が発行・流通の両面においてマーケットメカニズムを基本とする自由で開かれた効率的な市場として一層発展していくためには、自己責任原則が充分機能するよう環境整備を急ぐ必要があり、そのためにも更なる格付の定着が望まれるところである。

その場合、今後のより一層の格付定着の方策としては、格付機関自らの努力・改善や発行体による格付取得の促進等を引き続き推進していくことが必要なことは言うまでもないとしても、従来のような発行ルール上の格付利用や行政面での格付利用のような制度面を中心とした段階から、格付の本来の機能である投資情報としての投資家による格付利用或いは格付を軸とした市場の形成といった観点からの市場仲介者による格付利用等格付情報の利用者のニーズの高まりを一段の推進力とすべき段階に至っていると考えられる。

このような認識の下、今回の報告においては、格付機関自らの努力・改善の必要性や複数格付の取得の推進等発行者サイドの措置等に加え、例えば、「市場関係者において、格付対象の拡大及び格付取得の促進に向けての取り組みを行う」、「機関投資家等において、投資基準としての格付利用をより一層拡大することを検討する」、「格付機関において、各格付機関の情報を統合した一覧性のある資料・情報誌等の定期刊行の実施を検討する」、「発行条件決定、マーケットメイクにおける格付の一層の活用を図る」、「日本銀行の適格担保債券審査に当たり格付の活用を検討する」等のような、市場関係者、とりわけ投資家等の格付に対するニーズの高まりを背景とする措置に重点を置く内容となった。

なお、転換社債・CPについては、複数格付取得が定着しており、普通社債・新株引受権付社債についても複数格付を取得している企業が増加しているが、引き続き市場関係者において普通社債・新株引受権付社債の複数格付取得の普及に努めるとともに、そのための条件整備を進めていくこと、また、行政においても、市場関係者のニーズを踏まえ引き続き行政の格付利用及びそれに伴う格付機関の位置付けの明確化について検討していくこと、格付が機能する自由な市場を構築する観点から、引き続き諸規制・諸慣行の見直し、内外社債の適債・発行基準の見直し・撤廃等について検討していくこととされている。

今後、今回の取りまとめの趣旨に従って、市場関係者各位が更なる格付の定着のために、より一層の主体的・積極的な取組みをしていくことが期待される。

(別紙略)

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成4年版』13-14ページ。

## 6-45 「「証券投資信託業務の免許基準の運用について」の改正について」(平成4年4月24日)

「証券投資信託業務の免許基準の運用について」の改正について

平成4年4月24日

大 蔵 省

証券投資信託業務の免許基準の運用については、平成元年12月14日に現行の運用基準を公表し、当該基準に基づいて現在までのところ新規に外資系4社及び国内系1社に免許を付与してきたところであるが、本年1月28日の証券取引審議会の報告書において、現行の免許運用基準の見直しについて提言されたところから、報告書に沿って現行基準を改正することとしたものである。

(主な改正事項)

1. 新たに設立母体として、投資一任業務を営んでいる会社を認める。
2. 外国業者については、我が国における投資信託の販売実績等の要件を削除する。
3. 複数の設立母体による共同設立を認める。
4. 投資信託委託会社の役職員数についての要件を削除する。
5. 管理事務の第三者への委託を認める。
6. 最低資本金を5億円から3億円に引き下げる。
7. 免許の審査は、標準処理期間を設け随時行う。(これまでは年1回)

(参考1) 証券投資信託業務の免許運用基準の新旧対照表

新	旧
<p>証券投資信託業務の免許基準については、証券投資信託法（昭和26年法律第198号）第7条に定められているところであるが、同条の基準の具体的な適用は、下記に従って行う。</p> <p>1. 設立母体の資格要件  <u>投資信託の設定・運用若しくは販売業務、又は投資一任業務を3年以上継続して営んでおり、相当の実績を有していると認められること。</u>なお、外国業者の場合には、<u>本国における実績等により判定する。</u>また、<u>複数の会社による共同設立の場合においては、当該複数の会社全体について判定する。</u></p> <p>2. 出資            (1) <u>複数の会社による共同設立を認める。</u>            (2) <u>各設立母体及びその関係会社からの出資額は、3割程度までにとどめるものとする。</u>            (3) <u>設立母体以外の出資者の出資額は、各設立母体からの出資額未満とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>設立母体及びその関係会社以外の出資者及びその関係会社からの出資額は、各設立母体及びその関係会社からの出資額未満とする。</u>            (5) <u>上記(4)の要件を満たすために必要と認められる場合には、設立母体とその関係会社間において上記(3)は適用しない。</u>            (6) <u>外国業者が設立母体となる場合においては、上記(2)を適用しない。</u></p> <p>3. 免許対象会社に関する要件            (1) 人的要件            イ. 経営体制            (イ) <u>一般投資家を中心とする受益者本位に徹した健全な経営を行うことを経営方針に据え、かつ投資信託業務を公正かつ的確に遂行しうる独立した経営体制を有することを要する。</u></p>	<p>1. 設立母体の資格要件  <u>投資信託業務（設定・運用又は販売）を3年以上継続して営んでおり、相当の実績を有していると認められること。</u>なお、外国業者の場合には、<u>我が国投資信託市場における経験（例えば、その運用する外国投資信託の我が国市場における販売）とともに本国における実績等を勘案して判定する。</u></p> <p>2. 設立形態            (1) <u>複数の会社による共同設立は認められない。</u>            (2) <u>設立母体からの出資については、設立母体が投資信託の設定・運用業務を行っている場合には単独での出資を基本とし、投資信託の販売業務を行っている場合には関係会社を含め3割程度までにとどめるものとする。</u>            (3) <u>出資協力については、国内販売力の補完等投資信託業務の遂行に必要と認められる特別の理由があり、かつ投資信託会社としての独立性を損なわないと認められる場合には、出資を行う会社ごとに原則5%までの出資を認める。なお、投資信託の販売業務を行っている会社が設立母体となる場合については、上記(2)の規制があることを踏まえて、出資協力の必要性を判定する。</u>            (注) <u>外国業者の場合、設立母体又はその関係企業が我が国で金融業務を営んでいる場合には、新設投資信託会社は、国内金融業務を営む企業との間に人的・資本的に十分な遮断措置を講ずる必要がある。遮断措置の在り方については、外国証券業者国内支店の場合に準ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 免許対象会社に関する要件            (1) 人的要件            イ. 経営体制            (イ) <u>一般投資家を中心とする受益者本位に徹した健全な経営を行うことを経営方針に据え、かつ投資信託業務を公正かつ的確に遂行しうる経営体制を有することを要する。</u></p>



新	旧
<p>(ロ) 役員に、経歴等に照らして投資信託会社の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。</p> <p>ロ. <u>業務執行体制</u> 有価証券投資、証券投資信託に係る専門的知識・経験を有する者が十分に確保され、これらの者を含め、その営もうとする投資信託業務及び自ら募集を行おうとする場合においては当該募集の適切な遂行に必要な人員が新設投資信託会社の国内の各部門に十分に配置されている等、投資信託業務を忠実かつ確に執行しうる体制を有していること。 なお、管理事務について、その適正な遂行が確保される場合には、第三者への委託を認める。</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) 収支見込み及び資本金</p> <p>イ. 収支見込み</p> <p>(イ) <u>投資信託の販売見込みは現実的なものであることを要し、それに基づき良好な業務の収支見込みが得られること。</u></p> <p>(ロ) <u>業務開始後、翌決算期以降原則として3年以内に黒字転換が見込まれること。</u> なお、外国業者の場合、この年限は5年までとすることができるものとする。</p> <p>ロ. 資本金 資本金は3億円以上とする。ただし、上記イ(ロ)の黒字転換年限までの期間(外国業者が5年までの期間を選択した場合には当該期間)を通じ純資産額(資産総額から負債総額を控除した額)が5千万円を下回らないことを見込みうる水準であることを要する。</p> <p>(3) 独立性の確保</p> <p>イ. 出向役員の受入れは認められない。</p> <p>ロ. 職員の出向の受入れについては、独立性・自立性を損なうものでないと認められる場合にはこれを認めるものとする。</p>	<p>(同 左)</p> <p>ロ. <u>役員構成</u> 有価証券投資、投資信託業務に係る専門的知識・経験を有する者が十分に確保され、これらの者を含め、その営もうとする投資信託業務の適切な遂行に必要な人員が新設投資信託会社の国内の各部門に十分に配置されていること。役職員の配置が十分か否かは、その営もうとする投資信託業務の態様を踏まえ、近年の投資信託会社の新規設立時における各部門の役職員配置体制(各部門総計で平均30名程度)を参考として判定する。</p> <p>ハ. <u>管理事務部門</u> 受益証券の発行・管理、収益分配金・償還金の支払、信託財産の計算・管理等の事務を適切に行いうる管理事務部門の体制を有していること。なお、かかる業務の遂行を第三者にゆだねることは認められない。</p> <p>(2) 収支見込み及び資本金</p> <p>イ. 収支見込み</p> <p>(イ) <u>十分な投資信託販売が見込まれ、それに基づき良好な業務の収支見込みが得られること。</u>この場合、投資信託販売見込みは現実的かつ確実性の高いものであることを要し、販売見込みの現実性・確実性については、国内業者については設立母体の投資信託販売実績に基づき判定し、外国業者については設立母体の運用する外国投資信託の国内販売実績等設立母体の国内における投資信託関連業務実績、国内証券会社との具体的な販売提携、本国投資信託実績等を総合的に勘案して判定する。</p> <p>(ロ) <u>業務開始後3年以内に黒字転換が見込まれること。</u>なお、外国業者の場合、この年限は5年までとすることができるものとする。</p> <p>ロ. 資本金 資本金は5億円以上とする。ただし、上記イ(ロ)の黒字転換年限までの期間(外国業者が5年までの期間を選択した場合には当該期間)を通じ負債総額が資産総額を上回らないことを見込みうる水準であることを要する。</p> <p>(3) 独立性の確保</p> <p>(同 左)</p> <p>ロ. 職員の出向の受入れについては、独立性・自立性を損なうものでないと認められる場合にはこれを認めるものとする。</p>

新	旧
<p><u>ただし、運用担当者については、設立当初を除き、出向の受入れは認められない。</u></p> <p>ハ、その使用する営業所につき関係企業からの物理的・経済的独立性が確保されていること。</p> <p>(4) 客観的準備状況 業務の適切な遂行に必要な役職員の確保、経理システム等業務開始に必要な物理的な体制の整備、販売提携又は自ら募集を行う場合においては<u>その方策等必要な販売体制の整備、その他客観的な準備の状況・具体的見通しが十分に整っていると認められること。</u></p> <p>(5) 市場の状況の考慮 その営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。 <u>なお、本条項は、競争制限の効果を有するものではない。</u></p> <p>(6) その他 上記に定めるほか、証券投資信託法に定めるその他の要件を満たしていること。 (注) 免許を受けた者は、(注)証券投資信託協会に加入することが求められる。</p> <p>4. 審査手続</p> <p>(1) 上記基準に基づく審査を希望する者は、設立母体としての資格要件を満たすことを示す資料を添え、大蔵省に申出を行う必要がある。</p> <p>(2) 設立母体としての資格要件を満たすと認められた者については、上記基準に基づき事前審査を行う。その際、設立する投資信託会社の人的構成、組織等の業務執行体制、国内販売体制（自ら募集を行う場合においては<u>その方策等</u>）及び収支見込み、業務計画等の説明資料の提出を要する。</p> <p>(3) 事前審査の結果、免許を付与することが相当と認められた者については、会社設立に向けて具体的準備を進めることを指示する。</p> <p>(4) 具体的準備が整った段階で内免許申請を交付ける。</p> <p>5. 今後の進め方 審査は随時行う。この場合、内免許申請を交付けてから本免許までの標準処理期間は、概ね<u>1ヶ月程度とする。</u></p>	<p>(同 左)</p> <p>(4) 客観的準備状況 業務の適切な遂行に必要な役職員の確保、経理システム等業務開始に必要な物理的な体制の整備、販売提携等必要な販売体制の整備、その他客観的な準備の状況・具体的見通しが十分に整っていると認められること。</p> <p>(5) 市場の状況の考慮 その営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>4. 審査手続</p> <p>(1) 上記基準に基づく審査を希望する者は、我が国における投資信託関連業務の実績、本国における投資信託業務の実績（<u>外国業者の場合のみ</u>）等設立母体としての資格要件を満たすことを示す資料を添え、大蔵省に申出を行う必要がある。</p> <p>(2) 設立母体としての資格要件を満たすと認められた者については、上記基準に基づき事前審査を行う。その際、設立する投資信託会社の人的構成、組織等の業務執行体制、国内販売体制及び収支見込み、業務計画等の説明資料の提出を要する。</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>5. 今後の進め方 審査は今後少なくとも年1回程度行うこととする。初回の事前審査は、平成2年2月末までに申出を行い、設立母体としての資格要件を満たすと認められた者について、同年3月以降行う。</p>

(出所) 証券投資信託協会編『証券投資信託年報 平成4年版』(平成5年、証券投資信託協会)45-48ページ。

## 6-46 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」(平成4年法律第73号)の概要

(平成4年6月5日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成4年2月26日	平成4年5月14日	平成4年5月20日	平成4年5月21日	平成4年5月25日	平成4年5月28日	平成4年5月29日	平成4年5月14日 衆本会議趣旨説明 平成4年5月25日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/123/1233305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極めて深刻に受けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進審議会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきたところでございますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面においても改革を推進する必要がありますと考えております。

このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、これらの法律案を提出することとした次第でございます。

まず、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るなど、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、大蔵省に、行政部門から独立した証券取引等監視委員会を設置し、証券取引に係る犯則事件の調査及び証券取引に係る諸規制の遵守状況についての証券業者への検査等を所掌させるとともに、その調査及び検査の結果に基づき、犯則事件の告発及び大蔵大臣に対する行政処分を行うことができることとするほか、大蔵大臣が行う金融検査等について意見具申を行うなどの改正を行うこととしたしております。

第二に、証券業協会等自主規制機関の機能、権限の拡充強化を図る観点から、証券業協会を証券取引法上の法人とする等所要の措置を講ずることとしたしております。

第三に、証券取引に係るルールの明確化を図る観点から、顧客の知識経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を証券会社が行った場合は是正命令の対象とする等、通達の法律化を行うこととしたしております。

第四に、法人の業務活動の一環として行われる犯罪で、その社会的影響が重大であること等の要件を満たすものについて、これらにより処罰される法人の罰金刑の上限を引き上げること

といたしております。

第五に、店頭売買有価証券に係る不正取引を防止する観点から、相場操縦的行為の禁止、内部者取引規制等の不正取引規制について、所要の規定の整備を行うことといたしております。

その他、行き過ぎた大量推奨販売を禁止行為の対象とする等、証券取引等の公正の確保のため所要の措置を講ずることといたしております。

[中略]

以上、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。]

(注) 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明は、資料6-1に掲載している。

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成4年5月14日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るほか、所要の措置を講ずる必要があることから、証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び大蔵省設置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、証券取引等監視委員会の設置等

##### 1 証券取引法の改正

- ① 大蔵大臣は、証券会社、証券業協会及び証券取引所等に対する報告徴収権及び検査権のうち、政令で定める有価証券の売買その他の取引等の公正の確保に係る規定に関するものを証券取引等監視委員会に委任する。
- ② 有価証券の売買その他の取引等の公正を害するものとして政令で定める犯則事件を調査するため必要があるときは、証券取引等監視委員会の職員は質問、検査、領置等を行うことができるとともに、裁判所の許可状により臨検、搜索、差押えを行うことができる。
- ③ 証券取引等監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは告発することとする。

##### 2 大蔵省設置法の改正

- ① 大蔵省に証券取引等監視委員会を設置する。
- ② 委員会は証券取引の監視及び金融先物取引の監視を行う。
- ③ 委員会は、両議院の同意を得て大蔵大臣が任命する委員長及び二名の委員をもって組織し、独立して職権を行使する。
- ④ 委員会は、検査等の結果に基づき、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができることとし、大蔵大臣は委員会の勧告を尊重しなければならない。

##### 3 外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法について、証券取引等監視委員会の権限に係る規定の整備を行う。

#### 二、証券取引等の公正の確保のためのその他の措置

##### 1 証券取引法の改正

- ① 証券業協会を証券取引法上の法人とし、その機能・権限の拡充強化を図る。
- ② 証券会社の顧客に対する不適当な勧誘行為規制に関する通達及び証券会社の自己資本

比率規制に関する通達を法律において規定する。

- ③ 相場操縦的行為、損失補てん等につき、処罰される法人の罰金刑の上限を、現行の三百万円、百万円からそれぞれ三億円、一億円に引き上げる。
  - ④ 不正取引の規制を店頭市場における有価証券の売買等の行為にも適用する。
- 2 外国証券業者に関する法律について、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行うとともに、金融先物取引法について、金融先物取引業協会の機能強化、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行う。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/123/1233305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf).

#### 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年5月20日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 証券市場に対する国民の信頼を確保する努力を引き続き行うことにより、証券市場の活性化に努めること。
- 二 証券取引等監視委員会の委員の人選に当たっては、委員会の独立性・自主性を確保する観点から、専門的知識に加え公共性、中立性を担保し得るような適切な人材を選任すること。また事務局長・次長をはじめ事務局職員の人事については、委員会の担っている職務の重要性にかんがみ、その意向を踏まえ幅広く人材を求めること。
- 三 証券取引等監視委員会の独立性・中立性を確保するため、事務局体制の充実をはかるとともに、委員会が大蔵大臣に対して勧告、建議等を行った場合には、大蔵大臣は、迅速、適切に対応すること。
- 四 大蔵大臣は、金融機関等検査の実施方針その他の基本的事項に関する委員会の意見を尊重して事務運営を行うよう努めること。
- 五 委員会は、勧告、建議等の内容及びその実施状況を適切に公表するとともに、その行った検査等、事務処理状況の公表に当たっては、その実態が国民に十分理解されるよう配慮すること。
- 六 委員会の所掌事務及び組織のあり方については、その運営状況を踏まえ社会経済情勢の変化にも対応しつつ、適切な見直しに努めること。
- 七 今般の証券に係る一連の不祥事は、自己責任原則に基づく明確なルールの下でフェアな取引を行うという基本的な原則が徹底していなかったという反省に立ち、自由・公正で透明・健全な証券市場の実現を図るため、自己責任を徹底し、いわゆる「とぼし」等の是正を図るとともに、暴力団の不当な介入を排除するため早急に自主的な対策の確立及び捜査機関との連携・協力体制を強化すること。
- 八 行き過ぎた大量推奨販売行為等証券市場の公正を損なう行為に対しては、証券取引法の積極的かつ厳正な適用に努めること。
- 九 最近における企業経理の実情にかんがみ、企業経理の透明性・公正性を確保する観点から、一層のディスクロージャーを進めるほか、監査の一層の充実を図るとともに社内の責任体制の整備等を図ること。
- 十 証券市場の公正性、行政の透明性を確保する観点から、通達等を全面的に見直し、可能な限り法令上明確化するとともに、極力その整理・統合に努めること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年5月28日）

「政府は、次の事項について充分配慮すべきである。

- 一 証券市場に対する国民の信頼を確保する努力を引き続き行うとともに、自己責任原則に基づく明確なルールの下で公正な取引を行うという基本的な原則の周知徹底に努め、市場の活性化につながる透明、かつ、健全な市場の実現を図ること。
- 一 証券取引等監視委員会の委員の人選に当たっては、行政部門からの独立性・中立性を確保する観点から、これを担保し得る、かつ、専門的知識を持った適任者を選任すること。また、委員会を担う事務局職員についても委員会設置の趣旨を勘案して幅広く人材を求めること。
- 一 委員会の職務遂行の万全を期するため、事務局体制の充実を図るとともに、委員会の所掌事務及び組織のあり方については、その運営状況を踏まえ社会経済情勢の変化にも対応しつつ、適切な見直しに努めること。
- 一 大蔵大臣は、金融機関等検査の実施方針その他の基本的事項に関する委員会の意見を尊重して事務運営を行うよう努めるとともに、委員会が大蔵大臣に対して勧告、建議等を行った場合には迅速、適切に対応すること。
- 一 委員会は、勧告、建議等の内容及びその実施状況を公表するに当たって、検査等、事務処理状況の実態についても国民に十分理解されるよう配慮すること。
- 一 自主規制機関である証券業協会及び証券取引所が、自ら証券取引のルール違反を監視し、処分する仕組みと慣行を確立し、自主規制機関としての本来の使命を十分果たし得るよう努めること。
- 一 今般の証券会社による損失補てん等一連の証券不祥事によって、投資者の信頼が著しく損なわれたことにかんがみ、早急に、いわゆる「とぼし」等の是正を図るとともに、暴力団の不当な介入を排除するため自主的な対策の確立及び捜査機関との連携・協力体制を強化すること。
- 一 行き過ぎた大量推奨販売行為や相場操縦的行為についての禁止規定の運用等に当たっては、積極的に公正、かつ、厳正に行うこと。
- 一 証券行政の透明化を図るため通達等を全面的に見直し、可能な限り法令に移行する措置を講ずるとともに、極力、その整理・統合に努めること。
- 一 投資者保護の観点から、投資顧問業者及び投資信託委託会社の業務の健全性を図るため、その独立性の確保に努めること。  
右決議する。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成4年5月20日)。参議院「大蔵委員会会議録」(平成4年5月28日)。

## 6-47 告発事件の概要

事件	告発 〔平成〕 年月日	関係条文	事件の概要	判 決
1	5.5.21	証取法第125条 第1項、第2項等 (相場操縦)  証取法第27条の23 第1項等 (大量保有報告書 の不提出)	① 日本ユニシス㈱の株価を高騰 させ、自ら売り抜けることを目 的とした十数名の名義による仮 装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員  ② 上記売買の過程において発行 済株式総数の5%を超える株式 を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出し ていなかった。 (嫌疑者) 不動産会社社長	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年(執 行猶予3年) (いずれも確定)  ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197条 第1号の2 同法第207条第1 項等 (虚偽の有価証券 報告書の提出)	㈱アイベックは、関連会社を利用 した架空売上の計上等により粉飾 経理を行い、虚偽の記載をした有 価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月(執行 猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月(執行 猶予4年) (いずれも確定)
3	6.10.14	証取法第166条 第1項、第3項 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	日本商事㈱の新業の投与による副 作用死亡例の発生(重要事実)を 知り、公表前に同社株券を売り付 けた。 (嫌疑者) 会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受 領者)	6.12.20 (大阪簡裁) 会社役員 取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) 8.5.24 (大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24 (大阪地裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16 (大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第166条 第1項 同法第207条 第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不 渡りの発生(重要事実)を知り、 公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役員 取引先 同社職員	7.3.24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役員2名 罰金20~50万 円 取引先、同社職員 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	テーエスデー㈱の社長は、同社株 券の価格を高騰させるため、虚偽 の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22 (東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)

6	7.12.22	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (疑い者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19 (東京簡裁) 同社社長 同社役員4名 罰金30~50万円 (略式命令) 8.12.24 (東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証券法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買付けた。 (疑い者) 割当先監査役 (弁護士)	9.7.28 (東京地裁) 懲役6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,621万円 10.9.21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)
8	9.1.17	証券法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (疑い者) 雑誌監修者 (投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)
9	9.4.8	証券法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	(株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑い者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円 (略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役6月 (執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証券法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買付けた。 (疑い者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (疑い者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年 (執行猶予3年) 同社役員B 懲役8月 (執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (いずれも確定) (注) 山一、日興、大和証券関連と共一括審理



12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月 (執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役10月 (執行猶予2年) 同社役員2名 懲役8月 (執行猶予2年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注) 11号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月 (執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月 (執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年 (執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注) 11号事件と一括審理 (いずれも確定)

14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注) 11号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月(執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

18	10.5.29	証取法第167条 第1項 同法施行令第31条 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社 が他社(買収先)へ一括株式譲 渡を実施すること(重要事実)を 知り、公表前に親族名義口座で同 社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26(横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
----	---------	--	---	---------------------------------------

- (注) 平成5年5月から10年6月までに告発されたものである(平成10年6月は、該当する事件はない)。また、関係条文、役職名は犯則行為時点のものである。
- (出所) 「証券取引等監視委員会の活動状況」(平成26年度版) 証券取引等監視委員会ウェブ・ページ  
[https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku\\_gaiyou.htm](https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_gaiyou.htm)。

## 6-48 「先物取引の在り方について」(平成4年12月22日)

### 先物取引の在り方について

(平成4年12月22日)  
大蔵省

株価指数先物取引及びオプション取引(以下「先物取引等」)については、昭和63年に導入されて以来順調に拡大・発展してきており、その結果、東京証券取引所が現物、大阪証券取引所が先物において各々中心的役割を果たし、ともに世界で重要な地位を占めるに至っているが、他方で、リスク・ヘッジ・ニーズへの対応、先物取引等の現物市場への影響等の観点から、さまざまな問題が指摘されてきた。

このような状況の下で、先物取引等に係る問題については、これまでもその都度検討を行い、一連の措置を講じてきたところであり、また、証券監督者国際機構(IOSCO)においても先物取引等に係る問題を取り上げて国際的な検討を行ってきたところであるが、引き続き問題の抜本的な解決を求める声が多い。

我が国証券市場が企業の資金調達及び投資家の資金運用等の面において我が国経済に果たしている役割、世界の主要な市場としての国際的な期待等を考えると、できる限り早急に先物取引等に係る証券市場の抱える問題に適切に対応し、現物・先物両市場の一層の健全な発展を図っていく必要があると考える。こうした観点から、先般の総合経済対策においても、「先物取引等に関し、市場管理、取引制度、商品性の在り方等について幅広く関係者の意見を聴きつつ検討する」こととされたところである。

以上を踏まえ、先物取引等の在り方について、市場参加者等から幅広くヒヤリングを実施するとともに、米国の状況等についても調査を行いつつ、慎重に検討を重ねた結果、下記のような基本的方向で改善策を講ずることが適当であると考え、今般、この改善策に沿って具体的な措置を講ずるよう関係証券取引所及び日本証券業協会に要請することとした。

#### 記

#### 1. 市場管理・取引制度の見直し

##### (1) ディスクローチャーの充実

投資家に対してよりきめの細かい情報提供を行うことにより、取引の透明性の一層の向上を図り、投資家の不安心理の解消等に資するため、先物取引等及び裁定取引等について、ディスクローチャーの充実を図る。

##### (2) 公正・妥当な取引ルールの確立

現物・先物両市場における価格形成の適正化等に資するため、次のような措置を講ずる。

##### (イ) フロント・ランニングの禁止

ある取引が間もなく行われることを知りながら、それに先がけて当該商品又はその関

連商品の取引を行うといった不適正な行為（いわゆる「フロント・ランニング」）を禁止するため、規則の整備を行う。

(ロ) 相場操縦的行為の禁止

現物・先物両市場にまたがる複数の取引を組み合わせることにより、相場に影響を与え、利益を得る行為を禁止するため、所要の規則を整備する。

(ハ) 過当数量取引の制限

証券会社による先物取引等の自己取引について、当該先物取引等の市場性等からみて過当な取引を抑制するため、所要の規則を整備する。

(ニ) 現物・先物両市場にわたる不公正取引監視体制の充実・強化

① 現物・先物両市場にわたる不公正取引監視体制の充実・強化に資するため、東京証券取引所及び大阪証券取引所に先物取引等取引監理部門を新設するとともに、証券取引等監視委員会及び取引所間の連携強化を図る。

② また、将来的には、取引所間における取引審査情報の交換をコンピューターによってオンライン化する等の措置により、機動的な不公正取引監視体制の整備を図ることも検討する。

(3) 現物及び先物市場が相互に与える影響の緩和

現物及び先物市場における急激な価格変動が相互に過度な影響を与えないよう、米国におけるサーキット・ブレーカー制度等も参考にしながら、相場がある一定幅以上変動した場合は、先物取引等又は裁定取引を一時的に制限する等の仕組みを設けるため、所要の規則を整備する。

(4) 以上の改善策については、早急に規則の整備等を行うとともに、実施のための所要の準備を進め、準備の整ったものから順次実施する。

(5) その他

以上の他、投資家保護にも配慮しつつ取引参加者の多様化を図る観点から、オプション取引に係る顧客の取引開始基準を引き下げる。

その他、先物取引等に係る証拠金制度、気配更新ルール等についても、株式市場の状況、海外市場の実情等を踏まえつつ引き続き検討を行う。

2. 商品性の見直し

我が国証券市場の健全な発展を図る見地から、先物取引等に対するリスク・ヘッジ・ニーズ、先物取引等が現物市場に与える影響等に一層適切に対応するため、大阪証券取引所において加重平均方式の指数による先物取引等の導入につき早急に準備を進める。

なお、新指数による先物取引等が定着するよう関係者において協力する。また、先物取引等がリスク・ヘッジ等の面で重要な役割を果たしていることに鑑み、新指数による先物取引等が定着するまでの間、現行指数による先物取引等は継続する。

3. 現物・先物両市場の一体的な管理・運営

現物・先物両市場の一体的な管理・運営を円滑に行う観点から、現物・先物の日々の市場管理及び取引制度等の基本的事項について東京証券取引所・大阪証券取引所間の連携強化を図る。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成5年版』34-35ページ。

## 6-49 「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて」(平成5年3月26日)

〔平成5年3月26日〕  
大 蔵 省

- 1 社債市場の現状をみると、企業の安定的資金調達手段として普通社債発行の重要性が高まっており、社債発行市場の一層の整備が緊要な課題となっている。  
このような状況の下、公募債の適債基準については、公募債市場のより一層の活性化を図るべく、早急に自由化を実現することを基本とし、現下の市場状況等を踏まえつつ、着実な緩和措置を講ずるものとし、国内における公募普通社債、転換社債（上場会社及び店頭登録会社）及び新株引受権付社債（上場会社）の適債基準及び財務制限条項の見直しを別表1及び2のとおり行うこととした。なお、2年後に更に基本的見直しを行うものとする。  
この見直しの概要は次のとおりである。
  - (1) 適債基準の緩和
    - ア 無担保社債（普通社債及び新株引受権付社債）について、「BBB格相当以上」まで緩和したこと
    - イ 親会社保証付普通社債を導入したこと
  - (2) 財務制限条項の改善
    - ア BBB格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、所要の財務制限条項を付するとともに、親会社保証付普通社債について、保証会社（親会社）に対し、当該普通社債の保証後格付に応じて、所要の財務制限条項を付することとしたこと
    - イ A格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、発行時に担保提供債務が純資産額の一定範囲以内であることを要する旨の財務制限条項を廃止したこと
    - ウ BBB格相当の転換社債について、財務制限条項として特定物件の留保が必要な場合を、純資産額200億円未満から純資産額100億円未満に緩和したこと
- 2 本見直しにおいて利用する格付は、指定格付機関（「企業内容等の開示に関する省令」（昭和48年大蔵省令第5号）第9条の3第3項ホに基づき大蔵大臣が指定した格付機関）より取得したものとする。
- 3 本見直しについては、平成5年4月1日起債銘柄（発行決議ベース）から実施するものとする。

I 適債基準の緩和

		現 行	緩 和 内 容
担保付 (入口基準)	普通社債	・BBB格相当以上	・現行通り
	新株引受 権付社債	・BBB格相当以上、かつ1株当たり配当 金直近3期連続3円以上又は直前期4 円以上	
	転換社債	・BBB格相当以上（複数格付の取得）、か つ1株当たり配当金5円以上、1株当 たり税引経常利益7円以上	
無担保	普通社債 新株引受 権付社債	・A格相当以上	・BBB格相当以上
	転換社債	・BBB格相当以上	・現行通り
親会社保証	普通社債		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A格相当以上</li> <li>・保証会社と発行会社との関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に定められた親子関係にあり、かつ保証会社が当該発行会社を含めた連結財務諸表を大蔵大臣に提出していること。</li> <li>・発行会社が、①BBB格相当以上の格付を取得していること、又は、②純資産額が100億円以上であること、のいずれかの条件に合致していること。</li> </ul>

(注) 適債基準、財務制限条項決定において利用できる格付は、指定格付機関（「企業内容等の開示に関する省令」（昭和48年大蔵省令第5号）第9条の3第3項ホに基づき大蔵大臣が指定した格付機関）より取得したものとする。

II 財務制限条項の改善

項 目	各条項の改善内容等	親保証付普通社債
担保提供制限	(普通社債及び新株引受権付社債) ・発行する当該社債がA格相当の場合には、発行時に既存担保付社債等を除く担保提供債務が純資産額の50%以下であることを要するとの現行の取扱いを廃止する。ただし、発行する当該社債がBBB格相当の場合は、発行時に既存担保付社債等を除く担保提供債務が純資産額の25%以下であることを要する。 (転換社債) ・現行通り。	・保証会社に対し、保証後格付に応じ、右表中の普通社債の場合と同等の財務制限条項を付するものとする。
純資産額維持	・現行通り。 ・ただし、発行する当該社債がBBB格相当の場合には、純資産額を200億円以上に維持するものとする。	
利益維持	・年限が4年未満の社債については、原則として本条項は適用しないものとする。	
配当制限	・現行通り。	

		格付及び純資産額による財務制限条項を付する程度 ○=必要な条項 - =不要な条項								
		普通社債・親保証付普通社債・新株引受権付社債			転換社債					
		見直し後		現行		見直し後		現行		
符号は格付数字は純資産額で単位億円		AAA AA	A <sub>550</sub> 以上	A <sub>550</sub> 未満 BBB	AAA AA	A <sub>550</sub> 以上	A <sub>550</sub> 未満	A <sub>550</sub> 以上	A <sub>550</sub> 未満 BBB <sub>100</sub> 以上	BBB <sub>200</sub> 以上 BBB <sub>200</sub> 未満
担保提供制限		○	○	○	○	○	○	○	○	○
純資産額維持		3条項のうち1条項以上必要(注)	3条項のうち2条項以上必要(注)	○	3条項のうち1条項以上必要(注)	3条項のうち2条項以上必要(注)	○	-	-	-
利益維持		○	○	○	○	○	○	2条項のうち1条項以上必要	2条項のうち1条項以上必要	2条項のうち1条項以上必要
配当制限		○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 担保切換条項を付さない社債については、少なくとも純資産額維持条項を付すものとする。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成5年版』13-16ページ。

6-50 「手続きの簡素化等について」(平成5年9月30日)

手続きの簡素化等について

〔平成5年9月30日〕  
〔大 蔵 省〕<sup>(注)</sup>

1. 平成5年9月16日の経済対策閣僚会議で決定された「緊急経済対策」においては、規制緩和等の実施として、社債の商品性の多様化、証券投資信託約款の個別承認についての審査基準の明確化等の2項目を含む94項目の公的規制の緩和を行うこととされた。

また、上記「緊急経済対策」においては、引き続き規制緩和を推進するための措置として報告等に係る国民負担の軽減等の措置を講ずることとされた。

2. 証券市場、証券取引に係る規制緩和を推進していく観点から、行政当局、自主規制機関としては、上記「緊急経済対策」を踏まえ、この度、証券市場、証券取引に係る規制について、緊急な点検を行ったところであるが、とりあえずの措置として、次のような手続きの簡素化を講ずることとした。なお、この度の点検の過程において、規制がないにもかかわらず、あるいは、既に規制が廃止されているにもかかわらず、関係者が規制があると誤解しているものも多数見受けられたことを踏まえ、今回の措置の中には、関係者への周知徹底の観点から、このように誤解されているものについても対象とした。
3. 行政当局、自主規制機関としては、今後とも、取引の公正確保、ディスクロージャーの充実にいった投資家保護のための規制については、その適正化を図る一方、市場の効率化、合理化を図る観点からは、出来る限り手続きの簡素化を含め規制の緩和に努めていきたいと考えているところである。このような観点から、市場関係者から建設的な意見を積極的に吸い上げていきたいと考えているので、宜しく御協力願いたい。

## 記

## 1. 証券市場

## (1) 発行市場

- ・ 2年債、超長期債、親保証債については、適債基準以外の制約は存しない。
- ・ 5年債、変動利付債の導入については、市場の状況等を踏まえ、可及的速やかに実施する（平成5年内目途）。

## (2) 流通市場

- ・ 「自己の信用売り」（取引所の会員が自己の計算において証券金融会社から株券を借りて売付けを行う行為）については、4年6月に、「有価証券の空売りに関する省令」を整備し、空売り規制の適用除外である旨明示したところである。
- ・ 各銘柄の月間売買高に占める1証券会社の自己と委託の合計売買高が30%程度となる場合は、社内での売買監視を徹底するよう指導してきたが、売買監視に対する各社の体制が整備されたことから、4年3月6日付で当該指導を廃止したところである。

## 2. 証券会社

## (1) 営業に関する規制

- ・ 免許制については引き続き堅持していくが、免許基準については、昨年1月の証取審報告を踏まえ、本年3月に、通達により具体化・明確化を行ったところである。
- ・ 兼業業務の範囲及び兼業承認については、証券会社に対するニーズの多様化等に鑑み、証取法第43条の趣旨を踏まえつつ、引き続き弾力的に取り扱う方針であり、具体的な要望があれば事前に相談していきたい。
- ・ 累積投資・強制解約条項については、顧客に対する照合通知書等の諸通知が、転居先不明等により返戻され、その後当該顧客の所在について確認努力をしたにもかかわらず不明の場合において、当該諸通知返戻後1年間を超えて入金又は解約がなく、かつ、残高が1万円未満と小額のものについては、強制解約することができる旨本年3月に認めたところである。
- ・ 株式累積投資に係る銘柄の追加については、9月20日から、各社が定める「銘柄選定基準」を確認の上、各社が自らの判断で行えることとした。
- ・ 取引明細書方式を利用する顧客については、転換社債又は新株引受権付社債を売却する際に、顧客から売却のための委託注文書を受け入れることとされていたが、当該委託注文書の受入れを不要とする旨本年3月に認めたところである。
- ・ 金地金に係る広告等については、何ら特別な規制は行っていない。
- ・ 金地金（含む金貨）の訪問販売については、証券会社における金販売の実態、訪問販売のニーズ、顧客とのトラブルの発生状況等取引に係る問題の有無を確認の上、認める方向で検討したい。



## (2) 財務に関する規制

- ・証券会社の配当については通達基準以外の規制は設けていない。したがって、当局への報告後における配当額の変更についても、同基準に抵触しない限り、各社の経営判断に基づいて行って差し支えない。
- ・中小証券会社の「私募転換社債」発行について、行政として規制している事実はないが、証券会社の財務の健全性の観点等から個別に検討する必要があると考えており、具体的な要望があれば事前に相談していきたい。

## (3) 行政当局に対する報告書類

- ・業務方法の変更認可の申請書に添付すべき業務方法書については、各社において変更箇所の訂正等を行ったものを作成した段階で提出して差し支えない。
- ・財務局において定期的に行っている収支状況等のヒアリングについては、各社毎の状況に応じて実施しているものであり、全社一律に詳細なヒアリングを行っているものではない。
- ・金貯蓄口座における3か月に1回以上の報告を6か月に1回以上に省略することは本年3月に認めたところである。
- ・証券会社の在外活動に関する計画書等については、原則として各社の希望スケジュールに沿って迅速な処理を行っているが、今後ともその考え方を徹底させていきたい。なお、財務局監理会社については、財務局を経由して正式な計画書等が提出されることとなっている分、事務処理等に時間を要することとなるが、この場合も、同様に対処していきたい。
- ・外国投資家の本邦有価証券売買等の状況に関する四半期報告及び外債等の引受・販売等の状況に関する四半期報告を、年1回報告とする。
- ・取引一任勘定取引の実績に関する四半期報告を半期報告とする。
- ・従業員持株制度の実施状況報告を年2回から年1回とする。

## 3. 証券投資信託

- ・投信の商品設計については投信会社の創意工夫を尊重しており、社債運用を中心とする投資信託についても投資家保護上問題がなければ認めることとしたい。
- ・繰上償還については、信託約款に定めた要件に該当した場合にそれを行うかどうかは投信会社が自らの責任で判断すべき問題と考えており、申請があれば認めている。
- ・手数料、信託報酬の水準については、投資家の負担等を勘案しつつ投信会社の判断で定められる問題であり、行政当局が規制しているという事実はない。
- ・公的資金を主たる対象とする大口投信を販売することは問題ない。
- ・運用報告書等の記載内容についての投信協会自主ルールは最低限の項目を定めたものであり、それ以上に充実した記載を行うことについては何ら規制はない。
- ・現在、投資信託の運用において外国証券投資を行える海外市場（35市場）は投信協会自主ルールで定められており、行政当局による規制は存在しない。
- ・投信償還延長に当たり、預り証の差し替えを要するとの指導はしていない。
- ・信託約款の個別承認については審査基準の明確化等運用の改善について検討中であり、成案が得られ次第速やかに実施したい。
- ・投信運用における大引け行き注文制限については、10月中にも投信協会において緩和の方向で自主ルールの改正を行うことを予定している。

## 4. その他

- ・従業員持株制度における退会者の単位未滿株式の累積投資制度への移管については、累投移管への具体的なニーズ、具体的なスキームを確認した上、認める方向で検討する。

(注) 資料の日付と発表元は、公社債引受協会『公社債年鑑 平成6年版』61-62ページによる。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成6年版』57-59ページ。

## 6-51 「手続きの簡素化、規制の緩和等について」(平成5年12月21日)

### 手続きの簡素化、規制の緩和等について

〔平成5年12月21日〕<sup>(注)</sup>  
〔大 蔵 省〕

1. 証券市場、証券取引に係る規制等については、行政当局としては、取引の公正確保、ディスクロージャーの充実といった投資家保護のための規制等についてその適正化を図る一方、市場の効率化、合理化を図る観点から、できる限り手続きの簡素化、規制の緩和等に努めることとしている。  
本年9月30日には、9月16日の緊急経済対策において規制緩和の推進が盛り込まれたことを踏まえ、証券取引、証券市場に係る規制等について、上記の観点から緊急の点検を行い、とりあえずの措置として、手続きの簡素化等について証券会社等に通知したところである。なお、9月30日に証券会社等に通知した事項のうち、新たに行政上の措置等が必要なものに係る実施状況は、別紙2のとおりとなっている。
2. 市場の効率化、合理化を図るため、また、市場の活性化に資するため、その後、引き続き、市場関係者からの意見を聞きながら、鋭意検討作業を進めてきたところであり、今般、第2回目の措置として下記の通り手続きの簡素化、規制の緩和等を講ずることとした。なお、前回の措置と同じく、検討の過程において、規制がないにもかかわらず、あるいは、既に規制が廃止されているにもかかわらず、関係者が規制の廃止を要望していたもの等についても、関係者への周知徹底の観点から、今回の通知の中に含めている。
3. 行政当局としては、今回の措置が、証券市場の活性化、証券会社経営の効率化等に資することを期待している。

### 記

#### 1. 証券市場

##### (1) 発行市場

##### イ 株式市場

- ・ 時価発行公募増資については、当面、投資魅力が高く、株式市場の活性化に資するような銘柄から再開されるよう、環境の整備を行う。(別紙1参照)
- ・ 海外発行者の株式の日本国内での募集及び売出しについては、現在、OECD加盟国の証券取引所に上場されているもののみ認められているが、OECD加盟国以外の証券取引所に上場されているものについても、当該国の有価証券市場が投資家保護の観点から投資情報の開示等の整備が行われている場合には認める。
- ・ 非居住者の本邦における新規公開株式への入札参加に関し、本邦証券会社等が非居住者から受け入れる保証金等について、預金及び特殊決済方法による支払等に係る外為法上の許可を不要とする。
- ・ 店頭経由で上場する場合の公開価格のディスカウント率については、引受証券会社等によって期間リスク等を勘案して決定されており、当該ディスカウント率について事前の了解は必要とされていない。また、これまで、ディスカウント率の実態把握のため、事前にヒアリングを行っていたが、平成6年1月以降は事後にヒアリングを行う。
- ・ 株式公開に係る以下の事項については、引受証券会社等において決定するものであり、事前了解は必要ない。
  - ・ 公開株式数
  - ・ 入札上限株式数

- ・入札後の募集上限株式数
  - ・株式公開に関して、類似会社比準方式による入札下限価格の決定及び入札後の公開価格の決定については、重要な投資情報を開示することによって投資家保護を図る観点から、証券取引法に基づき、価格決定に関する考え方等を訂正有価証券届出書等に記載し、当該届出書を大蔵大臣に提出することを求めているが、事前了解は必要ない。
- ロ 社債市場
- ・ソブリンものの非居住者ユーロ円債について還流制限を撤廃する。
  - ・居住者外債の適債基準については、普通社債及び新株引受権付社債の無保証債につき、現行のA格以上から、BBB格以上に緩和する。
  - ・非居住者国内債の適債基準については、普通社債の民間債につき、現行のA格以上から、BBB格以上に緩和する。
  - ・居住者外債（転換社債及び新株引受権付社債）の発行時における株価審査資料の写しの提出を不要とする。
  - ・「外債発行アンケート」の提出を不要とする。
  - ・デュアルカレンシー債の発行に制約はない。
  - ・ステップアップ・ステップダウン債の発行に制約はない。  
非居住者国内債についても同様である。
  - ・我が国が加盟している国際機関が発行するユーロ円債については、世界銀行以外の発行体についても国内での同時募集が可能である。
  - ・転換社債の償還年限に制約はない。なお、4年未満のものについては、時価発行公募増資と性格が極めて類似することに鑑み、時価発行公募増資と同様投資魅力が高く、株式市場の活性化に資するような銘柄に限るものとする。
  - ・非居住者親保証外債については、償還年限の制約はない。
- ハ ディスクロージャー
- ・発行価格に関する訂正届出書の効力発生について従来は中1日を置いていたが、仮目論見書の交付時等において仮目論見書に記載された仮条件（発行価格）を提示し投資家の需要動向を把握したうえで発行を行う方法（いわゆる「ブック・ビルディング」）をとる場合においては、翌日の効力発生を認めることとし、速やかに開示通達を改正する。
  - ・発行登録制度における発行登録書及び訂正発行登録書の活用については、投資家に誤解を与えない範囲で発行を予定している有価証券に係る仮条件を発行登録書及び訂正発行登録書に記載することを認める。
  - ・仮条件に係る訂正発行登録書の翌日の効力発生を認めることとし、速やかに開示通達を改正する。
- (2) 流通市場
- ・選択権付債券売買取引の期間制限については、1年3か月に緩和する。
2. 証券会社
- (1) 営業に関する規制
- ・下記のバックオフィス業務の外部委託については既に認めているが、さらに具体的な要望があれば、事前に相談されたい。
    1. 有価証券の保管、受払
    2. 名義書換請求
    3. 公社債・投資信託の元利金請求
    4. 取引所との受渡決済
    5. 業者との受渡及び本支店間輸送
  - ・店舗規制については、一般投資者の利便に資する店舗網を整備する等の観点から引き続き

規制を緩和する考えであり、今後とも証券会社の経営に配慮しつつ、例年の個別会社ヒアリングの中で見直しを図るが、当面、次の2点について規制を緩和する。

- ・未設置地域店舗の設置枠を廃止する。
- ・店外ATMの設置枠を廃止する。
- ・営業店での法定帳簿の保管については、作成後3年間を経過し、かつ、この間に証券取引等監視委員会及び大臣官房金融検査部による本店に対する検査が行われている場合には、本店（事務センター等を含む）集中保管を認める。
- ・証券関係団体、従業員福祉団体等が形式的に証券会社の親法人等に該当することにより、当該証券会社に過大な事務負担がかかる等の事情が生じている場合は、親法人等・子法人等との間に弊害防止措置を講じている証券取引法の趣旨に照らして問題がないと認められる範囲で、そのような事情を解消できるよう、速やかに所要の措置を講じる。
- ・店舗の廃止については、各社の自主的判断に基づき、弾力的に行って差し支えない。なお、その際事前の届出は不要である。
- ・店舗内示の有効期間内に営業開始ができない場合には、従来から、個別に理由を検討の上、延長を認めている。
- ・営業用不動産の有効利用については、経営の効率化等を検討の上、必要に応じて見直してきており、具体的な要望があれば、事前に相談されたい。
- ・営業用不動産を第三者に賃貸する場合の賃貸管理については、業務方法書上の関係会社（不動産管理会社）に委託することは既に認められている。

## (2) 財務に関する規制

- ・金銭配当基準については、「証券会社の財産経理等の取扱いについて」通達に定められているが、従来から証券会社の財務状況を踏まえ弾力的に取り扱っている。本年度の決算にあっても、各証券会社からのヒアリングを通じて、実情を把握勘案の上、引き続き弾力的に取り扱う。
- ・不良債権の償却認定の対象として間接償却を追加することについては、去る11月29日に発出した官房金融検査部長通達「不良債権償却証明制度等実施要領について」において認めることとされたところであり、「証券会社の財務経理等の取扱いについて」通達及び統一経理基準についても、本年度の決算期末までに所要の改正を行う。
- ・増資に伴う資金使途については、本年4月に基準を改正し、「資金使途が合理的であり、原則として設備資金へ充当されること」としたところであり、各社の実情を踏まえ、弾力的に取り扱っている。
- ・額面発行及び中間発行増資については、「証券会社の免許及び認可基準・手続等について」通達に定める一定の基準を充たしている場合には、認められている。

## (3) 行政当局に対する報告書類等

- ・本店その他の営業所の位置を変更する際の認可申請書の添付書類のうち、位置変更後の当該店舗の収支見込みを記載した書面については削除する。
- ・諸々の定期報告事項について、該当事項がない場合等の取扱いについては、個々の報告を提出する代わりに、そのような該当事項がない報告の一覧を提出すること等の簡便な取扱いを認める。
- ・親法人等又は子法人等に関する報告事項について、四半期報告を半期報告の年2回に削減する。
- ・兼業業務状況報告書の中間期分の提出期限を10月15日から11月30日に延長する。
- ・証券会社の所有不動産の賃貸状況報告書について、各年の9月末及び3月末現在の報告を、3月末現在の報告のみとする。
- ・兼業承認申請の添付書類のうち、定款については削除する。
- ・勤労者財産形成基金給付金報告書（第1種）は、平成6年1月分から廃止する。

- ・財産給付金制度業務報告書は、平成6年1月分から廃止する。
  - ・取引のないホームトレード契約顧客に対する月次報告書の送付回数については、現行の6か月に1回以上を、年1回以上に緩和する。
  - ・売却代金を銀行振込とする場合は、財形、ミリオンの「売却報告書」、「受渡計算書」の「売却報告書兼受渡計算書」への統合を認める。
  - ・信用取引の取引開始基準については、協会規則において、各証券会社が社内規則でこれを定めることを規定しており、預り資産の額について一律に規制を設けている訳ではなく、各証券会社の実情に応じた自主的な判断によることとされている。
3. 証券投資信託
- ・信託財産の保有有価証券の貸付を行いうることとし、所要の経理処理基準等の整備を速やかに行う。
  - ・投信解約時における、顧客への解約代金支払いから信託財産保有有価証券の売却代金入金までの間の資金手当てのための短期借入れを行いうることとし、所要の経理処理基準等の整備を速やかに行う。
  - ・金利・通貨スワップ取引を行いうることとし、所要の経理処理基準等の整備を速やかに行う。
  - ・長期社投について外債組入れも認める。
  - ・フリー・ファイナンシャル・ファンドの外債組入れについては従来30%を上限としてきたが、今後は30%を超える組入れも認める。
  - ・無担保コールの組入れ制限についての規制を廃止する。
  - ・転売禁止条件付円建外債を組入れることができるファンドを長期社投及び公社債マザーファンドに限るとする規制を廃止する。
  - ・従来投信会社から徴求していた入金経路調査表を廃止する。
  - ・投信会社等から徴求している下記の報告書等について、今後、各投信会社の具体的要望等も踏まえた上で様式の簡素化、提出時期の見直し等を実施する。
    - ① 信託財産に関する各種報告書
    - ② 募集状況表
    - ③ 設定報告書
    - ④ 解約承認申請書添付書類
    - ⑤ 償還延長に伴う約款承認申請書添付書類
    - ⑥ 外国投信に関する募集・売買状況及び運用状況表
  - ・新商品の新聞広告については、当該証券投資信託約款が承認された日から行っても差し支えない。
  - ・従来、通達において信託財産の基準価額計算等に関する行政当局への報告書には受託会社の認証書の添付を要することとしていたが、来年1月よりこれを不要とする。
  - ・投信の財形商品の「受益証券説明書」「運用報告書」については、事業主を通じて顧客に交付することも可能となるよう、証券投資信託協会において自主ルールの改正を行う。
  - ・償還金再投資の優遇措置（募集手数料の軽減）の適用期間については、証券投資信託協会自主ルールにおいて3か月と定められているが、これを証券会社及び投信会社の判断で延長することが可能となるよう、同協会において自主ルールの改正を行う。
  - ・証券会社が複数の投信会社の中長期国債ファンドを取扱うことを認める。
  - ・投信間の乗り換えは新規設定額の10%以内とする当局の指導は平成4年4月に廃止されている。
  - ・手数料、信託報酬の水準について行政当局の規制は存在しないことは先般示した通りであるが、中期国債ファンドの信託報酬の水準についても同様である。
  - ・単位型投信について、設定額に応じて信託報酬の割引を求める指導は存在しない。

- ・募集手数料等をどのような体系で徴収するかは証券会社及び投信会社の判断で決められるべき問題であり、行政当局による規制は存在しない。
  - ・利金ファンドの余資運用比率については40%未満という制約はなく、50%未満までは可能である。
  - ・大口投資家向けファンドについて新聞広告を行ってはならないという規制はない。
  - ・累積投資契約を締結していない投資家が分配金による再投資を希望する場合に累積投資契約と同様に翌営業日に再投資を行うことは可能である。
  - ・財形株投の設定当初における先物取引の利用は、当該取引がヘッジ目的の範囲内であれば問題ない。
  - ・ファミリー・ファンド（マザーファンド）への店頭株の組入れについては、同一銘柄の組入比率制限など、他の株式投信と同一の規制しか存在しない。
  - ・投信会社と投資顧問会社との同一フローアの利用は、壁面等により両社が明確に分離されていると認められるものについてはこれを認めている。
4. 証券化商品
- ・ストリップス債については、例えば米国の財務省証券のように利札が分離された場合でも、独立した証券としての性格を有するものは、証券取引法上の有価証券に該当すると解釈を行政として既に示している。
  - ・デットワラント付社債は、証券取引法上の有価証券に該当するが、デットワラント自体は有価証券に該当しない。なお、デットワラント付社債の取扱いについては、これまで本邦でなじみのないものであり、投資家保護上必要なディスクロージャー等につき検討する必要がある、持ち込みに当たっては当局に相談されたい。
5. その他
- ・拡大従業員持株会について、協会のガイドラインにおいて定型化されたものについては、新設時の届出・相談を不要とする。定型化されていないものについては、今後とも相談に応じる。

〔別紙1〕

#### 時価発行公募増資の再開について

時価発行公募増資については、平成2年4月以降休止状態が続いている。時価発行公募増資は、企業の株式市場を通じた資金調達という資本市場の重要かつ代表的機能の一つであり、基本的には早急に再開されることが望ましい。他方で、62年以降の大量発行がその後の株式市場の需給の圧迫要因となった等様々な問題点が指摘されている。そのような事情及び現下の株式市場の状況を総合的に勘案し、株主・投資家にとって利益になるような銘柄について再開するならば、株式市場に対し好ましい影響が期待できることから、当面、以下のような投資魅力が高く、株式市場の活性化に資するような銘柄について、時価発行公募増資が再開されるよう、環境の整備を行うこととする。その際、過去の大量発行の反省に鑑み、日本証券業協会の「時価発行公募増資等に関する研究会」等において、ブックビルディングや発行登録制度の活用、引受シンジケート団の編成等幅広い改善策が検討され、その取りまとめに向けて議論が進捗してきているが、その実施とあいまって、時価発行公募増資の再開に向け一層の環境整備が図られることになるものと考えられる。

1. イ) 利益状況については、様々な尺度があり得るが、例えば株主の持ち分に対するリターンという観点からROEについて見ると、米独等のROE（市場平均）が概ね10%を越える水準で推移してきていること等を勘案し、例えば、ROEが概ね10%以上といった状況にあることが望ましい。

ロ) その際、収益の積極的な株主還元を企業に要請している日本証券業協会のいわゆる利

益配分ルールの精神に照らし、例えば、現行の利益配分ルールに加え、2割増配の契約が必要となる。

ハ) 以上に加え、転換社債、新株引受権付社債等潜在株式数の多い企業については、転換権及び新株引受権の行使により、株式数が増加し、株主の利益の希薄化がもたらされることも考慮し、投資魅力の観点から、例えば、潜在株式数の発行済株式数に対する割合が1割未満であることが望ましい。

2. 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進を図る観点から、従来より株式の投資単位の引下げを促進するため、発行企業に対し単位のくくり直しや株式分割を要請してきた。実際、株式分割・単位のくくり直しを実施した企業については、個人株主の増加、売買の活性化が見られる。

このような実態を踏まえ、

イ) 例えば、1対1.5以上の大幅な株式分割を今後実施することを公約する企業は、高収益及び大幅な増配効果が期待できることから、上記1イ、ロ、ハ、の目安に拘わらず、投資魅力が高いと判断できる。

ロ) 他方、過去に1対1.5以上の大幅な株式分割を実施した企業については、これまで投資魅力の向上に努めてきていることから、仮にROEが8%程度である場合でも、投資魅力が高いと判断できる。

ハ) また、今後単位のくくり直しを実施する企業についても、投資単位の小口化により、投資魅力の向上が期待できることから、ロと同様、ROEが8%程度である場合でも、投資魅力が高いと判断できる。

[別紙2]

#### 9月30日の規制緩和事項の実施状況報告

- ・平成5年11月、5年債が初めて発行され、償還年限の制約はなくなった。(変動利付債については、現在の金利状況から、そもそも発行希望がない状況)
- ・兼業承認に関しては、MMF・中国ファンドのキャッシング業務について本年10月以降に202社に対して、商品投資販売業務について本年10月以降に5社に対してそれぞれ兼業承認を行ったところである。  
兼業業務の範囲の拡大については、これまでのところ、具体的な要望は出されていないが、引き続き弾力的に取り扱う方針であり、要望があれば事前に相談されたい。
- ・金地金の訪問販売については、本年12月3日付通達改正により認めたところである。
- ・株式累積投資の対象となる銘柄の追加については、これまで事実上当局への届出事項となっていたが、本年9月20日から、各証券会社が定める「銘柄選定基準」に従って、各社が自らの判断で行えることとしている。
- ・外国投資家の本邦有価証券売買等の状況に関する四半期報告及び外債等の引受・販売等の状況に関する四半期報告については、本年10月18日付通達改正により、年1回の報告とした。
- ・取引一任勘定取引の実績に関する四半期報告について、本年10月18日付通達改正により、年1回の報告とした。
- ・従業員持株制度の実施状況報告については、本年11月9日に証券業協会においてガイドラインを改正し、年2回の報告から年1回の報告とした。
- ・証券投資信託約款の個別承認の審査業務の透明性確保及び迅速化を図るため、本年10月13日付通達において審査基準を公表し、11月1日より実施に移した。これにより、全承認申請案件の8～9割については、審査期間が2～3日に短縮されている。
- ・投信運用における大引け成り行き注文制限について、本年10月12日に投信協会において自主ルールを改正し、緩和を行った。

- ・従業員持株制度における退会者の単位未満株式の取扱については、本年11月9日に証券業協会においてガイドラインを改正し、累積投資制度への移管を認めることとした。

(注) 資料の日付と発表元は、公社債引受協会『公社債年鑑 平成6年版』63-64ページによる。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成6年版』59-64ページ。

## 6-52 「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の財務制限条項の見直しについて」(平成6年6月28日)

普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の財務制限条項の見直しについて

(平成6年6月28日)  
大 蔵 省

1. 平成6年3月29日に閣議決定された対外経済改革要綱において、社債の発行に係る規制について見直しを進めることとされていることを踏まえ、国内における公募普通社債、転換社債(上場会社及び店頭登録会社)及び新株引受権付社債(上場会社)の財務制限条項の見直しを別表のとおり行うこととした。  
なお、適債基準について、本年度末までに基本的見直しを行うものとする。  
この見直しの概要は次のとおりである。
  - (1) BBB格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、財務制限条項のうち純資産額を少なくとも200億円以上に維持する旨の取扱を廃止したこと。
  - (2) BBB格相当の転換社債について、財務制限条項として特定物件の留保が必要な場合(純資産額100億円未満)を廃止したこと。
2. 本見直しについては、平成6年7月1日起債銘柄(発行決議ベース)から実施するものとする。



〔財務制限条項の改善〕

項 目	各条項の改善内容等
担保提供制限	・現行通り
純資産額維持	・発行する当該社債がBBB格相当の場合には、純資産額を200億円以上に維持するとの現行の取扱を廃止する
利益維持	・現行通り
配当制限	・現行通り

格付及び純資産額による財務制限条項を付する程度 ○=必要な条項 - =不要な条項										
普通社債・親保証付普通社債・新株引受権付社債				転 換 社 債						
見直し後		現 行			見 直 し 後		現 行			
符号は格付 数字は純 資産額で 単位億円	AAA AA	A <sub>550</sub> 以上	A <sub>550</sub> 未満 BBB	A <sub>550</sub> 以上	A <sub>550</sub> 未満 BBB	但し、発 行時から 特定物件 留保の場合	A <sub>550</sub> 以上	A <sub>550</sub> 未満 BBB <sub>100</sub> 以上	BBB <sub>100</sub> 未満	
担保提供 制限	○	○	○	○	○	-	○	○		発行時 から特 定物 件留 保
純資産額 維持			○	-	-	-	-	-	-	-
利益維持	3条項 のうち1 条項以 上必要 (注)	3条項 のうち2 条項以 上必要 (注)	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	
配当制限			○	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	

(注) 担付切換条項を付さない社債については、少なくとも純資産額維持条項を付するものとする。

(出所) 「大蔵省証券局年報 平成6年版」10ページ。

## 6-53 「証券分野における規制の緩和について」(平成6年6月28日)

### 証券分野における規制の緩和について

(平成6年6月28日 大蔵省)

証券市場、証券取引に係る規制等については、従来から、取引の公正確保、ディスクロージャーの充実といった投資家保護のための規制等についてその適正化を図る一方、市場の効率化、合理化を図る観点から、できるかぎり手続きの簡素化、規制の緩和等に努めることとしており、昨年9月16日及び12月21日の2回にわたり、手続きの簡素化、規制の緩和等について、証券会社等に通知、公表している。

さらに、本年3月の「対外経済改革要綱」において、「社債及びCPの発行、企業の新規公開(上場及び店頭登録)など、証券関係規制の見直しを進める」旨が盛り込まれたことを踏まえ、証券関係規制の見直し作業を進めてきたところであるが、今回、下記の措置を講じることとした。これらの措置は、今般の「今後における規制緩和の推進等について」に盛り込まれている。なお、企業の新規公開については、すでに本年6月から、証券取引所、日本証券業協会等において、これまでの週2～3社から週3～5社へのペースアップが行われている。

今回の措置が、証券市場の活性化、証券会社経営の効率化に資することを期待している。

## 記

1. 社債発行に係る規制の緩和
  - ・次のとおり、公募社債の財務制限条項の見直しを行う。 (平成6年7月1日から実施)
    - ① BBB格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、財務制限条項のうち純資産額を少なくとも200億円以上に維持する旨の取扱いを廃止する。
    - ② BBB格相当の転換社債について、財務制限条項として特定物件の留保が必要な場合(純資産額100億円未満)を廃止する。
  - ・更に本年度末までに適債基準の基本的見直しを行う。 (平成6年度実施予定)
2. CP発行に係る規制の緩和
  - ・CP発行に係る規制の緩和を行う。 (平成6年度実施予定)
3. 海外直接取引に係る規制の緩和
  - ・海外の証券取引所に上場されている株式・株価指数現物オプションについて、コルレス為銀・生損保等一定の金融機関等による自己の投資目的の海外直接取引を認める。 (平成6年度実施予定)
4. 証券会社の取引報告書等に係る簡素化
  - ・証券会社は、有価証券の売買取引等の成立後、取引報告書を作成し顧客に交付しなければならないとされているが、取引に係る契約の内容等からみて、公益又は投資者保護上問題がないと認められる場合には、以下のように、顧客に対する取引報告書の作成、交付を簡素化することを認める。 (平成6年7月実施予定)
    - ① 株式累積投資に係る取引報告書の作成、交付を月1回から年2回に簡素化することとする。
    - ② 債券の現先取引について、日本証券業協会の定めるところにより、約定の都度、取引の諸条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、取引報告書の作成、交付を省略することとする。
    - ③ 債券の着地取引について、日本証券業協会の定めるところにより、約定の都度、取引の諸条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、取引報告書の作成、交付を省略することとする。
    - ④ 選択権付債券売買取引について、日本証券業協会の定めるところにより、約定の都度、取引の諸条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、取引報告書の作成、交付を省略することとする。
  - ・行政当局に対する各種報告書類については、手続きの簡素化の観点から、これまでも廃止、削減等を積極的に進めてきているところであるが、その一環として、証券先物取引に係るGLOBEX取引の実績報告についても、月次報告から四半期報告に簡素化する。 (平成6年7月実施予定)

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』48-49ページ。

## 6-54 「証券取引法の一部を改正する法律」(平成6年法律第70号)の概要

(平成6年6月29日公布)

## 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成6年4月19日	平成6年5月20日	平成6年6月7日	平成6年6月8日	平成6年6月8日	平成6年6月20日	平成6年6月22日
		可決	可決		可決	可決

(出所) 参議院「参議院審議概要 第129回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/129/1295105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/129/1295105.pdf)より作成。

## 2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案及び平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、自己の株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保するため、自己の株式に係る株券の買い付け状況に関する開示、自己の株式に係る株券に関する公開買い付け、内部者取引規制等について、所要の制度の整備を図ることとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、自己の株式に係る株券の買い付けを行う場合には、投資者保護の観点から、三カ月ごとに買い付け状況の開示を義務づけることとしております。

第二に、利益による株式の消却のために行う株券の買い付けに関して、公開買い付けの制度の整備を図ることとしております。

第三に、自己の株式の取得を行うことについての決定を内部者取引規制上の重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者は、当該会社の株式に係る株券の買い付け等をしてはならないこととしております。

そのほか、証券会社による取引報告書の作成等につき、所要の改正を行うこととしております。

〔中略〕

以上が、証券取引法の一部を改正する法律案及び平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成6年6月3日)。

## 3. 法律案の要旨

「本法律案は、商法における自己株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保するため、自己株式に係る株券の買付状況に関する開示、自己株式に係る株券に関する公開買い付け、内部者取引規制等について、所要の制度の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 自己株式の取得に関する開示

上場株券及び店頭登録株券の発行者である会社は、自己株式の取得について定時総会の決議を要するが、その決議があった後、自己株券買付状況報告書を3カ月ごとに作成し、大蔵

大臣に提出しなければならない。

## 2 自己株式の取得のための公開買い付け

(1)利益による自己株式の消却をするための上場株券及び店頭登録株券の買い付けは、有価証券市場及び店頭市場において行われる買い付けのほかは、公開買い付けによらなければならない。

(2)公開買い付けの手続きを用いて自己株式の取得を行う会社は、当該公開買い付けの期間中において、当該会社に内部者取引規制に係る重要事実が生じたときは、直ちにこれを公表し、かつ、当該公開買い付けに係る株券の売り付けの申込者等に対して、公表の内容を通知しなければならない。

## 3 内部者取引規制（インサイダー取引規制）の整備

(1)自己株式の取得の決定を内部者取引規制の対象となる重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者等は当該会社の株式の取得等を行うことができない。

(2)自己株式の取得についての定時総会の決議について公表がなされ、かつ、その取得の決定以外の重要事実について未公表のものが無い場合は、当該決議に基づく自己株式に係る株券の買い付けについては内部者取引規制の適用を除外する。

## 4 その他

証券会社は、有価証券の売買等が成立したときは、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならないが、規制緩和の見地から、公益または投資者保護上支障がないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、取引報告書の作成、交付を要しない。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第129回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/129/1295105.pdf](http://www.sangin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/129/1295105.pdf)。

## 6-55 「投資信託改革の概要について」（平成6年12月12日）

### 投資信託改革の概要について

（平成6年12月12日 大蔵省）

我が国の投資信託の最近の状況を見ると、公社債投資信託はMMFを中心として概ね好調に推移しているものの、株式投資信託は近年の株式市場の低迷もあり、長期間にわたり解約・償還額が設定額を上回り、また、多くのファンドが元本割れにより償還延長を余儀なくされるといった厳しい状況にある。

また、近年の金融資産の著しい蓄積、金融・資本市場における自由化、国際化の進展等、投資信託を巡る環境は大きく変化してきており、現行投資信託制度はこれらの環境変化に必ずしも十分に対応できていない面がある。

こうした状況を踏まえ、本年6月22日の投資信託研究会報告「投資信託の改革に向けて一期待される機能、役割の発揮のために一」において投資信託の改革に向けての一連の施策が提言され、これを受け大蔵省、証券投資信託協会等においてその具体化に向けての検討を進めてきたところであるが、今般、下記のとおり投資信託改革の具体的方策をとりまとめた。

今後、当省において所要の省令、通達の改正、また、証券投資信託協会において自主ルールの改正等を速やかに行い、投資信託改革の円滑な実施を図っていくこととしている。また、通達の改正等に当たっては従来の取扱いで明文化されていないものについては、これを通達等に盛り込み透明性の向上をあわせて図ることとしている。

今般の改革は昭和26年に証券投資信託法が制定され、投資信託についての法制度の整備が行われて以来の抜本的な改革であり、当省としては今般の一連の施策により投資信託が投資者の信頼をかち得、個人投資家に対し間接的な形で簡便で効率的な証券投資への道を開くという投

資信託に期待される機能・役割が十分に発揮されることとなり、証券市場のすそ野の拡大、個人投資家の証券市場への参加が促進されることを期待するものである。

## 記

## 1. 資産運用・収益分配等についての規制緩和

投資者の多様な投資ニーズに対応するとともに、委託会社の商品開発や資産運用についての創意工夫が十分に発揮されるよう、投資信託の資産運用や収益分配等に関する現行の規制を原則自由化の考え方にに基づき抜本的に緩和する。具体的内容は次のとおり。

- (1) 証券投資信託協会自主ルールによる運用規制について次の規制緩和措置を実施する（証券投資信託協会自主ルールの改正）。
  - ① 先物・オプション取引の利用は現在ヘッジ目的に限定されているが、今後は適正なリスク管理の下にヘッジ目的以外の有価証券投資に関連する多様な利用を認める（先物・オプション取引やワラントへの運用等のいわゆるレバレッジ効果を有する投資対象・運用手法の利用についてリスク評価額をファンドの純資産の50%以内とすることを行為準則省令で規定）。
  - ② 私募債への運用をファンドの流動性を確保した上で認める（私募債等の流動性の乏しい投資対象の組入れはファンドの純資産の10%以内とすることを行為準則省令で規定）。
  - ③ 信用取引は現在名義書換手続中の株式等の信用売りに限り認められているが、今後はファンドが保有する株式等の範囲内での信用売りも認める。
  - ④ 外国有価証券への運用を特定の海外市場で取引される外国有価証券に限定している規制を撤廃する。
  - ⑤ 他社の投資信託証券への運用は現在認められていないが、今後はファンドの純資産の5%を上限にこれを認める。
  - ⑥ 実物資産の証券化関連商品への運用やFRA（金利先渡取引）、FXA（為替先渡取引）の利用を新たに認める。
 

(注) 昨年12月に、金利・通貨スワップ取引、保有有価証券の貸付け、ファンドによる短期借入れについて規制緩和を実施している。
- (2) 安定的な収益分配の維持や基準価額の大幅な変動の回避を目的として全ての株式投資信託について現在行われている収益分配についての規制や株価変動準備金規制を撤廃する（証券投資信託協会自主ルールの改正）。
- (3) 株式、公社債、CP等の全ての種類の有価証券について定められている委託会社単位での同一銘柄保有割合の上限に係る規制を株式を除き撤廃する（行為準則省令の改正）。
- (4) 有価証券以外の金融商品への運用は現在「余資運用」の範囲内に限り認められているが、今後はこうした資産運用における区分を廃止する（信託約款の規定振りの変更）。
 

(注) MMF、中期国債ファンドの商品性改善については、①MMFの最低購入単位を50万円から10万円に下げるとともに、②MMF、中期国債ファンドの1円以上1円単位での購入を株式、債券等の売却・解約代金に拡大する商品性改善を本年10月17日より実施している。

## 2. 運用成績の公開

現在、各委託会社において、今般の投資信託改革の趣旨を体した「新しい株式投資信託」を明年1月以降設定すべく準備中であるが、これらの「新しい株式投資信託」(各委託会社1～2本)のパフォーマンスの良否等を投資者が分かりやすく把握しうよう、証券投資信託協会において定期的に（毎月1回）運用成績等を記載した表を作成し公表する。

投 信 会社名	ファンド名	当 初 設定日	純資産 総 額	現 在 の 基準価額	分配金込み基準価額の上昇率 (%)		運用 方針
					過去3ヶ月間	過去6ヶ月間	
			億円	円		設定来	

なお、既存ファンドの運用成績についても、現行の運用成績公開制度のうち追加型株式投資信託について、(イ)分類の見直し、(ロ)運用期間毎の運用成績に基づくランキング付け、(ハ)平均パフォーマンスの明示等の改善を来年度以降速やかに実施するとともに、単位型株式投資信託、公社債投資信託についても順次実施する。

### 3. ディスクロージャーの充実

投資者の投資判断の基礎となる投資信託の商品性や運用内容、運用結果が適切に開示されることにより、これらについての投資者の理解、納得が得られるよう投資信託のディスクロージャーについて以下の措置を講ずる。

(1) 受益証券説明書、運用報告書の記載内容について以下の改善を図る（証券投資信託協会自主ルールの改正）。

#### ① 受益証券説明書

(イ) 投資信託の商品性、即ち基本的な運用方針や収益分配方針を明確に記載する。

(ロ) 商品のリスク・リターンに係る現在の4分類表示について、先物・オプション取引等を積極的に活用するハイリスク・ハイリターン型のファンドについて新たに区分を設け5分類表示とする。

(ハ) 信託報酬について委託会社、証券会社、受託銀行毎の内訳を記載する。

#### ② 運用報告書

(イ) ファンドの資産構成（アセット・アロケーション）変更の時期・程度、変更の理由、(ロ) 主要な売買銘柄、(ハ) 先物・オプション取引の状況、(ニ) 期首の組入有価証券の評価額、等に関する記載を行う。

なお、公社債投資信託の資産状況等のディスクロージャーについても、現在証券投資信託協会においてこれを充実すべく検討中である。

(2) 委託会社が利害関係人との間で行う取引等については、利益相反による具体的な弊害の発生を抑制する観点から、以下の事項について運用報告書に記載することとする（証券投資信託協会自主ルールの改正）。

① 利害関係人の発行した有価証券のファンドによる取得の状況

② (イ) 利害関係人である証券会社が主幹事となって発行される有価証券や、(ロ) 利害関係人である証券会社、金融機関が私募の取り扱いの代表者となって発行される有価証券のファンドによる取得の状況

③ 利害関係人への支払委託手数料の額及び当該手数料の支払委託手数料総額に占める割合が前期に比し大きく増加した場合にはその理由

### 4. 公正取引ルールの整備

委託会社の適正な資産運用等を確保するため、以下の行為を新たに省令上の禁止行為とする（行為準則省令の改正）。

① 関係証券会社、販売証券会社等の売買手数料増加のための短期売買

② 先物・オプション取引等によるファンド間の利益の付け替え

③ 関係証券会社等の引受けしこり玉（引受けられた有価証券の取得申込みが予定した募集額に達しないもの）の取得

④ 関係証券会社が主幹事となって行われるファイナンス銘柄（時価発行増資等を予定している企業の株式等）について、作為的な相場を形成するために行う当該銘柄の売買

⑤ 委託会社が利害関係人による顧客へのバックファイナンスが行われていることを知りながら、当該顧客に受益証券の直接販売を行うこと

⑥ 委託会社が直接販売を行った顧客に対して行う損失補填

### 5. 外国投資信託の国内販売

外国投資信託（いわゆるカントリーファンドを含む）の我が国投資者への販売に係る行政当局の指導について、次のとおり一部見直しを行うとともに透明性、実効性を高めるため通

達として公表する。

- (1) 外国投資信託の公募での国内販売については、以下の要件が満たされていることを要する。
  - ① 基準価額の建値が外貨建てであり、かつ円資産の組入れは50%以下であること。
  - ② 我が国証券取引法上の有価証券に相当する証券等への運用割合が50%以上であること。
  - ③ 当該外国投資信託の当初募集時における海外での募集額が募集総額の1/6以上であること。

但し、日系の資産運用会社が主たる資産運用者である場合には、当初募集時における海外での募集額が募集総額の1/2以上であること。

- (2) 外国投資信託の私募での国内販売については、我が国の投資家数が2名以上であって、上記の①及び②を満たすものであることを要する。
6. 委託会社の免許運用基準の見直し
- (1) 投資信託市場における一層の競争促進等を図るため、委託会社の免許運用基準について以下の内容の見直し及び従来の指導の明確化を行う（委託会社の免許運用基準の改正）。
    - ① 委託会社の最低資本金を3億円とする基準を撤廃し、資本金に関する基準としては、「純資産額が法定上の最低資本金である5千万円を開業後に下回ることがないと見込みうる額の資本金を要する」こととする。
    - ② 委託会社の商号について「証券投資信託委託会社」等の投資信託委託業務を営む会社であることを明示する。
    - ③ 投資一任会社は、直近3年間における一任契約資産残高が3,000億円以上であること等の要件を満たす場合には証券投資信託法に基づく免許を受けて委託会社となることにより、投資信託委託業務を営むことができる。
    - ④ 委託会社と投資一任会社の合併については、合併後の会社の内容が委託会社の免許運用基準及び投資一任会社の認可基準を満たしている場合にはこれを認める。
 

(注) 委託会社は、直近3年間の運用資産残高が3,000億円以上である等の要件を満たす場合には有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づく認可を受けて投資一任業務を営むことができる（投資一任会社の認可基準の改正）。
  - (2) 同一会社での投資信託委託業務及び投資一任業務の併営による弊害発生の防止のため、両業務のファンド間の利益の付け替えを省令上の禁止行為とする（行為準則省令及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の改正）。
7. その他

- (1) 信託約款の個別承認制

昨秋に実施した信託約款承認基準の明確化、承認手続の簡素化等の運用改善措置により、過去1年間に設定された1,239本のファンドのうち1,152本（全体の93.0%）がヒアリングによる個別審査なしに申請から2～3日で承認されている。

なお、今後、法改正の際には、信託約款の承認制は維持しつつも例えば同一内容の商品については包括承認制もしくは届出制を導入するといったような制度自体の見直しについて検討を行う。

- (2) 会社型投資信託

我が国に会社型投資信託を現時点で導入することは、我が国のコーポレート・ガバナンスの現状や税法、商法等の法制度上の問題等解決すべき課題が多く困難であるが、今後の環境変化等の状況に応じ引き続き検討を行う。

- (3) 私募投資信託

現行証券投資信託法は私募投資信託を想定していないが、今後、所要の法改正が行われる際には、私募投資信託について投資信託研究会での議論を踏まえ検討を行う。

- (4) 日経300株価指数連動型投資信託

日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として、日経300株価指数構成銘柄に投資を行い同指数に連動する投資成果を目指すとともに、受益証券を取引所に上場し取引所取引を行う新しいタイプの株式投資信託（「日経300株価指数連動型投資信託」）の導入について現在検討を進めているところである。

（出所）『大蔵省証券局年報 平成7年版』49-52ページ。

## 6-56 「外国株市場活性化策について」（平成6年12月20日）

### 外国株市場活性化策について

（平成6年12月20日 大蔵省）

#### 1. 外国企業にかかる開示費用の軽減

外国企業が証券取引法に基づき提出する有価証券報告書等の記載について、その開示費用の軽減を図る観点から見直しを行い、本日、企業内容等の開示に関する省令等を改正するための省令を公布した。来年1月1日より施行する（別紙1参照）。

なお、東京証券取引所においても、本年1月以来、年次報告書（アニュアルレポート）・四半期報告書等につき開示費用の軽減を図るための措置が講ぜられてきたが、本日、年次報告書について、更なる軽減を図るための規則改正を行うことが決定された。

#### 2. 外国株に係る上場基準の見直し等

アジア地域の企業をはじめとした外国企業の上場を推進する等の観点から、東京証券取引所において、外国株に係る上場基準等の緩和、上場手数料等の引下げ及び投資単位の引下げを図るための規則改正等を行うことが決定された（別紙2参照）。

（別紙1）

#### 1. 有価証券報告書に添付される年次報告書（アニュアルレポート）の翻訳省略

有価証券報告書に添付される年次報告書（アニュアルレポート）について、その翻訳を不要とする。なお、日本語による年次報告書が日本の株主等に送付されている場合には、それを添付することとする。

#### 2. 有価証券報告書等に添付される定款の内容の簡素化

有価証券報告書等に添付される定款について、外国会社の場合には、内国会社と比較して、定款の内容が広範なものとなっていることがあるが、この場合には、内国会社の定款の基本的事項に相当する事項が記載されたもののみを添付すればよいこととする。

#### 3. 有価証券報告書の添付書類の変更部分のみの添付

有価証券報告書に添付される定款等の添付書類については、その変更がなければ、5年に1回、有価証券報告書に添付すればよいこととされているが、5年以内に変更が生じた場合にも、その変更部分のみを添付すればよいことを明記する。

#### 4. 「外国為替相場の推移」にかかる記載の省略

有価証券報告書等の記載事項中、外国会社の場合には、内国会社と異なり「外国為替相場の推移」欄があり、財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載しなければならないこととなっているが、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に当該為替相場が既に一定期間記載されている場合には、その記載を省略できることとする。

#### 5. 「本国における法制等」にかかる記載方法の弾力化

有価証券報告書の記載事項中、外国会社の場合には、内国会社と異なり「本国における法制等の概要」欄があり、本国における会社制度、外国為替管理制度、課税上の取扱いを記載しなければならないこととされているが、これらについては5事業年度ごとに記載し、5年以



内に変更があった場合には、その変更点のみを事業年度ごとに累積的に記載する方法によることができることとする。

6. 「株式事務の概要」にかかる記載方法の弾力化

有価証券報告書の記載事項中、「株式事務の概要」欄においては、外国企業のみに求められている記載事項（株主の権利行使の手続等）があるが、これについても、上記5と同様の取扱いを行うこととする。

7. 「会社の沿革」等にかかる記載方法の弾力化

有価証券報告書の記載事項中、「会社の沿革」、「会社の目的」、「事業の内容」、「経営上の重要な契約」及び「研究開発活動」欄については、通常の記事を行った事業年度に続く4事業年度においては、その記載内容をそのまま転写し、それ以降に生じた変更点のみを追加して記載する方法によることができることとする。

(別紙2)

1. 外国株に係る上場基準等の緩和

東証外国部上場基準については、外国の大規模優良会社を上場するという方針のもと、本則基準の10倍程度の要件をガイドラインとして求めてきたが、今回これを撤廃し、国内企業の上場基準との整合性等をも考慮しつつ、以下のような改正を行う。

(1) 上場外国会社の規模に関する要件の大幅引下げ

	〔現行〕	→	〔改正案〕
・純資産額	1,000億円以上		100億円以上
・利益の額	最近1年間200億円 以上かつ最近3年間、 各年20億円以上	→	最近3年間 各年20億円 以上

(2) 本国市場上場要件の撤廃

〔現行〕	→	〔改正案〕
本国の証券取引所に 上場されていること を要する		本要件を撤廃し、い わゆる東証への単独 上場を認める

(3) その他、民営化企業の設立後経過年数要件、利益配当要件、株式の流通状況要件等を緩和する。

2. 外国株に係る上場手数料等の引下げ

外国株に係る新規上場手数料について、定額部分を現行の500万円から250万円に引き下げ、定率部分についても大幅な軽減を図るとともに、上場審査料についても現行の200万円から100万円に引き下げる（先般NYSEに上場された山東華能発電（中国の民営化企業）の場合について試算すると、今回の改正により、手数料負担は5,800万円程度から1,300万円程度へと低減する）。

3. 外国株に係る投資単位の引下げ

外国株券の売買単位は、株価を基準として定められているが、最低売買単位が200万円以上等高額となっている銘柄もあることから、全ての銘柄について、最低売買単位が50万円以下となるよう規則改正を行う。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』52-53ページ。

## 6-57 「社債の適債基準の撤廃等について」（平成7年3月31日）

新聞発表

（平成7年3月31日 大蔵省）

## 社債の適債基準の撤廃等について

戦後、長きにわたり国内において発行される社債は、有担保であることが原則であったが、我が国経済の発展、国際化等を背景に無担保社債発行の要望が強まり、昭和54年（1979年）より、適債基準及び財務制限条項の設定の義務付けによって投資家保護上問題の少ない優良企業に限り、無担保債の導入を図っていくこととなった。以後適債基準及び財務制限条項は社債発行のルールとして機能してきたところであるが、最近では市場の成熟化に伴い累次の緩和が図られてきた。

さらに、近年の我が国資本市場の成熟化及び国際化の進展等に鑑み、今後は、自己責任原則の一層の徹底を図りつつ、マーケット・メカニズムを基本とした社債市場の運営が行われるべきであると考え、今般、適債基準及び財務制限条項についてその基本的な見直しを行うこととした。

即ち、適債基準及び財務制限条項の設定の義務付けを撤廃し、今後は当事者の自由な意思に委ねることを基本としつつ、投資家保護の観点から最低限必要な企業内容等の開示制度の充実を図るという考え方に立ち、下記のような基本的見直しを行うこととする。このような見直しにより、今後、一層多くの企業にとって、社債市場を通じた資金調達が可能となると同時に、発行される社債の多様化が進み、投資機会の拡大を通じて、市場機能の向上が期待される。

## 記

1. これまで社債を発行できる会社を制限してきた適債基準をすべて撤廃する。この適債基準の撤廃に伴い、「企業内容等の開示に関する省令」等を改正し、発行体は以下の事項を有価証券届出書等の発行開示書類に記載することとする。

## (1) 取得格付

有価証券の販売に際し格付を取得する場合には、その内容、格付機関の名称、格付の取得日及び格付の取得に際し付されている条件等を記載する。また、格付を取得していない場合には、その旨を記載する。さらに、これまで転換社債には複数の格付取得が求められてきたこともあり、エクイティもの（転換社債及び新株引受権付社債）について複数の格付を取得していない場合には、その旨を記載する。

## (2) リスク情報等

現在、非上場会社については、発行体の経営成績の異常な変動や特定の取引先等への依存など、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について一括して分かり易く開示することとされているが、上場会社についても特に重要性があると判断される場合には記載することとする等、開示の充実を図る。また、発行体が抱えている営業上の課題についても、その内容を記載することとし、これについては有価証券報告書においても継続的に開示する。

なお、この適債基準の撤廃に伴い、これまで上場会社についてのみ認められてきた新株引受権付社債の発行を店頭登録会社等についても認めることとする。これに伴い、投資家保護の観点から、価格の透明性を一層高める等流通面における整備・改善が図られることを市場関係者に要請する。

2. これまで社債を発行しようとする発行体には元利払いの安全性を確保することを目的として、おおむね画一的な内容の財務制限条項を設定することを義務づけてきたが、この財務制限条項に関するルールをすべて撤廃する。これにより、今後は当事者間で自由に定めることとなることから、名称を「財務上の特約」とするとともに、この特約の内容が適切かつ明確に有価証券届出書等の発行開示書類に記載されるよう「企業内容等の開示に関する省令」

等の改正を行う。

3. 上記見直しについては、平成8年1月1日以降に発行決議が行われる銘柄から適用する。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』11ページ。

## 6-58 「証券分野の規制緩和等について」(平成7年12月15日)の概要

### 新聞発表

#### 証券分野の規制緩和等について(概要)

(平成7年12月15日 大蔵省)

証券分野の規制については、これまでも、証券市場の活性化に資する観点から、市場が本来の機能を発揮する上で必要な環境整備を図るため、積極的に規制緩和措置を講じてきた。さらに、今般、行政手続きに関連するものに止まらず、証券業協会、取引所の自主ルール等についても、証券界より幅広くヒアリングを実施した上で、再点検を行い、概要次のような規制緩和措置を講ずることとする。

1. 株式市場の活性化に資する措置
  - (1) 未公開企業のストックオプションのワラントの解禁等株式公開制度の見直し(8年1月実施予定)
  - (2) 東証外国部上場企業に係る設立後経過年数要件の緩和(5年→3年)等取引所上場基準の見直し(8年1月実施予定)
2. 公社債市場の整備等に係る措置
  - (1) CPの発行適格基準の実質的撤廃及び償還期間の緩和(9カ月以内→1年未満)(8年4月実施予定)
  - (2) 居住者ユーロ円債の還流制限の見直し(90日→40日)(8年4月実施予定)及び同制限撤廃の検討(10年4月日処)
  - (3) 債券貸借取引に係る担保金の下限撤廃(8年1月実施予定)
3. 証券会社経営のリストラ支援に資する措置
 

各種報告書の廃止(7年12月実施予定)。
4. ディスクロージャーの簡素化・弾力化に資する措置
 

要約仮目論見書活用の容認(7年12月実施予定)。
5. その他の規制緩和措置
 

預託証券(DR)の国内持ち込み要件緩和(7年12月実施予定)。
6. ヒアリング等を受けてこれまで規制緩和措置を既に公表ないし実施したもの。
  - (1) 東証第二部上場基準の緩和や子会社の上場要件の弾力化等取引所上場基準の見直し(7年11月公表済。8年1月実施予定)
  - (2) 国債のローリング決済方式の導入(7年11月公表済。8年10月実施予定)
7. 規制がないにも拘わらず、あるいは既に規制が廃止されていたにも拘わらず、関係者が規制の廃止を要望していたもの等についても、規制不存在等の周知徹底を図る。

(出所) 『証券年報 平成8年版』58-59ページ。

## 6-59 「証券分野における規制緩和の基本的方向」(平成8年3月21日)

証券分野における規制緩和の基本的方向

(平成8年3月21日 大蔵省)

(基本的考え方)

21世紀を見据えた活力ある市場の確立に向けて



我が国経済を支える企業の資金調達、投資家の資産運用、国際的な資金配分等の面で十分機能する市場を実現。

- (1) 自己責任の原則の下で、
- (2) 市場原理により資金の配分・運用が行われる、
- (3) 効率的な市場

(具体的な規制緩和の方向)

市場原理に基づく企業の資金調達の実現

- ディスクロージャーの充実による自由な資金調達の実現  
(例) 時価発行公募増資に係るガイドラインの撤廃
- 私募債の発行制限等の撤廃

多様な投資ニーズに対応できる市場の確立

- 自己責任原則の撤廃による投資対象の拡大  
(例) 個人投資家の店頭取引へのアクセスの拡大
- 投資信託を通じた証券投資の促進

業務の効率化・多様化

- 経営判断に基づく自由な店舗展開(店舗規制の原則撤廃)
- 兼業業務の拡大  
(例) 金銭債権の売買・仲介業務(金銭債権の流動化)

使い勝手のよいディスクロージャー制度の実現

- ディスクロージャー制度の弾力化による機動的な証券発行

報告書等の簡素・合理化

- 行政当局、自主規制機関等に対する各種報告書等の大幅な簡素・合理化

(出所) 『証券年報 平成8年版』59ページ。

## 6-60 「証券分野の規制緩和について」(平成8年3月29日)

証券分野の規制緩和について

(平成8年3月29日 大蔵省)

証券分野の規制緩和については、わが国経済、証券市場の状況等を踏まえ、市場の活性化等の観点から鋭意取り組んできているが、今後はさらに、21世紀に向けて活力ある市場を実現するという観点から、一層積極的に取り組むこととする。

証券市場が、わが国経済を支える企業の資金調達、投資家の資産運用、国際的な資金配分等

の面で十分機能するためには、自己責任原則の下で、市場原理により資金の配分・運用が行われる、効率的な市場を実現することが何よりも重要である。

このような観点から、証券分野の規制について、証券界等から幅広くヒアリングを行いつつ見直した結果、今般、概要下記のような措置を講ずることとする。

今回の措置により、証券市場がその役割を十分果たすことを期待している。

#### 記

### 1. 市場原理に基づく企業の資金調達の実現

#### (1) ディスクロージャーの充実による自由な資金調達の実現

- ① 時価発行公募増資に係るガイドラインの撤廃
- ② 公募増資等に係る1株当たり利益・配当基準及び数量制限の撤廃
- ③ 利益配分ルールの撤廃
- ④ 時価発行公募増資等における株価審査の廃止

#### (2) 私募債の発行制限等の撤廃

- ① 1回当たりの発行額、年間の発行額及び年間の起債回数に係る制限の撤廃
- ② 10年度より一定の情報提供を前提として機関投資家間の転売制限を撤廃

#### (3) 店頭市場の活性化

- ① 発行登録制度の店頭登録企業への開放
- ② 店頭特則市場の対象企業の明確化

### 2. 多様な投資ニーズに対応できる市場の確立

#### (1) 自己責任原則の徹底による投資対象等の拡大等

- ① 店頭取引等開始基準設定義務の撤廃
- ② 顧客に対する確認書の徴求義務の原則撤廃（ワラント、先物及びオプション取引等を除き、取引開始の際の確認書の一律徴求義務を撤廃）

#### (2) 有価証券担保金融に係る規制の緩和

株式、受益証券、社債の担保証券（現在は公共債のみ）への追加等

#### (3) 投資信託を通じた証券投資の促進

投資信託の運用規制の緩和等

### 3. 証券業務の効率化・多様化

#### (1) 店舗規制の原則撤廃（店舗の出店枠・人員規制の撤廃等）

#### (2) 証券会社の発行するCPの発行上限の緩和

#### (3) 兼業業務の拡大（金銭債権の売買の媒介業務等（金銭債権の流動化）／8年6月実施予定）

### 4. 使い勝手のよいディスクロージャー制度の実現

#### (1) 発行登録制度の改善（利用に係る金額基準の緩和等）

#### (2) 訂正届出書の弾力的取扱いによる証券発行日程の短縮等

### 5. 報告書等の簡素・合理化

#### (1) 光ディスク等による法定帳簿の作成・保存の実現

#### (2) 報告書等の整理・合理化（廃止45項目、簡素化70項目）

（注）今回の措置は、特記しない限り8年4月中に実施予定。

（出所）『証券年報 平成8年版』59-60ページ。

## 6-61 「先物・オプション取引における環境整備について」(平成9年3月18日)

先物・オプション取引における環境整備について  
(新聞発表)

(平成9年3月18日 大蔵省)

1. 先物・オプション取引は、世界的に取引規模が拡大の一途をたどり、証券市場において一層重要な役割を果たすようになってきている。我が国においても、先物・オプション取引の健全な発展のために更なる環境整備を行っていく必要があり、このためには商品や機能面での充実を図る一方、一昨年のベアリング事件を踏まえ、これらの取引に係るリスク管理について所要の措置を講じることが重要な課題となっている。
2. このような観点から、今般、我が国における先物・オプション取引を実施している東京・大阪両証券取引所において、以下のような一連の環境整備策が講じられることとなった。
  - (1) リスク管理の改善  
先般の証券取引審議会での報告(平成8年6月)を受け、仮に取引所の会員証券会社が経営破綻をきたしたような場合においても、当該会員証券会社における顧客資産の保全や市場におけるシステミック・リスクの回避が図れるよう具体的措置を講じる。
  - (2) 株価指数先物取引制度の改善(限月間スプレッド取引の導入等)  
株価指数先物取引(TOPIX先物、日経225先物)について、投資家の利便性を図る観点から、限月間スプレッド取引を導入することとし、先物市場における円滑なロールオーバーの執行を可能とし、先物市場の効率化を図る。また、同時に日経225先物取引における立会い時間を延長し他の株価指数先物取引と同様とする。
  - (3) 株価指数オプション取引制度の改善(オプション取引における商品性改善等)  
TOPIXオプション取引について、投資家の利便性及び他商品との整合性を図る観点から、商品性について改善(権利行使方法の変更)を行うとともに、日経225オプション取引について、立会い時間を延長し他の株価指数オプション取引と同様とする。
  - (4) 個別株式オプション取引の導入  
先般の証券取引審議会デリバティブ特別部会での結論(平成8年12月)を受け、個別株式オプション取引を導入するに当たっての具体的な制度要綱を確定する。
  - (5) 長期国債先物取引制度の改善(限月間スプレッド取引の導入)  
長期国債先物取引において、投資家利便の向上を図る観点から、限月間スプレッド取引を導入する。
3. 以上のような環境整備策が実施されることにより、リスク管理を図りつつ、商品面や機能面でも投資家の利便性に配慮した先物・オプション取引が可能となり、我が国証券市場全体の効率化に資することが期待されている。
4. 上記環境整備策の実施に当たっては、東京・大阪両取引所において所要の規則改正を行うとともに、今後、大蔵省としても必要に応じ所要の省令改正等を行うこととなる。

## (別添) 環境整備の具体的内容

項目名	内容	実施する取引所 (対象商品名)	実施時期
(1)リスク管理の改善	証券取引審議会「証券取引所における先物・オプション取引のリスク管理の改善について」(平成8年6月11日)の具体的実施。	・東京証券取引所 (TOPIX先物及びオプション、国債先物及び国債先物オプション) ・大阪証券取引所 (日経225先物・オプション、日経300先物・オプション) (名古屋証券取引所) (オプション25)	平成9年10月日途(但し、差入期日の短縮については平成10年中を目途とする)。
(2)株価指数先物取引制度の改善	限月間スプレッド取引制度を導入する。  立会い時間の延長。 (終了時間を10分延長)	・東京証券取引所 (TOPIX先物) ・大阪証券取引所 (日経225先物)  ・大阪証券取引所 (日経225先物)	取引所及び会員証券会社でのシステム対応後(5月頃を予定)。
(3)株価指数オプション取引制度の改善	権利行使方法をヨーロッパ方式に変更する。  立会い時間の延長。 (終了時間を10分延長)	・東京証券取引所 (TOPIXオプション) ・大阪証券取引所 (日経225オプション)	取引所及び会員証券会社でのシステム対応後(秋頃)。 先物と同様。 (5月頃を予定)
(4)個別株式オプション取引の導入	個別株式を対象としたオプション取引を導入する。	・東京証券取引所 (対象銘柄は未定) ・大阪証券取引所 (対象銘柄は未定)	取引所からの上場申請を受け上場承認を行った後。
(5)長期国債先物取引制度の改善	限月間スプレッド取引制度を導入する。	・東京証券取引所 (長期国債先物)	取引所及び会員証券会社でのシステム対応後(平成10年中)。

(出所) 『証券年報 平成9年版』28-29ページ。

## 6-62 「居住者国内MTNの導入に係る環境整備について」(平成9年3月28日)

## 新聞発表

(平成9年3月28日 大蔵省・法務省)

## 居住者国内MTNの導入に係る環境整備について

企業の資金調達の一層の円滑化及び証券市場の活性化の見地から、MTNプログラムの国内への導入に係る環境整備を図るため、大蔵省及び法務省はそれぞれ下記の措置等を講じる。

なお、下記2.の具体的措置は平成9年6月を目途に実施する。

## 記

## 1. 取締役会による授権の範囲の明確化について(法務省)

会社が社債を発行するには、取締役会の決議を要し(商法第296条)代表取締役限りの判断で社債を発行することはできないが、取締役会が、社債を発行することができる期間及びその期間内に社債を発行することができる回数を定め、かつ、発行する社債の総額、社債の発行価額、利率、償還期限等の重要な事項につき、合理的な範囲内で、具体的にその上限及び下限を定め、その範囲内において、各回の社債の内容の決定を代表取締役に委任することは許されるものと解される。

なお、取締役会の決議(授権)により社債を発行することができる期間は、財務管理の状

況等の具体的な事情にかんがみ、各会社の取締役会により、合理的な範囲内で定められるべきものである（商法第260条第3項の趣旨からすれば、この期間は、おおむね3か月間が一つの目安になるものと考えられる）。

## 2. 証券取引法の発行登録制度の改善について（大蔵省）

MTNプログラム等による機動的な証券発行に資するため、発行登録制度に関し、次の改善策を講じる。

- (1) 現在、発行登録追補書類にはすべての発行条件を記載することとされている点を、包括契約の内容は発行登録書に記載し、発行登録追補書類には発行価格、利率等の個別条件のみを記載することに改める。
- (2) 発行登録追補書類に係る受理通知書を廃止し、発行価格等の個別条件決定時点において、即時に発行登録追補書類の効力が生じるよう所要の措置を行う。

（出所）『証券年報 平成9年版』11ページ。

## 6-63 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号）及び「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成10年法律第106号）の概要

（平成10年6月15日公布）

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成10年3月13日	平成10年4月9日	平成10年5月15日	平成10年5月15日	平成10年5月18日	平成10年6月4日	平成10年6月5日	平成10年4月9日 衆本会議趣旨説明 平成10年5月18日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

（出所）参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/142/1424106.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

〔中略〕

次に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

これらの法律案は、証券の発行による資産の流動化が資産保有者の資金調達円滑化、投資商品の多様化等に資することにかんがみ、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立するとともに、発行される証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者の投資を容易にするものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案につきましては、特定資産の流動化をその業務とする特定目的会社を新たな法人として創設し、特定資産を裏づけとした有価証券を発行する仕組みを創設するとともに、投資者等の保護を図るため、コーポレートガバナンス機能を活用した措置等を講ずることとしております。



第二に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましては、特定目的会社が発行する優先出資証券及び特定社債券を証券取引法上の有価証券に位置づけるとともに、これらの取り扱いを証券会社のほか、銀行、保険会社等の金融機関にも認める等の措置を講ずることとしております。

〔中略〕

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。

以上、四法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。』

（出所）衆議院「衆議院会議録」（平成10年4月9日）。

### 3. 法律案の要旨

#### ○「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案」

「本法律案は、証券の発行による資産の流動化が、資産保有者の資金調達の円滑化、投資商品の多様化等に資することにかんがみ、特定目的会社（SPC）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 特定資産の流動化の制度

特定目的会社を活用した、特定資産の流動化（資産対応証券の発行により得られる金銭で特定資産を取得し、その特定資産の管理・処分により得られる金銭をもって資産対応証券の元利支払等を行うこと）の制度を創設する。

- (1) 特定資産（流動化の対象となる資産）は、指名金銭債権、不動産及びこれらの資産を信託する信託の受益権とする。
- (2) 特定目的会社が発行する資産対応証券は、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形とする。
- (3) 特定目的会社を、商法上の会社とは異なる法人として創設する。
  - ① 特定目的会社は、取締役1人以上、最低資本金300万円とし、株式型と債券型の有価証券を同時に発行できる。
  - ② 特定目的会社は、内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）の登録を受けなければ、業務を行ってはならない。
- (4) 特定目的会社が可能な業務内容を、特定資産の流動化に限定する。
  - ① 特定目的会社は、特定資産（信託の受益権を除く）の管理及び処分については、適切な受託者に委託を義務づけ、受託者による分別管理義務、説明義務、帳簿閲覧義務等を契約に明記する。
  - ② 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として定める場合を除き、資金の借入を行ってはならない。
  - ③ 特定目的会社は、資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

#### 2 投資家等の保護措置

- (1) 資産流動化計画の策定を義務づけ、定款に記載させる。
- (2) 優先出資申込証、特定社債申込証に、裏付けとなる特定資産の概要の記載を義務づけ、出資者等にその内容を開示する。
- (3) 優先出資証券への出資者は、役員任免等に係る一定の議決権、違法行為差止請求権等の議決権を前提としない共益権を活用し、役員法令・定款違反の行為等を監督・是正することができる。

- (4) 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
  - (5) 特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って、自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。
  - (6) 内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）は、法令違反の是正を目的とした最低限の監督を行う。
- 3 施行期日  
この法律は、平成10年9月1日から施行する。」

○「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

「本法律案は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴い、銀行法、証券取引法その他の関係法律について、特定目的会社が発行する証券に係る業務の取扱い等を定めるとともに、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、農林中央金庫法、商工組合中央金庫法及び保険業法の一部改正  
銀行その他の金融機関がその付随業務として営むことができる業務に特定目的会社が発行する特定社債等（資産流動化計画において当該社債等の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又はその信託受益権のみを取得するものに限る。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを加える。
- 2 証券取引法の一部改正  
特定目的会社の発行する特定社債券及び優先出資証券を証券取引法上の有価証券と位置づけるとともに、一定の特定社債券、優先出資証券等の取扱いを金融機関に認める。
- 3 特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正  
特定目的会社が特定債権等に係る事業の規制に関する法律上の特定債権を特定事業者から譲り受ける場合にあっては、特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、特定債権の譲渡に係る計画の確認及び当該譲渡に係る公告等の規定を適用する。
- 4 租税特別措置法その他の税法の一部改正  
特定目的会社が一定の要件を満たす事業年度に支払う利益の配当の額を、当該特定目的会社のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すること等所要の税制上の措置を講じる。
- 5 施行期日  
この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日から施行する。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/142/1424106.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdf)。

〔両法律案は、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案」及び「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案」と併せた附帯決議がなされている。本資料ではその掲載を省略する。両法律の附帯決議については、「資料6-5「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」（平成10年法律第107号）の概要」に掲載した附帯決議を参照されたい。〕

## 6-64 「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」（平成12年法律第96号）の概要

(平成12年5月31日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月17日	平成12年4月14日	平成12年4月28日	平成12年4月28日	平成12年5月15日	平成12年5月19日	平成12年5月23日	平成12年4月14日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	先議院は参議院

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、二十一世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進めるため、これらの法律案を提出した次第であります。

まず、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、証券取引所及び金融先物取引所の株式会社化を可能とするとともに、証券取引所等が公共的機能を適切に発揮できるよう、何人も発行済み株式総数の百分の五を超えて証券取引所等の株式を保有してはならない旨の制限を設けるほか、取引参加者にルールを遵守させる自主規制機能の一層の明確化を図る等の措置を講ずることとしております。

第二に、現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の開示手続を原則として電子的方法により行うこととするほか、目論見書等についても電子的方法による交付等を認めることとしております。

〔中略〕

以上、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。』

(出所) 参議院「参議院会議録」(平成12年4月14日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、内外の金融環境の変化に対応した金融・証券市場を整備する観点から、証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という。）の組織形態に株式会社形態を導入できるようにするとともに、現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の開示手続を電子情報処理組織を用いて行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 証券取引所等の株式会社化

- (1) 証券取引所等の定義を改め、証券取引所等の組織形態として、会員制法人に加え、資本の額が政令で定める金額以上の株式会社を追加する。
- (2) 証券取引所等の定款について、会員及び取引参加者が法令、当該証券取引所等の定款、その他の規則等及び取引の信義則を遵守しなければならない旨を規定する。

- (3) 証券取引所等の業務を取引所有価証券市場又は金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務に限定する。
- (4) 株式会社証券取引所及び株式会社金融先物取引所の株式について、その発行済株式の100分の5を超える株式の取得、所有を禁ずる。
- 2 企業内容等の開示制度
- (1) 有価証券報告書等の提出等の手続を電子的方法により行うことを原則として義務化する。
- (2) 電子的方法により提出等が行われた有価証券報告書等の公衆縦覧について、電子的方法により行う。
- (3) 証券会社が行う目論見書等の交付について、電子的方法により行うことができる。
- 3 その他
- (1) この法律は平成12年12月1日から施行する。ただし、企業内容等の開示の電子化については、平成13年6月1日から段階的に順次導入することとし、平成16年5月31日までは紙媒体による提出を可能とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf)。

## 6-65 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」(平成12年法律第97号)の概要

(平成12年5月31日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月17日	平成12年4月14日	平成12年4月28日	平成12年4月28日	平成12年5月15日	平成12年5月19日	平成12年5月23日	平成12年4月14日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	先議院は参議院

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、二十一世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進めるため、これらの法律案を提出した次第であります。

[中略]

次に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、資産の流動化のための仕組みである特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律につきまして、これまで不動産及び指名金銭債権等に限定されていた流動化対象資産を財産権一般に拡大するとともに、流動化の器として信託も利用可能とするほか、特定目的会社を登録制から届け出制に改める等の措置を講ずることとしております。

第二に、資金運用のための仕組みである証券投資信託及び証券投資法人に関する法律につき

まして、従来、「主として有価証券」とされていた運用対象資産を不動産等にも拡大することとしております。

また、この運用対象の拡大に伴い、投資信託委託業者について利益相反行為の防止措置、投資者に対する忠実義務及び損害賠償責任を定める等、必要な措置を講ずることとしております。

第三に、これらの法律改正に伴い必要となる措置といたしまして、特定目的会社及び投資法人に対する法人課税に関し、投資者への支払い配当の損金算入を認める等、所要の措置を講ずることとしております。

〔中略〕

以上、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。】

（出所）参議院「参議院会議録」（平成12年4月14日）。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団的な投資の仕組みについて、資金調達者の選択肢を拡大し投資者に対する多様な商品の提供を可能とする観点から、特定目的会社（SPC）による特定資産の流動化に関する法律及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律について幅広い資産を対象とするとともに適切な投資者保護のための枠組みを整備するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の改正

##### (1) 会社型（特定目的会社を用いた資産流動化の仕組み）の改正

- ① 不動産及び指名金銭債権等に限定されていた流動化対象資産を財産権一般に拡大する。
- ② 特定目的会社を登録制から届出制に改める等特定目的会社の設立手続等を簡素化する。
- ③ 特定目的会社が発行する証券の商品性の改善等を行う。
- ④ 特定資産取得のための借入れを可能とする。
- ⑤ 資産流動化計画に対する規制を簡素・合理化する。

##### (2) 信託型の創設

信託を用いた資産流動化について、会社型と同様の仕組みを整備する。

#### 2 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正

##### (1) 運用制限の緩和

主たる運用対象を有価証券から不動産等の資産に拡大する。

##### (2) 投資信託委託業者に関する規定の整備

- ① 不動産ファンドの運用を行う投資信託委託業者の認可に当たり、宅地建物取引業の免許及び建設大臣の一任取引の認可の取得を義務づける。
- ② 不動産等の価格評価が困難な資産について、外部の独立した不動産鑑定士等による価格評価を義務づける等利益相反行為を防止する措置を講ずる。

##### (3) 信託スキームに係る規定の整備

信託会社等が自ら資産運用を行う仕組みを整備する。

#### 3 その他

- (1) 特定目的会社及び投資法人に対する法人課税に関し、投資者への支払配当の損金算入を認める。
- (2) この法律は、公布の日から6月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。】

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf)。

## 6-66 「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)の概要

(平成12年5月31日公布)

### 1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月24日	平成12年4月14日	平成12年4月28日	平成12年4月28日	平成12年5月15日	平成12年5月19日	平成12年5月23日	平成12年4月14日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	先議院は参議院

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf)より作成。

### 2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、二十一世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進めるため、これらの法律案を提出した次第であります。

〔中略〕

次に、金融商品の販売等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融商品販売業者等は、預貯金、保険、有価証券等の金融商品の販売等に際し、顧客に対して元本欠損が生ずるおそれがある旨及びその原因となる事由等の重要事項について説明をしなければならぬこととしております。

第二に、不法行為に関する民法の特則として、金融商品販売業者等は、重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずることとしております。また、顧客が損害賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定することにより、原告たる顧客の立証負担の軽減が図られることとしております。

第三に、金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に関する勧誘の適正の確保に努めなければならないこととするとともに、勧誘の適正の確保に関する勧誘方針の策定・公表を義務づけ、これに違反した場合には過料に処することとしております。

以上、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。」

(出所) 参議院「参議院会議録」(平成12年4月14日)。

### 3. 法律案の要旨

「本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、金融商品の販売等に際しての顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資するため、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明すべき事項及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったことにより当該顧客に損害が生じた場合における金融

商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

#### 1 金融商品販売業者等の説明義務

- (1) 金融商品販売業者等は、預貯金、保険、有価証券等の金融商品の販売等に際し、顧客に対して元本欠損が生ずるおそれがある旨及びその原因となる事由等の重要事項について説明をしなければならない。
- (2) (1)の規定は顧客が専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者である場合又は説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、適用しない。

#### 2 金融商品販売業者等の損害賠償責任

- (1) 金融商品販売業者等は、重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずる。
- (2) 顧客が損害賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定する。

#### 3 勧誘の適正の確保

- (1) 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に関する適正な勧誘に努めなければならない。
- (2) 金融商品販売業者等は、適正な勧誘の確保に関する事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならないが、これに違反した場合には、過料に処する。

#### 4 その他

- (1) この法律は、平成13年4月1日から施行し、施行後に金融商品販売業者等が行った金融商品の販売等について適用する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/147/1474105.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf)。

#### 4. 附帯決議

衆議院大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

##### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成12年5月19日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融サービスの利用者の保護を図り、金融サービスに対する信頼を確保しようとする本法の趣旨について、金融商品販売業者等に十分な周知徹底を図るとともに、不適切な勧誘が行われないよう、指導・監督を行うこと。
- 一 本法の適用対象となる金融商品の範囲については、今後の社会・経済情勢の動向等に即して、除外商品を設けない方向で、適時適切に見直しを行うこと。
- 一 金融商品の販売に際しての説明内容及び説明方法については、利用者の理解を深めることに配慮し、一層の充実に向けた業者等の自主的な取組みを促すこと。
- 一 中立かつ公平で簡易・迅速な裁判外紛争処理制度については、利用者保護を第一義とし、業者等に対し自主的な取組みを強く促すとともに、金融審議会の審議結果も踏まえつつ、早急に結論を得るよう、努めること。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成12年5月19日)。

## (2) 会計・監査

### 6-67 企業会計審議会第一部会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」(平成2年5月29日)の骨子(抄)

〔上記報告書の骨子は、次のとおりである。〕

- ① 先物・オプション取引に係る時価情報……上場されている証券・金融先物取引に係る未決済の契約額及び同オプション取引に係るオプションの貸借対照表価額、それぞれの時価及び差損益について、財務諸表等の注記事項として開示する。  
 なお、商品先物・同オプション取引もその目的や仕組みが類似しており、これに準じて開示する。
- ② 市場性ある有価証券に係る時価情報……市場性ある有価証券に係る貸借対照表価額、時価及び評価損益について、財務諸表等の注記事項として開示する。〕

(注) 本資料は、企業会計審議会第一部会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」(平成2年5月29日)の骨子のうち、「先物・オプション取引等に係る時価情報の開示に関する意見書」に関する部分である(『大蔵省証券局年報 平成2年版』389ページ)。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成2年版』389-390ページ。

### 6-68 企業会計審議会「監査基準及び監査報告準則の改訂について(中間報告)」(平成3年5月31日)及び「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」(平成3年12月26日)の主な内容<sup>〔注1〕</sup>

〔監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の主な改訂の内容及びその趣旨〕

- ① 監査基準関係
  - ㉠ 監査領域の拡大を踏まえ、証券取引法監査を前提とした表現となっている規定を、財務諸表監査一般に適用しうよう、一般的な表現に改めた。
  - ㉡ 監査機能の充実強化を図る観点から、監査人が監査対象の重要性、監査上の危険性等を十分に考慮して適切な監査計画を作成し、その計画に基づき監査を組織的に実施することを監査基準において求めることとした。
  - ㉢ 意見差控に係る規定を、新たに監査基準にもおくこととした。
  - ㉣ 監査人が、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる重要な事項を監査報告書に記載する旨の規定を設けた。
- ② 監査実施準則関係
  - ㉠ 監査実施準則では、改訂前の監査実施準則の「第一 総論」における通常の監査手続とその他の監査手続の二分類を廃して、「通常実施すべき監査手続」とし、その基本的な諸要件を定めた。
  - ㉡ 「通常実施すべき監査手続」を「監査人が、公正な監査慣行を踏まえて、十分な監査証拠を入手し、財務諸表に対する意見表明の合理的な基礎を得るために必要と認めて実施する監査手続」と定義した。
  - ㉢ 改訂前の監査実施準則「第二 通常の監査手続」は、予備調査の手続、取引記録の監査手続及び財務諸表項目の監査手続等の別に監査人が実施すべき通常の監査手続を定めていたが、これらの定めは、監査実務の進展に伴い、現在では実務上その啓蒙的役割を終えたと考えられる等の理由により、これを削除した。



また、監査実施準則では、新たに、監査要点（監査の実施にあたり立証すべき目標）を示し、十分な監査証拠を入手するために、監査要点に適合した監査手続を選択適用しなければならないこととした。

監査要点の具体例として、取引記録の信頼性、資産及び負債の実在性、網羅性、評価の妥当性、費用及び収益の期間帰属の適正性、表示の妥当性をあげた。

- ㊦ 監査手続の適用は、原則として試査によることとし、また、監査人が選択適用しうる主な監査手続を次のように示した。
  - 実査、立会、確認、質問、視察、閲覧、証憑突合、帳簿突合、計算突合、勘定分析、分析的手続。
  - ㊧ いわゆる不正問題に関連して、公認会計士の監査機能に対する社会の期待の高まりがみられるおりから、監査計画の設定にあたり、監査人は重要な虚偽記載（脱漏を含む）を看過してはならない旨を明記するとともに、経営環境の適切な把握と評価の必要性についても明記した。また、重要な虚偽記載を看過さ<sup>〔注2〕</sup>ないようにするために、監査要点として取引記録の信頼性を掲げ、監査手続に分析的手続を加えた。
  - ㊨ 監査人は、指揮命令の系統及び職務の分担が明らかな組織によって監査を実施し、また、適当な審査機能を備えなければならないこととした。
  - ㊩ 監査調査は、監査の実施とその管理及び次期以降の監査への役立ちを重要な機能とすることから、その趣旨を新たに明記した。
  - ㊪ 財務諸表の作成者とその監査人は、協力して真実かつ公正な財務諸表を利害関係者に提供することを本来の目的としているものであり、このような両者の協力関係を示し、もって財務諸表監査制度に対する社会的信頼性を一層高めていくために、今回、経営者による確認書を入手しなければならないことを定めた。確認書には、財務諸表の作成責任が経営者にある旨、監査の実施に必要なすべての資料を監査人に提供した旨、重要な偶発事象及び後発事象に関する事項を記載するものとした。なお、この確認書の入手は、国際的にもすでに慣行化されているものである。
- ③ 監査報告準則関係
  - ㊫ 重要な偶発事象、後発事象等で企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするために特に必要と認められる事項は、監査報告書に「特記事項」として記載するものとした。
  - ㊬ 会計方針が変更され、その変更に正当な理由があると認められる場合についても、監査人がその変更の理由を正当と認める理由を監査報告書に記載することを求めることとした。

〔注〕 1. 企業会計審議会は、監査基準及び監査報告準則について平成3年5月31日に改訂の審議を終了し、中間報告として公表した。そして残る監査実施準則について平成3年12月26日に改訂の審議を終了し、中間報告として公表した監査基準及び監査報告準則と併せて公表した（『大蔵省証券局年報 平成4年版』278ページ）。

2. 出所における表記のとおりとした。

〔出所〕 『大蔵省証券局年報 平成4年版』278-279ページ。

## 6-69 「公認会計士法の一部を改正する法律」(平成4年法律第40号)の概要

(平成4年5月6日公布)

## 1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成4年3月13日	平成4年3月13日	平成4年4月16日	平成4年4月17日	平成4年3月13日 (予)	平成4年4月21日	平成4年4月24日
		可決	可決		可決	可決

(注) 衆議院委員会付託日欄の「(予)」は、予備付託年月日。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/123/1233305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf)より作成。

## 2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度等について、所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、公認会計士試験制度につきまして、第二次試験に短答式試験を導入するとともに、第二次試験の論文式試験に科目選択制を採用するほか、試験委員定数の法定制を改め、公認会計士審査会で決定し得ることとする等の改正を行うことといたしております。

第二に、罰金額等の上限につきまして、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。」

(出所) 参議院「大蔵委員会会議録」(平成4年3月27日)。

## 3. 法律案の要旨

「本法律案は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度について、第二次試験に短答式試験を導入するとともに、第二次試験の論文式試験に科目選択制を採用する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、公認会計士試験制度の改正

- 1 公認会計士業務の国際化に対応し、一般学力を判定するため、現行の第一次試験科目(国語、数学及び論文)に外国語を加える。
- 2 受験者数の増加に対応し論文式試験の答案採点の精度を確保する等の観点から、第二次試験に短答式試験(会計学四科目及び商法)を導入し、論文式試験は短答式試験合格者等に限り受験することができる。
- 3 受験者の層を広げる等の観点から、論文式による試験に科目選択制を一部導入し、必須科目五科目(会計学四科目と商法)と選択科目二科目(経営学、経済学及び新たに加える民法の三科目の中から二科目選択)について実施する。
- 4 実務補習受講生の負担を軽減するとともに効果的な補習を実施する観点から、インターン期間の三年は維持しつつ、実務補習と業務補助等の期間の重複を認める。

## 二、罰則の見直し

公認会計士法の罰則規定の罰金額等の上限について、昭和二十六年改正以降における賃金

の上昇等を踏まえ、現行の三万円、一万円からそれぞれ百万円、三十万円に引き上げる。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old\\_gaiyo/123/1233305.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf).

#### 4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

##### ○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年4月16日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 我が国経済・社会の拡大、発展に伴い、公認会計士の業務が国際化、多様化、複雑化する一方、公認会計士に対する社会的要請が急速に高まっている状況にかんがみ、引き続き多くの優秀な人材を確保する観点から、公認会計士試験制度のあり方について今後とも検討を行うこと。
- 一 最近における企業経理の実情にかんがみ、監査の実施に当たっては、投資者保護等の観点から、企業経理の真実を開示することはもとより、監査人としての公共的使命を果たし得るよう、万全を期すること。  
右決議する。」

##### ○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年4月21日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 今後とも、我が国経済・社会の拡大、発展に伴う公認会計士制度を取り巻く環境の変化に対応しつつ、公認会計士に対する社会的要請に応えていく必要があることに鑑み、引き続き多くの優秀な人材を確保する観点から、公認会計士試験制度の望ましいあり方について検討を行っていくこと。
- 一 企業活動の国際化、多様化等が進展する中で、企業経理の透明性、公正性を確保していくため、公認会計士監査の一層の充実を図るとともに、経済取引の多様化等に対応した会計処理方法の確立及び企業内容等の開示の一層の充実に努めること。」

(出所) 参議院「大蔵委員会会議録」(平成4年4月16日)。衆議院「大蔵委員会会議録」(平成4年4月21日)。

## 6-70 企業会計審議会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(平成5年6月17日)の主な内容

「意見書の主な内容は、次のとおりである。

- (1) ファイナンス・リース取引とは、①リース期間中契約を解除することができないリース取引で、②借手が当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引をいうこととした。
- (2) ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行うが、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、原則的処理を行ったとすれば開示されることとなる資産及び負債等を注記により開示することを条件に、例外的に貸借処理によることができることとした。
- (3) 貸借処理を採用した場合のファイナンス・リース取引の注記事項を次のとおりとした。

- ① 借手側
    - ㊦ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
    - ㊧ 未経過リース料期末残高相当額
    - ㊨ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
    - ㊩ 減価償却費相当額及び支払利息相当額の算定方法
  - ② 貸手側
    - ㊦ リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
    - ㊧ 未経過リース料期末残高相当額
    - ㊨ 当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
    - ㊩ 利息相当額の算定方法
- (4) オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができる取引を除き、未経過リース料を注記（貸借対照表日後1年以内のリース期間にかかる部分と1年超のリース期間に係る部分とに区分して記載）することとした。
- (5) 本基準の実施にあたっては次の措置を講ずる必要があることとした。
- ① 関係各方面に与える影響等を考慮し、その段階的实施を図る。
  - ② 本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置する。」

(注) 本意見書の公表日については、出所によれば「企業会計審議会では〔中略〕平成元年3月の総会において「リース取引に係る会計問題」を審議事項とすることを決定し、〔中略〕5年6月17日に審議を終了し「リース取引に係る会計基準に関する意見書」として公表した」とされている。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成5年版』253ページ。

## 6-71 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」改訂（平成7年5月26日）の 主な内容

「改訂の主な内容は次のとおりである。

- (1) 外貨建取引の換算基準
 

外貨建取引の取引時における会計処理及び決算期の換算基準については、基本的には現行基準と同様であるが、以下の点について改訂を行っている。

  - ① 外貨建長期金銭債権債務に重要な為替差損が生じているときは、決算時の為替相場により換算し為替差損を認識する。
  - ② 為替予約に係る会計処理は現行基準のいわゆる振当処理による方法を踏襲しているが、決算時における包括予約は原則として貸借対照表に計上されている外貨建金銭債権債務に振り当てることとされた。
  - ③ 短期の外貨建金銭債権債務に為替予約が付された場合には、予約時までの為替相場の変動による為替差損益（直直差額）は予約時に認識するが、予約時における直先差額は予約時から決済時までの間に期間配分できることとされ、長期の外貨建金銭債権債務に為替予約が付された場合については、直直差額を含めて予約時から決済時までの間に期間配分するという現行基準の処理法が踏襲された。
  - ④ 為替相場の変動による損益を減殺する手段である通貨オプション、通貨スワップについても、為替予約に関する考え方に沿って、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションについては、為替予約と同様の会計処理を行うこととされた。
  - ⑤ 外貨建金銭債権と外貨建金銭債務を対応させることにより為替相場の変動による損益を

減殺させている場合について、外貨建金銭債権債務の例外的な換算基準を折り込むことによって減殺効果を反映させるとの処理基準が示されている。その一つは、外貨建長期金銭債権債務について重要な為替差損を認識するに際して、対応する同一通貨建ての外貨建長期金銭債権債務等に係る為替差益と相殺したうえで為替差損を認識することである。もう一つは、外貨建長期金銭債権債務の為替差損益を減殺する目的で保有していると認められる同一通貨建ての外貨建短期金銭債権債務について、一定の要件を満たすものについては、これを換算上は外貨建長期金銭債権債務として扱い、短期金銭債権債務であっても取得時の為替相場で換算し、長期金銭債権債務に係る為替差損益の認識時点とのミス・マッチが生じないように考慮されたことである。

- (2) 在外支店の財務諸表項目の換算基準  
在外支店の財務諸表項目の換算基準については、現行基準のテンポラル法の考え方が踏襲された。
- (3) 在外子会社等の財務諸表項目の換算基準  
在外子会社等の財務諸表項目の換算基準については、現行基準が抜本的に改訂され、決算日レート法の考え方が採用された。  
改訂基準の具体的な内容は次のとおりである。
- ① 資産及び負債は決算時の為替相場により換算する。
  - ② 資本の部に属する項目については、親会社による株式取得時における項目は、株式取得時の為替相場により換算し、その他の項目は発生時の為替相場により換算する。
  - ③ 収益及び費用は決算時の為替相場または期中平均相場により換算する。
  - ④ 資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本に属する項目の換算に用いる為替相場とが異なることによって生じる換算差額は、為替換算調整勘定として、貸借対照表上、資産の部または負債の部に計上する。」

(注) 本基準改訂の日付については、『企業会計』（中央経済社）平成7年7月号82ページによれば「新外貨建取引等会計処理基準の公表（平成7年5月26日企業会計審議会）外貨建等会計処理基準の改訂について」とされている。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』226ページ。

## 6-72 公認会計士審査会「会計士監査の充実に向けての10の具体的施策の提言」（平成9年4月24日）の概要

平成9年4月24日

### 会計士監査の充実に向けての10の具体的施策の提言

証券市場の活性化を図るためには、ディスクロージャーの適正性の確保による市場機能の有効な発揮が不可欠であり、これは、会計基準、監査実務等ディスクロージャーの全体を通じた総合的対応により達成される。

審査会の提言する10の具体的施策は、企業会計審議会における透明性ある企業会計制度の整備と一体として、ディスクロージャーの適正性の確保・投資家を重視した企業経営（コーポレートガバナンス）の推進により、我が国企業の魅力の向上に貢献する。

#### （投資家と発行体を正しく結ぶ会計士監査）

- (1) 監査の難度に対応した監査手法の高度化

企業活動が複雑化する中で、内部管理体制に問題がある場合には、不正支出に対する内部チェックが働かない可能性がある。

このため、会計士は、企業の内部管理体制を審査し、審査結果に対応し監査手法を選択す

る（人員を増加させたり悉皆的な取引のチェックを行う等）。更に一歩進めて、事前の調査の結果、企業側に意図的な粉飾の危険性が感じられる場合等に対し、特捜チームなどを組織する。

(2) 監査役監査・内部監査との相互補完

企業の業務内容や組織体制等は、監査役や企業の内部審査部門がその適正さを監査している。

企業のコーポレートガバナンスの維持向上を進めるためには、企業の経理と業務の両面からのチェックが有効であり、財務諸表を監査する会計士と監査役等が相互に情報交換を進め、互いに補い合う必要がある。

このため、会計士と監査役等の連携ガイドラインの整備や協議機関の設置などを検討する。

(3) ベンチャー企業の資金調達への貢献

財務諸表等の会計士監査が証券取引法上義務づけられていないベンチャー企業等の株式について、証券会社の勧誘を行い発行・流通の場を提供することが証券取引審議会において検討されている。

会計士は、市場での資金調達を行うベンチャー企業等の会計処理・ディスクロージャーの整備のため、任意監査やコンサルタント業務により積極的に対応する。

(会計士監査のグローバル化)

(4) 監査のクオリティコントロール

企業の業務分野は様々であり、多角化・国際化も進んでいることから、各々の企業に最もふさわしい知識・経験を有する会計士のチームにより、緊張感ある監査が行われる必要がある。このため、ローテーションを含めた人員配置・体制・審査・昇進を具体的に規律する「品質管理基準」を作成し、これに基づく監査の品質管理（クオリティコントロール）を行う。

(5) 監査実務指針の体系的整備

会計士協会の監査実務指針は、これまでに11本整備されているが、更に諸外国と遜色ない体系的な整備を進める。

ことに銀行等の不良債権の監査について、会計士協会の銀行等監査特別委員会は、資産査定基準等を作成しており、これに基づき監査実務・体制を整備する。

(6) 外部の専門家の活用

企業のコンピューター経理処理を監査するには、コンピューターエンジニアが作成するチェックプログラムを使用する必要がある。

このように会計士のみでは検証しがたい専門領域の監査に関し、コンピューターエンジニア、年金数理人、税務専門家等を活用する。

(7) 監査報告書の情報提供の拡充

監査報告書において、投資家の投資判断に際し実質的に有用な情報が記載されるよう、

i) 発行体の存続に重要な影響を与える事象について情報提供を進める

ii) 実施した監査の手続を一層詳しく記載することなどを検討する。

(会計士協会の指導監督機能)

(8) 監査の事後的審査

会計士の監査内容や監査体制を事後的に審査し、問題点を是正することにより、監査が質的に向上する。

このため、米国会計士協会は、他の会計士が監査の事後的審査を行う「ピアレビュー」を実施しており、我が国においても、会計士協会により、事後的審査制度の具体化を進める。

(9) 継続的専門教育の実施

会計士協会は、最新の幅広い実務知識（金融商品、債権評価、コンピューター監査技法等）や事例研究などを内容とする単位制の会計士専門教育を早急に実施する。

#### 10) 会計士界の活動のオープンな議論

会計士監査は、専門性が高く、顧客との守秘義務もあるため、会計士からの一方的な制度等の説明では、監査の意義や機能について、投資家等の十分な理解を得ることは難しい面がある。

このため、一方的な説明ではなく、双方向的なオープンな議論が必要であり、投資家等の疑問に応えるホームページの設置や、監査実務指針を作成する過程の議事録の公表などを行う。

(出所) 公認会計士審査会「『会計士監査の充実に向けての提言』」(平成9年4月24日)(概要)金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kounin/tosin/1a1001f0.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kounin/tosin/1a1001f0.htm)。

### 6-73 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(平成9年6月6日)の要約

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」について〔意見書要約〕

#### 1. 審議の背景と経過

- (1) 我が国における連結財務諸表制度は、昭和50年6月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づき、昭和52年4月以後開始する事業年度から導入され、その後、有価証券報告書の添付書類であった連結財務諸表の有価証券報告書本体への組入れ等、連結財務諸表制度に係る数々の充実・見直しが図られてきた。
- (2) 近年、我が国企業の多角化・国際化が急速に進展し、また、我が国証券市場への海外投資家の参入が増加するなど、我が国企業を取り巻く環境は著しく変化している。このような環境の変化に伴い、企業の側において連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側においても、企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まってきている。
- (3) 企業会計審議会(会長 森田哲彌 日本大学教授)では、このような状況に鑑み、平成7年10月以降、「連結財務諸表制度を巡る諸問題」について審議を行い、本年2月に「連結財務諸表の見直しに関する意見書案(公開草案)」を公表し、広く各界から意見を求めた。

同審議会は、公開草案に対して寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を重ね、今般、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を取りまとめ、公表するものである。

#### 2. 意見書の概要

- (1) 連結ベースのディスクロージャーの充実等(個別情報を中心としたディスクロージャーから、連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換)
  - 連結情報の充実(「営業の状況」や「設備の状況」等の連結ベースでの記載、企業集団の概況・業績等のセグメントごとの記載など)を行うとともに、有価証券報告書等の記載順序を、従来の個別・連結の順序から、連結・個別の順序とする。
 

なお、連結情報を充実させることに伴い、有用性が乏しくなると考えられる個別情報等については、可能な範囲で簡素化し、ディスクロージャーの効率化を図る。
  - 企業のオフ・バランス情報、リスク情報等について、連結ベースでディスクローズし、臨時報告書についても連結ベースの提出要件を追加する。
  - 連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表を導入し、公認会計士又は監査法人による監査の対象とする。
  - 持株会社の業績は特に傘下の子会社の業績に左右されることになるため、企業集団に係

る情報及びセグメント別の情報が一段と重要となる。このため、主要な子会社の損益情報等、開示事項について更に検討を加え、必要な措置を講ずる。

- 連結子会社がないため連結財務諸表を作成していない会社について、個別財務諸表上、関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等を注記する。
- (2) 連結財務諸表の作成手続等の整備（連結財務諸表原則の改訂）
  - 子会社・関連会社の範囲の見直し
 

子会社の判定基準として、他の会社に対する議決権の所有割合が過半数の場合に加えて、高い比率の議決権を有しており、かつ、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合等、他の会社の意思決定機関を実質的に支配している場合には、当該会社は子会社に該当するものとする（支配力基準の導入）。

関連会社についても、その判定基準として、議決権の所有割合が百分の二十以上の場合に加えて、一定の議決権を有しており、かつ、財務及び営業の方針決定に重要な影響を継続的に与えることができる場合には、当該他の会社は、関連会社に該当するものとする（影響力基準の導入）。
  - 税効果会計の適用
 

会計上は費用として処理されるが税務上は損金として取扱われない事項等がある場合において、当期純利益が当期の業績をより適切に反映したものとなるよう、法人税等を期間配分する税効果会計が国際的に広く採用されており、その適用を原則とする。
  - 親子会社間の会計処理の統一
 

同一環境下で行われた同一の性質の取引等については、「原則として」会計処理の統一を求める。
  - 国際的調和の観点から踏まえた連結手続の明確化・連結財務諸表における表示区分の見直し
- (3) 上記のような連結財務諸表制度の改革は、21世紀に向けての、活力ある証券市場の確立に貢献するものと考えられる。
 

なお、実施時期については、見直しの対象が多岐にわたっており、今後、経理処理のためのコンピュータ・システムを新たに構築する等の企業側の受入準備が必要であり、これらを考慮すると、平成10年4月以後開始する事業年度から一部実施し、平成11年4月以後開始する事業年度から、本格的に実施されるよう措置する。

### 3. 今後の審議予定

企業会計審議会は、引き続き、連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表の作成基準等について審議する予定である。なお、開示書類の具体的な記載内容等については、今後、開示様式に係る関係省令の改正により手当てするとともに、日本公認会計士協会において、会計処理等に当たっての具体的な実務指針の作成が行われる。

(注) 意見書の公表年月日は、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（平成9年6月6日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a902.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a902.htm)による。

(出所) 企業会計審議会「『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』について〔意見書要約〕」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a902f1.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a902f1.htm)。



## 6-74 企業会計審議会「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日）及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日）の概要

「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」の概要

1. 中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書
  - (1) 連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図るため、新たに中間連結財務諸表を作成することとする。
  - (2) 中間連結財務諸表は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供するものでなければならない。
  - (3) 中間連結財務諸表は、「実績主義」に基づき、原則として、年度と同じ会計処理基準を適用して作成することとし、中間決算に特有の会計処理は認めない。  
また、個別ベースの中間財務諸表についても、「実績主義」に基づく作成基準に変更する。
  - (4) 中間連結財務諸表には、連結ベースで事業の種類別等のセグメント情報、保証債務等のリスク情報等を注記する。
  - (5) 中間連結財務諸表の作成は、平成12年4月1日以後開始する中間会計期間から実施されるよう措置することが適当である。
2. 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書
  - (1) 連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図るため、新たに連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成することとし、これを財務諸表の一つとして位置付け、監査対象とする。
  - (2) 連結キャッシュ・フロー計算書等が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物（取得日から3カ月以内に満期日又は償還日が到来する短期的な投資等）とする。
  - (3) キャッシュ・フローは、「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の三つの区分に分けて表示する。
  - (4) 連結キャッシュ・フロー計算書の作成は平成11年4月1日以後開始する事業年度から、中間連結キャッシュ・フロー計算書の作成は平成12年4月1日以後開始する中間会計期間から実施されるよう措置することが適当である。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909a1.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909a1.htm)、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日） [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909b1.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909b1.htm)による。

(出所) 企業会計審議会「『中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書』及び『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』の概要」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909ab.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909ab.htm)。

## 6-75 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年3月13日)の概要

### 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要

#### 1. 会計基準の整備の必要性

研究開発費の総額や研究開発活動の内容等の情報は、企業の経営方針や将来の収益予測に関する重要な投資情報と位置付けられている。しかしながら、現在の企業会計上の会計処理は、研究開発の範囲が不明確であり、かつ、国際的な会計処理とは異なり処理方法の選択が認められていること等から、内外企業間の比較可能性が阻害されているとの指摘がなされている。

こうしたことから、企業の研究開発に関する適切な情報提供を通じ、企業間の比較可能性を担保するとともに会計処理の国際的調和を図るため、研究開発費に係る会計基準を整備する必要がある。

#### 2. 包括的会計基準の設定

企業活動におけるソフトウェアの果たす役割が急速に重要性を増しているが、現在、ソフトウェアについては明確な会計基準が存在しない。

ソフトウェアの制作過程には研究開発に当たる活動が含まれているため、本基準において、研究開発費に係る会計基準の設定と併せてソフトウェアに関する会計基準を設定することとした。

#### 3. 会計基準の要点

##### (1) 研究・開発の定義、構成原価要素の明確化

○内外企業間の比較が可能となるよう、国際的にも整合性のある研究・開発の定義を定める。

○人件費、原材料費等、研究開発のために費消されたすべての原価を研究開発費とする。

##### (2) 研究開発費の発生時費用処理

研究開発費は将来の収益獲得が不確実であり、また、実務上客観的に判断可能な一定の資産計上要件を定めることは困難であるため、すべて発生時に費用処理する。

##### (3) ソフトウェアに係る会計基準の設定

○受注制作 : 請負工事の会計処理に準じた処理(進行基準又は完成基準)を行う。

○市場販売目的 : 最初に製品化された製品マスターの完成までの制作費等は研究開発費として費用処理する。完成後の機能の改良・強化に係る制作費は、無形固定資産として計上する。

○自社利用 : 外部へサービス提供する契約が締結されている場合や完成品を購入した場合のように、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合に限り、無形固定資産として計上する。

##### (4) 研究開発費の総額の注記

研究開発費の総額を財務諸表に注記する。

#### 4. 実施時期

本基準は、平成11年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当である。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年3月13日)金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e1.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e1.htm)による。

(出所) 企業会計審議会「『研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書』の概要」金融庁ウェブ

## 6-76 企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日)の概要

### 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要

#### 1. 会計基準整備の必要性

我が国において多くの企業が企業年金を採用している状況にあって、近年、運用環境の変化等により、将来の年金給付に必要な資産の確保に懸念が生じているといわれている。企業年金に係る情報は、投資情報としても企業経営の観点からも重要性が高まっており、年金資産や年金負債の現状を明らかにするとともに、企業の負担する退職給付費用について適正な会計処理を行い、国際的にも通用する会計処理及びディスクロージャーを整備していくことが必要である。

#### 2. 基本的考え方

- (1) 企業会計原則における将来の退職給付費用の引き当ての考え方に立ち、企業間の比較可能性を確保する観点から、企業から直接給付される退職金と企業年金制度から給付される退職給付を合わせた包括的な会計基準を検討した。
- (2) 基本的な会計処理の枠組みとして、支出の原因の発生時に費用を認識する「発生主義」の考え方を採用し、IAS(国際会計基準)との調和を図るとともに、具体的な計算方法においては我が国の実態を踏まえた処理方法を採用した。

#### 3. ポイント

- (1) 発生給付評価方式の採用(将来の昇給等を見込んだ退職給付見込額をベースとした割引現在価値により退職給付債務を計算する。)
- (2) 年金資産の時価評価
- (3) 企業年金制度を採用している企業の年金給付債務の計算における年金資産の控除(ただし、年金資産が年金給付債務を超過する額は控除できない。)
- (4) 過去勤務債務等の認識の遅延認識(過去勤務債務及び数理計算上の差異は、残存勤務期間にわたって規則的に費用計上する。)  
(注) 過去勤務債務とは給付水準の改定による過年度分の給付増加額。数理計算上の差異とは数理計算における予定計算と実績との差及び予定計算の数値変更により生じる計算差額等をいう。
- (5) 貸借対照表上における表示科目の統一(原則として「退職給付引当金」)
- (6) 注記事項の充実(企業の採用する退職給付制度、退職給付債務や年金資産、退職給付費用等の内訳、数理計算に用いた基礎数値等について注記する。)

#### 4. 実施時期等

- (1) 本基準は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から実施する。(ただし、数理計算を実施するための整備状況から直ちに適用することが困難である会社は、平成12年4月1日以後開始する事業年度においては注記を行い、平成13年4月1日以後開始する事業年度から会計処理を行うこととする。)
- (2) 今回の会計処理は、これまでの我が国の企業年金の会計慣行を大幅に変えるものであり、一時に極めて多額の影響が生じることから、会計処理見直しによる影響額は15年以内で費用処理する経過措置を設ける。  
(注) 米国でも、会計処理見直し時から15年の費用処理期間を設けている。

(参考) 我が国の会計基準の特徴

1. 米国基準では、追加最小負債及び無形固定資産として貸借対照表に年金負債を両建て計上するが、我が国ではこのような処理は採用しない。  
(注) 我が国において、このような無形固定資産の概念を導入することは困難であり、IASもこのような処理は採用していない。
2. 退職給付費用の計算は、IAS及び米国基準と同じく期間比例計算（勤務期間に応じ每期均等に発生するという考え方）を原則とするが、我が国では、給与比例計算も採用する。  
(注) 米国基準では支給倍率比例が認められている。
3. 過去勤務債務及び数理計算上の差異は、IAS及び米国基準では、遅延認識（残勤務期間以内で定期的に費用処理）の他、一定範囲の数理計算上の差異は認識しないことも認められるが、我が国では、いずれも遅延認識とする。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikai/tosin/1a913a1.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a913a1.htm) による。

(出所) 企業会計審議会「『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』の概要」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikai/tosin/1a913b.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a913b.htm)。

## 6-77 企業会計審議会「中間監査基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日）及び「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」（平成10年6月16日）の概要

「中間監査基準の設定に関する意見書」等の概要

### 1. 中間監査基準の設定に関する意見書

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において中間連結財務諸表の導入が決定されたことに伴い、中間連結財務諸表の作成基準・監査基準の設定が必要となったことから、中間連結財務諸表の作成基準の設定に併せて、今般、監査基準についても意見書を取りまとめた。

なお、中間連結財務諸表の監査基準の設定に際し、中間財務諸表の監査基準も改めて見直しを行い、全体として「中間監査基準の設定に関する意見書」として公表する。

#### (1) 中間監査の位置づけ

中間監査は、年度監査と同じく財務諸表の信頼性を担保する監査であるが、事務負担や年度決算の監査との関係等を考慮し、合理的な範囲で監査手続の一部を省略できることとしている。その結果、中間監査は、年度監査と同程度の信頼性を担保するものではなく、中間財務諸表に基づく投資者の判断を損なわない程度の信頼性を担保するものとして位置付けられている。

#### (2) 省略できる監査手続の内容

中間監査においては、投資者の判断を損なわない程度の信頼性の保証に関する監査人の合理的な判断に基づき、監査手続の一部を省略できる。（具体的には実務指針にて明確化）

#### (3) 子会社等の中間財務諸表に対する監査手続

中間監査は我が国特有の監査であり、在外子会社等の中間監査を親会社と同様に行うことは困難であることを考慮し、子会社等の中間財務諸表に対する監査手続は、実行可能性の観点から分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続によることができることとしている。ただし、特に重要な子会社等については、必要と認められる監査手続を追加して実施

することとしている。

(4) 中間監査報告書の記載事項

○ 中間監査の概要（範囲区分）

中間監査において監査手続が省略された場合、また、子会社等の中間監査が分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続により実施された場合には、その旨を中間監査報告書に記載することとしている。

また、合理的な範囲を超える監査手続の省略、すなわち監査人が必要と認めた中間監査手続が実施できなかった場合には、当該事項を監査範囲の除外事項とし、その旨及びその理由を記載することとしている。

○ 中間財務諸表に対する意見（意見区分）

中間財務諸表が、企業の中間会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかを表明することとしている。

2. 監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において新たに導入されるキャッシュ・フロー計算書に関し、企業のキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて監査人は意見を表明しなければならないこととしている。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「中間監査基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a911a1.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a911a1.htm)、企業会計審議会「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」（平成10年6月16日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a912a2.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a912a2.htm)による。

(出所) 企業会計審議会「「中間監査基準の設定に関する意見書」等の概要」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a911b.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a911b.htm)。

## 6-78 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年10月30日）の概要

「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要

1. 税効果会計の適用の必要性

法人税等の課税所得の計算に当たっては企業会計上の利益の額が基礎となるが、企業会計と課税所得計算とはその目的を異にするため、収益又は費用（益金又は損金）の認識時点や、資産又は負債の額に相違が見られるのが一般的である。

このため、税効果会計を適用しない場合には、課税所得を基礎とした法人税等の額が費用として計上され、法人税等を控除する前の企業会計上の利益と課税所得とに差異があるときは、法人税等の額が法人税等を控除する前の当期純利益と期間的に対応せず、財務諸表の比較性を損なうことになる。

このような観点から、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のほか、財務諸表及び中間財務諸表において、税効果会計を全面的に適用することが必要と考える。

2. 意見書の要点

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債等の計上（会計処理）

○ 引当金の損金算入限度超過額や減価償却費の損金算入限度超過額がある場合など法人税等の支払いが企業会計上前払いとなるときは、繰延税金資産を計上するとともに法人

税等の額を減額する。

- 利益処分により租税特別措置法上の諸準備金が計上された場合など法人税等の支払いが税法上延期されるときは、繰延税金負債を計上するとともに法人税等の額を増額する。
  - 繰延税金資産は将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、また、繰延税金負債は将来の法人税等の支払額を増額する効果を有する点において、資産性・負債性がある。なお、繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の調整額として計上する。
- (2) 財務諸表上の表示方法
- 繰延税金資産及び繰延税金負債は、流動項目（流動資産又は流動負債）と固定項目（投資その他の資産又は固定負債）に分けて表示する。  
当期の法人税等として納付すべき額及び法人税等調整額は、法人税等を控除する前の当期純利益から控除する形式により表示する。
  - 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等を、財務諸表及び連結財務諸表に注記する。

### 3. 実施時期

- (1) 財務諸表及び連結財務諸表における税効果会計の適用は、平成11年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当である。  
なお、平成11年4月1日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について税効果会計を適用することを認めるよう措置することが適当である。
- (2) 中間財務諸表及び中間連結財務諸表における税効果会計の適用は、平成12年4月1日以後開始する中間会計期間から実施されるよう措置することが適当である。  
なお、平成12年4月1日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表について税効果会計を適用することを認めるよう措置することが適当である。

（ 参考 ）

#### 税 効 果 会 計 の 計 算 例

〔 設 例 〕

不良債権 1,000 に対して 900 の貸倒引当金（うち 400 は有税引当）を計上した。税引前当期純利益は 1,000、法人税等の法定実効税率は 50% とする。

(1) 税効果会計を適用しない場合

〔 損益計算書 〕

.....									
.....									不対応
税引前当期純利益	1,000								
法人税等	△ 700								
当期純利益	300								

## (2) 税効果会計を適用する場合

法人税等700のうち200（有税引当400に法定実効税率50%を乗じた額）は、将来の法人税等の計算上減額されることになるため、繰延税金資産を計上するとともに当期の法人税等の額を減額する。

## 〔 損益計算書 〕

.....					
.....					
税引前当期純利益	1,000	.....			対応
法人税等	△ 700		500	←	.....
法人税等調整額	200				
当期純利益	500				

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年10月30日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918a.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918a.htm) による。

(出所) 企業会計審議会「「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918.htm)。

## 6-79 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」（平成11年1月22日）の概要

## 金融商品に係る会計基準の概要

## 1. 金融商品の範囲等

- (1) 金融取引の高度化・複雑化に対応し、現金預金、金銭債権債務、有価証券といった従来の金融商品の他、デリバティブ及びデリバティブを組み込んだ複合商品に関する会計処理を定めることとした。
- (2) 金融商品は色々な形態の取引市場において時価が形成されることから、取引所における価格に限らず、随時決済・換金ができる取引システムも含め時価を捉えることとした。

(注) 随時決済・換金ができる取引システムとしては、インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等が考えられる。

## 2. 金融商品の発生及び消滅の認識

- (1) 現在、デリバティブは決済まで損益が認識されず、含み損益が顕在化しないという問題がある。そこで、約定時点から価格変動によるリスクとリターンが移転する金融商品については、決済時ではなく約定時に発生を認識する（帳簿に計上する）こととした。
- (2) 債権の譲渡に関する会計処理において、債権の部分譲渡、買戻義務を留保した譲渡及びSPCを利用した流動化等、金融資産の流動化手法の多様化に対応する会計基準がない。従って、譲渡された金融資産が第三者から法的に保全されていること、譲受人が通常の方法で利益を享受できること、金融資産を担保とした貸借取引でないことを要件として、債権をその構成要素（優先、劣後、買戻義務、回収リスク等）ごとに分解してオフバランス処理する基準（財務構成要素アプローチ）を定めることとした。

## 3. 金融商品の評価基準

金融商品は価格変動リスクを認識することが投資情報としても経営情報としても極めて重要であることから、客観的な時価が把握でき、当該価額により換金・決済できる金融商品は時価評価し、原則として、当期の損益に反映させることとした。ただし、直ちに売却を予定しない有価証券（その他有価証券）については、時価評価差額を損益に計上せず資本の部に表示する等、保有目的に応じた処理を採用している。

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取扱い
有 価 証 券	売買目的	時価	損益に計上
	満期保有債券	償却原価	
	関係会社株式	原価	
	その他有価証券	時価	資本の部に直接計上
金銭債権		償却原価	
特定金銭信託等		時価	損益に計上
デリバティブ		時価	損益に計上

(注1) 償却原価とは、債券（債権）を債権額より高く又は安く取得した場合、当該差額を毎期利息として計上し、取得原価に加減した価額をいう。

(注2) 「その他有価証券」の時価評価においては、期末時点の時価の他、期末前1カ月の平均時価によることもできる。

(注3) 市場価格が著しく下落したときには、回復すると認められる場合を除き、帳簿価額を時価に付け替え損失を計上する強制評価減の考え方は、常時、すべての有価証券に適用する。

(注4) 市場価格がなく時価評価できない場合は原価評価する。

#### 4. 貸倒見積高の算定

現在、貸倒引当金の引き当ての算定方法についての一般的基準がないことから、法的な破綻に至るまで十分な引き当てが行われていないという問題がある。そこで、債権を債務者の状況に応じ3区分し、貸倒見積高の算定方法を定めることとした。

- (1) 一般債権：経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
- (2) 貸倒懸念債権：経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
- (3) 破産更生債権：経営破綻又は実質経営破綻の債務者に対する債権

意見書の基準		(参考) 銀行監査実務指針	
区分	見積方法	区分	見積方法
一般債権	貸倒実績率等(注)	正常先債権	貸倒実績率等(注)
		要注意先債権	
貸倒懸念債権	・担保のない部分の必要額 ・割引現在価値	破綻懸念先	担保のない部分の必要額
破産更生債権	担保のない部分の全額	実質破綻先	担保のない部分の全額
		破綻先	

(注) 債務者及び債権の状況に応じた貸倒実績率を用いる。

なお、契約上の利息支払日を相当期間経過しても利息の支払がないにもかかわらず、安易に未収利息を計上し続けることには問題があることから、相当期間利息の支払がない場合や経営者が実質破綻の状態にある場合には、すでに計上している未収利息を取り消すとともにそれ以後の期間に係る未収利息は計上してはならないこととした。



## 5. ヘッジ会計

外貨建債権債務に係る為替相場の変動、社債や借入金に係る金利変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブをヘッジ手段として用いることがある。デリバティブについては毎期末に時価評価する一方、ヘッジ対象の資産・負債が原価評価される場合には、デリバティブの損益が先に認識されることから、ヘッジ会計の手法を用いる必要が生じる。

すなわち、相場変動との関係性やヘッジの有効性等一定の要件を満たすことを条件として、デリバティブの損益を損益に反映させず、ヘッジ対象の資産・負債の決済時点まで貸借対照表に計上して繰り延べ、両者の損益を対応させる処理を行うこととした。

(注) ヘッジ対象の資産・負債が時価評価できる場合には、デリバティブの損益を繰延べず、両者の損益を同時に計上することもできる。

## 6. 複合金融商品（複数の金融商品を組み合わせた商品）

(1) 新株引受権付社債を発行した場合には、従来どおり新株引受権の価値と社債の価値を区分して処理する。また、転換社債は、転換権と社債が一体となっていることを踏まえこれらを区分しないで処理する方法、又は、新株引受権付社債に準じて処理する方法のいずれでもよいこととした。

(注) 区分処理では、例えば、100で発行した新株引受権付社債を、社債80、新株引受権20というように区分する。券面額100と社債の価値80との差額は毎期償却し、新株引受権20は行使されれば資本準備金に行使されなければ利益に計上する。

(2) 金利オプションを組み込んだ借入金のように金利の支払がネットされるものは原則として一つの金融商品として処理する。ただし、デリバティブの価値が元本の返済額を増減させるようなもの（借入金本に係る通貨オプションを組み入れた円建ローン等）は元本とデリバティブを区分し、元本は原価評価・デリバティブは時価評価することとした。

## 実施時期等

(1) 平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、「その他有価証券」の時価評価は、平成13年4月1日以後開始する事業年度から適用する（平成12年4月1日以後開始する事業年度から同時に適用することも妨げない）。

(2) 債権の流動化に関するオフバランス基準や貸倒見積高の算定基準は早期適用も可

(3) 債権・債務のオフバランス処理に関しては、限定的に現行実務を認める経過措置を設けることとする。

(注) 公認会計士協会は、上記会計基準の適用開始までに、より詳細な実務指針を作成することを予定している。

(注) 「金融商品に係る会計基準」の公表年月日は、企業会計審議会「金融商品に係る会計基準に関する意見書」（平成11年1月22日）金融庁ウェブ・ページ[https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921b.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921b.htm)、「金融商品に係る会計基準」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921c.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921c.htm)による。

(出所) 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の概要」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921a.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921a.htm)。

## 6-80 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」改訂（平成11年10月22日）のポイント

### 外貨建取引等会計処理基準改訂のポイント

#### 1. 改訂のポイント

##### (1) 決算時の換算方法

		新基準	現行基準
金銭債権債務		決算時レート	短期：決算時レート 長期：取得時レート
有価証券	売買目的	} 決算時レート	} 取得時レート (低価法の場合は 決算時レート)
	満期保有債券		
	その他有価証券		
	子会社株式等	取得時レート	
デリバティブ取引		決算時レート	－

##### (2) ヘッジ会計の整理

従来、外貨建取引固有のヘッジ会計を規定していたが、金融商品の会計基準（本年1月公表）において一般的なヘッジ会計が導入されたことに伴い規定を整理。

##### (3) 外貨換算調整勘定の表示

外貨換算調整勘定は、現在、連結財務諸表の資産又は負債の部に計上することとされているが、新基準では資本の部に計上することに改めた。

(注) 外貨換算調整勘定は在外子会社の財務諸表の換算上生じる換算差額である。

#### 2. 実施時期

金融商品の会計基準の実施に合わせ、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用する。なお、外貨換算調整勘定の資本の部への計上については早期適用を妨げない。

(注) 「外貨建取引等会計処理基準」改訂の公表年月日は、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（平成11年10月22日）金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924b.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924b.htm)、「外貨建取引等会計処理基準」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924c.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924c.htm)による。

(出所) 「外貨建取引等会計処理基準改訂のポイント」金融庁ウェブ・ページ [https://www.fsa.go.jp/p\\_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924a.htm](https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924a.htm)。

### (3) 審議会の報告書等

#### 6-81 証券取引審議会、金融審議会（証券関係）、企業会計審議会の主な報告書、意見書、答申

##### 証券取引審議会（全て報告書）

年 月 日	題 名
平成元年5月31日	株式等の大量の保有状況に関する情報の開示制度の在り方について 金融の証券化に対応した資本市場の在り方について
2年6月21日	「金融の証券化」に対応した法制の整備等について 国際的な資本市場の構築をめざして
3年6月19日	証券監督者国際機構（IOSCO）の行為規範原則の我が国への適用について 店頭市場に対する行為規制の適用について 証券取引に係る基本的制度の在り方について
4年1月28日	証券市場における適正な競争の促進等について 相場操縦的行為禁止規定等のあり方の検討について（不正取引特別部会中間報告書）
5年3月30日	大口取引に係る株式委託手数料の自由化について
6年2月21日	自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備について
7年9月29日	店頭特別市場の株式公開制度等の在り方について
8年2月9日	証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について
6月11日	証券取引所における先物・オプション取引のリスク管理の改善について
9年5月20日	有価証券関連の店頭デリバティブ取引について
6月13日	証券市場の総合的改革～豊かで多様な21世紀の実現のために～

##### 金融審議会（証券関係）

年 月 日	題 名
平成11年7月6日	中間整理（第一次）（報告書）
12月21日	中間整理（第二次）（報告書）
12年2月22日	証券取引所等の組織形態の在り方について（報告書）
6月27日	21世紀を支える金融の新しい枠組みについて（答申）

##### 企業会計審議会

年 月 日	題 名
平成元年5月11日	監査実施準則の改訂について（報告書）
2年5月29日	先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について（報告書）
3年12月26日	監査基準、監査報告準則及び監査実施準則の改訂について（報告書）
5年6月17日	リース取引に係る会計基準に関する意見書
7年5月26日	外貨建取引等会計処理基準の改訂について（報告書）
9年6月6日	連結財務諸表制度の見直しに関する意見書
10年3月13日	中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書 研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書
6月16日	退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書 中間監査基準の設定に関する意見書
10月30日	税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書 連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い（報告書）
11年1月22日	金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書
2月19日	有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い（報告書）
10月22日	外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書

（注） 本表は、平成元年5月から平成12年6月の間における証券取引審議会、金融審議会（証券関係）及び企業会計審議会の主な報告書、意見書、答申を列挙したものである。

（出所）『大蔵省証券局年報』の平成2年版から平成7年版、『証券年報』の平成8年版から平成9年版、金融庁ウェブ・サイトより作成。

**(補注)**

本巻において引用頻度の高い文献について下記にまとめた。これらについてはできる限り、注及び出所において引用部分のタイトル等を付した。また、注及び出所における表記のうち国会における衆議院及び参議院の会議録については、国立国会図書館「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)による。本巻の注及び出所に記載のウェブ・ページのアドレスについては、平成31年2月12日現在のものである。

- ・大蔵省国際金融局年報編集委員会編『大蔵省国際金融局年報』平成6年版及び平成7年版、金融財政事情研究会。
- ・大蔵省証券局年報編集委員会編『大蔵省証券局年報』昭和62年版～平成7年版、金融財政事情研究会。
- ・大蔵省大臣官房文書課編『ファイナンス』平成元年2月号～平成12年12月号、大蔵財務協会。
- ・銀行局金融年報編集委員会編『銀行局金融年報』昭和44年版～平成7年版、金融財政事情研究会。
- ・金融監督庁編『金融監督庁の1年』平成10事務年度版及び平成11事務年度版、金融庁ウェブ・ページ <https://www.fsa.go.jp/common/paper/>。
- ・金融庁編『金融庁の1年』平成12事務年度版～平成16事務年度版、金融庁ウェブ・ページ <https://www.fsa.go.jp/common/paper/>。
- ・金融年報編集委員会編『金融年報』平成8年版及び平成9年版、金融財政事情研究会。
- ・国際金融年報編集委員会編『国際金融年報』平成8年版、金融財政事情研究会。
- ・財団法人資本市場研究会『月刊 資本市場』平成元年5月号～平成12年6月号、財団法人資本市場研究会。
- ・社団法人商事法務研究会『旬刊 商事法務』昭和61年7月5日号～平成12年6月25日号、社団法人商事法務研究会。
- ・社団法人日本証券業協会『証券業報』昭和62年6月号～平成12年7月号、社団法人日本証券業協会。
- ・証券年報編集委員会編『証券年報』平成8年版及び平成9年版、金融財政事情研究会。
- ・全国銀行協会『金融』平成11年5月号～平成12年6月号、全国銀行協会。
- ・全国銀行協会連合会『金融』平成3年8月号～平成11年4月号、全国銀行協会連合会。
- ・『国際金融局年報』平成9・10年版、金融財政事情研究会。

なお、上記の『大蔵省証券局年報』、『銀行局金融年報』、『金融年報』、『証券年報』のほか、大蔵省銀行局、同証券局所管の通達や事務ガイドラインの多くはこれらの別冊にも収録されているのでそれらも参照されたい。